

第369回高知県議会（12月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
12月12日	火	本会議	開会 新議員の紹介 議席の指定及び議席の一部変更 会期の決定（16日間） 議案の上程29件（予算9、条例5、その他15） 提出者の説明 濱田知事 決算特別委員長報告（26件） 討論 中根議員 久保議員 採決（368第13号—368第15号、368報第1号—368報第23号） 自治功労者表彰状の伝達
13日	水	休 会	議案精査
14日	木	休 会	議案精査
15日	金	本会議	質疑並びに一般質問 横山議員 岡田(芳)議員 田所議員
16日	土	休 会	
17日	日	休 会	
18日	月	休 会	議案精査
19日	火	本会議	質疑並びに一般質問 依光議員 桑鶴議員 はた議員
20日	水	本会議	質疑並びに一般質問 久保議員 金岡議員 委員会付託 議案の上程（議発第1号） 採決
21日	木	休 会	委員会審査
22日	金	休 会	委員会審査
23日	土	休 会	
24日	日	休 会	
25日	月	休 会	委員会審査
26日	火	休 会	

27日	水	本会議	<p>委員長報告</p> <p>討論 細木議員 田中議員</p> <p>採決 議案の追加上程 3 件（第30号—第32号） 提出者の説明 濱田知事</p> <p>採決 議案の上程（議発第 2 号）</p> <p>採決 高知県選挙管理委員及び同補充員の選挙 議案の上程（議発第 3 号—議発第 7 号）</p> <p>採決 議案の上程（議発第 8 号）</p> <p>採決 議案の上程（議発第 9 号—議発第10号）</p> <p>討論 岡本議員</p> <p>採決 議案の上程（議発第11号）</p> <p>討論 坂本議員</p> <p>採決 継続審査の件</p> <p>閉会</p>
-----	---	-----	--

第369回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（12月12日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	6
仮議席の指定	6
新議員の紹介	6
会議録署名議員の指名	7
議席の指定及び議席の一部変更	7
会期の決定	7
議案の上程、提出者の説明	7
濱田知事	7
決算特別委員長報告	
三石決算特別委員長	13
討論	19
中根議員	19
久保議員	20
採決	22
自治功労者表彰状の伝達	23
弘田議長	23
濱田知事	23
大石議員	24

第2日（12月15日）

出席議員	27
欠席議員	27

説明のため出席した者	27
事務局職員出席者	28
議事日程	28
諸般の報告	29
質疑並びに一般質問	
横山議員	29
1 政治姿勢（選挙戦を通しての所感と県民からの思いや期待の受け止め、2期目の決意と来年度への意気込み、国との関係、高知市との連携と高知市以外の市町村との連携、連続テレビ小説あんばんを契機とした県勢浮揚策、観光振興策）について	30
2 人口減少対策（目標達成への決意、県内企業の男性の育児休業取得状況と子育て支援に取り組む企業への支援）について	32
3 中山間対策（再興に取り組む決意、人口減少対策総合交付金の具体的な仕組み、集落活動センターのさらなる活性化、人口減少対策、若者や若手グループとの意見交換の場づくりと活動支援）について	33
4 国の総合経済対策への対応（物価高騰や国土強靱化の対策への生かし方と事業者の構造転換、年収の壁・支援強化パッケージに対する期待と活用の促進）について	35
5 経済の活性化（関西戦略の進化、県民所得全国中位の目標達成、イノベーション創出の取組と拠点などの環境整備、人への投資の位置付けと取組、商工会・商工会議所の経営指導員の配置基準見直し）について	36
6 農業振興（若い女性や若手が参入しやすい農業の実現、収入保険制度と野菜価格安定制度の加入促進と若手の就農や雇用への生かし方）について	37
7 日本一の健康長寿県構想と高知型地域共生社会（改定の考え方と中山間地域のサービス基盤強化、今後の取組とあったかふれあいセンター機能強化）について	38
8 教育の充実（次期教育振興基本計画の改定と教育の向上、ICT教育の意義と今後の進め方、起業家教育）について	38
9 国民文化祭（どのような大会を目指すのか、官民一体の連携）について	39
濱田知事	40
山脇観光振興部長	49
山地子ども・福祉政策部長	49
中村中山間振興・交通部長	50
松岡商工労働部長	51
沖本産業振興推進部長	52
杉村農業振興部長	53
長岡教育長	54

岡村文化生活スポーツ部長	55
横山議員	56
岡田(芳)議員	57
1 政治姿勢（県民の実態把握と知事の責務、あいくち発言への謝罪と反省、パ レスチナ情勢の受け止めと日本政府や国際社会への呼びかけ、アメリカへの 忠告、本県の港湾が特定重要拠点にリストアップされたことに対する具体的 な相談の有無と対応、県民の安全・安心を脅かすという認識、米軍との共同 訓練に道を開く認識と住民の合意、高知県の港湾における非核平和利用に関 する決議の受け止めと今日的意義）について	57
2 関西戦略（大阪・関西万博の建設費増による国民等負担増及び入場チケット 販売要請、万博中止を求める声と関西戦略見直し）について	60
3 農政（食料自給率向上を法的義務にすること、農業関連予算増の声を上げ続 けること、所得補償を組み合わせる仕組みづくり、適正価格実現への具体的 な取組、石土池の取水口対策、地域計画づくりに向けた話し合いへの支援）に ついて	61
4 中山間地域再興ビジョンとジェンダー格差（女性へのメッセージと施策展開 の必要性、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組、女性管理職の登 用を進める取組、働く場におけるジェンダー格差の改善、県独自の上乘せ措 置による正規雇用への転換、会計年度任用職員の処遇改善や正規職員化）に ついて	63
5 ケア労働者への財政支援（賃金格差と安定的な雇用確保対策）について	65
6 子供医療費助成（市町村支援と予算規模、子供の未受診改善）について	65
濱田知事	66
杉村農業振興部長	72
山地子ども・福祉政策部長	73
松岡商工労働部長	74
徳重総務部長	75
岡田(芳)議員	75
濱田知事	76
田所議員	77
1 政治姿勢（地方自治及び地方分権の課題、国との関係性）について	77
2 E B P M（予算編成のポリシー、決定方法、デジタル化とグリーン化予算の 政策成果の見える化の取組と展開、活用、公共交通マイナンバーカード活用 実証事業のデータ収集と活用方法、データ分析ができる職員の育成、県勢浮 揚と県財政の持続可能性の両立を図る具体策）について	78
3 担い手不足（県経済への影響、建設業・公共交通や運輸業・介護サービス・ 保健医療専門職における取組の成果と今後、中小企業のデジタル化の課題と	

支援、県民の生活を守るための取組と決意) について……………	81
4 ビジネスケアラー (これまでの支援と今後の展開、企業の労働環境の整備、 取組状況やニーズの把握) について……………	84
5 教員のメンタルヘルス (精神疾患で休職している職員数と割合と増加傾向の 背景、働き方改革プロジェクトチームでの協議内容と進捗、施策の推進、次 期教育振興基本計画における対策の位置づけ、教員の働き方改革の成果を目 に見える形で進めていくこと) について……………	86
濱田知事……………	87
徳重総務部長……………	90
武藤林業振興・環境部長……………	92
中村中山間振興・交通部長……………	92
沖本産業振興推進部長……………	93
荻野土木部長……………	93
山地子ども・福祉政策部長……………	94
家保健康政策部長……………	95
松岡商工労働部長……………	95
長岡教育長……………	96
田所議員……………	97
濱田知事……………	99
長岡教育長……………	100
田所議員……………	100

第3日 (12月19日)

出席議員……………	101
欠席議員……………	101
説明のため出席した者……………	101
事務局職員出席者……………	102
議事日程……………	102
諸般の報告……………	103
質疑並びに一般質問	
依光議員……………	103
1 政治姿勢 (女性管理職登用の現状と今後、働く場の環境整備、若者の自己研 さんにつながり継続した交流を持てる出会いの機会拡大) について……………	103
2 産後ケア (利用者の自己負担一律化、父親の産後鬱) について……………	106
3 ファミリー・サポート・センター (利用料金への支援、県主導による課題解	

決の仕組みづくり) について……………	107
4 認知症予防 (具体的な手だて及びとっとり方式の導入、認知症サポーターの活動の現状) について……………	108
5 連続テレビ小説あんぱんを契機とした観光振興など (地元との連携、土佐山田駅へのエレベーター設置、ツアーコース整備と移動手段の充実、バス事業者におけるユーグレナを使った取組と地球温暖化対策) について……………	109
6 高知広域都市計画区域内の古家の建て替え (建築確認台帳の保管、県の考え、建築基準法の接道規定における柔軟な運用) について……………	110
濱田知事……………	112
山地子ども・福祉政策部長……………	114
家保健康政策部長……………	116
中村中山間振興・交通部長……………	116
山脇観光振興部長……………	117
荻野土木部長……………	117
依光議員……………	118
濱田知事……………	119
家保健康政策部長……………	120
桑鶴議員……………	121
1 選挙 (参院選における合区制度、若い世代への啓発事業の取組と成果、今後注力する部分) について……………	121
2 子育て (医療費負担助成の拡大を図る市町村への支援、年度途中の待機児童解消への支援、放課後児童クラブの土曜開所、病児保育の充実、子育て支援情報の効果的な発信、多様化する子育て世帯への支援施策の強化、働き方改革に取り組む企業への支援) について……………	123
3 事業承継 (取組状況や成果と廃業を選択する事業者への対応) について……………	125
4 販路開拓支援 (アンテナショップの活用) について……………	125
5 食品衛生法の改正への対応 (漬物製造業の営業許可取得に向けた生産者への対応、引き続き製造販売ができる支援) について……………	126
濱田知事……………	127
土居選挙管理委員長……………	128
長岡教育長……………	129
山地子ども・福祉政策部長……………	130
松岡商工労働部長……………	131
沖本産業振興推進部長……………	132
家保健康政策部長……………	133
桑鶴議員……………	133
はた議員……………	134

1	政治姿勢（政治資金パーティー収入を寄附に位置づける法改正の必要性）について……………	134
2	困難を抱える女性支援（新法の意義と今後の取組、売春防止法第5条の削除、幅広い関係者の意見を予算や体制強化に反映するための考え方や取組、女性相談支援員の専門能力向上及び活動環境整備と人員確保策）について……………	134
3	教育行政（奨学金制度における保証人問題の改善、貸付選考条件や返還猶予・免除条件の改善、経済的負担のさらなる軽減、充て指導主事を現場に返す見直し、2021・2022年度の正規採用者に占める臨時教員経験者の割合、採用審査制度の不十分さによる人材流出への受け止めと1次審査を全面免除する改善）について……………	136
4	医療的ケア児の災害対策（在宅療養者の災害時の電源確保、酸素ステーション設置の取組とスケジュール、災害時医療救護計画に医療的ケア児や小児が含まれていない理由と今後の明記）について……………	138
5	物価高騰対策（国保基金を活用した被保険者の負担軽減策の検討、生活保護受給者への地域振興券の全額を収入認定しない扱い）について……………	140
	濱田知事……………	141
	山地子ども・福祉政策部長……………	142
	長岡教育長……………	144
	家保健康政策部長……………	145
	はた議員……………	146
	濱田知事……………	147
	はた議員……………	148

第4日（12月20日）

出席議員……………	149
欠席議員……………	149
説明のため出席した者……………	149
事務局職員出席者……………	150
議事日程……………	150
諸般の報告……………	151
質疑並びに一般質問	
久保議員……………	151
1 高知城の国宝化（意義、重要文化財建造物調査事業の調査内容、指定基準を満たしていないとされた判断内容、報告会、高知城歴史博物館との打合せ内容、指定に改めて取り組むこと、意識合わせと所蔵物の確認を行った上での	

展開、県民に対する広報と協力依頼) について……………	151
2 地域公共交通 (クロスセクター効果を貨幣価値に換算する手法、効率・効果的な運行、デマンド型乗合タクシーの成功例や横展開、地域住民への周知、デジタル化やA Iを活用した全国の成功事例と導入に向けた課題、バスの運転士不足の現状と対策、中土佐町での実証実験の中間評価、要望や苦情を吸い上げる仕組みの必要性) について……………	153
3 教育 (コミュニティ・スクール・学校運営協議会・地域学校協働活動・地域学校協働本部の内容と関連性、設置状況や運営状況、課題、継続のための課題と対策、成功事例の横展開) について……………	155
4 インバウンドの受入れ体制 (銀行や空港での両替、消費税の免税店舗数を増やす取組、高知龍馬空港でのデューティーフリーショップの必要性、パスポート取得支援制度) について……………	156
5 看護師、助産師、保健師 (看護職員の確保の現状と見通し、大学卒業生の県内就職に向けた対策、離職防止と潜在看護職員の復職支援対策、助産師の確保と専門性の向上、保健師の人材育成と確保) について……………	158
濱田知事……………	159
岡村文化生活スポーツ部長……………	161
中村中山間振興・交通部長……………	162
長岡教育長……………	164
山脇観光振興部長……………	166
家保健康政策部長……………	167
久保議員……………	169
金岡議員……………	170
1 政治姿勢 (政治手法と県政への思い) について……………	170
2 中山間地域の振興 (消えゆく集落、中山間地域再興ビジョンの成果を即刻出すこと、農業基盤整備事業の拡充) について……………	170
3 農業振興 (収入保険掛金への助成、若い方などの農業参入、特定地域づくり事業協同組合に個人の農家や林家が参加できる仕組みづくり) について……………	172
4 南海トラフ地震対策 (中山間地域における対策、幹線道路の拡幅、嶺北地域で市町村や応急救助機関が情報共有と対応ができる仕組みの必要性) について……………	173
5 周産期医療 (遠隔医療システムによるオンライン診療の実施に向けた取組) について……………	174
6 社会福祉協議会 (人材の確保・育成と財源確保) について……………	174
7 観光振興 (高知新港客船ターミナルの拡張による販売スペース確保や利便性の向上) について……………	174
8 林業の振興・バイオマス利用 (河川内樹木や流木の有効活用、ストックヤー	

ドの整備) について	175
9 高知EHR (効果、将来目標と今後のシステム構築) について	176
濱田知事	177
杉村農業振興部長	178
中村中山間振興・交通部長	180
中岡危機管理部長	180
荻野土木部長	181
家保健康政策部長	182
山地子ども・福祉政策部長	183
武藤林業振興・環境部長	184
金岡議員	185
議案の付託	186
請願の付託	186
議案の上程、採決 (議発第1号 決議議案)	186

第5日 (12月27日)

出席議員	189
欠席議員	189
説明のため出席した者	189
事務局職員出席者	190
議事日程	190
諸般の報告	191
委員長報告	
金岡危機管理文化厚生委員長	192
下村商工農林水産委員長	194
上治産業振興土木委員長	196
明神総務委員長	198
討論	199
細木議員	200
田中議員	201
採決	203
議案の追加上程、提出者の説明、採決 (第30号—第32号)	204
濱田知事	204
議案の上程、採決 (議発第2号 条例議案)	205
高知県選挙管理委員及び同補充員の選挙	205

議案の上程、採決（議発第3号—議発第7号 意見書議案）	206
議案の上程、採決（議発第8号 意見書議案）	207
議案の上程、討論、採決（議発第9号—議発第10号 意見書議案）	207
岡本議員	208
議案の上程、討論、採決（議発第11号 意見書議案）	209
坂本議員	210
継続審査の件	212
閉会の挨拶	
弘田議長	212
濱田知事	213

巻末掲載文書

委員会報告書	215
令和4年度高知県歳入歳出決算審査報告書	216
令和4年度高知県公営企業会計決算審査報告書	226
意見書に関する結果について	232
議席の指定及び議席の一部変更	234
議案の提出について	235
人事委員会回答書	237
議案付託表	238
請願文書表	242
決議議案の提出について	
議発第1号 ガザ地区における一刻も早い停戦と人道状況の改善を求める決議議案	248
議案の追加提出について	250
条例議案の提出について	
議発第2号 高知県議会委員会条例の一部を改正する条例議案	251
意見書議案の提出について	
議発第3号 政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書議案	256
議発第4号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書議案	258
議発第5号 認知症との共生社会の実現を求める意見書議案	261
議発第6号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書議案	265
議発第7号 森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書 議案	268
議発第8号 持続可能な社会保障制度の確立に向けた適切な財源確保を求める意見書 議案	271

議発第9号	政治資金規正法の抜本的改正を求める意見書議案	273
議発第10号	政治資金規正法の改正も含めた再発防止を求める意見書議案	276
議発第11号	自衛官の命を守る観点から、自衛隊へのオスプレイ配備の見直しを求め る意見書議案	278
継続審査調査の申出書		281
決算特別委員会審査結果一覧表		283
委員会審査結果一覧表		284
議決一覧表		286

招 集 告 示

高知県告示第783号

高知県議会定例会を、令和5年12月12日に高知県議会議事堂に
招集する。

令和5年12月5日

高知県知事 濱田 省司

議 員 席 次

1番	竹 内 健 造 君	2番	戸 田 宗 崇 君
3番	上 治 堂 司 君	4番	桑 鶴 太 朗 君
5番	土 森 正 一 君	6番	槇 尾 絢 子 君
7番	久 保 博 道 君	8番	上 田 貢 太 郎 君
9番	今 城 誠 司 君	10番	金 岡 佳 時 君
11番	下 村 勝 幸 君	12番	田 中 徹 君
13番	土 居 央 君	14番	横 山 文 人 君
15番	西 内 隆 純 君	16番	加 藤 漠 君
17番	弘 田 兼 一 君	18番	明 神 健 夫 君
19番	三 石 文 隆 君	20番	畠 中 拓 馬 君
21番	依 光 美 代 子 君	22番	大 石 宗 君
23番	武 石 利 彦 君	24番	西 森 美 和 君
25番	寺 内 憲 資 君	26番	西 森 雅 和 君
27番	樋 口 秀 洋 君	28番	岡 田 竜 平 君
29番	田 所 裕 介 君	30番	橋 本 敏 男 君
31番	坂 本 茂 雄 君	32番	は た 愛 君
33番	細 木 良 君	34番	岡 田 芳 秀 君
35番	岡 本 和 也 君	36番	中 根 佐 知 君
37番	塚 地 佐 智 君		

第369回高知県議会定例会会議録

令和5年12月12日（火曜日） 開議第1日

出席議員

1番 竹内健造君
 2番 戸田宗崇君
 3番 上治堂司君
 4番 桑鶴太朗君
 5番 土森正一君
 6番 榎尾絢子君
 7番 久保博道君
 8番 上田貢太郎君
 9番 今城誠司君
 10番 金岡佳時君
 11番 下村勝幸君
 12番 田中徹君
 13番 土居央君
 14番 横山文人君
 15番 西内隆純君
 16番 加藤漠君
 17番 弘田兼一君
 18番 明神健夫君
 19番 三石文隆君
 20番 畠中拓馬君
 21番 依光美代子君
 22番 大石宗君
 23番 武石利彦君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 岡田竜平君
 29番 田所裕介君
 30番 橋本敏男君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君

34番 岡田芳秀君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 井上浩之君
 総務部長 徳重覚君
 危機管理部長 中岡誠二君
 健康政策部長 家保英隆君
 子ども・福祉政策部長 山地和君
 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
 産業振興推進部長 沖本健二君
 中山間振興・交通部長 中村剛君
 商工労働部長 松岡孝和君
 観光振興部長 山脇深君
 農業振興部長 杉村充孝君
 林業振興・環境部長 武藤信之君
 水産振興部長 松村晃充君
 土木部長 荻野宏之君
 会計管理者 池上香君
 公営企業局長 笹岡浩君
 教育長 長岡幹泰君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会事務局長 澤田博睦君
 公安委員長 小田切泰禎君

警察本部長 高清水 善 弘 君
代表監査委員 五百藏 誠 一 君
監査委員 高 橋 慎 一 君
事務局 長

事務局職員出席者

事務局 長 山 本 和 弘 君
事務局 次 長 中 島 勝 海 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政策調査課長 飯 田 志 保 君
議事課長補佐 杉 本 健 治 君
主 査 宮 崎 由 妃 君



議 事 日 程 (第 1 号)

令和5年12月12日午前10時開議

- 第 1 号 会議録署名議員の指名
- 第 2 号 議席の指定及び議席の一部変更の件
- 第 3 号 会期決定の件
- 第 4 号
 - 第 1 号 令和5年度高知県一般会計補正予算
 - 第 2 号 令和5年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
 - 第 3 号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
 - 第 4 号 令和5年度高知県県営林事業特別会計補正予算
 - 第 5 号 令和5年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
 - 第 6 号 令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算
 - 第 7 号 令和5年度高知県電気事業会計補正予算
 - 第 8 号 令和5年度高知県工業用水道事業会計補正予算

- 第 9 号 令和5年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 10 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 令和6年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 16 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 17 号 高知県立県民文化ホール指定管理者の指定に関する議案
- 第 18 号 高知県立美術館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 19 号 高知県立文学館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 20 号 高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 21 号 高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 22 号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 23 号 田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 24 号 高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 25 号 高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案

第 26 号	県有財産（高知中央産業団地）の処 分に関する議案	事業特別会計歳入歳出決算 368報第10号	令和4年度高知県災害救助基金 特別会計歳入歳出決算
第 27 号	野根海岸海岸災害復旧工事請負契約 の締結に関する議案	368報第11号	令和4年度高知県母子父子寡婦 福祉資金特別会計歳入歳出決算
第 28 号	都市計画道路はりまや町一宮線防災・ 安全交付金工事請負契約の一部を変 更する契約の締結に関する議案	368報第12号	令和4年度高知県中小企業近代 化資金助成事業特別会計歳入歳 出決算
第 29 号	和食ダム本体建設工事請負契約の一 部を変更する契約の締結に関する議 案	368報第13号	令和4年度高知県流通団地及び 工業団地造成事業特別会計歳入 歳出決算
第 5		368報第14号	令和4年度高知県農業改良資金 助成事業特別会計歳入歳出決算
368第13号	令和4年度高知県流域下水道事業 会計未処分利益剰余金の処分に関 する議案	368報第15号	令和4年度高知県県営林事業特 別会計歳入歳出決算
368第14号	令和4年度高知県電気事業会計未 処分利益剰余金の処分に関する議 案	368報第16号	令和4年度高知県林業・木材産 業改善資金助成事業特別会計歳 入歳出決算
368第15号	令和4年度高知県工業用水道事業 会計未処分利益剰余金の処分に関 する議案	368報第17号	令和4年度高知県沿岸漁業改善 資金助成事業特別会計歳入歳出 決算
368報第1号	令和4年度高知県一般会計歳入 歳出決算	368報第18号	令和4年度高知県港湾整備事業 特別会計歳入歳出決算
368報第2号	令和4年度高知県収入証紙等管 理特別会計歳入歳出決算	368報第19号	令和4年度高知県高等学校等奨 学金特別会計歳入歳出決算
368報第3号	令和4年度高知県給与等集中管 理特別会計歳入歳出決算	368報第20号	令和4年度高知県流域下水道事 業会計決算
368報第4号	令和4年度高知県旅費集中管理 特別会計歳入歳出決算	368報第21号	令和4年度高知県電気事業会計 決算
368報第5号	令和4年度高知県用品等調達特 別会計歳入歳出決算	368報第22号	令和4年度高知県工業用水道事 業会計決算
368報第6号	令和4年度高知県会計事務集中 管理特別会計歳入歳出決算	368報第23号	令和4年度高知県病院事業会計 決算
368報第7号	令和4年度高知県県債管理特別 会計歳入歳出決算		
368報第8号	令和4年度高知県土地取得事業 特別会計歳入歳出決算		
368報第9号	令和4年度高知県国民健康保険		



午前10時開会 開議

○議長（弘田兼一君） ただいまから令和5年12月高知県議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。
10月22日に実施されました補欠選挙において当選されました竹内健造議員を、11月7日、委員会条例第5条第1項ただし書により商工農林水産委員に指名いたしましたので御報告いたします。

次に、議会運営委員長及び決算特別委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過及び結果の報告があり、それぞれその写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。なお、決算特別委員会の審査結果については、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

委員会報告書、令和4年度高知県歳入歳出決算審査報告書、令和4年度高知県公営企業会計決算審査報告書、決算特別委員会審査結果一覧表、意見書に関する結果について それぞれ巻末215、216、226、283、232ページに掲載

仮議席の指定

○議長（弘田兼一君） この際、議事運営上、今回の補欠選挙において当選されました竹内健造議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

新議員の紹介

○議長（弘田兼一君） この際、新たに議員になりました竹内健造議員を御紹介いたします。

竹内健造議員。

（竹内健造君登壇）

○（竹内健造君） 私は、このたび須崎市選挙区補欠選挙において選任されました竹内健造と申します。この場で新人議員として挨拶させていただく機会をいただき、心より感謝申し上げます。

私の出身地である須崎市は、豊かな自然環境や歴史的な文化が息づいておりますが、同時に直面している課題もたくさんございます。急激な人口減少、地域経済の衰退など取り組まなければならない課題が山積をしております。地域の魅力を最大限に引き出し、市民の皆様が安心して生活できる社会実現を目指してまいります。

そのためには、市民の皆様との対話を大切に、皆様の声を真摯に受け止める、身近な存在である県議会議員を、まず目指してまいりますというふうに思っています。あわせて、県市行政や各種団体と連携を強化し、地域経済の活性化や福祉増進など、幅広い視野での取組もを行い、地域の持続可能な発展に寄与していく所存でございます。

本日の議会開会日を皮切りに、濱田知事をは

じめ県執行部の皆様、諸先輩議員の皆様と共に歩みを進める日々になれるよう、私自身も努力をしてまいり所存でございます。

皆様の御指導、御鞭撻を賜りまして、しっかりと県議会議員としての役目を務めてまいりたいというふうに思います。どうぞよろしく願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)



会議録署名議員の指名

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3名をお願いいたします。

3番 桑 鶴 太 朗 議員

12番 土 居 央 議員

24番 寺 内 憲 資 議員



議席の指定及び議席の一部変更

○議長（弘田兼一君） 次に、日程第2、議席の指定及び議席の一部変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。議席の指定及びそれに関連いたします議席の一部変更は、お手元にお配りいたしてあります案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより議席の移動をいたします。

準備のためしばらくお待ちください。

ただいま決定いたしました議席へお移り願います。

（議席の移動）

〔議席の指定及びそれに関連する議席の一部変更（案） 巻末234ページに掲載〕



会期の決定

○議長（弘田兼一君） 次に、日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から12月27日までの16日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月27日までの16日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末235ページに掲載〕

日程第4、第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」から第29号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上29件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田省司知事。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員各位の御出席をいただき、令和5年12月県議会定例会が開かれますことに厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ち、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員各位並びに県民の皆さんの御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

私は、このたびの知事選挙の結果、県民の皆さんの御支持をいただき、再び知事として県政のかじ取り役を担う機会を得ることができました。選挙期間中に県民の皆さんからいただいた大きな力を原動力に、気持ちを新たに県勢浮揚に向けて邁進します。

2期目の県政運営に当たっては、引き続き共感と前進を基本姿勢として、県民の皆さんとの対話を通じて県政に対する共感を得ながら、課題の解決に向けて着実に前進します。そして、得られた成果をもってさらなる共感を得て取組が一層前進するという共感と前進の好循環を生み出し、県政の進化に果敢に挑戦します。

その際には、デジタル化、グリーン化、グローバル化という新たな時代の潮流を先取りし、産業、生活、行政の各分野にわたって施策をバージョンアップします。このうち、デジタル化では、デジタルによる人口減少社会への挑戦を掲げ、関連施策の強化を通じて大都市部との距離など本県が抱える物理的なハンディを克服し、産業の生産性と生活の利便性の飛躍的な向上につなげます。

グリーン化では、本県の豊かな自然資源を生かして、再生可能エネルギーの導入拡大や、林業振興などを通じた経済と環境の好循環の創出を図ります。

そして、グローバル化では、人口減少に伴う国内市場の縮小が避けられない中、県産品の輸出拡大やインバウンド観光の振興といった海外に目を向けた取組を一層加速します。

足元に目を転じれば、物価高騰の長期化によって県民生活や事業活動への影響がますます大きくなっています。国の総合経済対策も最大限活

用し、現下の影響緩和を図ることはもとより、中長期を見据えた社会経済の構造転換を力強く進め、県民の皆さんに効果を実感していただけるよう取り組みます。

今後4年間も私が先頭に立ち、県民の皆さんと心をつなげて着実に課題の解決を図り、元気で豊かな、そしてあたたかい高知県を実現し、次世代に引き継いでいけるよう全力を尽くします。

現在、県政における最重要課題は、本県の将来を左右する人口減少への対応です。本県ではこれまで、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口構造の若返りを図るべく、地産外商や子育て支援といった取組を進めてきました。しかしながら、昨年の出生数が47都道府県で最少となるなど、若年層を中心とした人口の減少にブレーキがかかっていません。この状況から何としても脱却すべく、若者の人口、とりわけ女性の若年人口を増加させ、持続可能な人口構造に転換できるよう、不退転の決意で臨みます。

取組に当たっては、四、五年後までに若年人口の減少傾向に歯止めをかけ、おおむね10年後には現在の水準まで回復させることを目標として掲げ、第1に、関西圏との経済連携をはじめ、地産外商や観光誘客の推進といった取組による、いきいきと仕事ができる高知、第2に、教育の振興や子育て支援などを通じた、いきいきと生活ができる高知、第3に、南海トラフ地震対策やインフラ整備による、安全・安心な高知、これら目指すべき3つの高知県像の実現に向け、総合的に施策を展開します。

このため、次期総合戦略においては、若年人口の増加、婚姻数の増加、出生率の向上の3つの観点から施策を抜本強化します。このうち、若年人口の増加について、若者の県内就職を促進し、県外からの移住者をさらに呼び込むためには、若者にとって魅力のある仕事の創出や女

性が働きやすい環境の整備が欠かせません。このため、各産業分野のデジタル化を一層進めることで事業者の稼ぐ力を高めるほか、IT・コンテンツ企業をはじめとする事務系企業の誘致などに取り組みます。

婚姻数の増加については、特に出会いの機会が少ない中山間地域を中心に、移住施策や地域のイベントと連携した出会いの機会を拡充します。また、こうち出会いサポートセンターの機能強化を図るなど、結婚を希望する方に対するきめ細かな支援を行います。

出生率の向上については、理想の出生数をかなえられるよう、国の施策も踏まえて子育て家庭の経済負担の軽減を図ります。加えて、子育て経験者による敷居の低い相談体制の整備といった住民参加型の子育て支援策を充実します。

さらに、若い女性に高知を選んでもらうためには、地域に根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消が欠かせません。このため、男性が育児休業を取得することが当たり前という高知県を目指し、私が先頭に立って、共働き・共育てを県民運動として強力に推進することで社会全体の意識改革を図ります。

特に、中山間地域においては若年人口の減少が先行して進んでおり、より重点的な取組が必要です。このため、若者を増やす、暮らしを支える、活力を生む、しごとを生み出すの4つを柱とする中山間地域再興ビジョンを本年度中に策定し、少子化対策と一体となった新たな中山間対策に着手します。具体的には、中山間地域の基幹産業である1次産業や建設業において若者にとって魅力のある仕事を創出するほか、デジタル技術を活用した生活環境の整備などに取り組みます。

また、定住や移住の促進、子育て支援といった一連の施策を市町村が地域の実情に応じて進めることができるよう、市町村に対する財政支

援の枠組みとして、人口減少対策総合交付金を創設したいと考えています。

次に、目指すべき3つの高知県像のうち、まず、いきいきと仕事ができる高知に向けた取組について御説明申し上げます。

より多くの若者が本県に戻り、また都会へ出ていなくても誇りと志を持って住み続けることができる高知の実現に向けては、県経済の持続的かつ力強い発展が不可欠です。このため、全国下位にある1人当たりの県民所得をおおむね10年後までに全国中位に上昇させることを目標に掲げ、徹底して県経済の底上げを図ります。

足元の県経済は、個人消費を中心にコロナ禍からの回復軌道に乗りつつあるものの、物価高騰による影響の長期化が懸念されるほか、様々な分野で人手不足が深刻化しています。今後も一定の人口減少が避けられない中、回復しつつある県経済を持続的な成長につなげるためには、各産業分野の構造転換を通じて足腰をより強くすることに加え、経済成長の礎となる新たな価値を創出することが重要です。

このため、次期産業振興計画では、これまで取り組んできた地産外商をより一層進めます。具体的には、大阪・関西万博の開催に向けて経済活力が高まる関西圏との経済連携に加え、海外市場への輸出拡大やインバウンド観光の振興といったグローバル化の取組を加速します。

また、デジタル化やグリーン化などを通じて新たな価値を生み出すイノベーションを戦略の柱に据え、各施策を抜本強化します。デジタル化では、各産業分野においてデジタル技術の導入を加速することで事業者の稼ぐ力を一層高め、魅力ある仕事を創出します。グリーン化では、脱炭素に資する製品開発や新事業展開などの取組を進め、経済と環境の好循環を図ります。

さらには、こうした取組を支える人材の育成や確保を一層進め、あわせて人手不足の解消に

向けてU・Iターンの促進や外国人材の確保の取組を強化します。特に、外国人材の確保に関しては、より多くの方に本県を選んでもらえるよう、生活環境や就労環境のさらなる充実を図ります。加えて、インドとの人材交流及び経済交流に関する覚書の締結に向けて、来月には私自身が現地を訪問するなど、送り出し国との関係強化を図り、人材の受入れ拡大につなげます。

関西圏との経済連携については、関西・高知経済連携強化戦略に基づく外商拡大や観光誘客の取組により、本年7月にあべのハルカスに開設した期間限定の店舗の来客者数が4万人を超えるなど、手応えを感じています。

こうした成果も踏まえ、次期戦略では、来年7月に大阪市梅田にアンテナショップを開設し、大阪・関西万博を最大限に生かした情報発信や外商活動を一層強化するなど、関西圏との経済連携のステージをもう一段引き上げます。具体的には、アンテナショップを拠点に、関西圏のメディアとも連携して、本県の食や自然といった魅力を広く発信します。加えて、アンテナショップにおける商談機会の創出やテストマーケティングを通じ、関西圏の方々の嗜好に応じた県産品の磨き上げを進め、販売拡大につなげます。

また、万博期間中には、会場においてよさこいの演舞と街路市を柱とするイベントの開催を予定しており、市町村と共に本県の魅力を世界へ向けて広く発信したいと考えています。さらに、万博を契機に関西圏を訪れる国内外の観光客をターゲットに、大阪観光局と連携して本県への誘客を促進します。こうした施策を市町村や事業者、本県にゆかりのある関西在住の方々を含めたオール高知の体制で展開し、その経済効果を早期に多くの県民の皆さんに実感していただけるよう取り組みます。

観光分野においては、連続テレビ小説らんま

んの放送という追い風を生かして、本年3月から観光博覧会を開催してきました。その結果、牧野植物園の4月から先月までの来園者数が35万人を超え、過去最高であった昨年度の2.8倍を記録するなど誘客拡大に大きな手応えを感じています。

そして、来年4月からは、「極上の田舎、高知。」をコンセプトに、深くたっぷり本県の魅力を味わっていただく、どっぷり高知旅キャンペーンを4年にわたって展開します。今月5日には、官民一体でキャンペーンを推進する組織を設立しました。今後は、関係者の皆さんからいただいた御意見も踏まえ、観光客の長期滞在を促すべく、市町村とも連携して効果的なプロモーションやセールスを展開するほか、受入れ体制の整備を進めます。

こうした中、先日、本県の名誉県民第1号であるやなせたかしさんと小松暢さん夫妻をモデルにした、連続テレビ小説あんぱんが令和7年の春から放送されることが決定しました。らんまんに続き、本県から輩出した文化人の活躍を通じて全国の皆さんに高知の魅力を届ける絶好の機会を得ることができ、大変うれしく思っています。この放送を本県観光の一層の飛躍につなげるべく、誘客にしっかりと取り組みます。さらには、漫画文化の発信のほか、アニメ関連企業の誘致といった幅広い施策に生かしたいと考えています。

また、インバウンド観光では、全国的に活発な訪日旅行の動きをチャンスと捉え、関連施策を一層強化します。このうち、好調な搭乗実績で推移している台湾からの定期チャーター便については、今後の定期便化につなげるべく、観光面をはじめとした台湾との交流拡大を図ります。さらに、台湾との定期便化はもとより、台湾以外の国際線の誘致も視野に入れ、海外との往来の玄関口となる空港施設の機能を強化した

いと考えています。本年10月には、県が設置した高知龍馬空港の新ターミナルビルの整備に向けた検討会議において、現在のビルと一体的に整備する案が承認されました。県としましては、この案に沿って令和7年度の完成を目指して整備を進めたいと考えています。

次に、いきいきと生活ができる高知に向けた取組について御説明申し上げます。

将来にわたって誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができ、さらに、多くの若者を本県に呼び込むためには、医療や福祉、教育などの生活基盤の確保が欠かせません。このため、生活に関するあらゆる分野において、デジタル技術も最大限に活用しながら、県民の皆さんの希望に応えられる生活環境の整備に取り組みます。

日本一の健康長寿県づくりについては、これまで健康寿命の延伸や在宅療養体制の充実、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の整備といった取組を進めてきました。しかしながら、依然として中山間地域の医療・介護・福祉サービス基盤は脆弱であり、加えて担い手不足への対応も大きな課題となっています。また、少子高齢化の進行などに伴う地域の支え合いの力の弱まりや、8050問題といった複合課題へのさらなる対応も求められています。

こうした現状を踏まえ、次期日本一の健康長寿県構想では、次の4つの観点から施策の抜本強化を図ります。1つ目は、全国と比べて高い壮年期男性の死亡率の改善を目指して、働き盛り世代をターゲットにした対策を強化します。加えて、デジタル技術を活用したフレイル予防などの取組を通じて健康寿命の延伸につなげます。

2つ目は、中山間地域を含めて必要なサービスが受けられる環境の整備に重点的に取り組みます。オンライン診療の導入拡大による在宅療

養体制の確保や、あったかふれあいセンターと連携した新たな介護サービスモデルの構築などを通じて、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えます。

3つ目は、こどもまんなか社会の実現に向けて、子育て世帯の安心感を高められるよう関連する施策の強化を図ります。住民参加型の子育て支援を一層推進するなど、地域全体で子育てを支える取組を進めます。加えて、市町村の母子保健部門と児童福祉部門を一体化したこども家庭センターの設置を促進し、支援体制のさらなる充実につなげます。

4つ目は、制度や分野を超え、地域で相互につながり支え合う高知型地域共生社会の推進にオール高知で取り組みます。市町村における包括的な支援体制の整備を行政主体のたて糸として、民間事業者と連携した地域の見守り活動など、人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりを地域主体のよこ糸として、関連施策を推進します。また、高知型地域共生社会の拠点となるあったかふれあいセンターについて、幅広い世代に様々な用途で利用されるよう、機能の拡充と担い手の確保に取り組みます。

このほか、医療・介護・福祉分野においてデジタル技術も活用し、業務効率化とサービス向上を図ることに加え、若者にとって魅力のある職場づくりを進めることで、中山間地域を中心に人材の確保と定着を促進します。

近年、教育を取り巻く課題は複雑化、多様化しており、教育が担うべき役割は重要性を増しています。こうした課題に対応するためには、ICTなどの新しい技術を積極的に取り入れ、より丁寧に子供たちと向き合うことに加え、学校外の方々の協力も得ながら、これまで以上に地域と一丸となって教育の充実を図る必要があります。次期教育大綱においては、こうした観点から関連施策を強化したいと考えています。

このうち、学力の向上については、基礎学力の定着と個々の児童生徒に応じた指導のさらなる充実が必要です。このため、デジタル技術を活用して、個々の理解度に応じた適切な教材の利用や、学習履歴に基づくきめ細かな指導につなげます。あわせて、1人1台端末を活用して授業と家庭学習を切れ目なくつなぐ取組を進めることで、日常的な学習習慣の確立を図ります。

不登校に関しては、小中学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数が10年ぶりに前年度を下回るなど改善の兆しが見えてきたものの、依然として不登校者数は高止まりしています。不登校の未然防止と早期対応を一層徹底すべく、校内サポートルームの設置の拡大や、相談支援体制のさらなる充実を図ります。あわせて、不登校の児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、オンラインによる学習支援を進めることに加え、学びの多様化学校の設置について検討を深めます。

また、誰もが生まれ育った地域で学びながら希望の進路をかなえるためには、中山間地域における教育の充実が欠かせません。このため、小規模な高等学校の遠隔授業の拡充といった取組を進めます。加えて、県内外から多くの生徒を呼び込めるよう、各学校の特色を生かした一層の魅力化に努めます。

本年10月に文化庁から、国民文化祭を令和8年度に本県で開催する旨の内定をいただきました。国民文化祭は、地域の文化資源の特色を生かした国内最大規模の文化の祭典であり、一体的に開催される全国障害者芸術・文化祭と併せて、本県では初の開催となります。開催に当たっては、市町村や関係団体と連携して多彩なイベントを県内全域で展開し、文化芸術のさらなる振興と中山間地域の伝統芸能の再興につなげたいと考えています。今後、基本構想を策定するための検討委員会を早急に立ち上げ、有識者や

関係者の御意見をいただきながら準備を進めます。

次に、安全・安心な高知に向けた取組について御説明申し上げます。

本県は、これまで台風や豪雨などの自然災害により度々大きな被害を受けてきました。また、南海トラフ地震の切迫度は年々高まっており、いつ発生してもおかしくありません。こうした自然条件の下、それぞれの地域で県民の皆さんに安心して生活を営んでいただくためには、これまで以上にスピード感を持って災害に強い県土づくりを進めなければなりません。

南海トラフ地震対策については、第5期行動計画の目標に沿って県内の想定死者数を約4,300人へと半減させ、さらには限りなくゼロに近づけることを目指して、命を守る、命をつなぐ対策の充実を図ります。加えて、被災後、できるだけ早期に元の生活が取り戻せるよう、復旧・復興に向けた、生活を立ち上げる対策を一層強化します。

このうち、命を守る対策については、住宅の耐震化といったハード面の対策が順調に進捗しています。また、ソフト面においても、これまでの取組により、津波からの早期避難意識率は本年度の速報値で過去最高の77%にまで上昇しました。しかしながら、行動計画の目標である100%の達成に向けては施策の底上げが必要です。このため、防災への関心が薄い30歳代、40歳代を主なターゲットにした広報啓発を一層強化します。また、自力での避難が困難な要配慮者の方々が確実に避難できるよう、市町村と連携して個別避難計画の作成を加速します。

命をつなぐ対策では、応急活動をはじめ、医療救護や避難所運営などに必要となる計画を順次策定してきました。今後、これらの計画について訓練などを通じてしっかりと検証や見直しを行い、実効性をより一層高めめます。

生活を立ち上げる対策では、市町村における事前復興まちづくり計画の策定を支援してきた結果、これまでに沿岸19市町村のうち7市町が既に策定に着手しています。来年度末までには沿岸市町村の全てが計画策定に着手できるよう、引き続き地域の実情に沿ってきめ細かな支援を行います。

また、津波浸水予測区域内にある住居や事業所の高台移転の促進に向け、県と高知市など4市町から成る協議会で検討を進めてきた結果、先月、市街化調整区域における規制緩和の方針を決定しました。今後、新たな方針について住民や事業者の理解が進むよう、関係市町と連携して周知を図ります。

地域の経済活動を支え、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に備えるためには、依然として全国に比べて立ち後れている道路や河川、港湾などのインフラ整備を積極的に進める必要があります。このため、市町村や関係団体と連携し、積極的な政策提言を通じて国を動かし、四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護といったプロジェクトを加速します。あわせて、1.5車線の道路整備や河川のしゅんせつといった地域のニーズに応じた事業を着実に進めます。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和5年度高知県一般会計補正予算など9件です。このうち、一般会計補正予算は、主に国の総合経済対策への対応のため、総額307億円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額146億円余りの債務負担行為の追加を含む一般会計補正予算案を提出しています。

原油価格・物価高騰対策に関しては、足元の影響を緩和するため、家庭用のLPガス代や特別高圧電力に係る電気代の負担軽減を図ります。加えて、医療施設や社会福祉施設に対する給付金の支給のほか、農業者の肥料や漁業者の

燃料の購入費などへの支援を行います。

防災・減災対策については、国の5か年加速化対策を最大限活用し、四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護といった防災・減災に資するインフラ整備を加速します。

デジタル化、グリーン化、グローバル化の推進では、物価高騰に係る中長期的な負担軽減も見据え、家庭や事業者における太陽光発電設備の設置を促進するほか、省エネ設備やデジタル技術を導入する事業者を支援します。加えて、高知龍馬空港の新ターミナルビルの整備に向けた調査設計などに係る予算を計上しています。

条例議案は、高知県税条例の一部を改正する条例議案など5件です。

その他の議案は、公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案など15件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



決算特別委員長報告

○議長（弘田兼一君） 日程第5、368第13号「令和4年度高知県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」から同第15号「令和4年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで並びに368報第1号「令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算」から同報第23号「令和4年度高知県病院事業会計決算」まで、以上26件を一括議題といたします。

これより決算特別委員長の報告を求めます。

三石文隆決算特別委員長。

（決算特別委員長三石文隆君登壇）

○決算特別委員長（三石文隆君） 令和5年9月

県議会定例会において決算特別委員会が付託を受けました令和4年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算、並びに令和4年度公営企業会計決算について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、令和4年度一般・特別会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて、慎重に審査いたしました。その結果は、お手元に配付されております令和4年度高知県歳入歳出決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

当年度の決算全般については、財政状況の厳しい中、財政運営の健全化や質的転換に向けた予算執行への取組は一定評価すべきものと認められます。各会計における予算の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われており、その成果が認められますので、一般会計決算については賛成多数をもって、また各特別会計決算については全会一致をもって、いずれも認定すべきものと決しました。

また、予算執行において改善すべき事項が見受けられますので、今後の行政運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、各種施策の実施に当たっては十分留意するよう求めます。

最初に、行財政運営等についてであります。

令和4年度は、繰り返し訪れる新型コロナウイルス感染症の拡大と原油価格や物価高騰の影響に対応しつつ、デジタル化、グリーン化、グ

ローバル化の視点から、経済の活性化をはじめとする5つの基本政策と3つの横断的な政策をさらに進化させるべく取り組んでおります。あわせて、関西戦略や中山間対策では、5年後、10年後を見据えた抜本強化を図っております。

決算状況については、新型コロナウイルス感染症対策のための補助金や、防災・減災、国土強靱化対策に伴う公共事業の減などにより、歳入においては前年度比8.3%、歳出においては同8.4%減少しております。臨時財政対策債を除く県債残高は、令和7年度をピークに逡減する見込みであります。原油価格や物価高騰による影響が懸念され、予断を許さない財政状況が続くと予想されることから、引き続き必要な財源の確保に向けて、国に対し強く働きかけるとともに、持続可能な財政基盤の確立を図り、財政の健全化に努める必要があります。

職員住宅については、長寿命化計画で定めた基本方針に基づき、改修等に取り組むとともに、ニーズの変化などに応じて廃止、処分も行われております。一方、22棟の住宅は津波浸水想定区域内に立地しており、これらの住宅の中には、南海トラフ地震発生時に最大10メートル以上の津波が襲うと想定されるものもあります。職員の生命を守るためにも、教育委員会等と連携し、教職員住宅等との集約も含め、高台への移転等の検討を加速化するよう望みます。

次に、南海トラフ地震対策等についてであります。

災害対策支部の活動強化のため導入したドローンについては、各総合防災対策推進地域本部の職員を中心に操作習得や資格取得に取り組み、また職員の異動も見据えた庁内での協力の仕組みづくりについても検討中であります。災害発生時に活用できることが重要であることから、操作可能な職員の確保や参集などの体制を整えていくよう望みます。

消防団員定数確保対策については、市町村と連携して、少年消防クラブの活性化を通じた親などへの入団の動機づけや子供たちへの防災教育などに取り組んでおりますが、依然として団員数は不足しております。ついては、若い世代が消防団の活動を知り、興味を持ってもらえるよう、市町村の団員確保の取組を積極的に支援していくよう望みます。

園芸用ハウスの燃料タンクについては、震災時における重油流出による火災等の二次災害リスクを軽減するため、補助金による支援を行い、震災対応タンクへの転換を図っておりますが、津波浸水想定区域内の進捗に地域差が生じております。ついては、防災、消防の関係機関とも連携を密にして、事業を進めることを望みます。

住宅の耐震化は、様々な地震対策の入り口に位置づけられる最重要施策であることから、需要の掘り起こしや供給能力の強化に取り組んでおりますが、経済的負担等の理由により耐震改修を行わない方もおられます。ついては、住宅の耐震化を促進させるためには、耐震改修にかかる住宅所有者の経済的負担軽減が必須であり、市町村と連携して低コスト工法の普及とPRに、より一層取り組むよう望みます。

次に、保健・福祉・医療対策等についてであります。

高知あんしんネット、はたまるねっと及び「高知家@ライン」については、相互に情報を参照できるよう協議が進められていますが、国においては、令和8年度を目途に、全国の医療機関が電子カルテ情報を閲覧可能とする基盤整備が予定されております。ついては、各システムの統合を含めた今後の在り方について、早期に意見集約を進めていくことを望みます。

在宅等での歯科医療については、在宅歯科連携室を県内3か所に設置し、相談対応や在宅歯科医療のコーディネートなどを行っております

が、コロナ下においては利用が伸びませんでした。在宅療養中の患者や家族等のニーズがあると考えられることから、今後さらなる利用促進につながるよう広く周知を図っていくことを望みます。

発達障害児への支援については、療育福祉センターでの診療体制の拡充や、発達障害の診療に当たる医師の養成などに取り組み、療育福祉センターでの初診待機の期間は短縮してきております。乳幼児に発達障害の可能性がある場合、診断が遅れると保育士の加配の遅れにつながることも多いため、引き続きニーズに合った対応ができるよう、さらなる短縮も含め取り組んでいくことを望みます。

ファミリー・サポート・センターについては、運営費の補助や支援者への研修のほか、新たなセンターの立ち上げに向けた伴走支援などを行っており、現在14市町村で設置、運営されております。より多くの市町村において開設されるよう、啓発活動や幅広い支援者の確保など工夫しながら市町村と共に取組を推進していくことを望みます。

次に、地域の振興等についてであります。

小さな集落活性化事業については、集落を活性化し、次世代につないでいくために重要な事業であります。コーディネーターが地域に入って意思疎通を図っている段階の地域も多く、予算措置していた補助金は十分に活用されておられません。ついては、多くの市町村で事業展開が図られるよう、事業実施により得られた知識と経験の共有や、専門家による伴走支援などさらなる市町村支援に取り組むことを望みます。

移住者の定着に向けては、都会から移住してきた方の中には、想定できないような様々な困り事を抱えることがあることから、各地域でボランティアの地域移住サポーターが移住者の身近な相談に対応しております。引き続き、移住

相談の段階で地域の特性をしっかりと伝え、移住に当たっての心構えを持っていただくことで、定着率の向上に取り組むよう望みます。

次に、商工業の振興等についてであります。

食品海外ビジネスサポーターについては、米国、欧州、中国等の有望市場で県内企業の活動支援を行い、県産品の海外への販路開拓、販路拡大に取り組んでおりますが、県内企業の成約件数等を十分に把握できていない状況にあります。ついては、現在の円安の流れを生かして販路開拓活動を積極的に進めるため、食品海外ビジネスサポーターが県内企業の契約を支援することによる成果の見える化を行うなど、食品海外ビジネスサポーターの新たな活用方法についても検討を進めるよう望みます。

県内企業が求人情報を就職情報サイトで発信する際の助成を令和3年度から行ってきましたが、補助要件のハードルが高かったことなどから執行率が伸び悩み、令和4年度で事業を終了しております。自社のホームページなどを使って効果的に情報発信するための講座は実施しておりますが、人員に余裕がないなどの理由で受講もままならない企業への支援について、工夫することを望みます。

次に、観光の振興等についてであります。

県立文化施設については、人口減による県内利用者の減少が見込まれる中で、入館料収入を確保し、施設を維持していく必要があります。ついては、県外や海外からの誘客を図るなど、施設の収入の増加に向けた対策を講じ、危機感を持って取り組むことを望みます。

四国遍路の世界遺産登録に向けては、札所寺院を史跡として保護するための文化財調査などを実施し、四国4県で協議、調整をしながら取り組んでおります。この取組は、実現すれば本県の観光振興等に大きく寄与することから、早期に進展するよう調査などを着実に推進するこ

とを望みます。

外国人観光客の受入れについては、利便性向上のためにWi-Fi環境の整備を推進しており、施設ごとの整備は進んでいますが、商店街などの広いエリアで利用できるWi-Fi環境は十分整っていない状況であります。ついては、外国人観光客の利便性が高まるような通信環境の整備に取り組むことを望みます。

次に、農林水産業の振興等についてであります。

新規就農者の確保・育成を図るため、就農相談活動や技術習得への支援、就農初期の経営安定への支援などを行っておりますが、令和4年度の新規就農者数は214名にとどまり、コロナ禍以降減少傾向となっております。ついては、農業高校、農業大学校及び高知大学が連携した取組を推進するなど、新規就農者の増加につながるよう効果的に取組を進めることを望みます。

森林整備の担い手の中核となる人材の育成を図るため、林業事業体等への就業希望者に対する技術習得の研修実施を市町村と連携して支援しておりますが、事業内容の周知が十分でなかったことなどから、極端に低い実績でありました。ついては、市町村に対する周知を強化するとともに、市町村の実情に応じた支援の内容を見据え、事業の充実化を図ることを望みます。

県内の特産林産物については、計画的、安定的な供給と生産の振興に資するため、需給の変動等の実態調査が継続的に行われております。ついては、調査結果をしっかりと分析した上で、特産林産物の生産・販売戦略を立て、効果的な取組を進めていくことを望みます。

高知県1漁協構想については、高知県漁協の経営安定に向けて、中期経営計画の目標達成や市場の統合への支援なども行ってきたところですが、現状、漁協合併に向けて進んでいるようには見えません。こうした状況を打開するため

に、高知県1漁協構想自体の見直しも含め、今後の進め方について議論することを望みます。

漁業の担い手の育成・確保を図るため、一般社団法人高知県漁業就業支援センターが実施する就業希望者の掘り起こしや短期・長期研修などを支援しており、令和4年は53名が新たに漁業に就業しております。漁業者の安定した収入を確保し、離職を防止するため、情報発信システム、NABRASの活用やデジタル機器の装備などにより、コストを抑えた効率的な漁業に向けた構造転換を行い、所得の向上を図ることを望みます。

次に、教育についてであります。

自転車ヘルメットの着用を促進するため、購入費用の助成などに取り組んでおりますが、申請件数と実際の購入件数には大きな乖離があるなど、連年で不用額が生じております。ヘルメットの購入に至らない要因として、周りの生徒もかぶっていないからという児童生徒の意識も確認されており、ヘルメット着用の有効性の理解が深まるよう一層努めるとともに、学校でのルールづくりも含めて、具体的な方向性を検討するよう求めます。

放課後等学習支援事業、部活動指導員配置促進事業及び学校運営協議会制度推進事業について、市町村の要望等を基に補助金予算を編成しておりますが、地域において人材が確保できなかった等の理由により、不用額が多く発生しております。要望の聞き取りにおいては、事業計画の熟度や確実性を把握するために、なお一層のコミュニケーションを図り、より精度の高い予算編成を行うよう望みます。

若者サポートステーションについては、サテライトを含む県内5か所において、登録者及び支援対象者に向けたアウトリーチや、関係機関との連携により修学・就労支援を行っておりますが、新規登録者数や進路決定率等は伸びてお

りません。については、引き続き各市町村における若者サポートステーションの周知を図ることと併せて、個々の課題把握や分析に努め、きめ細かな自立支援の取組を推進するよう望みます。

最後に、警察活動についてであります。

信号機や道路標識・標示の維持管理については、耐用年数の基準等を基に優先順位をつけ、機器の更新や補修などが行われておりますが、路面標示が消えかかっているものが見受けられます。については、これらの交通安全施設の管理に当たり、補修が必要な箇所を的確に把握して迅速な対応を行うとともに、交通状況の変化などにより必要性がなくなった施設の廃止についても計画的に取り組んでいくよう望みます。令和4年度一般・特別会計決算については以上であります。

次に、令和4年度公営企業会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて、慎重に審査いたしました。その結果は、お手元に配付されております令和4年度高知県公営企業会計決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められますので、流域下水道事業会計、電気事業会計及び工業用下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分並びに各事業会計決算については全会一致をもって、いずれも可決または認定すべきものと決しました。なお、事業の執行については不十分な点が

認められますので、今後の事業運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、事業の執行に当たっては十分留意するよう求めます。

最初に、流域下水道事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純損失が3,853万円余となっており、赤字額は前年度に比べ2,270万円余増加しております。これは、電気代の高騰などに伴う委託料の増加により、営業費用が増加したことによるものであります。

当年度は純損失となりましたが、前年度の未処分利益剰余金2億571万円余を繰り越しており、営業費用も流域3市の負担金で賄われる収支構造となっていることから、経営の健全性は確保されております。ついては、浦戸湾流域の公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るため、安定的かつ効率的な経営に努めるよう望みます。引き続き、消化ガス発電事業により、消化ガスの売却による収益の確保など安定的な経営に取り組むことと併せて、地球温暖化防止及び循環型社会の構築を推進するよう望みます。

次に、電気事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が2億9,341万円余となっており、前年度に比べて9,977万円余減少しております。これは、水力発電所の修繕などにより営業費用が増加したことなどによるものであります。

市町村などが実施する再生可能エネルギーの利活用の促進に対し、地域振興積立金により、事業実施に向けた調査や調整等への支援を行っておりますが、この支援を活用した地域における小水力発電などの取組は進んでいない状況であります。ついては、小水力発電を含む再生可能エネルギーの利活用に取り組む市町村に対し、実現に向けたきめ細かな支援を行うよう望みます。

次に、工業用水道事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が4,903万円余となっており、前年度に比べて309万円余増加しております。鏡川工業用水道事業については、管路の維持管理及び給水料金の改定を中心に、将来を見据えた事業の在り方について中長期の事業計画を策定して取り組むこととしております。ついては、事業の将来負担を考慮した上で、関係機関や利用者との協議しながら、上水道への切替えも含む幅広い議論を進めていくことを求めます。

最後に、病院事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益は1億8,645万円余となっており、赤字だった前年度に比べて、収支が3億3,301万円余改善しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の増加などに伴い、経常損益が2億1,850万円余の黒字となったことなどによるものであります。この結果、当年度の経常収支は、第7期経営健全化計画における年次計画を4億668万円余上回りました。

医師や助産師、薬剤師については、高知大学等との連携や、助産師、薬剤師の採用試験における勤務地限定職員制度の導入など、人員確保に取り組んでおります。引き続き、地域の中核病院として地域に必要な医療提供体制を整えるため、関係機関とのさらなる連携や新たな採用制度の積極的な周知により、医療従事者の確保に取り組むことを望みます。

個人医業未収金については、支払い督促等により債権回収の対応をするなど債権の管理に労力、コストを要していることから、今後の債権管理の在り方について検討を行うよう望みます。令和4年度公営企業会計決算については以上であります。

以上をもって、決算特別委員長報告を終わります。



討 論

○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている決算議案については、この際、委員長に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

36番中根佐知議員。

（36番中根佐知君登壇）

○36番（中根佐知君） 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました368報第1号「令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算」について、認定に反対の立場から討論を行います。

私たち日本共産党は、決算審査に当たって予算や事業が適正に行われているかどうかとともに、この1年間の知事の政治姿勢についても併せて分析し、評価についての検討を行ってきました。

2022年2月県議会で米田稔議員が令和4年度当初予算について反対討論に掲げた6つの項目に基づいて、以下決算への反対理由を述べていきます。

まず、新型コロナ対策では、前年度の1月から2月の間に、高知県の感染者に占める死亡割合が全国平均の約3倍、全国最悪となったことに、私たちも大きなショックを受けました。医療機関や高齢者施設でのクラスターの多発を事前に食い止めることができるよう、検査への考え方を抜本的に切り替えるべきだと求めたとこ

ろです。県としても様々な努力をしてきたことは認めつつですが、罹患した独り暮らしの大学生への支援などは、最後まで十分とは言えず、民間ボランティアに頼るところとなりました。人類が英知を集めて新型コロナ感染症に立ち向かう経験の中で、一人の取り残しも許さない機敏な取組が今後も必要です。

2つ目は、医療・介護についてです。病床の統廃合、削減を国の言いなりに進めてきた結果、既に郡部などにおいては地域医療構想の病床数で見ると、令和7年における病床の必要数に近づく、またはそれ以下となっている地域があり、医療提供体制の維持に力を注がなければならない事態も起こっています。また、介護も含め、ケア労働に関わる皆さんの専門性を高め、処遇改善が言われてきていますが、いまだに十分ではありません。全てのケア労働者への対応が必要です。

在宅医療が推進をされ、介護と医療の併用で高齢者を支える体制が強化をされています。一方で、特別養護老人ホームへの入所待機者は令和2年度4月1日現在2,119人、そのうち在宅で待機している数は519人と、入所できない待機待ちの状態が続いています。令和3年から5年度の第8期介護保険事業支援計画によると、3年間で特養ホームは30床増、他の施設整備で504床増の計画でしかありません。独り暮らしの老人が多い高知県で、県民の実態に沿う施策が求められており、遅過ぎだと考えます。ここにも思い切って力を注ぐべきです。

子供の医療費無償化は、2009年から改善が見られず、全国最低水準になっています。人口減少は加速をし、ついに2022年の出生数は3,721人と過去最低、かつ全国最少となりました。

3つ目は、産業振興についてです。特に、中山間地域での産業振興は、限界集落をつくり中山間地域の疲弊を生み出してきた根本原因を見

るべきだと私たちは提起してきました。条件不利地域の多い高知県の中山間地域では、家族・小規模農業など、今ある生産に光を当て、下支えをする産業政策に切り替えなければ、元気な地域を呼び戻すことはできません。

また、産業振興分野全体を見ると、グローバル化の推進として、これまでの輸出拡大、インバウンド観光、外国人材の受入れなど、従来の施策を今後も踏襲しようとしています。コロナ禍をはじめ、環境や日本経済の動向が変化する中で、海外頼みのグローバル化も、また大阪万博・I R頼みの経済連携も効果が疑問視される事態だと考えます。

4つ目は、デジタル化の推進です。デジタル化の無批判な推進は大問題です。何でもデジタルに結びつけ、その後の維持、経費など眼中にない推進では、住民負担が増すことにもつながります。また、行政の事務の標準化は、市町村や地域の特質や課題に合わせた住民本位の行政執行を妨げるなど懸念があることを以前にも指摘したところです。一面的に推進するのではなく、デジタルの負の側面をしっかりと捉えるべきです。

5つ目は、教育についてです。令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、高知県における小中学校の不登校は依然として高水準、いじめ重大事態は3年連続ワーストワンでした。また、教える内容、時間数が増し、先生も児童生徒も全く余裕がありません。先生方のストレスからくると見られる病気休暇も増えています。今、ゆとりなく多忙を極める教育現場の改革は喫緊の課題です。

そんな中で、学力テスト偏重の教育が続いています。高知県では、2007年に導入された全国一斉学力テストや、2012年度導入の高知県版学力テストが行われてきました。全国の学習、学

力の傾向を見るために、これほど毎年の悉皆調査が必要だとは思えません。全国学力テスト前には、過去問題を解いたり、傾向を見て特別対策をしたりと問題が多発しています。2022年度、山形県、岐阜県などでは、学校現場の多忙化解消策として県版学力テストをやめています。高知県も県版学力テストはやめるべきです。

先生が教室にいない問題も深刻です。学力を高めるといふなら、まず先生を教室に配置すべきではありませんか。高知県では、多くの指導主事が現場の先生の指導に当たっています。学校現場に先生が不足しているのであれば、指導主事を少なくしてでも子供たちの前に配置すべきだと、こういう声は以前から上がっています。非常事態が続いています。高知の子供たちに、タブレットではなく先生が必要です。

6点目には、気候危機対策の問題です。温暖化が加速し、農林漁業も県民の暮らしも大きな変化が強られるようになってきています。再生可能エネルギーの導入促進や吸収源対策の強化など、具体的な施策が県民にもっと届かなければ、2050年のカーボンニュートラル、2030年までのCO₂排出量半減を目指す気候危機対策には届きません。

多くの課題を抱える高知県です。だからこそ、これまでの新自由主義的競争上に立つ政策運営ではなく、全方位で、県民が安心して暮らしていくなら高知県だと思える、未来を描ける高知県政を実現していくことを求めて、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(弘田兼一君) 7番久保博道議員。

(7番久保博道君登壇)

○7番(久保博道君) 私は、自由民主党を代表いたしまして、368報第1号「令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算」の認定について、賛成の立場から討論を行います。

令和4年度は前年度に続き、新型コロナウイルス

ルス感染症の拡大と収束が繰り返され、本県においても第7波の折にBA.5対策強化宣言が発出されるなど、大きな影響を及ぼしました。また、ロシアによるウクライナ侵攻などに端を発する原油価格や物価の高騰が長期化し、コロナ禍からの回復途上にあつた県経済や県民生活にマイナスの影響を及ぼすなど、本県は厳しい状況に置かれました。

こうした中、令和4年度予算については、新型コロナウイルス感染症対策を着実に進めるとともに、新たな時代の成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化の3つの視点から施策の強化が行われるなど、取組の一層の強化が図られました。また、投資的経費についても、前年度を上回る予算が確保され、地域経済の下支えやインフラ整備の加速に十分配慮をされていました。

一方で、将来にわたる財政の持続可能性の確保も重要です。歳入面では前年度を上回る一般財源総額を確保しながら、国の有利な財源も最大限活用して、一般財源の負担軽減を図り、歳出面においてもスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、財源とマンパワーの確保に努めています。

このように工夫を凝らしながら、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図る予算を編成したことは評価に値するものと考えます。加えまして、原油価格や物価の高騰に対し影響の緩和を図るべく、適宜補正予算を編成してきた点も評価すべきです。

こうした予算を受け、まず新型コロナウイルス感染症においては、検査協力機関の拡充や病床の確保に努めるとともに、オンライン診療の導入や、在宅療養者に対する陽性者フォローアップセンターを立ち上げるなど、適切な医療体制を構築し、最大1日当たり2,000人規模の新規感染者が発生する中、医療崩壊の回避につなげま

した。

また、ワクチン接種については、市町村支援や県営の集団接種会場を設置することで、昨年度は71万件余りに上る希望者への迅速な接種を行い、感染拡大防止や重症化予防に大きく寄与しました。加えて、無料検査所を県内全域約160か所に設置するなど、できるだけ行動制限をかけずに、社会経済活動への負担軽減を図ることができました。

一方、影響を受けた事業者に対する臨時給付金や営業時間短縮要請協力金の支給などを通じて、事業の継続や雇用の維持を下支えしました。その結果、民間調査会社によると、昨年度の本県の倒産件数は12件と、全国で最も少ない状況となっています。加えて、観光リカバリーキャンペーンなどの需要喚起策を展開し、感染拡大前である令和元年の8割まで県外観光客入り込み数の回復を図ることができました。

このように、感染拡大防止と社会経済活動の両立という困難な課題に適切に対応しつつ、本年5月の5類感染症への移行を迎えたことは大いに評価すべきと考えます。

また、この間、コロナ禍からの回復途上にあつた県経済への物価高騰による影響を最小限に抑えるべく、影響を受けた分野にきめ細かく対応し、負担の軽減に努めてきました。加えて、影響の長期化を見据え、新分野への事業展開や構造転換に挑戦する事業者を支援し、省エネルギーを促す取組も進めるなど、適切に対応がなされたものと認められます。

このように、コロナ禍や物価高騰に対応しつつも、基本政策を着実に前進させていることも確認しました。経済の活性化では、地産外商公社の活動を契機とした、昨年度の成約金額は過去最高の約57億円となりました。

また、1次産業においてI o Pクラウドをはじめとする情報基盤の運用が本格化し、生産現

場において、事業の効率化やコストの削減といった効果を実現できる段階に進んでいます。さらに、関西圏との経済連携に関しても、アンテナショップの設置を決定するなど、次のステージに向けて着々と展開がなされております。

保健・医療・福祉の分野では、血管病重症化予防対策として、透析予防強化プログラムの取組が進み、透析導入時期を5年程度遅らせる可能性が見えてきました。加えて、高知型地域共生社会の実現に向けて、全ての市町村長と行った推進宣言を契機に、体制整備に取り組む市町村が19まで拡大するなど、取組が県内全域に広がっております。

デジタルの取組については、先ほど述べた産業分野に加えて、行政分野においても県民サービスの向上のため、電子申請システムや電子契約の活用を一層進めるとともに、AIやRPAなどのデジタル技術を活用し、業務の効率化に努めています。このうち、地方公共団体情報システムの標準化、共通化の取組は、市町村の人的、財政的な負担の軽減を図り、直接的なサービスの提供や地域の実情を踏まえた企画の立案などに注力できるよう進めるべき施策であり、オンライン申請等を全国に普及させるためにも必要な基盤となるものです。令和7年度末の移行に向けて、昨年度もしっかりと市町村のサポートを行ってまいりました。

教育につきましても、変化の激しい、厳しい、予測困難な社会の中で、子供たちが力強く生き抜いていける力を育むため、様々な施策が実施され、確実に成果へつなげています。例えば、学力については全国学力・学習状況調査において、小学校は引き続き全国上位を維持し、中学校も改善傾向にあります。また、昨年度の不登校児童生徒数の割合は、全国で唯一本県だけが前年度より減少し、かつ全国平均も下回りました。

そして、その中でしっかりと役割を果たしてきたのがICTです。学習面では授業での1人1台端末の活用が着実に進み、個別最適な学び、協働的な学びの進展につながっています。また、不登校児童生徒数の減少割合は、子供たちの変化の兆しを早期に把握するためのツールである、きもちメーターの導入校において、より大きくなっているというデータも出ています。このように、現れている成果を適切に踏まえた上で、評価をすべきと考えます。

なお、令和4年度一般会計決算に関して課題も指摘しておきます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症や、物価高騰のあおりを受けざるを得なかったことは理解できますが、県勢浮揚に向けた基本政策の推進の一部に影響が確認されたことは残念です。依然物価の高騰が長引いていますが、コロナ禍による影響を早期に取り戻し、人口減少への対応という県政の最重要課題の解決へ向けて大きく前進することを期待します。

これまで述べたとおり、令和4年度一般会計歳入歳出決算については、一部に一層の努力を求める必要のある事項もありますが、コロナ禍や物価高騰へ適切に対応しながら、限られた財源の中でも県民の期待や時代のニーズに応えられるよう、工夫や努力を重ねており、その内容、執行とも適正、妥当であると認められることから、その認定には賛成すべきものと考えます。

何とぞ同僚議員の皆様のご賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)



採 決

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、368第13号議案から同第15号議案まで、以上3件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、368報第1号議案を採決いたします。

委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、368報第2号議案から同報第23号議案まで、以上22件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 全員起立であります。よって、以上22件の議案は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。



○議長(弘田兼一君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。



自治功労者表彰状の伝達

○議長(弘田兼一君) ただいまから自治功労者に対する表彰状の伝達式を行います。

このたび、全国都道府県議会議長会から在職10年以上の自治功労者として大石宗議員が表彰を受けられました。

これより、大石宗議員にその表彰状をお渡しいたします。

表 彰 状

大石宗殿

あなたは高知県議会議員として在職10以上に及び地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります。よってここにその功労をたたえ表彰します。

令和5年10月26日

全国都道府県議会議長会

(拍手)

高いところからではございますが、一言お祝いを申し上げます。

このたび、大石宗議員におかれましては、議員在職10年以上の長きにわたり地方自治の発展に貢献されましたその御功績に対し、全国都道府県議会議長会から表彰されました。ただいまその表彰状を伝達申し上げたところでございます。心からお喜びを申し上げます。

どうか今後とも御自愛の上、その豊富な経験と広い見識を生かして御活躍いただき、県勢発展のため、なお一層の努力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますがお祝いの言葉といたします。

誠におめでとうございました。

知事から御祝辞をいただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 高いところから恐縮でございますが、お許しをいただきまして、一言お喜びを申し上げます。

このたび、長年にわたる県議会議員としての御功績に対しまして、全国都道府県議会議長会から自治功労者として表彰を受けられました大石宗議員に、心からお喜びを申し上げます。

大石議員におかれましては10年以上にわたりまして県議会議員として在職をされ、地方自治と県勢の発展に努めてこられました。大石議員の多大なる御尽力に深く感謝を申し上げますとともに、その榮譽をたたえ、心からお喜びを申し上げます。

大石議員が県議会議員としてこれまで活動されてきた間には、東日本大震災などを契機とした災害への危機感の高まり、全世界に影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症や、今なお続くウクライナ侵攻など、我が国と本県を取り巻く社会情勢に大きな変化がありました。

このような中で、大石議員におかれましては、常に変わらぬ高い識見と卓越した手腕による行動力で県民の皆さんの厚い信頼を集められますとともに、そのお力を県政の場で発揮してこられましたことに心から敬意を表します。

今後、人口減少対策をはじめとする県政課題に対し、引き続き共感と前進を基本姿勢に、徹底して成果にこだわりながら、元気で豊かな、そしてあったかい高知の実現を目指して、県政の進化に全力で挑戦をしてみたいと思います。引き続き、執行部に対しまして多方面からの御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

どうか今後とも十分に御自愛をされますとともに、長年にわたって培われました御経験を存分に生かされ、地方自治の振興と県勢の発展のために引き続き御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが私からの祝辞とさせていただきます。

誠におめでとうございました。

○議長（弘田兼一君） 次に、受賞者の大石宗議員から御挨拶があります。

（22番大石宗君登壇）

○22番（大石宗君） 受賞に際しまして一言御礼を申し上げます。

このたびは、全国都道府県議会議長会から永

年勤続による自治功労者として表彰いただき、身に余る光栄と喜びの気持ちでいっぱいでありたいです。また、ただいまは弘田議長並びに濱田知事から、丁重な、そして過分なお褒めの言葉を頂戴いたしまして、大変恐縮しているところでございます。私がこうして自治功労者として表彰を受けられますのも、ひとえに県民の皆様をはじめ先輩・同僚議員の方々、執行部や報道機関の方々の大変温かい御指導のたまものと、心よりの感謝を申し上げます。

思い返せば、私が初めてこの議場に足を踏み入れた平成19年、歴戦の論客ばかりの大先輩たちと、当時の橋本大二郎知事の丁々発止のやり取りに、大変なところに来たと身震いしつつも、県勢発展のため真剣に取り組む議会の一員になれたことを心より誇りに感じたことが、昨日のことのように思い出されます。

当時最大の課題は、苦しい財政状況、経済の停滞、少子高齢化でありました。そもそも本県は、「県の米びつは空っぽじゃ」という中内知事の有名な言葉にあるように、自然災害も多く、土地も平野が少ないなど、生まれ持った外的要因によって、歴史的にも苦しい財政状況が続いてまいりました。そんな苦しい状況の中でも、前を向いて計画的に取り組むことで成果が出るとの自信を持たせてくれたのが、次なる尾崎県政でありました。

現在、その県政のバトンは濱田知事に託されておりますが、執行部と議会は、まさに県政の両輪であります。今後におきましても、監視機能の強化や積極的な政策提言など、議会に与えられた役割を、その一員として全力で果たしていく決意であります。

そして、高知県を長く後世に続くものにしてもらいたい、その重い県民の負託に応えられるよう、本日のこの榮譽に恥じることはないよう、多くの諸先輩方が連綿と築いてこられた高知県

議会のよい伝統を引き継ぎながら、素晴らしい同僚議員の皆様と切磋琢磨し、微力ながら県勢発展に全力を尽くしてまいりたいと存じますので、引き続き皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げ、謝辞といたします。

本当にありがとうございました。(拍手)

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、自治功勞者に対する表彰状の伝達式を終了いたします。



○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

明13日及び明後14日の2日間は議案精査のため本会議を休会し、12月15日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月15日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時36分散会

令和5年12月15日（金曜日） 開議第2日

出席議員

- 1番 竹内健造君
- 2番 戸田宗崇君
- 3番 上治堂司君
- 4番 桑鶴太朗君
- 5番 土森正一君
- 6番 榎尾絢子君
- 7番 久保博道君
- 8番 上田貢太郎君
- 9番 今城誠司君
- 10番 金岡佳時君
- 11番 下村勝幸君
- 12番 田中徹君
- 13番 土居央君
- 14番 横山文人君
- 15番 西内隆純君
- 16番 加藤漠君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 三石文隆君
- 20番 畠中拓馬君
- 21番 依光美代子君
- 22番 大石宗君
- 23番 武石利彦君
- 24番 西森美和君
- 25番 寺内憲資君
- 26番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 武藤信之君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 小田切泰禎君
- 警察本部長 高清水善弘君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 中島勝海君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 飯田志保君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第2号)

令和5年12月15日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和5年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第4号 令和5年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第5号 令和5年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第6号 令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第7号 令和5年度高知県電気事業会計補正予算
- 第8号 令和5年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第9号 令和5年度高知県病院事業会計補正予算
- 第10号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 令和6年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第16号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第17号 高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定に関する議案
- 第18号 高知県立美術館の指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立文学館の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第25号 高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第26号 県有財産(高知中央産業団地)の処分に関する議案
- 第27号 野根海岸海岸災害復旧工事請負契約の締結に関する議案
- 第28号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変

更する契約の締結に関する議案

第29号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長（弘田兼一君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

第11号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、同委員会の勧告の趣旨に沿ったもの及び法律の改正の趣旨を考慮したものの等であり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末237ページに
掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」から第29号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上29件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

14番横山文人議員。

（14番横山文人君登壇）

○14番（横山文人君） おはようございます。吾川郡いの町・仁淀川町選出の横山文人です。議長のお許しをいただきましたので、自由民主党を代表し、知事2期目最初となる質問をいたします。

まず、さきの県知事選挙において、8割超に上る19万7,816票という大変多くの負託を受けられ、2期目再選となられました濱田知事、誠におめでとうございます。一方、投票率は過去最低の42.47%となるなど、手放しで喜べるというよりは、県民との距離感、対話をさらに重ね、丁寧な説明をしていながら、県政の進化への挑戦、すなわち成果につなげていくことが求められようと存じます。

ここで、濱田県政2期目を迎えるに当たり、郷土の先人が大切にするとされるものを引用し、エールを送りたいと思います。私は先日、安芸市の岩崎弥太郎生家にお伺いし、岩崎弥太郎の偉業や生家について地元のガイドの方から御説明を受けたところでありました。言わずと知れた郷土を代表する偉人に改めて思いをはせる中、「はばたけ彌太郎」安芸市推進委員会」の会長から、紙芝居を通じて、岩崎弥太郎の生い立ちから成功まで不断の努力に基づくサクセスストーリーを語っていただきました。その中で大変感銘を受けたのは、岩崎弥太郎の偉業の柱であると語られた3つのキーワードであります。

そのキーワードは、人、教育、挑戦であり、それが根底にあったからこそ、身分制度の厳しい当時に、一介の地下浪人から学問で身を起し、人を大切にし信頼を得ることで事業を起し、そして日本列島をかたどった庭の飛び石を見詰めながら大志を抱き、世界へと羽ばたいたのではないのでしょうか。岩崎家にいまださん然

と輝く三菱の原点は、幕末から明治期に、まさに挑戦者の姿を貫き、新興勢力としてのし上がった開祖である岩崎弥太郎のダイナミズムであり、変化を恐れるなどの教えがあったと言われております。

この、人、教育、挑戦の精神は、コロナ禍という未曾有の国難を経てなお危機的状況にある少子化やエネルギー・物価高騰など新たな難題に立ち向かうこれからの高知県政にとっても大変重要であり、幕末から現代まで色あせることのない郷土の偉人のメッセージではないかと感じたところであります。

目下の急激な人口減少社会において、あらゆる分野での担い手不足が叫ばれる中、経済の活性化や高知型地域共生社会の実現、中山間地域再興など、一人一人の活躍が求められております。その人をつくるのは教育であり、国家百年の大計において、教育のICT化をはじめ、大きな転換期を迎えていると言っても過言ではありません。そして、挑戦なくして進化はなく、このたびの選挙戦でも知事は、次世代に向けたあらゆる挑戦をしていく決意を述べられました。

岩崎弥太郎の人生の柱であった人、教育、挑戦は、2期目の濱田県政にとっても念頭に置くべき大切なキーワードではないかと存じます。今年度の知事講話では、共感と前進の県政を進める上で重要となるキーワードに挑戦を挙げており、困難が山積する中で、挑戦心がなければ現状の打破はできない、変化や批判、失敗を恐れずに果敢に挑戦を続けることが肝要であると、岩崎弥太郎に通ずる信念を述べておられます。

ぜひとも2期目の濱田県政が、岩崎弥太郎をはじめとする多くの郷土の偉人が残してくれたスピリットを次の世代につなげていくものでありますよう心から祈念を申し上げますとともに、その決意を込めた知事の政治姿勢についてお尋ねしてまいります。

知事は17日間にわたる選挙戦を、選挙カーで隅々まで入ることで県民と直接触れ合える絶好の機会だったと振り返っておられます。これまで県民座談会「濱田が参りました」などを通じて県内を回ることで、地域地域の現状や課題の把握に努め県政に反映してこられましたが、初出馬から4年、県政のかじ取り役を担われた後、2期目を目指すこのたびの選挙を通して改めて感じることも大変多かったことと存じます。政治家は、選挙を通じて多くの有権者と本音で向き合うことにより、感覚も研ぎ澄まされるんだろうと感じており、まさに民主主義の根幹である選挙によって、政治家としての進化が図られるというふうに思うところであります。

そこで、まず選挙戦を通しての所感と、県民からの思いや期待をどう受け止めたのか、知事にお聞きいたします。

ちょうど4年前の12月県議会において初登壇された知事から、ふるさと高知を元気にしたい、若い人たちがもっと帰ってくる高知にしたいという思いを聞かせていただきました。あれから早くも1期4年が経過したわけですが、当時の地元紙のインタビューでは、県庁職員と気持ちを一つにし成果志向で県民と共に歩いていく県政にしたいと抱負を述べられ、順調なスタートを切ったかと思われた直後、コロナ禍に直面、県政最大の課題をコロナ対応に向けることとなり、濱田知事1期目の県政運営はあらゆる制約を受けざるを得ないこととなりました。

一方、そうした中でも経済と感染拡大防止のバランスをうまく図りながら反転攻勢を期し、新たな時代の潮流であるデジタル化、グリーン化、グローバル化の推進や、濱田カラーの代名詞である関西戦略の核となる大阪梅田へのアンテナショップ設置、中山間地域再興ビジョンの着手などに取り組まれました。

こうした取組を踏まえ、2期目スタートの年

度となる来年度は、今後の濱田県政の方向性を具体化する上で大変重要な年となるのではないのでしょうか。さきにも述べましたが、知事の掲げる共感を生むためには、県民との対話をはじめ、県民の代表である我々県議会への丁寧な説明、そのための具体的かつ積極的な行動が不可欠であります。

そして、知事はこの選挙戦で、目指す3つの姿として、いきいきと仕事ができる高知、いきいきと生活ができる高知、安全・安心な高知の実現を目指すと訴えられました。この実現により、県政最大の課題である少子化対策と中山間対策を一体に捉え、不退転の決意で取り組むとのことであります。

そこで、2期目となる県政運営への決意と、スタートとなる来年度に向けた意気込みを知事にお伺いいたします。

このたびの選挙において知事は、国と地方は対等の関係であり、おのおのの役割を果たすこと、本県の実情に合った課題解決を提案することで国を動かし大きな力を得ることが肝要であるとの考えから、いたずらに国と対立するのではなく県政課題の解決のため連携・協調するとの姿勢を示されておりました。

他方、国の政策にノーと言えない国追随の姿勢などと、相手候補陣営からは、その対等・協力の在り方を批判されもしました。これまで国と濱田県政は、現在の構造転換をはじめとするコロナ後の社会経済活動の再生にタッグを組んで取り組んできたところであり、またこのたびの、デフレ完全脱却のための総合経済対策でも、地方の成長や国土強靱化が柱の一つに掲げられております。こうした国の施策を最大限生かすとともに、元総務官僚として勘どころを押さえた政策提言等で国を動かし、本県の課題解決へとつなげていただくよう望んでおります。

そこで、知事選挙の対立軸となった、国との

関係について知事の御所見をお伺いいたします。

また、同日行われました高知市長選では、我々の先輩・同僚議員であった桑名龍吾新市長が誕生しました。これから新しい県市連携がスタートされます。全ての県民、市民が誇りと志、夢と希望を持てる高知県、高知市となりますよう、お二人の活躍に御期待申し上げます。

そこで、県政と県都のリーダーを決めるダブル選でも訴えておられました、県と高知市との連携についてであります。具体的にどのような連携を図ろうと考えているのか、また知事が標榜するオール高知に向け、高知市以外の市町村とのさらなる連携の構築について、併せて知事の御所見をお伺いいたします。

この項最後に、再来年春放送予定の連続テレビ小説あんばんについてお聞きいたします。NHKは10月20日、アンパンマンの生みの親である本県出身の漫画家やなせたかしさん、小松暢さん夫妻をモデルに、あんばんの放送を発表しました。連続テレビ小説らんまんから2年置かずに快挙に私たち県民の気持ちも高揚しております。

3月に始まった観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」では、知事御自身がオープニングセレモニーにて牧野ファッションに身を包むなど、全国に本県出身の偉人と草花の魅力を紹介するとともに、本県観光の4番バッター牧野植物園や地域地域での取組もあって、今年10月までの県内主要65施設の観光入り込み客数は287万2,000人余りと大変好調であります。

らんまんロスから一転、本県にとって明るい話題が続くとともに、朝ドラや大河は国民から愛され、多くの偉人を輩出する本県のキラークンテンツとなることから、大変ありがたいことだと感じております。来年度以降の観光戦略としては、「極上の田舎、高知。」をコンセプトに、

どっぷり高知旅と題し、県内の周遊と長期滞在による観光振興に取り組もうとされております。山脇観光振興部長の意気込む、らんまんの盛り上がりをしっかりつなげられるよう、もう一段ギアを上げるべく取り組んでいただくことを御期待申し上げます。

そうした中で、アンパンマンは世界中で愛されるアニメであることから、本県の強みである漫画文化を生かし、観光振興の継続、発展はもとより、様々な分野に波及、展開できるよう取り組む好機であると考えます。知事も選挙期間中はミニあんパンを頬張りながら駆け抜けられたとのことですが、次は、あんぱんの醍醐味を県勢浮揚に向けられるよう、かじりついてもらいたいところであります。

そこで、あんぱんを契機とした県勢浮揚策について知事の御所見をお伺いいたします。

また、あんぱんを契機とした観光振興策をどのように進めていくのか、この問いは観光振興部長にお伺いします。

次に、県政最大の課題である人口減少対策についてお聞きいたします。

昨年の本県の出生数は3,721人で、本県より人口の少ない鳥取県より少ない全国最少となった上に、死亡数が出生数を上回る自然減は7,751人と、過去最大だった前年を1,418人上回ることとなりました。県はこれを受け、7月に人口減少対策プロジェクトチームを設置し、人口減の大きな要因とされた若い女性の流出に歯止めをかけるべく、対策を講じることとされております。

総合的な人口減少対策の柱に、若年人口の増加、婚姻数の増加、出生率の向上を上げ、知事も県庁のあらゆる施策を総動員してこれに当たると述べており、女性が魅力を感じるような事務職やコールセンター、IT系の企業誘致を進めるとともに、中山間地域の基幹産業である1次産業や建設業にも若い女性を雇ってもらうよ

う踏み込むと、対策の概要を示しております。

一方、スマート農業や建設業のICT化で一定女性が参入しやすい環境ができたとはいえ、まだまだこうした業界は労働集約型で女性には厳しい環境であることは否めません。また、中山間地域での距離的ハンデや、暮らしの利便性の格差、出会いの場の少なさといったことを肌感覚で感じている者として、知事が目指す、人口減少の克服のため県内の若年人口について四、五年後までに減少傾向に歯止めをかけ、おおむね10年後には現在の水準まで回復させるという目標は、大変にハードルの高いものであると感じております。

また、根本的な要因として、経済的な不安や出会いがないなど、若者の閉塞感が漂っているのではないかという指摘もあります。こうした若者の閉塞感を打破するとともに、本県の構造的な課題に向き合い、ふるさと高知を次世代につなげていくため、いま一度知事が先頭に立っていくという覚悟を示していただきたいと存じます。

そこで、人口減少克服のための目標達成に対する決意を知事にお聞きいたします。

私は約4年前の議会において、国難とも言える少子化対策に最優先で取り組むべきであると知事に見解をただしたところ、県庁における男性育児休業の取得率を令和6年までに50%にするという目標を示され、現在それをはるかに超えた70%超えを達成されています。一方、県庁は知事の号令の下、条件的に達成しやすい職場環境にあります。県内の民間企業でも男性育休の取得が進まないとはなりません。

そこで、県内企業における男性育休の取得状況と取得率向上に向けた取組、また子育て支援に取り組む企業への支援について、併せて子ども・福祉政策部長にお聞きします。

次に、中山間対策についてお聞きいたします。

昨年の12月定例会での私の質問に対し知事からは、中山間地域が再び活力を取り戻すしるべとなるよう、県が目指す地域の姿や、その実現に向けた施策、達成すべき目標や時期を示す中山間地域再興ビジョンを策定すると力強いお答えをいただきました。

今年度早々には庁内に全庁横断のプロジェクトチームを立ち上げ、外部の検討委員会、市町村長、経済団体、集落活動センターや地域の住民団体など、多くの方々の意見を集めながら検討し、現在年度末の策定に向け、鋭意作業を進められていると承知しています。

さきに公表されましたビジョンの素案では、これまでの中山間対策の柱である、くらし、活力、しごとの3つの取組のさらなる強化に加え、中山間地域の人口構造を持続可能なものとするため、減少し続ける若者、子供の人口のこれ以上の減少を四、五年後には食い止め将来的に反転させていくことを目指す、若者を増やすという新しい柱を中心に掲げ、少子化対策と一体となった新たな中山間対策に取り組むこととしています。

また、このビジョンは、県として初めて中山間地域の10年後の姿を示し、その実現に向けた挑戦すべき目標を掲げた上で、まずはその達成に向けた4年間の行動計画を作成、個々の施策にも目標を掲げ、計画実現を図ることとしており、県の責任を明らかにし、県が本気で取り組むということを内外に示した、非常に意欲的なものであると大いに評価するところであります。

一方で、現在の県内の状況を見ますと、20歳から34歳の若者の人口は、平成27年から令和2年の5年間で1万2,103人減少、1年当たりで2,421人、年間で小さな町村が一つなくなるほどの減少数となっております。

また、出生数につきましても、同じ5年間で

970人の減少、県全体の出生数が3,721人と、過去最低であった直近、令和4年のデータで市町村ごとに見てみますと、出生数が1桁しかなかった町村が8町村、これを含め30人以下であったのが20市町村、100人を超えているのは6市だけという大変に厳しい、まさに集落はもとより、地域が存続するのかどうかという状況にあると言えます。

このたびの知事選において知事は、選挙戦初日に高知市での第一声の後、中山間地域であるいの町本川から選挙活動を開始され、また選挙戦を通して意識的により多くの中山間地域を回っていたとお聞きしています。

私も地元吾川郡をはじめ、候補者・浜田せいじ氏と同行し、選挙カーでの遊説や各所で街頭演説を行いました。そうした中で、いの町では中心市街地や吾北の集落活動センター柳野、また仁淀川町でも役場付近や長者の集落活動センターだんだんの里などへ多くの方々に足を運んでいただきました。さきに挙げたどの地域も、例外なく少子高齢化や担い手不足が大きな課題となっております。

当日は、雨で足元が悪い中坂道を歩いてきてくれたおじいさんやおばあさん、仕事の手を止めて集まってくれた子育て世代の皆さんが熱心に聞き入ってくれる姿に心からありがたく感じました。そうした中で、人口減少対策に県庁の施策を総動員して取り組む、特に厳しい現状にある中山間地域の再興に取り組むとの決意を直接語っていただいたことは、多くの有権者にとって勇気と希望を与えるものであったと感じたところであります。

そこで、この選挙戦を通じて、大変厳しい状況にある中山間地域に実際に住まわれている多くの方々の思い、願いを聞いてこられたと思いますが、そうした方々からどのような声を聞き、その声を踏まえ、とりわけ中山間地域の再興に

どう取り組んでいくのか、改めて知事の決意をお伺いいたします。

また、先ほど述べたような危機的状況にある中山間地域の若者、子供の人口をこれ以上減らさない、減少を止め将来的に反転させていくという目標を実現するためには、知事が述べられていますように県の政策を総動員することはもとよりですが、それだけで達成できるものではなく、疲弊する各地域の基礎自治体である市町村の取組が大変重要となってまいります。一方で、そのための財源やマンパワーが十分でない中山間地域の市町村では不安の声も聞かれます。

県は中山間地域再興ビジョンの策定において、全ての市町村長との意見交換を2度実施し、それらを踏まえたビジョンの素案においても、県と市町村がベクトルを合わせ相乗効果を発揮しながら取り組んでいくとの考えだと承知しております。

しかしながら、中山間地域再興ビジョンに掲げる年間移住者数5,000人や若い女性の割合、地元高校への進学率などは大変挑戦的なものでもあります。先日の地元紙では、年間移住者数の目標について県内市町村の7割が困難と答えるなど、県の目標に否定的な意見が多数出されたとのことでありますが、今やらなければ中山間地域は衰退の一途をたどるのみであります。

県庁のリソースと英知を結集し、不断の努力と要点の把握に努め、何としても達成していただくよう望みます。そのためにも、ビジョンに対する市町村の期待や要望、目標達成に対する不安の声をしっかり受け止め、市町村との連携・協調を図っていくための支援策が必要だと考えます。知事は提案説明で、市町村に対する財政支援の枠組みとして、人口減少対策総合交付金を創設すると示されました。

そこで、具体的にどのような仕組みにより支援していくのか、知事にお聞きいたします。

中山間対策の拠点である集落活動センターは県内66か所に広がり、それぞれ活動を続けてこられました。コロナ後の活動再開が困難なところや後継者不足、担い手の高齢化などが問題となっております。

そこで、集落活動センターのさらなる活性化が必要と考えますが、中山間振興・交通部長にお伺いします。

人口減少対策については、県人口の半分を占める高知市と県が一体的に取り組むことが重要であるとの認識ですが、同時に高知市への一極集中が人口割合の48%と顕在化しているのも事実であります。一方で、高知市も年間約3,000人が減少しており、人口減少対策が喫緊の共通課題であることに間違いありません。

知事はこれについて、難しい課題だが、県の立場としてはオール高知での人口減克服が最優先と述べた上で、中山間地域の人口比重が上がるのが理想ではあるが、あえて言えば、全体の人口が減る中ではいきなり中山間への移住策にお金と人を投入する局面ではなく、高知市からの2段階移住が現実的という状況とお話をされています。

そこで、高知市も含め県全体の人口が減少している中で、県として、どのように中山間地域の人口減少対策に取り組んでいくのか、知事の御所見をお聞きいたします。

この少子化の克服と中山間地域の再興は、若者人口の増加をいかに図っていくかが主眼であります。私は先日、仁淀川町で行われました政治学者ロバート・D・エルドリッチ博士の講演会を拝聴しました。主催は、県の小さな集落活性化事業に採択され活動を展開している秋葉まつりの里・未来会議の皆様によるもので、主に安全保障の専門家であるエルドリッチ博士が、なぜ日本の地方創生に関心があるのか、それは世界が元気で強い日本を望んでおり、一極集中

による地方の過疎化はリスク上極めて危険であること、また地方の活性化により田舎の知恵を継承するとともに、日本の伝統、文化、歴史を守ることで、一般的に言われる領土・領空・領海の防衛だけでなく、日本の中身を守る安全保障につながることから、地方の活性化、すなわち地方創生を進めていかなければならないと説かれました。

つまり、地方を守ることは、歴史、文化、伝統といった形而上の安全保障につながるということであり、大変感銘を受けた次第であります。そして、自治体の役割の一つとして、世代交代による若手の活躍を挙げておられました。

私は、当然人生の先輩方にこれからもいろいろなことを教えていただく、また御尽力いただく上で、地元で仕事や子育て、地域おこしに励む、若者や若手グループへこれまで以上の支援を行い、県が進める中山間地域再興に若い世代を巻き込んでいく必要があるのではないかと感じております。私も地元いの町商工会青年部のメンバーと、ふるさとの将来に向け共に汗を流す喜び、また家業や新事業にチャレンジする若い世代から多くの刺激をいただきました。このため、中山間地域の若者人口の増加という目標には、仕事や生活が重要である一方、若者の挑戦、若手グループの活動支援も進めていかなければならないと考えるところであります。

県は、今後移住施策に力を入れていくこととしておりますが、同時に故郷で生まれ育ち、地域地域で次の世代を担うべく頑張っている若者や若手グループの声を拾い上げていき、未来の県勢浮揚、中山間地域の再興につなげていく必要があると考えます。これまで県は「濱田が参りました」や産業振興推進地域本部などの取組により県内市町村を回られてきたことと存じますが、各団体や分野の代表との意見交換のみでなく、若手世代との意見交換の場を持つことも

有効ではないでしょうか。

そこで、若者や若手グループとの意見交換の場づくりと、活動への支援について中山間振興・交通部長の御所見をお伺いします。

次に、国の総合経済対策への対応についてお聞きいたします。

さきの臨時国会では、デフレ完全脱却のための総合経済対策が可決されました。このたびの総合経済対策では、物価高への対応や持続的な賃上げと地方の成長、国土強靱化などが柱となっております。本県としても県民生活と事業者を守るため、速やかに対策を講じていかなければなりません。

一方、原油価格・物価高騰はまだまだ長期化が予想されるため、これを乗り越えるための足腰の強い産業への構造転換を進めるとともに、成長分野への投資や生産性向上への支援を進めることで、収益の向上と賃上げにつながるという好循環が期待されます。例えば、物価高騰対策に活用できる重点支援地方交付金については、本県には35.3億円の予算が配分されるなど、地域の実情に応じた予算が措置されております。

そこで、このたびの国の総合経済対策について、物価高や国土強靱化など、目下の対策にどう生かしていくのか、また県内事業者等の構造転換へ今後どのようにつなげていくのか、知事の御所見をお聞きいたします。

また、このたびの総合経済対策では、年収の壁・支援強化パッケージが新設されております。会社員の配偶者などでパートやアルバイトをされている方が、一定の年収を超えると社会保険料を支払う必要が発生することから、働きたいのに一定の水準以上は働くことを控えるという、いわゆる年収の壁が長年指摘されてきました。そうした中で、このたびパッケージが創設されたことは、もっと働きたい働き手の所得向上と、人手不足に苦慮する雇い手の双方にメリットを

もたらし、大いに活用されるべきものと考えます。

そこで、年収の壁・支援強化パッケージに対する期待と、その活用の促進について商工労働部長の御所見をお聞きします。

次に、経済の活性化についてお聞きいたします。

知事1期目から公約に掲げた関西戦略は、2期目も重点テーマであり、大阪・関西万博などの大規模プロジェクトに向け高まる関西圏の経済活力を本県に呼び込み、コロナ後の本県の社会経済活動の大きな牽引力となるよう取り組んでいかれることと存じます。関西戦略は観光推進、食品等外商拡大、万博・IR連携の3つのプロジェクトと、それらの各プロジェクトを横断的に支える取組で構成されており、戦略を具体的に進めていくため、令和2年6月に関西圏の経済界や行政関係者で構成する関西・高知経済連携強化アドバイザー会議を立ち上げ、様々な意見や進捗について議論がなされております。

そうした関西戦略はコロナ禍の影響もあり、関西圏からの観光入り込み客数は、令和4年度目標の118万人に対して103万人、地産外商公社による関西圏での成約金額は18.1億円に対して14.3億円と、目標の多くが未達成となっております。コロナ禍も収まり、巻き返しの拠点となる大阪梅田のアンテナショップの開設も順調に進んでおりますが、本来の目的である関西圏の経済活力を呼び込むことで県経済の活性化につなげるためには、本県の強みを生かし、どう仕掛けていくかがこれから一層問われていくと考えます。

そこで、これまでの関西戦略の現状と課題を踏まえ、2期目を迎えるに当たりどのように進化させていくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

平成21年のスタートからこれまで経済の好循

環を生み出してきた産業振興計画ですが、現在の第4期計画では、新型コロナウイルスの感染拡大という逆風の中でのスタートとなり、好調だった観光分野をはじめ、幅広い業種がダメージを受けることとなりました。

こうした中でも、本県はダメージを最小限に食い止めるとともに、コロナ禍を契機とした社会経済構造の変化に対応するため、デジタル化やグリーン化の推進、産学官民連携によるイノベーションの創出やグローバル化、中山間地域の暮らしを支える産業づくりなど、5つの重点ポイントを新たに掲げ、県経済を再び成長軌道に乗せ、より高いステージへ引き上げようとしております。

そして、目標として1人当たりの県民所得を4年後に280万円以上、おおむね10年後までに全国中位にするということを目指されました。知事は、計画を進める中で県民所得の伸びが全国平均を上回ってきたという成功体験もあることから、高い目標だが夢物語ではないと述べ、達成に意欲を示されております。

そこで、産業振興計画の改定と併せ、目標とする1人当たり県民所得全国中位をどのように達成しようと考えているのか、知事にお聞きいたします。

新たに改定される産業振興計画案では、イノベーションの創出を戦略の柱に位置づけ、県経済の持続的な成長につなげることであります。イノベーションの創出は簡単なことではないと考えますが、あえて戦略の柱に位置づけ、困難な課題に立ち向かおうとすることは、まさに濱田県政が掲げる挑戦の最たる表れであり、大変評価するところであります。世情厳しい中、イノベーションなくして目標である所得向上はなし得ず、濱田県政がどのように新しい価値を見いだすのか期待するところでもあります。

そこで、イノベーションの創出における今後

の取組と、拠点などの環境整備について産業振興推進部長にお聞きします。

政府は、6月に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太の方針、またこのたびの総合経済対策においても、リスクリングによる能力向上支援等を講じることとされております。本県の経済を底上げするためには、イノベーションの創出と生産性向上の実現に向けたこうした人への投資が欠かせません。これまで県は、土佐MBA等を通じて本県経済を担う人材育成に取り組まれてきましたが、県民所得の向上や深刻化する担い手不足への対応において、今後はさらに幅広い人への投資が必要と考えます。

そこで、産業振興計画を改定するに当たり、人への投資をどのように位置づけ、取り組んでいくのか、産業振興推進部長にお尋ねします。

今後、コロナ禍に講じたゼロゼロ融資の返済が始まる中で、まだまだ厳しい回復基調の県経済に影響を与えるのではないかと危惧される中、県内の中小・小規模事業者を支えてきた商工会、商工会議所の役割は一層重くなってくると考えられます。商工会、商工会議所は、地域地域で事業を営む会員企業・事業者で構成されておりますが、そうした地域密着の会員企業をサポートすべく最前線に立つのは経営指導員であります。

さきの9月県議会において我が会派の土森議員から、商工会議所における経営指導員の設置基準を見直すことについて質問があり、県としては10月に予定される取りまとめを受け、地域の小規模事業者への支援がどうあるべきか、地域の商業機能を維持していくための視点を持って基準の見直しを行うとの答弁をされております。

そこで、商工会、商工会議所の経営指導員の配置基準の見直しについて商工労働部長にお聞

きします。

次に、農業振興についてお聞きいたします。

本県の人口減少対策の重要なテーマである若年女性人口の流出防止と全市町村での増加を図るため、中山間地域の基幹産業である農業など1次産業へ雇ってもらうような取組を進めるとされております。一方、肥料や原料の高騰等のコストを価格に転嫁できず、農家の収益構造は厳しいのが現状であります。

県は、これまで省エネルギーや化学肥料を減らす取組への支援を通じて農業分野での構造転換を進めるとともに、農家の努力だけでは避けることのできない燃油や肥料高騰分への支援を講じて、本県農業を守ってこられました。一方、長引くことが予想されるコスト高において、若い女性の参入障壁は高いのではないかと考えます。掛け声だけではなく実際に若い女性が就業または雇用されやすい環境を整備することが、施策を進める上で大切なことだと感じております。

そこで、燃油や肥料高騰への支援の継続をはじめ、若い女性や若手が参入しやすい農業の実現に向けて知事の御所見をお伺いいたします。

収入の低下のみならず、激甚化、頻発化する自然災害は、県民の命だけでなく、農業を営む上で大きな不安要素であります。こうした不安に対するセーフティーネットとして収入保険制度が創設され、本県では、県、市町村、関係団体の努力もあり、全国平均の25.6%を大きく上回る33.5%の加入率となっております。また、主要な野菜の価格が著しく低落した際、生産者に補給金を交付する野菜価格安定制度も、農業におけるセーフティーネットとして準備されております。

物価高騰や適正価格の反映が見通せず、加えて自然災害の多い本県としては、こうした農業のセーフティーネットを広く普及させていくこ

とが、若い方々が安心して農業を始める、また続けられることにつながります。

そこで、農業のセーフティーネットである収入保険制度と野菜価格安定制度をどう進め、若手の就農や雇用に生かしていくのか、農業振興部長にお伺いします。

次に、日本一の健康長寿県構想と高知型地域共生社会についてお尋ねいたします。

本県は、県民の誰もが住み慣れた地域で健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる日本一の健康長寿県を目指し、平成22年より構想を策定し取り組んでおります。現在の第4期構想では、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化、子どもたちを守り育てる環境づくりを3つの柱に掲げ、それぞれの数値目標を定めております。そうした中で、壮年期の死亡率の減少や医師不足に改善の兆しが見られ、また高知型地域共生社会の拠点である、あったかふれあいセンターの整備が進むなど成果が現れております。

一方で、中山間地域に目を向けますと、通院手段の確保の困難さや医療資源の減少、山間部におけるサービスの採算性や担い手不足の課題が深刻化しており、知事はこうした課題意識の下、特に中山間地域における医療・介護・福祉サービスの基盤整備を意識して、重点的に取組を進めることとされております。

そこで、日本一の健康長寿県構想をどのように改定しようと考えているのか、また中山間地域での医療・介護・福祉サービスの基盤強化をどう進めていくのか、併せて知事にお聞きいたします。

こうした高知型地域共生社会の拠点として、あったかふれあいセンターが県内に定着してきております。採算面から民間事業者の参入が難

しい中山間地域を多く抱える本県独自の取組で、令和5年度は31市町村、55拠点が開設、14年前のスタート時からほぼ倍増となり、全国より高齢化が先行する本県において、きめ細やかなサポートが展開されております。

一方、中山間や高齢化という従来の課題に加え、ヤングケアラーやひきこもり、8050問題、孤立・孤独対策などといった開設当初の社会情勢から、現代ならではの課題が顕在化してきており、今後誰一人取り残すことのない、困ったときにお互いが支え合う高知型地域共生社会の実現に向けて、拠点となるセンターに求められる内容も複雑多様化してきております。加えて、高齢化による担い手不足など構造的な課題も進行しているところであります。

県内最多の6拠点を開設する黒潮町では、あったかふれあいセンターが住民に寄り添ったきめ細やかなサービスを提供することで介護保険料の引下げにつながるなど、高齢化の進む本県にとってその存在意義はますます高まってきております。

そこで、高知型地域共生社会を進める上で見えてきた課題と今後の取組、また拠点となるあったかふれあいセンターの機能強化について、併せて子ども・福祉政策部長にお聞きします。

次に、教育の充実についてお聞きいたします。

平成19年度全国学力・学習状況調査などの結果を受け、本県では待ったなしの危機的状況の改善に向け、あらゆる教育振興に取り組んでまいりました。その結果、知・徳・体の3つの分野で上向きになりつつも、依然として中学校の学力は全国平均に達しない、不登校児童生徒の学びの保障、デジタルを活用した授業や家庭での教育の日常化、そして相次ぐ教員の不祥事など課題も積み残っております。

このため、現在、次期教育大綱や教育振興基本計画の策定が進められる中、これまでの成果

と課題を整理した上で基本理念を再構築し、その過程では、高校生から提言をもらう次世代総合教育会議や、若年、中堅の教職員等から意見をもらうなど、様々な対話を重視し、その意見も踏まえ、次期計画等の内容が鋭意検討されているとお聞きしています。

知事が強く思いを持たれる、次世代にふるさと高知をつなげていくという意味でも、学生や若手の意見も柔軟に取り入れ、本県教育の羅針盤である教育大綱並びに教育振興基本計画を策定されようという姿勢は評価されるべきものであり、本県の未来を担う子供たちの将来のため、次期教育計画等は新しい視点を取り入れた、次の時代に向けたものとなるよう切に願うものがあります。

知事提案説明において、次期教育大綱の関連施策の強化が示されましたが、そこでこれを踏まえ、次期教育振興基本計画をどのように改定し、本県教育の向上につなげていくのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

新しい時代の潮流であるデジタル化は、新たな時代の教育改革の推進、子供たちの教育機会の確保に欠かすことはできません。県としては学習支援プラットフォーム高知家まなびばこを導入し、1人1台タブレットにて学習ドリルの正答率などをクラウドに集積することにより、子供や教職員が得意分野を伸ばし、苦手な分野を克服することが期待されております。

また、不登校児童生徒や中山間地域を多く抱える本県にとって、置かれた現状で左右されることのない、同様の教育レベルを確保するためにも重要な取組だと考えます。全ての子供たちが自らの可能性を切り開くことができるようサポートすることが教育の役割であり、そのためにはICT教育のさらなる磨き上げが肝要であります。

一方、依然としてタブレットの活用について

は、学校間で差がある状況も見られます。その背景として、現場で教える教員や学ぶ児童生徒との課題意識の共有、ICT教育への理解が不十分という課題もあります。こうした中で、本県は学習習慣の定着や、個々の児童生徒にとって個別最適な指導を実施するため、ICT教育を推進していくこととしております。

そこで、本県にとってのICT教育の意義と今後の進め方について教育長の御所見をお聞きいたします。

冒頭述べたように、挑戦という視点で教育を見てみますと、物事に挑戦していく力、意欲の育成ということは、不確実性の増す現代を生き抜く上で、子供たちに必要なことではないでしょうか。三菱の開祖、岩崎弥太郎、明治維新で新たな日本をつくった坂本龍馬、鈴木商店の大番頭、金子直吉など、本県は近代日本の歴史、文化、経済をつくり上げた多くの偉人を輩出しており、その背景には飽くなき挑戦心、いわゆるアントレプレナーシップ、起業家精神がありました。こうした物事を積極的に探求し、挑戦する子供たちを育成することは、学力や体力、徳の分野とともに重要な概念であると考えます。

そこで、挑戦する力、意欲を育成するための起業家教育を力強く進めていくべきと考えますが、教育長の御所見をお尋ねいたします。

最後に、令和8年秋に本県で開催されることとなりました国民文化祭についてお聞きいたします。

国民文化祭は、全国植樹祭、国民体育大会、全国豊かな海づくり大会と併せて四大行幸啓であり、両陛下の主要な地方公務であります。本県にとっては全国豊かな海づくり大会に続く僥倖であると、心からありがたく感じますとともに、知事はじめ県の皆様の御努力に深く敬意を表します。

さて、国民文化祭は本県が誇る自然、歴史、

文化を全国にPRする絶好の機会であることに加え、コロナ後の社会経済活動の順調な回復を促すものと大いに期待しております。

金沢を代表する名所、兼六園では今年の9月まではコロナ禍前を下回る入園者数が続いていたものの、国民文化祭が開幕した10月に急回復、周辺の文化施設で魅力的な催事が開催され、周遊が高まったことが要因とのことであります。

知事は、日本の一大イベントとも言える国民文化祭を通じて、自由さを大切にする独特の文化などの特色を生かし高知らしいものにできれば、また本県の魅力の発信と伝統文化、伝統芸能が再興、継承を図る大きなきっかけになればと抱負を述べておられます。

そこで、国民文化祭について、高知らしさを生かしたどのような大会を目指すのか、知事の意気込みをお伺いいたします。

また、官民一体となった連携をどう図っていくのか、文化生活スポーツ部長にお聞きしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 横山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今回の選挙戦を通しての所感、県民からの思いや期待の受け止めについてお尋ねがございました。

今回の17日間の選挙戦を通じまして県内を隅々まで回らせていただき、コロナ禍への迅速な対応などの1期目の実績、そして2期目に向けた人口減少対策、産業振興などの取組を訴えさせていただきました。

その中で、たくさんの県民の皆さんから激励の声をいただきますとともに、子育て家庭や若年層が抱える悩み、地域における道路などのインフラ整備の促進、そして中山間地域の厳しい現状などについて御意見が寄せられました。それぞれの地域や世代が抱えておられる課題の切

実さを改めて感じまして、私自身が先頭に立って県勢浮揚を成し遂げたいと、そういう気持ちをより一層強くいたしました。

選挙結果につきましては、投票率が過去最低、42.47%となりましたことは残念でありましたけれども、私自身の得票につきましては、前回から2万人以上多い方々から御信任をいただいたということ、また得票率は8割を超えたというような結果になりました。このことは、県民の皆様から1期目の実績に対する御支持と2期目の飛躍に向けました施策展開への期待、後押しをいただいたものというふうに捉えております。

これだけ多くの御支持をいただきましたことに、県民の皆さんからの期待の大きさ、そして私自身の責任の重さを改めて感じ、身が引き締まる思いであります。県民の皆さんが私に託していただいた、それぞれの思いや期待を日々胸に刻みながら、全身全霊をかけて、そして粉骨砕身の覚悟で県政の課題解決に向けて挑んでまいり所存であります。

次に、2期目となります県政運営の決意と、来年度に向けての意気込みについてお尋ねがございました。

2期目となります県政運営に当たりましては、共感と前進の基本姿勢をこれまで以上に徹底いたします。従来から行ってまいりました県民座談会「濱田が参りました」をはじめとする市町村訪問に加えまして、例えば先進的な取組を行っておられる企業ですとか施設なども訪問をし、対話をさせていただきたいというふうに思っております。こうした姿勢を通じまして現場の生の声を聞く機会を増やし、県の施策をより磨き上げてまいります。

現在、県政におけます最優先かつ最重要の課題は、何といたしましても深刻化する人口減少への対応であります。人口減少の負のスパイラルから脱却をするためには、若年人口、とりわけ

若い女性の人口を増加させ、何としても持続可能な人口構造への転換を図らなければなりません。四、五年後までに若年人口の減少傾向に歯止めをかけ、おおむね10年後には現在の水準まで回復をさせるということを目指して掲げまして、3つの目指すべき高知県像の実現に向けて施策を総動員してまいります。

若者にとって魅力のある仕事、稼ぐ力を有する仕事がなければ、若者を高知に呼び込むことだけではなく、若者を高知に残すこともできません。このため、いきいきと仕事ができる高知の実現を目指します。

また、魅力的な仕事がありましても、日々の暮らしを支える生活環境が十分になければ、地域に若者をとどめることは難しくなります。このため、いきいきと生活ができる高知の実現に向けて取り組みます。

そして、厳しい自然条件にあります本県におきましては、災害に強いインフラの整備などを通じて安心して暮らせる環境を整えることが大前提となります。このため、安全・安心な高知の実現を目指します。

1期目の4年間におきましては、新型コロナウイルスへの対応と、そこからの失地回復に終始せざるを得なかったという側面がございました。2期目は、いよいよ本来のスタートラインに立ちまして、新たな政策を展開できる、そうした局面になると考えております。このため、2期目の実質的なスタートとなります来年度は、取組のステージを一段と引き上げまして、ロケットスタートを切りたいというふうに考えております。

具体的に幾つか申し上げますと、まず人口減少に果敢に取り組む市町村を強力に後押ししたいと考えまして、このための総合交付金を創設するといった形で、持続可能な人口構造への転換に挑戦をしてまいります。また、男性により

まず育児休業の取得促進を施策推進のエンジンといたしまして、固定的な性別役割分担意識の解消を図るということを目指して、県民運動の取組をかつてない重層的な体制で展開をしていきたいと考えます。さらには、来年夏には関西圏におきます外商拠点といたしまして、大阪市梅田にアンテナショップを開設いたします。こうしたことを含めまして、関西戦略の取組を次のフェーズへ移行させてまいりたいと考えております。

このように来年度は一連の施策を一層進化させまして、人口減少の克服に向けて新しい一歩を踏み出す、そうした一年にしたいと考えております。

次に、国との関係についてお尋ねがございました。

私は、自治省、総務省の職員として、また自治体の職員として長年地方行政に携わってまいりました。加えて、県知事としてかじ取りを担ってまいりましたこの4年間の経験も踏まえまして、改めて国と地方は対等・協力の関係が基本であるべきだと感じております。こうした基本的な関係の下、国と地方がそれぞれの役割を果たしながら施策の展開につなげる必要があると考えます。

例えば、地域におけます産業の振興、生活環境の向上、インフラの整備といたしました具体的な施策の展開につきましては、地域の実情に通じた地方が主に担うべきと考えます。一方で、外交や防衛、さらには通貨の信認の維持といった国家の存立に関わります分野は、専ら国が担う分野であります。また、内政におきましても、いわゆるナショナルミニマムといたしまして全国一律で行政水準を確保すべき分野につきましては、国が統一的な基準を示した上で地方の取組を強力に支援するといった形を取ることが適当だと考えます。

こうした国と地方の役割分担の下で、国には地方自治の尊重を求めます一方で、国の役割の範疇については地方も国の判断に敬意を払っていくと、こうしたことがまさに対等・協力の関係に当たるのではないかと考えております。

このような考え方にに基づきますと、地方の課題解決に向けまして、国の施策の足らざる部分、あるいは使い勝手が悪い部分がありましたら、単に物申すというだけではなく、これをどう直せばいいのか、具体的に地方から提案をしていくということが肝要だと考えます。そして、予算の確保あるいは制度改正などで国の具体的な後押しが必要なものにつきましては、国を動かし、しっかり結果を出して県民の皆さんにその成果を実感していただく、このことが国との関係において知事としてあるべき姿、なすべき姿というふうに考えております。

こうした考え方の下、今後も県勢浮揚の実現に向けまして、国に対して地域の実情、現場の声を踏まえた実効性のある提言を行い、具体的な成果へとつなげてまいります。

次に、県と高知市の連携と、高知市以外の市町村との連携についてお尋ねがございました。

高知市は本県の人口の半分近くを占めておりまして、県勢浮揚を成し遂げるためには、あらゆる分野において高知市との連携が非常に重要と考えております。このため、これまでも県・市連携会議の開催などを通じまして県市の意思疎通を図りながら、例えば産業振興、南海トラフ地震対策など様々な課題に共に取り組んでまいりました。オーテピア図書館の整備は、縣市連携の象徴的な成果の一つであると考えております。

こうした中、先日の高知市長選挙におきまして、共に選挙戦を戦ってまいりました桑名龍吾さんが当選をされました。桑名市長は、若者の定住対策をはじめといたしまして、本県の最重

要課題であります人口減少対策に積極的に取り組むということを公約として掲げられております。

本県におきます若者の人口減少を食い止め持続可能な人口構造への転換を図っていくためには、高知市とこれまで以上の緊密な連携が不可欠だと考えております。桑名市長が公約に掲げられた施策の中で具体的に何を優先して取り組みたいのか、またその際、県はどのような支援ができるのかといった点につきまして、早期に具体的な協議を行えるよう準備を進めたいと考えております。

このほかの課題も含めまして、桑名市長とは、困ったときにはいつでもお互いが連絡を取り合えるようなホットラインを築き、率直に意見交換をできる関係を目指したいと存じます。あわせて、トップ同士だけではなく、桑名市長から御提案のありました職員同士の交流もより深めてまいりたいと考えます。

もとより人口減少対策をはじめといたしまして県政課題の解決に向けましては、高知市以外の市町村ともしっかり連携をし、オール高知の体制を築くことが重要であるということは言うまでもありません。今後はこれまで以上に、高知市以外の市町村長の皆さんの声にも耳を傾けながら、方向性を一にする施策を立案し、共に実行することができるよう一層意を払ってまいります。

例えば、市町村の人口減少対策を後押しする交付金の創設に当たりましては、各市町村の意見を聞き、より使い勝手がよくなるような制度設計に、この市町村の意見を反映したいというふうに考えます。こうした姿勢を通じまして市町村と県の施策が相乗効果を発揮し、より大きな成果を生み出すことで、県勢浮揚を成し遂げてまいりたいと考えております。

次に、連続テレビ小説あんぱんを契機とした

県勢浮揚策についてお尋ねがございました。

連続テレビ小説あんぱんは、やなせたかしさん夫妻がモデルのドラマでありまして、お二人の人柄を育んだ本県の風土、県民性についても注目をされることになるのではないかと思います。このため、今回のドラマは様々な分野で高知のよさを全国にアピールする絶好のチャンスと捉えまして、観光分野にとどまらず、より幅広い視点で高知県を発信いたしたいと考えております。

例えば、ドラマで描かれます高知の風景、人の温かさなどは本県のイメージアップにつながりますし、特に中山間地域への移住促進の一つの起爆剤にもしていきたいと考えます。また、まんが甲子園に代表されますように、やなせさんが熱意を持って取り組まれました人材育成につきましては、アニメプロジェクトの推進、あるいはコンテンツ産業の集積などに生かしていかなければならないと考えます。

さらには、やなせさんが本県に残してくださいましたごめん・なはり線や高知野菜、防災など多くのキャラクターも非常に大きな財産だと考えます。これらのキャラクターは、公共交通の利用促進、農産物外商の拡大、南海トラフ地震対策などの防災意識の向上といった県政の課題解決に改めて生かしていくべきと考えております。

このように、今回のあんぱんの放送は本県にとって非常に大きなチャンスでありまして、より幅広い分野で県勢浮揚につなげていきますように、全庁を挙げた大きなプロジェクトとして取り組んでまいります。

次に、人口減少の克服のための目標達成に対する決意についてお尋ねがございました。

急速に進みます人口減少は、地域経済の縮小、中山間地域の衰退といった様々な問題を引き起こしております。県政において喫緊に取り組む

べき最重要課題だと認識をしております。

このため、現在のまち・ひと・しごと創生総合戦略に続きまして、年度内に策定をする次期戦略におきましては、先般も申し上げましたとおり、四、五年後までに若年人口の減少傾向に歯止めをかける、そしておおむね10年後には令和4年の水準まで回復をさせる、こういった姿を目指してまいります。この目標は、御指摘もありましたように、極めて野心的なものであるというふうに認識をいたしておりますけれども、人口構造を若返らせまして、将来にわたって活力ある持続可能な高知県を実現していく、このためには挑戦をしていくべき目標であるというふうに考えております。

このために若年人口の増加、婚姻数の増加、出生率の向上、この3つの観点から具体的な数値目標を掲げました上で、施策を抜本強化してまいります。特に、昨今の人口減少の主な要因となっております若者の人口、とりわけ女性の若年人口を増加させる、このことが対策の肝だと考えております。女性活躍に向けた働きやすい環境の整備、これを重点的に進めてまいりたいと考えます。あわせまして、地域に根強く残ります固定的性別役割分担意識の解消に向けて、共働き・共育てを県民運動として強力に推進をしたい、そのことで社会全体の意識改革を図りたいと思います。県外に出られております本県出身の若い女性に、高知も変わったよ、変わりつつあるよ、だから帰っておいでと、こういうメッセージをぜひ発したいと思います。

こうした取組を私自身が先頭に立ちまして、市町村や事業者の皆さんを含めましたオール高知で推進をしていくことにより、若者の希望がかなう、魅力あふれる高知県の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、中山間地域の再興に取り組む決意についてお尋ねがございました。

このたびの選挙戦を通じまして県内の隅々まで足を運び、県民の皆さんから直接貴重な御意見をいただくことができました。中山間地域の住民の皆さんからは、かねてより、例えば「地域の若者が減って寂しくなった。祭りなどの担い手も不足をしている」、また「都会に出ていった若者たちに帰ってきてもらえるようにしてほしい」、さらには「若い人が働ける場をもっとつくって、地域に残れるようにしてほしい」、こういったお声を数多くお聞かせいただいております。今回、中山間地域の厳しい現状を改めて再認識いたしましたところであります。

改めまして、少子化対策と一体となった新たな中山間対策、中山間地域再興ビジョンの中心に据えます若者を増やすという方向性は、地域の皆さんの切実な思いに応えるものであるということを確認いたしました。また、同時にこのビジョンを道しるべといたしまして、中山間地域の人口減少の負の連鎖を何としても克服し、地域を次の世代に引き継いでいかなければいけないという思いを一層強くいたしましたところでございます。

県土の9割を占め、県民の4割が暮らします中山間地域の再興なくして県勢浮揚はなし得ないと考えます。今後とも県民の皆さんとの対話を通じて、ビジョンの取組への共感を得ながら、目指す将来像の実現に向けまして、市町村と連携し確実に前進をしてまいりたいと考えております。

そして、選挙戦を通じていただいた一つ一つのお声、さらには握手を交わした手に込められました中山間地域の皆さんの熱い思いや御期待に必ずやお応えができますように、私自身が先頭に立ちまして、全力で取組を進めていく決意であります。

次に、新たに設けます人口減少対策総合交付金の仕組みについてお尋ねがございました。

地域に若者が増えた持続的な人口構造への転換を図りますためには、県と市町村が目標を共有し、ベクトルを合わせて取り組むことが重要であります。こうした考え方の下、市町村長の皆様と意見交換などの場におきまして、ビジョンの目指す姿、そして目標などを丁寧に説明し、その方向性についてはおおむね御賛同いただいたものと考えております。一方で、若者の増加に向けました取組に関しましては、御指摘もありましたように、多くの市町村から独自に取り組むための財源やマンパワーが不足している、さらなる県の支援を求めるとの御要望をいただいております。

このため、市町村が地域の実情に応じました人口減少対策に取り組んでいただけますように、総額で数億円規模を想定して、人口減少対策総合交付金を来年度から新たに創設するということといたしたいと考えます。

この交付金は、事業の期間をビジョンの計画期間、アクションプランの計画期間であります4年間と設定をいたしまして、第1に、人口割、均等割などを基に算定をしました一定額を全ての市町村に配分する基本配分型の部分と、第2に、県が掲げます目標に呼応して、若者人口、出生数の増加を目指す取組に活用できます、いわゆる手挙げ方式の連携加算型部分、この2つの部分から構成をしたいと考えております。これによりまして、市町村が実施をいたします若者の増加、婚姻数の増加、出生率の向上、共働き・共育での推進、この4つの取組をソフト面を中心に後押ししてまいりたいと考えます。

このうち、第1の基本配分型につきましては、新規事業や既存事業の拡充に充てることを要請させていただきことといたしまして、市町村の裁量で活用する事業が決められます自由度の高いものとしたいと考えております。現時点では最も少ない市町村で年額300万円程度、多いとこ

ろで年額7,500万円程度の配分額になるということをご想定しているところであります。

また、第2の連携加算型の部分につきましては、県の掲げる目標達成に資する取組のうち、県の取組と連携することでさらなる相乗効果が期待できる事業、あるいは市町村が創意工夫を凝らして独自に取り組む先駆的な、他の市町村のモデルとなるような事業、こういったものに加算をしていこうという考えです。

この部分の上限額につきましては、人口規模に応じまして、4年間の通算で1市町村当たり5,000万円程度から1億円程度までというような規模をご想定いたしております。また、この事業費に対する交付率につきましては、原則3分の2の高率で手厚く支援をし、場合によってはさらなるかさ上げも行うということも検討いたしております。この連携加算型の活用に当たりましては、実効性を確保するための事業計画の策定をお願いしたいと考えております。その際には、産業振興推進地域本部が窓口となりまして、目標設定や施策の立案などのサポートを行ってまいります。

ただいま申し上げましたようなフレームの案をベースに、市町村の御意見、御意向も伺いながら、当初予算編成に向けまして、交付金の全体像、あるいは規模を確定してまいりたいというふうにご考えております。

次に、中山間地域の人口減少対策にどのように取り組んでいくのか、とりわけ高知市の位置づけにつきましてのお尋ねがございました。

私の2期目の県政運営に当たりましては、かねて申し上げておりますように、人口減少への対策が最重要課題と考えております。県全体の人口が減少し、その中で高知市も人口減少の局面にあるという中であります。したがって、この課題の克服に向けましては、高知市、中山間地域、それぞれ双方に対して目配りをして対

策を講じていくことが必要だと考えます。

具体的な方法論といたしまして、高知市におきましては教育や文化の拠点としての魅力を磨き上げまして、あわせて魅力ある就業機会を創造するということにより、県外に流出しようとしている若者を県内でしっかり受け止めてできるだけ多くの若者を本県にとどめる役割、そして大都市圏から人を呼び込む役割、こうした役割を担っていただくことが重要ではないかと考えます。

一方で、中山間地域におきましては、持続可能な人口構造への転換を図りながら、基幹産業であります1次産業や豊かな自然、食といった本県の強みを生かした地域振興によりまして、県全体の魅力を底上げする役割を担っていただきたいと考えます。こうした考えの下、高知市と中山間地域がそれぞれの役割を共に果たしながら、バランスの取れた発展をしていくということが望ましい姿であるというふうに考えます。

その上で、県民の皆さん誰もが生まれ育った地域で暮らし続けていけるようにするためにも、特に若年人口の減少が先行するなど厳しい条件にあります中山間地域においては、より重点的で手厚い支援を行い、再興を図っていくことが必要だと考えます。このため、例えば中山間地域の事業承継を促進するための新たな事業を創出するなどといった形で、中山間地域にフォーカスした、特化した施策を充実していくということ、あるいは今回新設いたします人口減少対策総合交付金においても、小規模な市町村に対して相対的に手厚い支援を行っていくと、こういった方向で検討いたしているところでございます。

本県の中核であります高知市の発展なくして中山間地域の発展はなし得ない、また中山間地域の振興なくして高知市の振興は難しい、そういった関係にあるというふうに考えます。双方

が共に支え合いながら、県土全体の均衡ある発展につなげていく必要があるというふうに考えております。

次に、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえました物価高騰対策や国土強靱化への対応、また事業者の構造転換についてお尋ねがございました。

今回の国の総合経済対策は、足元の物価高から国民生活、事業活動を守る対策に万全を期すことなどを目指しまして、予算を含め、あらゆる政策手段を総動員するものと受け止めております。経済対策に基づきまして、議員のお話にもありました重点支援地方交付金の追加交付に加えまして、昨年度を上回る規模の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係ります予算が確保されております。

本県におきましても、この経済対策の効果を県民の皆さんに速やかに実感をしていただけますように、今回の補正予算に所要経費を計上し、必要な対策を講じてまいります。具体的には、まず重点支援地方交付金を活用いたしまして、医療施設や社会福祉施設などへの給付金の支給、あるいは家庭用LPガス代の負担軽減など、足元の影響を緩和するための支援を行ってまいります。

その上で、物価高騰対策を一過性のものに終わらせず、省エネルギー化あるいは生産性の向上といった中長期的に家計の収支や企業収益の改善効果をもたらすような、そうした構造転換を促す取組を進めていくことが重要だと考えます。このため、家庭や事業者におきます太陽光発電設備の設置を支援いたしますほか、省エネ設備、デジタル技術を導入する事業者への支援を行ってまいります。

あわせまして、4年目となります国の5か年加速化対策につきましては、事業費ベースで昨年を上回ります247億円を確保いたしました。今

後、速やかに事業を実施いたしまして、四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護といった防災・減災に資するインフラ整備を加速してまいります。

今後、重点支援地方交付金の残額も最大限活用いたしまして、さらなる経済対策に係る事業を展開すべく、年度末に向けてさらなる検討を行いまして、実施に向けて準備を進めてまいります。

次に、関西戦略をどのように進化させていくのかとお尋ねがございました。

関西圏との経済連携の強化につきましては、就任以来、大阪・関西万博などの大規模プロジェクトを契機に高まります関西圏の経済活力を本県に呼び込みたい、そういう強い思いで取り組んでまいりました。その結果、これまでに例えば観光分野では、シンガポールから関西経由での本県へのツアーが継続的に実施をされるなどといった形で、本県を訪れます外国人観光客はコロナ禍前の水準まで回復をしてまいりました。

また、外商分野におきましては、来年7月に開設予定のアンテナショップに先立ちまして、本年7月には関西有数の集客力を誇りますあべのハルカスに期間限定の店舗を開設いたしました。これまでの来店者数が4万人を超えるといった形で、予想を上回るにぎわいを見せておりまして、県産品のPR、販売拡大につながっております。

こうした成果をさらなる観光誘客、外商拡大につなげるためには、豊かな自然、多彩な食文化など本県の強みと魅力を生かし、取組を一層強化する必要があります。このため、アンテナショップを核といたしまして、首都圏と比べて近距離にあるという優位性を生かして、食や観光などの情報を多くの方々にダイレクトかつタイムリーに提供してまいります。さらに、大阪・関西万博を契機として関西を訪れる外国人

観光客をターゲットに、本県ならではの魅力ある素材を生かした滞在型観光を推進し、誘客の促進を図ってまいります。

こうした取組を県内の市町村や事業者、関西在住の本県ゆかりの方々を含めましたオール高知の体制で展開し、関西圏との経済連携をこれまで以上に活性化させてまいります。これにより関西戦略を県経済飛躍への起爆剤とし、経済成長の果実をできるだけ早期に多くの県民の皆さんに実感していただけますよう、私自身が先頭に立ちまして全力で取り組んでまいります。

次に、産業振興計画の改定と併せまして、1人当たり県民所得全国中位の目標の達成を図ることについてお尋ねがございました。

人口減少下にあります本県におきまして、県民所得を伸ばしていくためには、県経済の力強い発展が欠かせないと考えます。そのためには、県内市場だけではなく、活力ある県外市場から、いわゆる外貨を獲得することが大変重要となります。まずは関西圏との経済連携を本格化させるなど、本県の強みを生かしまして県外市場に打って出ます地産外商の取組をより一層進めてまいります。また、新たな観光戦略の下で、本県ならではの魅力を存分に味わっていただきますことで、長期滞在を促進し、観光消費額の増加を図ってまいります。さらに、海外市場への輸出、インバウンド観光などのグローバル化の取組を一層加速してまいります。

加えまして、県経済を底上げするためには、経済成長の礎となる新たな価値を生み出すこと、いわゆるイノベーションの創出が不可欠であります。デジタル化、グリーン化といった新たな時代の潮流を先取りし、各産業分野において生産性の向上、付加価値を高める構造転換を一層後押ししてまいります。

また、イノベーションを生み出す高知発のスタートアップ企業が新たに生まれまして、成長

できますよう、支援を大幅に強化したいと考えております。具体的には、起業にチャレンジする機運の醸成を図りますとともに、起業家同士が切磋琢磨する場づくりを民間の支援団体と協力しながら進めてまいります。加えまして、次期産業振興計画におきましては、県内GDPに大きな割合を占めます保健・医療・福祉の分野、あるいは建設の分野の経済動向にも目配りをし、県内産業の活性化に向けて、よりトータルな形での取組を進めてまいりたいと考えております。

こうした取組を通じまして、稼ぐ力を一層高めることにより、賃上げにつながるといった好循環をつくり出してまいります。こうした取組を進めますことで、おおむね10年後までに1人当たり県民所得を全国中位、20位台まで上昇させるということを目指しまして、地域における新しい挑戦を重ねて、県経済を持続的に発展をさせてまいります。

次に、若者や女性が参入しやすい農業の実現についてお尋ねがございました。

若者や女性に積極的に農業に参入していただくためには、農業が将来にわたり希望が持てる魅力的な産業でなければなりません。そのためには個々の農家の安定経営はもとよりですが、県内の各産地全体が活力あふれるものとなる必要がございます。

一方で、農業の現況に目を向けますと、御指摘がございましたように、資材価格高騰の長期化によりまして、多くの農家が大変厳しい経営状況に置かれております。将来的な営農の継続に不安を感じておられる方も少なくないと承知をいたしております。このため、県におきましては緊急的な対策といたしまして、燃油や肥料の価格高騰に対する直接支援を令和6年の春季まで延長いたしましたところであります。

しかしながら、こうした直接的な支援を永続的に行うことは難しいと考えます。したがいま

して、外的な要因に負けない足腰の強い農業への構造転換が早期に図られますように取り組んでまいります。具体的には、例えば地下水熱や太陽光などの代替エネルギーの実証、低温に強い品種の開発、化学肥料を低減させる堆肥の利用技術の確立、こうした取組によりまして、事業に係ります経費の節減につなげてまいりたいと考えます。さらには、I o Pクラウド、SAWACHIを活用したデータ駆動型農業をはじめといたします農業のデジタル化を加速化させまして、生産性のさらなる向上につなげてまいります。

こうした取組により、経営の安定化を早期に実現させまして、各産地が生き生きと輝きますことで、若者や女性の参入が進み、さらに産地が元気になる、こういった好循環につなげてまいりたいと考えております。

次に、日本一の健康長寿県構想の改定の考え方、そして中山間地域のサービスの基盤強化についてお尋ねがございました。

これまでの取組により、各施策で一定の成果が現れる一方で、壮年期男性の死亡率、あるいは医療・介護・福祉サービス提供体制の地域偏在といった課題への対応が必要となっております。さらに、昨年の県内の出生数が全国最少という衝撃的な結果も示されまして、こうした喫緊の課題への対応がこの分野でも急がれるわけです。加えまして、地域のつながりや支え合いの弱まりから顕在化をしております、いわゆる社会的孤立、8050問題などの複合的な課題への対応も求められております。

このため、次期構想におきましては、健康寿命のさらなる延伸を目指しまして、働き盛りをターゲットにした対策を強化することをはじめといたしまして、それらの施策を一層強化してまいります。特に、こどもまんなか社会の実現に向けまして、新たに出生数の増加を政策目標

に掲げて、出会い・結婚支援、子育ての安心感を高める施策をもう一段強化いたします。あわせまして、制度や分野を超えて地域で共に支え合う高知型地域共生社会の推進を新たな柱として付け加えまして、分野横断的な取組を推進してまいります。

議員から御指摘がございました中山間地域のサービスの基盤強化に向けましては、必要な医療提供体制をしっかりと確保していくということの基本にいたしまして、無医地区などにオンライン診療体制を整備してまいります。あわせて、訪問看護や訪問介護サービスを充実させることによりまして、必要なサービスへアクセスしやすい環境を整えてまいります。

また、多様な介護ニーズに柔軟に対応いたしますため、介護人材の相互応援の仕組みや、あつたかふれあいセンターを活用した新たな中山間地域の介護サービスモデルを構築いたします。特に、不足する福祉・介護人材の確保に向けまして、官民協働のプラットフォームを構築し、人材育成、業務の負担軽減などを一体的に進め、若い世代に選ばれる職場づくりを進めてまいります。

こうした取組を通じまして、日本一の健康長寿県構想を発展させ、誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができる、そうした高知県を目指してまいります。

最後に、国民文化祭につきまして、高知らしさを生かしたどのような大会を目指すのかとお尋ねがございました。

国民文化祭は、国、県、市町村などの主催によりまして、全国障害者芸術・文化祭とも一体的に開かれます国内最大規模の文化の祭典であります。このほど、令和8年度の大会を本県で開催することが内定いたしました。大変喜ばしく、また光栄に思っております。

本県には、有形無形の文化財をはじめ、よさ

こいや漫画、皿鉢料理に代表されます食文化、土佐和紙といった伝統工芸など、全国に誇る文化資源が数多くございます。一方、近年では少子高齢化、過疎化の進行に伴いまして、次世代への継承が危ぶまれます伝統芸能も少なくないという状況であります。

このような中、本県で国民文化祭を開催いたしますことは、県民一人一人が本県の文化の価値を再認識し、文化芸術活動などに一層親しんでいただく絶好の機会になるものと捉えております。全国から注目を集めるこの大会を契機といたしまして、本県におきます文化芸術のさらなる振興、そして中山間地域などに残ります伝統芸能の再興、継承につなげていきたいというふうに考えております。

開催に当たりましては、市町村や関係団体と連携し、地域の特色を生かした多彩なイベントを県内全域で展開いたしまして、高知ならではの国民文化祭となるように取り組んでまいります。また、観光キャンペーンとも連動させますことで、多くの観光客を呼び込みまして、本県の文化を体験いただきますとともに、地域の活性化にもつなげていく、そんな大会にいたしたいと考えております。

私からは以上であります。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) 連続テレビ小説あんばんを契機とした観光振興策についてお尋ねがございました。

連続テレビ小説らんまんの放送が終了してから1年半後に再び本県が舞台のあんばんが放送されるということは、本県の観光振興におきまして大変ありがたいことでありまして、このチャンスを最大限生かしていきたいと考えております。

まずは、らんまんと同様に、観光客の方に十分満足いただけるよう、県内での受入れ体制を

しっかりと整えていきたいと思っております。現在、必要となる整備などにつきまして、各市町村から順次ヒアリングを行っているところですが、特にやなせさんにゆかりの深い南国市の後免町や香美市の香北町には、相当多くの観光客が訪れるものと思っております。渋滞を起こさずにスムーズに周遊できますように、また地域の魅力を十分に伝えられますように、この対応策につきまして両市との具体的な検討を重ねているところであります。

また、この両市に香南市を加えました物部川流域エリアには、龍河洞や、のいち動物公園、西島園芸団地など本県を代表する魅力的な観光資源が数多くございます。観光客の方により広く周遊していただきますよう、広域観光組織、物部川DMO協議会やJR四国など、関係機関ともしっかりと連携をして取り組んでまいります。

今回のドラマによりまして、やなせさん御夫妻を育んだ本県の風土や、自由闊達でおおらかな県民性など、本県の魅力が全国に発信されるものと思っております。このことは、来年度からスタートするどっぷり高知旅キャンペーンの大きな後押しになると考えております。どっぷり高知旅キャンペーンでは、ドラマとしっかりと連動させたプロモーションを行いまして、県内全域に観光客が訪れますように、本県の魅力を国内外に強力に発信していきたいと考えております。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、県内企業の男性の育児休業の取得状況と、子育て支援に取り組む企業への支援についてお尋ねがございました。

県では、ワークライフバランス推進企業認証制度の次世代育成支援部門において、育児休業の取得を認証要件とすることや、従業員の育児休暇や育児休業の取得促進を宣言する企業の拡

大など、県内企業の男性の育児休業の取得促進に向けた取組を進めてまいりました。

その結果、県内企業の男性の育児休業取得率は、令和元年度の7.6%から令和5年度の速報値では28.7%と大きく上昇しております。これらの取組をさらに前進させ、男性が育児休業を取得することが当たり前となる社会の実現を目指し、令和7年度の男性の育児休業取得率50%を目標に、施策の充実強化を図ってまいります。

具体的には、県内企業への支援として、男性従業員の育児休業に伴う代替要員確保への支援や、従業員の仕事と育児の両立を企業の福利厚生制度によりサポートする場合への助成、企業版両親学級の開催等による職場内の意識啓発の強化などの検討を行ってまいります。

また、社会全体で子育てしやすい環境づくりを進めるため、企業における家事代行や産後ケアなど、子育て支援サービスの新事業展開への支援や、子供連れの方や妊娠中の方に優先案内を行うこどもファスト・トラックの取組や授乳スペースの配置など、子育て家庭に優しい環境整備に取り組む企業への助成など、新たな施策を検討してまいります。

こうした取組を企業と共に進めることで、地域社会全体で子育てを支える住民参加型の子育て支援の一層の充実を図り、安心して妊娠・出産・子育てができる高知県を目指してまいります。

次に、高知型地域共生社会の今後の取組と、あったかふれあいセンターの機能強化についてお尋ねがございました。

地域の支え合いの力の弱まりや社会的孤立、8050問題など複合課題への対応として、令和4年度から高知型地域共生社会の実現に向けた取組を進めております。

まず、行政主体のたて糸である市町村の包括的な支援体制の整備につきましては、この2年

間で6市町から24市町村に拡大する予定です。地域主体のよこ糸である支援ネットワークづくりでは、地域の見守り協定企業は25社に拡大し、本年10月には98の企業、団体が高知家地域共生社会推進宣言に参画するなど、オール高知で取り組む機運が高まっております。

一方で、県民世論調査の速報値では、地域活動に参加したことがないと回答した方が約6割、家族や親類以外に相談する人がいないと回答した方が約2割となっており、支え合いの力の弱まりや社会的孤立のリスクの高まりが懸念されます。そのため、誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会の取組を一層強化してまいります。

特に、本県独自の福祉施策であるあったかふれあいセンターでは、高齢者や障害のある方、子供など幅広い世代が多用途で活用できるよう、地域共生社会の拠点として機能強化に取り組んでまいります。

具体的には、医療・福祉専門職と連携した新たな介護サービスモデルの構築やフレイル予防活動のほか、オンライン診療、子ども食堂の展開など様々な用途での活用を進めます。加えて、市町村社会福祉協議会と連携し、地域イベントなど先駆的な取組の横展開を図るなど、あったかふれあいセンターを拠点とした地域活動の活性化を図ってまいります。

こうした取組を通じまして、一人一人の力をつなげ、地域で共に支え合う高知型地域共生社会の実現を目指してまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) まず、集落活動センターのさらなる活性化についてお尋ねがございました。

集落活動センターでは、コロナ禍により長いところで3年間活動の中断や停滞が生じました。一旦止まった活動の再開には大きな御苦労が伴

うことから、自力での活動の再開や、さらなる活性化をちゅうちょするセンターもございました。

このため、本年度、コロナ禍で止まっていた活動を再始動するための支援や、センターと大学とのマッチングによりセンターの活性化を図る取組を新たに開始いたしました。これらの取組により、19か所のセンターで地域のお祭りやカフェなどの活動が再開され、また20か所のセンターが新たに大学生を受け入れ、センターの活性化につなげることができております。

一方で、議員御指摘の後継者不足や担い手の高齢化は依然として大きな課題であります。センター代表者の世代交代は徐々に進んでいますものの、特にセンターの活動のエンジンとなる事務局体制の強化、こちらが喫緊の課題であると考えております。

この対応としましては、市町村が地域おこし協力隊や集落支援員制度を活用して専任で従事する事務局人材、これを確保することが効果的であることから、これまでも担当課長会などを通じた制度の活用を働きかけてまいりました。現在、全体の3分の2ほどのセンターで、本制度による事務局職員の配置がされるようになっておりますが、さらなる活用促進に向け、県独自の支援策の拡大を検討してまいります。

あわせて、中山間地域を応援したい都市部の方々が集落活動センターの活動等に参画していただくための新たな仕組みづくり、こちらも検討しており、こうした取組によりましてセンターの担い手確保、さらなる活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、若手や若手グループとの意見交換の場づくりと、活動への支援についてお尋ねがございました。

御指摘のように、地域地域で次の世代を担うべく頑張っておられる若者の声を拾い上げてい

くことは、中山間地域の再興を的確に進める上で大変重要と考えております。このため、中山間地域再興ビジョンの策定に当たっても、市町村や経済団体、集落活動センターに加え、若者のグループを含む地域活動団体の皆様からもお話を伺わせていただきました。

その中で、例えば仁淀川町の森山フレッシュヤングや、宿毛市のまちづくり会社ドラマチックといった若者の方々からは、子供たちが地元で働くには地元のことを知らなさ過ぎる、地域の文化や歴史を絶やしたくないといった御意見をいただき、ビジョンにもこうした意見を踏まえて施策を反映させていただきました。今後、ビジョンのPDCAを回していく際にも、地域地域で仕事や子育てに励みながら地域活性化に取り組んでいる若者から御意見をいただける場、こちらを設けることを検討したいと考えております。

また、こうした地域の若者への活動支援は、地域の活性化だけでなく、若者が地域に残り、さらには若者を呼び込むことにもつながる相乗的な効果が期待されます。お話のありました県の小さな集落活性化事業においては、市町村に集落活性化のためのコーディネーターを配置し、集落の方々の思いや力を引き出し、様々な活動につなげるサポートを実施しております。この事業に、より多くの若者たちに参加していただくことができれば、その若者グループの活動のみならず、集落全体のさらなる活性化にもつながるものと考えられますことから、本事業の横展開に際し、地域の若者の取組をしっかりと取り入れることで、その活動や挑戦も併せてサポートしたいと考えております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、年収の壁・支援強化パッケージへの期待とその活用促進についてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、いわゆる年収の壁の問題につきましては長年指摘されてきたところであり、昨今多くの企業において賃上げが実施された結果、従業員の間で労働時間を抑える動きが広がり、人手不足感がより深刻化しているものと認識しております。

この積年の課題を解決するためには、社会保障制度の抜本的な見直しが必要となり、相当の期間を要することから、当面の応急的な対策として、年収の壁・支援強化パッケージが創設されましたことは、まさに時宜を得た施策であると考えております。

県としましては、より多くの県内企業がこのパッケージを活用することで、人手不足の緩和と所得の向上につながっていくことを大いに期待しているところであります。このため県では、これまでに労働局に説明会の開催を提案し、労働局と連携の下、県内企業に対する説明会を4回開催してまいりました。また、県の広報媒体を通じて年収の壁・支援強化パッケージの周知も行っているところであります。

今後も労働局や商工会議所など関係団体と連携しながら、県内企業に対し幅広く周知徹底を図っていくことで、年収の壁・支援強化パッケージの活用促進に努めてまいります。

次に、経営指導員の設置基準の見直しについてお尋ねがございました。

経営指導員の皆様には日頃から地域の事業者の身近な存在として、事業者に寄り添った支援を行っていただいております。特にコロナ禍においては、事業の継続や雇用の維持に大きく貢献いただきました。今後も本格化するコロナ関連融資の円滑な返済に向けた支援や、デジタル化、事業承継に対する支援など、その担うべき役割は大変大きなものがあると考えているところであります。

経営指導員の定数を定める現行の設置基準に

つきましては、管内の事業者数と連動する仕組みとなっていることから、管内の事業者数の減少に伴い、経営指導員の人数も減少することになります。そうなりますと、地域の事業者から求められる支援サービスが十分に提供できなくなるおそれがあるため、本年度設置基準の見直し、検討を行っているところです。

見直しに当たっては、商工会議所連合会が中心となって会議を重ね、県も参加しながら検討を進めてまいりました。10月には検討結果の骨子案をいただいたところであります。骨子案では、今後の取組方針として、人材育成の強化などによる経営支援サービスの向上、デジタル化の推進やセミナーの共同開催などによる業務の効率化などが盛り込まれております。加えて、公的支援機関として果たすべき役割を遂行するため、現在の人員体制を維持するよう要望もいただいております。

県としましては、報告書の内容を精査、検証するとともに、設置基準の見直しは商工会にも関係するため、今後商工会連合会とも協議を行ってまいります。こうした結果を踏まえまして、最終的には地域の事業者にとって商工会議所などが提供する支援サービスがどうあるべきかという視点で、本年度内に設置基準を見直してまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) まず、イノベーションの創出における今後の取組と拠点などの環境整備についてお尋ねがございました。

イノベーションの創出、言い換えれば県内産業の変革をもたらすためには、先ほど知事の答弁にもございましたとおり、スタートアップ企業の支援に加えまして、県内企業が挑戦する新事業展開の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的に申し上げます。県内では昨年、プロ

の起業家が次世代を担う起業家を生み育てるをコンセプトに、起業支援の活動を行います民間支援団体、高知イノベーションベースが設立されました。この団体のメンバーと意見交換を行います中で、本県には起業家が極めて少ないことから、起業を身近に感じ、起業への理解を深める機会が少ないと感じました。そのため、小・中・高校生を対象とした起業家との交流や起業体験会を開催しますとともに、大学生向けの伴走型プログラムを抜本強化し、起業機運の醸成を図ることといたしました。

また、この団体では、3年以内に年商1億円を超える企業を県内に10社生み出すことを目標に掲げておりますので、連携を一層密にしながら、事業規模の拡大を目指す起業家や大学発ベンチャー等の成長を強力にサポートしてまいります。

加えまして、イノベーションの拠点として設置しております産学官民連携センターココプラのサロン化を進め、企業と高等教育機関もしくは企業同士の交流や連携をさらに促進してまいりたいと考えております。また、ココプラ内に新たに産学官民連携推進アドバイザーを設置いたしまして、アイデアの掘り起こしからマッチング、さらには事業化まで一貫した伴走支援を行いますことで、県内企業の新事業展開を支援していきたいと考えております。

こうした取組を通じまして、高知県内で付加価値の高い新たな製品やサービスが次々と生まれてくる好循環を創出し、県経済の持続的な発展へとつなげてまいります。

次に、産業振興計画の改定に当たり、人への投資をどのように位置づけ、取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

本県では、これまで産業振興計画を推進するに当たって、県経済の成長に寄与する人材を育成するため、土佐MBAをはじめ林業大学校

や漁業就業支援センターを設立してまいりました。その結果、例えば土佐MBAで経営を学ばれた方が新たなビジネスにチャレンジしたり、企業の中核人材となりますなど、多くの方々地域産業の担い手として貢献をされております。

次期産業振興計画では、こうした人への投資を人材起点型戦略として明確に位置づけ、土佐MBAによりますリカレントやリスクリングの後押し、さらには若年層の県外流出対策、担い手の確保などの取組を抜本強化してまいります。

特に、土佐MBAでは、新たにイノベーションコースやスタートアップコースを開設しますとともに、中山間地域の若者や女性向けの講座を拡充しますなど、県の政策と連動した学びの場をバージョンアップしたいと考えております。さらに、高知デジタルカレッジにおきましては、プログラミングを学ぶ講座の実施や、企業内のデジタル化を推進する人材の育成などに引き続き取り組んでまいります。

議員御指摘のとおり、県内の各分野の産業を発展させ、県経済を持続的に成長につなげていきますためには、担い手となる人材の育成と確保が大変重要であると受け止めております。今後さらに変化する県民ニーズや、事業者が求める人材を的確に把握し、こうした人への投資を幅広く行いますことで、県内産業の活性化や新たな産業の創出を図ってまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) 農業のセーフティーネットをどう進め、若手の就農や雇用に生かしていくのか、お尋ねがございました。

農業者を取り巻く環境は、議員のお話にもございましたように、肥料をはじめとした原材料価格の高騰によって厳しい状況にあります。加えまして、本県は自然災害も多く、経営安定を図るためには、様々なリスクをカバーするセーフティーネットへの加入が必要であると認識し

ております。

セーフティーネットの一つである収入保険制度は、自然災害や価格低下だけではなく、けがや病気など経営者の努力では避けられない収入の減少を広く補償するものであります。青色申告を行っている農業者であればどなたでも加入できますので、新規就農者にとっては加入しやすい制度となっております。

一方で、消費者への野菜の安定的な供給を図るための野菜価格安定制度は、JAを通じて出荷されるキュウリ、ナスなどの指定野菜の市場販売価格が保証基準額を下回った場合に補給金が交付されるものであります。一時的な価格の下落であっても補給金が交付されますので、これまで多くの指定産地で活用してまいりました。

現在は、農業者に令和元年に創設された収入保険制度に対する理解を広めるため、本来は同時加入ができない収入保険と野菜価格安定制度の2つに同時に加入することが可能となっておりますが、この特例は令和6年で終了しますので、今後はどちらかを選択する必要があります。そのため、新規就農者には、それぞれの制度の特徴をしっかりと御理解していただき、経営に合ったセーフティーネットに加入していただくことが重要であると考えております。

今後は、新規就農者が安心して農業に取り組めますよう、2つの制度の特徴を丁寧に説明しますとともに、市町村にも制度の意義を理解していただいた上で、連携を図りながらセーフティーネットの加入促進に努めてまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、次期教育振興基本計画の策定についてお尋ねがございました。

現在、次期教育振興基本計画の策定に向け、これまでの取組による成果と課題をしっかりと踏まえるとともに、社会の変化も的確に捉えて目標や内容の検討を進めております。その過程

におきましては、議員のお話にもありましたように、教育の当事者である生徒や教職員はもとより、教職を目指す大学生やその他の教育関係者の方々の御意見を多く取り入れるよう、対話を重視してきたところであります。

その中で、まず現行計画の基本理念である2つの目指す人間像、すなわち学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく人、及び郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人につきましては、個人が自立し、また社会のつくり手となるという不易で普遍的なものでありますことから、次期計画にも引き継ぎたいと考えております。

その上で、多様性や包摂性の尊重という考え方が重視されてきていることも踏まえ、多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働し合う人を新たな人間像として掲げ、これら3つを本県教育が目指す人間像として、次期計画の基本理念とする方向で検討を進めております。また、この目指す人間像を実現するために、確かな学力、健やかな体、豊かな心をキーワードとした基本目標を定め、あわせてその達成を図るための測定指標も設定してまいります。

さらに、これらの基本理念や基本目標の下に、予測困難な社会を生き抜く力を育成する、子供たちの多様な背景・事情を踏まえた支援を行う、生涯にわたる学びの環境をつくる、学びの充実のための基礎・基盤の整備を行うといった4つの観点から政策、施策等を位置づけていきたいと考えております。

教育委員会としましては、こうした一連の流れを通じて、次期教育振興基本計画を適切に策定し、本県教育のさらなる発展につなげてまいります。

次に、ICT教育の意義と今後の進め方についてお尋ねがございました。

1人1台端末等を活用したICT教育を展開

していくことは、児童生徒、教職員双方にとって大変意義があるものと考えております。生活や仕事のあらゆる場面でデジタル技術の活用が進む中において、ICTツールを当たり前に見える力を身につけることは必須のことです。さらに、ICTを使って情報を適切に活用したり、課題解決を図ったりする能力が、予測困難なこれからの社会を生き抜く上では強く求められます。このように、ICT教育は児童生徒に現代や将来を生きる力を育むために極めて重要な学びとなるものと考えております。

また、教員にとっては、児童生徒一人一人の状況に応じた個別最適な教育を実現したり、子供たちの気持ちの変化の兆しを早期に把握する上で有効なツールであると考えます。さらに、ICTの活用により業務の効率化が図られ、教員の働き方改革にもつながるものと捉えております。

県教育委員会としましては、こうした意義を踏まえ、学校間、教員間で活用や取組の差が生じることがないように、より一層ICT教育の浸透に力を入れていかなければならないと考えております。

具体的には、まず授業と授業外での学習を切れ目なくシームレスにつなぐ学びのスタイルを確立させ、授業改善や授業外での端末の利用を一層進めてまいります。また、高知家まなびばこに学習履歴をフィードバックする機能を追加し、個別最適な学びをさらに発展させるとともに、きもちメーターの活用も一層促進していきます。加えて、ICTを活用した優良な授業実践の収集や、その横展開などを通じて研修を充実させ、教員のICT活用指導力の向上を図ってまいります。

今後も実効性のあるICT教育を推進し、児童生徒にとって必要な力をしっかりと育んでまいります。

最後に、起業家教育についてお尋ねがございました。

起業家教育は、自ら社会の課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探求したりすることができる知識、能力、態度を育むことを狙いとするものと認識をしております。そして、これらの資質、能力は、予測困難なこれからの社会を生き抜く力につながるものであり、その教育的意義は大変大きいものと考えております。

現在、本県の多くの高等学校では、起業家教育と同じく、課題を発見し解決する力を育むよう、総合的な探究の時間などにおいて、現代社会の様々な課題を自分事として捉え、協働的に解決策を探究する学習を行っております。加えて、本年度からは、商業に関する学科を設置する伊野商業高校と山田高校を指定校として、起業家教育プログラムを展開しております。このプログラムでは、ビジネスや金融の基礎を学びながら、仮想会社の設立から新規事業の実施まで実社会に即した学習を行っております。その中で、起業を身近に感じ、チャレンジしていかうとする起業家精神を育てているところであります。

今後は、このプログラムの成果と課題を検証し、その効果要素や具体を周知する報告会などを設定してまいります。さらに、プログラムで得ました知見を生かしたカリキュラムや教育内容などについて研究し、またそうした成果の浸透を図るなど、多くの学校で起業家精神を育む教育が展開されるよう取組を推進してまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) 国民文化祭の開催に向けた官民一体となった連携についてお尋ねがございました。

国民文化祭は、地域の文化資源などの特色を

生かした文化の祭典であるとともに、観光、まちづくり、福祉、教育、産業など関連する様々な分野の取組と連携したイベントであります。開催に向けましては、こうした幅広い分野の関係者が官民一体となって取り組んでいく必要がありますため、既に県におきましては市町村や文化団体などを個別に訪問させていただき、今後に向けた意見交換を行いますなど、緊密な連携を図っているところであります。

さらに、来年度からは市町村はもとより、文化、福祉、産業などの関係団体の皆様の御参画をいただき、実行委員会を立ち上げ、大会の実施内容などについての協議を開始してまいります。

また、各市町村におきましても、地域の関係者の皆様が一体となった取組により、全国的な文化団体と連携したイベントや、それぞれの地域ならではの特色を生かしたイベントなどを実施していただきたいと考えております。県といたしましても、そうした取組に関しまして各市町村などと緊密に連携し、多彩なイベントの県内全域での展開につなげてまいります。

このように、県、市町村、関係団体などの官民一体となった連携によりまして、国民文化祭の開催に向けた県全体の機運の醸成を図りますとともに、より多くの県民の皆様の御参加が得られますよう取り組んでまいります。

○14番（横山文人君） それぞれ御答弁ありがとうございました。2問目はいたしません、要請と思いを述べさせていただきます。

今回、知事2期目の最初となる議会質問をさせていただきましたが、選挙戦を通じてのふるさと高知、県民への思いや2期目への決意、そして県政最大の課題である人口減少対策等、中山間対策に向けて、県庁の施策を総動員して取り組むという濱田県政の姿勢が示されたものと感じております。

そうした中で新たに創設される人口減少対策総合交付金について、検討段階の中、丁寧な御説明をいただきました。これについては市町村の期待も高いと思われることから、しっかりと予算を確保していただくとともに、本県並びに地域の実情に沿った詳細な制度設計もスピード感を持って取り組んでいただきますよう要請いたします。

このほか、あんぱんを契機とした県勢浮揚策や物価高対策、また事業の構造転換、防災・減災、国土強靱化の推進、そしてイノベーションの創出や中山間地域の再興、またその基盤となる集落活動センターやあったかふれあいセンターなどの拠点の整備、そして人への投資の産業振興計画の位置づけや地域の商業機能の維持、また重点テーマである若手が参入しやすい農業の実現、そして日本一の健康長寿県構想と高知型地域共生社会のさらなる進化、そしてICT教育を中心とした新たな教育振興基本計画と、国民文化祭を通じた伝統文化、伝統芸能の維持・継承など、まさに人口減少克服に向けて新しい一歩を踏み出す一年にするという知事はじめ執行部の皆様の思いを大いに、また幅広く聞かせていただきました。

冒頭申し上げました、人、教育、挑戦の詰まった有意義な議論が展開できたと感じております。ぜひとも濱田県政2期目が、郷土の偉人、先人が今を生きる私たちへふるさと高知をつなげてくれたように、次の世代へとつなぐための挑戦と成果を重ねられますよう御期待申し上げまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩



午後1時再開

○副議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

34番岡田芳秀議員。

（34番岡田芳秀君登壇）

○34番（岡田芳秀君） 日本共産党の岡田芳秀でございます。会派を代表しまして、順次質問をさせていただきます。

初めに、知事の政治姿勢について伺います。

まず、濱田知事のさきの知事選と、あいくち発言についてです。開票日翌日、地元紙は、「成果」へ重くなる責任」との社説を掲げました。その中では、結果について、信任投票の性格が濃い選挙の構図であり消極的支持で投じられた票もあったと見られる、投票率も過去最低の42.47%となり県民との距離も浮かび上がったと指摘をしています。1期目は、コロナ禍の真ただ中で独自色を出す余裕もなかったわけですが、社説は、県民が県勢浮揚の取組を評価して投票したかといえは疑問符がつくとして、人口減少や中山間対策など本県の抱える構造的な問題に対し、成果と呼べるほどの実績はまだないと。最も重要な分野ではむしろ後退感のほうに浮き彫りになった、2022年の出生数が過去最低かつ全国最少という衝撃的な結果の背景には県の分析不足もあったとも述べています。

無所属で立候補した米田稔候補の訴えは短時間で、その訴えを直接聞いた人は限りがありましたけれども、寄せられた声はどれも切実なものでした。若者からは、未来が見えないとの苦悩も語られました。これらの声を、知事は我が事として捉えているのでしょうか。社説は、国策が県民目線とずれているときまで追随しては、政治家としての主体性を問われかねないと指摘をしています。

現実はどうでしょうか。非正規雇用を拡大し、実質賃金は1996年のピーク時から年間24万円も減り、世界でも異常な、賃金が上がらない国となっています。一方、消費税は5%から8%、10%へと14兆円も大增税が行われました。社会福祉のためとの名目で増税したのに、増税分は富裕層・大企業減税などの穴埋めに使われています。

社会保障は、年金、医療、介護などあらゆる分野で負担増と給付削減が繰り返されてきました。この30年ほどの間に国民年金保険料は2倍、国保料・税は1人当たり1.5倍、介護保険料も2倍にもなりながら、年金は10年前に比べて実質7.3%も減り、医療費の窓口負担は増え、介護制度も悪くなる一方でした。世界有数の高い学費、貧しい奨学金制度によって、若者が背負わされている借金は総額10兆円に及びます。30年間で7倍になりました。日本は社会保障や教育への公的支出が先進国で極めて低い水準です。

こうした現実で苦悩する県民の実態をどう捉えているのか、この思いに共感することが県政の出発点であり、県民の代表として、県民の思いを政府に真つすぐ届けることが知事の責務であると思いますが、知事に伺います。

知事は、共感と前進について、県民の共感を得て成果にこだわり前進していくと語っていますが、今回のあいくち発言は、自分に共感しない者は敵だとの姿勢をあらわにしたものと言えます。知事は、相手の集会に出た人に対して、喉元にあいくちを突きつけられた思い、選挙は戦い、殺さなきゃ殺されるっていう世界だから、最低限の自己防衛はしないといけないと発言をしました。このあいくち発言は、自分に共感しない人をまるでテロリストとみなすような発言です。知事の人権に対する認識が問われます。

選挙は、異なる立場を尊重して言論を闘わせるものであり、民主主義の土台です。今の選挙

制度は先人が苦勞して勝ち取ってきたものであり、暴力や殺し合いとは対極にあるものです。民主主義や平和、選挙制度を築き上げてきた歴史を顧みないものと言わなければなりません。知事の本質がよく分かったとの県民の批判が寄せられております。今回の選挙で知事を支持した人ばかりでなく、反対意見を持つ人、また今回投票に行かなかった人を含めて、そうした皆さんの思いを酌んだ県政運営が求められます。

あいくち発言は、県民の代表としての資質に係る暴言です。県民と共に歩む決意があるなら、この発言に対する謝罪と反省が2期目のスタートに欠かせないと思いますが、知事にお聞きをいたします。

次に、パレスチナ・ガザ地区の深刻な事態についてです。犠牲者が増え続けており、その多くは女性や子供たちです。保育器から出された子供たちや、血を流す子供の映像を見て、多くの県民が心を痛めております。今回のイスラエル軍によるガザへの軍事侵攻の発端は、10月7日のハマスによる無差別攻撃にありました。民間人を無差別に殺傷することは国際法違反であり、日本共産党はそれを厳しく非難するとともに、人質の即時全員解放を強く求めます。

同時に、こうした事態が起こった歴史的背景を踏まえて、今の事態を捉えることが重要です。イスラエルは1967年以来、ヨルダン川西岸とガザ地区を占領下に置き、住民の強制排除を行いながら入植を拡大してきました。ガザ地区には2007年以来、封鎖政策を取り、非人道的状態をつくり出し、度々空爆によって多くのパレスチナ人を殺害しております。イスラエルが自衛権を盾に、圧倒的な軍事力を行使して報復を行い、ガザでジェノサイドを行うことは許されません。

国連のグテーレス事務総長は7日、国連憲章第99条に基づいて、安全保障理事会に対し人道的な停戦を求めるよう要請をしました。この第

99条では、国連の事務総長は国際社会の平和と安全の維持に脅威となる事項について安全保障理事会に注意を促すことができると定められています。グテーレス事務総長は、社会秩序は間もなく完全に崩壊し、限られた人道支援さえ不可能になることが予想されると訴えています。歴代の事務総長でもこの第99条に基づいて要請したケースはほとんどなく、一步踏み込んだ措置を取ったものです。

国連安保理で8日、日本時間の9日、この人道的停戦を求める決議案の採決が行われ、日本は賛成をしましたが、残念なことに常任理事国のアメリカが拒否権を行使して否決となりました。ガザの深刻な人道的危機を打開するには、イスラエルがガザへの大規模な攻撃を直ちにやめること、双方が即時停戦に向けた交渉のテーブルに着くことが不可欠です。

日本はこれまでこの地域で武力行使をしたことがなく、パレスチナともイスラエルともよい関係を持ってきました。日本は、問題があっても戦争にしない、話し合いで解決をする平和憲法を持っています。日本政府は、この憲法の立場からも、そして人道的な立場からも、イスラエルとパレスチナに即時休戦、停戦を求めることが必要です。

「ガザに平和を」の世論と運動が国際的に広がっています。高知県内でも、有志によって各地で「ガザに平和を」の市民集会が開かれ、街頭からのアピールも行われています。

知事は、今回のパレスチナの事態をどう受け止めているのか、日本政府や国際社会に「ガザに平和を」と呼びかける考えはないか、お聞きをいたします。

イスラエルによる一方的とも言える殺害の継続は、イスラエルの立場を擁護するアメリカの後ろ盾抜きにはあり得ません。イスラエルへのアメリカの軍事支援は年間約38億ドル、今回の

事態で140億ドルが追加をされました。イスラエルの人口は950万人と日本の13分の1ですので、日本に例えると年間約7.4兆円、今回の追加は約27兆円の軍事支援ということになります。この巨額の軍事支援がイスラエルの軍事行動を支えています。イスラエルによる占領、入植、軍事行動など力による現状変更に対する国際的な批判に対しても、アメリカは30回を超えて国連安保理で拒否権を行使してきました。日本が同盟を結んでいるアメリカの責任は極めて大きいと指摘しなければなりません。

日本政府はアメリカに対し、はっきりと忠告をすべきではないかと考えますが、知事の所見を伺います。

日本共産党は、中東和平には、国連でも度々確認されているように、イスラエルの占領地からの撤退、パレスチナ独立国家樹立を含む民族自決権の実現、両者の生存権の相互承認が必要だと考えています。暴力の悪循環を断ち、協議のテーブルに着くことが解決の道です。日本共産党は、関係各国と国際機関があらゆる外交努力を行うよう強く呼びかけます。

次に、民間の空港、港湾の軍事利用についてお聞きをいたします。10月23日に国土交通省と防衛省が本県を訪れ、防衛力強化のための政府の考えを説明しています。政府は民間の空港、港湾を、仮称ですが、特定重要拠点として整備をする考えであることが報じられています。例えば、日本経済新聞9月29日付では、政府は防衛力強化の目的で拡充する公共インフラとして、10道県、33空港・港湾を選定したとして、地方自治体と近く協議すると報じています。同紙は、この特定重要拠点が、台湾有事の場合に自衛隊が部隊を展開したり、燃料、食料を補給したりする拠点として使えるものであることや、自由民主党外交部会長などを務めた佐藤正久参議院議員が、有事に米軍が部隊派遣できるようにす

る意味もあると説明をしていることなども報じています。

私たち日本共産党は、県民が正しく判断ができるように、直ちに10月24日、会派として政府の説明内容について公開を知事に申し入れました。対応していただいた井上副知事によりますと、政府の考え方の説明であって、特定重要拠点の具体的な場所の言及も米軍との関係についても言及はなかった、ただ年に数回訓練をさせてほしいという話であったということでした。

その後、朝日新聞が11月26日付で、政府は防衛力強化のために整備を進めるとして、空港14施設と港湾24施設の計38施設をリストアップしたと報じ、本県では宿毛湾港、須崎港、高知港がリストに入っています。

このリストが報じられるまでに具体的な場所について本県に相談があったのか、あったとすればどう対応したのか、知事に伺います。

今回の政府の動きは、昨年末に岸田内閣が閣議決定した安保3文書で、有事において部隊等の能力を最大限発揮するため、民間の空港、港湾施設等の利用拡大を図るとしたのを具体化したものです。知事は、この件についての記者の質問に対して、双方にとってメリットがあると答えています。しかし、政府の要請を受け入れることは本県の軍事化につながり、施設は相手からの標的となることは明白です。

政府が空港、港湾の軍事化を急ぐ背景には、中国との覇権争いをする米国の戦略があります。米シンクタンク、戦略国際問題研究所、C S I Sが1月に公表した台湾有事に関する机上演習報告書は、沖縄をはじめとする日本国内の米軍基地や自衛隊基地が中国軍からミサイル攻撃を受け、日本の戦闘機の大半は地上で失われるとして、そのリスクを減らすために戦闘機が空港を利用できるようにし、分散化させることが重要だと指摘しています。

報告書は、空港を軍事利用すれば中国が攻撃すべき駐機場が増え、ミサイルの在庫を減らすことができる」と説明しており、米軍の損害を低減させるためなら、日本の空港や周辺住民を犠牲にしても構わないという発想です。さらに、報告書は、地元の政治的な反対で妨げられるかもしれないが、大きな見返りがあり、強力な取組が必要だと、反対の声を無視してでも推進するよう主張をしております。

今年1月の日米安全保障協議委員会、2プラス2の共同声明でも、有事における空港、港湾の柔軟な使用を可能にするため、演習や検討作業を通じて協力すると明記をしました。双方にとってメリットがあるとの知事の発言は、こうした米戦略の一翼を担うものだという本質を理解しているのか、疑わざるを得ません。

特定重要拠点の受入れが県民の安全・安心を脅かすことになるとの認識はないのか、知事に伺います。

また、特定重要拠点の受入れは、米軍との共同訓練にも道を開くものであり、この点をどう認識しているのか。特定重要拠点の指定は、県民に明確に事業内容を説明するとともに、地元自治体や関係者、住民の合意なしに指定を受けるべきではないと考えますが、知事にお聞きをいたします。

本県では、1997年12月議会において、高知県の港湾における非核平和利用に関する決議を全会一致で可決し、県内全ての港において非核三原則を遵守し、県民に親しまれる平和な港としなければならないと決議をしております。全ての港湾の軍事化を許さず、平和利用を願っての決議です。こうした決議や運動が国連の核兵器禁止条約につながっています。あれから26年が経過をしたとはいえ、今でも意義のある、また今こそ意義のある重要な決議です。

知事は、この決議をどのように受け止めてい

るのか。また、この決議の今日的意義についてどのように考えているのか、併せて伺います。

次に、本県の関西戦略についてお聞きをします。

この関西・高知経済連携強化戦略の柱は、観光推進、食品等外商拡大、万博・I R連携です。ところで、この中の大阪・関西万博ですけれども、万博関連の予算が大きく膨らんでいます。会場建設費は、誘致決定時の1,250億円から1.9倍の2,350億円となる見通しです。また、これとは別にパビリオン日本館の事業費や途上国の出展支援、安全確保の費用など837億円が別途計上されており、これを加えると総額3,187億円となります。

半年間の開催のために、これほど巨額の経費をかけることの是非が今、議論となっています。毎日新聞の世論調査、10月14日、15日実施では、万博の経費が膨らみ税金による負担も増えることについて、万博をやめるべきが35%、規模を縮小して費用を削減すべきだが42%。やむを得ないの15%を大きく上回っています。

万博の会場の建設費は、国、大阪府・市、企業の3者で3分の1ずつ負担することになっています。そのため、国民1人当たりになると約600円、大阪市民は1人当たり約1万9,000円の負担となりますが、この負担がさらに膨らむことが予想されます。

また、開催地の夢洲について、当時の松井知事がI Rのために、当初は候補地に挙がっていなかったのに、超軟弱地盤の夢洲にわざわざ万博を持ってきたのではないかとの指摘もあります。夢洲には電気も上下水道も通っておらず、整備はこれからです。そして、2025年の開催までに全ての工事が間に合わないとも言われ始めています。

知事は、万博の建設費が膨らんで、国、つまり国民や大阪府・市民の負担が増えることをど

う考えますか。また、今の進捗状況の下で入場チケットが既に販売をされており、学校団体割引券も販売されていますけれども、本県に対してこうしたチケットの販売要請が来ているのか、要請があればどう対応するのかも併せて伺います。

国民の暮らしが大変なときに巨費を投じる大阪万博について、共同通信社が11月3日から5日にかけて実施した世論調査では、大阪万博は不要だが68.6%で、必要だの28.3%を大きく上回っています。

万博開催の中止を求める声を知事はどう受け止めるのか。本県の万博・IR関連の関西戦略は見直すべきと考えますが、併せて伺います。

次に、農政について伺います。

初めに、政府が来年の通常国会で制定を目指している新しい基本法についてです。日本のカロリー自給率は38%で、先進国で最低であり、穀物自給率は28%で、世界185か国中129位です。旧農業基本法以来、自給率は下がり続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる基本計画で食料自給率を引き上げるとされてきましたが、目標が達成されたことは一度もありません。現行基本法は、基本計画で自給率向上目標を設定したものの、単なる閣議決定にしたため、法的拘束力がなく目標は骨抜きにされたためです。

今回の政府の新基本法の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけを格下げして、食料自給率に対する国の責任を放棄しようとしています。今、世界的な食料危機が進行している中で、新興国の食料需要の増大や、日本の経済力の相対的な低下による買い負けなど、食料は都合よくいつでも輸入できる状況ではなくなっています。

一方、国内の農業は、基幹的農業従事者が僅か10年で3割も減少し、農地面積も減少し続け

ています。食料自給率向上を放棄するのではなく、新基本法制定に当たっては、食料自給率向上を中心課題に据えて、農政の最大目標に掲げて取り組む必要があります。

そのため、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認とし、計画の達成度の検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告させるなど、自給率向上を政府の法的義務とすべきと考えますが、知事の所見を伺います。

今、各国では、新自由主義的な自由貿易が農村の疲弊、農業の危機をもたらしていることへの反省が広がっています。国連食料への権利に関する特別報告者が、WTO農業協定を段階的に廃止し新しい食料協定の締結交渉を求める——2020年ですけれども——など国際的な変化が生まれてきています。

一方、日本はアメリカの圧力に押されて、市場開放、輸入自由化が拡大をされてきました。食料自給率向上のためには、これまでの輸入自由化路線を見直して、食料主権を回復していくことが重要です。また、食料自給率の向上に本格的に転じるには、農林水産関連予算の大幅な増額が不可欠です。さらに、農林水産行政だけでなく、環境、国土、教育、厚生労働を含めた政府や自治体の総力を挙げた取組が必要です。

国の一般歳出予算に占める農林水産予算の割合は、1980年には11.7%、2000年には7.1%であったものが、2023年には3.1%に縮小しています。国民1人当たりの農業予算を諸外国と比較してみても、日本はアメリカ、フランスの半分、韓国の3分の1にすぎません。農林水産の当初予算は、この10年間ずっと約2.3兆円で推移をしています。補正予算等があるとはいえ、1次産業の振興には当初予算の増額が必要です。

食料安全保障が重要との認識に立ち、国民の命を守るといふなら、命の源である食料を生産、供給する農林水産業の振興のための予算を思い

切って増額すべきだと考えます。

農業と農村、とりわけ中山間地域の歴史的な衰退の流れを逆転させ、食料自給率の向上に転じるためにも、また本県の農業を振興していくためにも、国に対して予算を思い切って増やすように、地方から声を上げ続けていかなければならないと考えます。知事の考えをお聞きします。

今の農政に求められているのは、大多数の農業者が営農を続け、暮らしが成り立つようにすることです。その最大の柱は、価格保障を中心に各種の所得補償を組み合わせることが重要と考えます。動植物の生育や気候条件に左右され、多数の中小経営によって担われている農業生産は、市場任せでは維持できません。中でも生産費を償う農産物の価格保障は、農業者に再生産を保障し、意欲と誇りを取り戻す上で決定的条件と言えます。

農業大国の米国でさえ、主な農産物に、販売価格が生産費を下回った場合その差額を補填する仕組みを二重三重に整え、農業経営を下支えています。EU諸国では農産物の価格支持制度を維持した上で、環境の保全や条件不利地の維持などに配慮し、手厚い所得補償を実施し、農業と農村を守っています。

日本共産党は、品目ごとの価格・経営安定制度を、生産費に見合う水準に抜本的に改善、再建することを提案しています。国土や環境の保全など農業・農村の多面的機能を評価して、各種の直接支払い、所得補償を充実すること、その際、所得補償が大規模経営に集中するのを避けるため、中小規模経営への配分を手厚くする、こうした制度をつくる必要があります。

価格保障を中心に各種の所得補償を組み合わせる仕組みを国に求める考えはないか、知事に伺います。

新基本法を検討した検証部会では、再生産可

能な適正価格の実現が議論の焦点となっていました。つまり、生産費を価格に転嫁できる仕組みをつくろうという議論です。生産費を価格に転嫁することが難しい農家が営農を続けられるようにするためには、適正価格の確立は一つの有効な考えだと思います。賃上げなど国民所得を増やすことと併せて、実効ある価格転嫁の仕組みの検討が必要です。

さきの商工農林水産委員会で農業振興部長は、適正価格の検討に当たって、本県にとってよい方向となるよう意見を言っていくと述べられましたけれども、具体的にどう取り組んでいくのか、農業振興部長に伺います。

次に、私の地元のことですけれども、南国市十市の施設園芸地帯の用水の問題についてお聞きをします。十市地区では海岸線にある園芸ハウスで、随分前からハウスに使用する水を石土池から取水しています。ところが、この池では春から夏にかけて藻くずが繁茂し、その藻くずが園芸ハウスの取水配管に詰まって、農家はこれを取り除くのに大変苦勞しています。

高知市に在住し、南国市十市のハウスで五、六年前からナスを栽培している、地域では若手の園芸農家から、この藻くずが配管に詰まって困っているという相談を受けました。御本人に会って話を聞くと、配管の末端に近いところで排水をしていた方が入院をして、排水バルブを開けることがなくなり、いつも以上に詰まるようになったという話でした。県の営農支援サービスSAWACHIにも加入している意欲のある方ですが、初めから藻くずのことが分かっていたら、十市でハウスをしていなかったかもしれないとも話していました。

県の農業基盤課が、この配管を自動的に開閉して排水する設備を設置する対策を示してくれて、その設備を県、市、改良区でお金を出して設置する運びとなりました。しかし、この藻く

ずの問題は地域全体の問題であり、私はこの際もっと抜本的な対策が必要だと考えます。

地域の農家からは、石土池の中心付近にまで延ばしている取水口に藻くずが入らないようにしてほしい、池の水質を改善するには水門の開閉作業を適切に行うことが必要だといった意見をお聞きしました。農家の皆さんはこれまでその都度藻くずを取り除いていますが、若い担い手が近代的なハウスを経営することになって、問題が改めて顕在化をしています。担い手づくりには、ハウスに関係する農業基盤の改善が不可欠です。

池の取水口の対策をどう図るのか、農業振興部長に伺います。

次に、地域計画の取組についてです。地域の農業を維持・振興するため、これまで地域の話合いにより、人・農地プランを作成し、実行してきました。しかし、今後も高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されていることから、人・農地プランを法定化し、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実行するため、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集積化等を進めようとしています。

しかし、地域の農業が維持できなくなった背景には、米価の下落など農業を取り巻く厳しい状況が続いていることがあります。同時に、農家の高齢化が進み、担い手が確保できないことから、耕作放棄地が増えています。したがって、地域の農家が農業で暮らせるようにする施策が、地域農業を維持・振興するための土台となります。

とはいえ、現状のまま推移すると、高齢化等により離農者が増え、地域農業は維持できなくなります。そのため、地域農業を今後どのよう

に維持・振興していくのかの話合いが重要です。引き継ぐ農地と引き継がない農地を仕分して集約化するという国の施策にとらわれずに、地域の農業をどうしていくのか、関係者が集まり話し合っていくことが必要となっています。

そうした観点から、県として地域計画づくりに向けた話合いをどのように支援していくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、中山間地域再興ビジョンに関わって、人口減少対策として、特に若者の女性の割合を指標の一つとして施策が進められようとしている点についてお聞きをいたします。

この12月に示された素案では、「若者世代、特に女性の人口流出」という表現で見出しが立てられ、高知市以外における15歳から34歳の転出超過数の男女構成、また高知市外では女性の人口が男性に比べて大幅に少ない等の数値が示されています。その上で、高知市以外の婚姻数は10年間で3分の2程度に縮小し、女性の人口の減少、未婚化の進展、婚姻数の減少により出生数は大幅に減少したとして、冒頭に述べたように、全ての市町村で二十歳から34歳の年齢層における女性の割合が令和2年全国平均49%を上回ることを指標の一つに置いて、人口減少対策が進められようとしています。

人口減少対策として、若者の女性の割合を位置づけ、結婚・出産とつなげていくという一連の施策展開について、リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツ、つまり子供を産む、産まない、いつ何人産むかは女性自身が決めることだという人権の視点から、批判の声が出ています。

この間、当事者の若者女性の声をお聞きしました。出されたのは、行政が、若い女性は結婚し、出産するものという一つの型にはめようとするには違和感があると、また別の方は、女性は結婚はまだか、結婚したら子供はまだ

か、1人産んだら2人目はいつかと、常にプレッシャーをかけられて、うんざりしているなどの声です。若者女性の県定住を進めようとする施策が当事者から敬遠されるとすれば、本末転倒です。これら一連の人口減少対策が、若者女性に結婚・出産の社会的プレッシャーとなる事態は避けなければなりません。

女性が暮らし続けたい高知県となるためには、一人一人の女性が多様な家族の在り方やシングルなど、どんな選択をしても、あるいは年齢の別なく尊重されるというメッセージと施策展開が必要と考えますが、知事の所見をお伺いします。

上智大学の目黒依子名誉教授が、一貫してジェンダー格差と少子化の関係性を指摘していることは重要です。目黒氏は、性別によって固定的な役割を押しつける社会構造が、女性の結婚回避、出産回避、ひいては少子化現象につながっていると指摘をしています。

女性にとっては、大人になったらこういうことがしたいという理想があっても、結婚、出産、そして家事、育児という決められた役割がある。子供が手を離れて復職しても、パートタイムか非正規雇用になってしまうことが多い。結婚によって自分の人生を犠牲にするのは女性であるという認識があり、結婚前に自己を確立しておけば、結婚・出産後も自己実現を続けられると期待し、結婚を先延ばしにする。初婚年齢が高くなるほど、結婚から第1子出産までの時間が長くなり、結果的に子供の数も減ってしまう。結婚生活において家事や育児の負担感が大きいほど、出産意欲が低くなることも明らかとなっていると分析をしています。ジェンダー不平等な構造の転換が、人口減対策についても重要だという指摘です。

中山間地域再興ビジョン素案では、地域に根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に努

めることが重要とされ、アクションプラン案でも職場、地域社会における固定的な性別役割分担意識の解消の指標として、女性管理職の割合、男性育児休業の取得率、未就学の子供がいる男性の平日の家事・育児の時間などの目標が示されています。

具体的にどのような取組を進め、この目標を実現するのか、知事にお聞きをします。

同時に、民間事業所に手本を示す高知県行政の役割も重要です。男性の育休取得率は、令和3年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査で全国3位と健闘しているものの、本県では女性管理職の割合、特に部長、副部長の女性管理職の登用が遅れています。

まず、県行政として、女性管理職、特に部長、副部長への登用をこれまでの延長線上ではない喫緊の課題として進めることが、女性の自分らしい生き方を尊重する強いメッセージとなると考えますが、知事の認識をお聞きします。

意識の転換にとどまらず、ジェンダー格差を具体的に改善していくことも必要です。特に、働き方のジェンダー格差の改善は重要な課題です。

令和4年就業構造基本調査によれば、県内の非正規の職員・従業員は男性30.3%、女性69.6%となっており、女性が男性を39.3ポイント上回り、雇用分野で明確なジェンダー格差があります。これら雇用形態の格差が男性と女性の賃金格差、また年金の格差などに連鎖してしまいます。雇用条件が改善されなければ、女性が暮らし続けたい高知県にはなりません。アクションプラン案では、地域アクションプランの取組による雇用創出、企業立地の推進など雇用確保の施策が盛り込まれています。

働く場におけるジェンダー格差をどのように改善していくのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

また、国のキャリアアップ助成金と連携した県独自の上乘せ措置で、非正規から正規への転換を推し進める考えはないか、商工労働部長にお聞きします。

この点でも、民間事業所の手本となるべき県行政において、非正規公務員——会計年度任用職員の処遇改善や正規職員化が必要ですが、取り組む考えはないか、総務部長にお聞きします。

次に、ケア労働者への賃金引上げなど県独自の財政支援についてお聞きします。

本県の医療・福祉産業の生産額は3,500億円と全産業のトップであり、重要な基幹産業です。また、医療・福祉の現場で働く労働者は6万人と多く、その約7割が女性です。しかし、介護労働者の賃金水準は全産業と比較して7万円から10万円低いとされています。

コロナ禍の下で、高齢者、子供、障害者などを支え続けてきた介護労働者に対し、その仕事にふさわしく処遇改善、賃金引上げをすべきではないでしょうか。処遇改善は単なる支出ではなく消費拡大策であり、最大の地域経済対策、税収増にもつながっていきます。また、女性介護労働者の賃金が上昇することによって、子育て支援、少子化対策にもつながる有効な施策となります。何より、介護や福祉現場では深刻な人手不足が続いており、介護・福祉サービスの安定的な提供を今後保障するためにも処遇改善が何としても必要です。

県内のケア労働者の賃金は、他の産業と比較して格差がどれくらいあるのか。それを踏まえて、ケア労働者への安定的な雇用確保対策として、県独自の財政支援を行う考えはないか、子ども・福祉政策部長にお聞きをします。

最後に、子供の医療費助成についてお聞きします。

今年9月議会で共産党議員団は、この20年近く就学前までの低い水準にとどまっている県の

子供医療費助成制度の拡充を求めました。知事は答弁の中で、多くの市町村長から子供の医療費の助成に対し、県の財政支援の拡充を求める声が寄せられているため、来年度からの新たな人口減少対策の財政支援制度の中で、子供の医療費助成制度の拡充を図る取組についてどのように支援できるか検討中と答えました。

先ほどの答弁でも少しありましたが、人口減少対策の財政支援制度を活用し、子供の医療費助成を、どのようなスキームで市町村を支援していくのか、予算規模も併せて知事にお聞きをします。

知事は9月議会答弁の中で、県が就学前まで助成しているのは子供の健康確保ということで線引きをしていると答え、市町村の上乗せ支援は子育て支援、経済負担軽減の視点から拡大しているとの認識を示しました。しかし、その認識を正していただきたいデータがあります。

高知保険医協会は、2020年度に高知県内の公立小・中・高・特別支援学校で行われた学校健診の状況等について調査を行っていますが、学校健診の結果、受診が必要とされた児童生徒のうち、約6割が未受診だったことが明らかになっています。また、新型コロナウイルスの感染拡大による児童生徒の健康は、25.5%の学校で影響があり、肥満の増加、視力の低下の増加が指摘されています。

各診療科別では、歯科は要受診と診断された児童生徒の71.9%、前回64.4%が未受診。眼科は、要受診と診断されたにもかかわらず未受診であった児童生徒は57.1%、全国は55.4%。耳鼻科は、未受診だった子供の割合は54.5%、全国は57.4%。内科は、要受診と診断されたにもかかわらず未受診だった児童生徒の割合は66.3%、全国は53.6%です。高知県は全国平均と比較すると、眼科健診を除き要受診率が高く、未受診率も一部の健診を除き高い数値を示してい

ます。

未受診の理由について養護教諭に尋ねたところ、一番多かったのは健康への理解不足63.5%、全国は57.0%です。2番目が新型コロナ感染による受診控え48.6%、全国も46.8%。3番目が共働き29.1%、全国は32.1%。4番目が無関心で26.4%、全国は27.4%と傾向は全国と同様です。高知県は乳幼児等医療費助成制度により、小学校卒業までは全市町村で医療費が原則無料のため、経済的困難を未受診要因と回答したのは11.3%と少ないのですが、高校では46.4%と急増し、3番目となっています。

一方、歯科健診では、歯列・咬合の異常が指摘された場合は矯正治療が必要となるケースがありますが、歯科矯正治療の医療保険適用範囲はごく狭い範囲に限定され、乳幼児等医療費助成制度からも除外されるため、自費治療、自由診療となることが未受診率を押し上げている可能性があります。未受診の児童生徒は、家庭環境に何らかの問題を抱えている可能性が考えられますが、未受診についての自由記載欄では、ネグレクト傾向の家庭、受診するほどではないという保護者の医療に関する考え方——小学校——など保護者要因のほかに、へき地であり近くに専門医がおらず通院困難、生徒自身の多忙——これは中学校——という理由を挙げた回答もありました。以上のような調査結果からも、小学校から高校までの児童生徒の受診率を高める施策が求められます。

子供の未受診の現状を改善し、早期発見、早期治療につなげ、本県の児童生徒の健康確保を目指す上でも、県の医療費助成の考えを改める必要があるのではないかと考えます。子ども・福祉政策部長にお聞きをし、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 岡田芳秀議員の御質問に

お答えをいたします。

まず、県民の実態把握と知事の責務についてお尋ねがございました。

私は、今回の知事選挙を通じて県内各地を回る中で、中山間地域の厳しい現状を訴える声、あるいは子育て世代の経済的負担の軽減を求める声をお聞きいたしました。また、物価高騰で生活や事業活動に影響が出ているといった声もいただいたところであります。こうした県民の皆さんの声を受けまして、人口減少の克服に向けて、特に若者人口の減少に歯止めをかけ、持続可能な人口構造への転換を果たせるよう決意を新たにいたしました。

また、子育て支援につきましては、国のこども未来戦略も踏まえまして、子育て世代の経済的負担の軽減を図りたいと考えておりますし、あわせまして、男性の育児休業の取得促進を通じました社会全体の意識改革、あるいは住民参加型の子育て支援といった取組を抜本強化したいと考えます。

物価高騰に対しましては、国の総合経済対策も最大限活用いたしまして、足元の影響軽減を図り、加えまして、中長期を見据えて構造転換を促す取組が進みますように、今議会に補正予算を提案させていただきました。

こうした県民の皆さんの声を踏まえまして、県政課題を解決していくためには、国の強力な後押しが必要だと考えます。その際、単に国に物申すというだけではなく、目指す方向を具体的に提案することで国を動かし、成果を上げていくということが知事としての責務だというふうに考えております。

次に、今回の選挙を前にした集会におけます私の発言につきましてお尋ねがございました。

今回の発言は、高知市長選挙の立候補予定者の決起集会という場面におきまして、私自身の政治的立場の決断に至った経緯を分かりやすく

説明したい、そういったための例え話として行ったものでございます。そうした趣旨の例え話であるということ、そして私自身の真意につきましては、少なくともその場の集会の参加者には御理解いただけているというふうに思うわけがあります。

一方で、こうした発言に関しますTPOを別にしまして、抜きにいたしまして、参加者以外の方々が事後的にこの発言の言葉だけに接したときに、いささか過激な印象を与えるものであったのではないかという御意見をいただいております。この点については私としても虚心坦懐に受け止め、肝に銘じたいというふうに思います。

選挙は終わりました。ゲームイズオーバー、ノーサイドということだと思います。2期目の知事として県政のかじ取り役を委ねられました以上は、共感と前進を基本姿勢といたしまして、様々な県政課題に県民一丸となって取り組む、その先頭に立ちたいという思いであります。そのためにも、全県民を代表する立場にふさわしい言動を私自身が保つように、なお一層心がけてまいります。

次に、パレスチナ情勢の受け止めと、日本政府や国際社会への呼びかけにつきましてお尋ねがございました。

現在もガザ地区におきましてイスラエル軍とイスラム組織ハマスによります戦闘が継続をいたしております。民間人を含む多数の犠牲者、負傷者が発生しております。大変憂慮すべき事態というふうに認識をいたしております。

ガザ地区は衛生状態も悪く、水や食料、医療物資の不足などから、人道上の危機は深刻度を増しております。特に子供たちへの影響は甚大で、報道に接するたびに私としても胸を痛めているところであります。国際社会によります粘り強い働きかけを通じまして、人質の即時解

放や危機的な人道状況の改善、そして何よりも事態の鎮静化が一日も早く図られることを心から願っております。

議員から御指摘ありました日本政府や国際社会への呼びかけにつきましては、これは外交に関する問題でありまして、国において対応いただくべき事柄であるというふうに考えております。

次に、日本政府の対応についてお尋ねがございました。

日本政府はこの問題に関しまして、先月15日の国連安保理において戦闘休止を求める決議案につきまして、アメリカやイギリスが棄権をする中、賛成という態度を表明いたしました。また、今月8日の安保理におきましても、即時停戦を求める決議案につきまして、アメリカが拒否権を行使する中で、日本政府は賛成をいたしております。

日本政府は国際社会に、そしてアメリカに対しまして、これらの決議案への賛成という形で、人道状況の改善、事態の早期鎮静化に向けた強い姿勢を示しているものだというふうに考えるところであります。

次に、本県の港湾がいわゆる特定重要拠点にリストアップをされたことが報道される前に、具体的な相談があったのか、またあったとすればどう対応したのかというお尋ねがございました。

この問題に関しまして、10月に国からの最初の説明を受けました後に、選挙期間中ではあったわけではありますが、11月15日に国から県の関係各部に対しまして追加の説明があったと報告を受けております。この際、国のほうからは、高知港、須崎港、宿毛湾港の3港を特定重要拠点の候補として考えており、今後調整を進めさせてもらいたい旨の意向が示されております。

これを受けまして、県からは、協議を始める

に当たりまして、広く情報の公開と、所在地の首長をはじめ県民に対して、取組内容の説明を行っていただきたいという要請を申し上げたところであります。

次に、特定重要拠点の受入れが県民の安全・安心を脅かすことになるという認識の有無などについてお尋ねがございました。

特定重要拠点につきましては、国からは国民保護事案への対応や有事の際の円滑な利用に備えて、平時における自衛隊と海上保安庁の訓練などで使用するものという説明を受けております。また、こうした訓練などの実施に当たりまして、国と施設管理者との間で、平時の際の施設利用に関するルールをつくりたいというふうな考えだとお聞きをしております。

今回の話は、自衛隊などが施設管理者と協議の上、利用可能な時間に訓練を行うということでございまして、それをもって直ちに県民の皆さんの安全・安心を脅かすものではないというふうに認識をしております。しかしながら、行われます訓練の内容によりましては、県民の皆さんの不安につながるおそれはあると考えておりますので、今後国との協議の中でこの点を確認してまいりたいと考えております。

県といたしましても具体的な利用につきまして、国との協議で調整が付き、御説明ができる段階になりましたら、県民の皆さんの不安を取り除けるように取り組みたいというふうに考えております。

次に、このことが米軍との共同訓練に道を開くことになるのではないかと、そういった認識の有無、また地元自治体や住民などへの説明と合意についてお尋ねがございました。

特定重要拠点に関します今回のスキームは、自衛隊と海上保安庁のニーズに基づいたインフラ整備、機能強化、平時からの利用に関するルールづくりというふうに国からの説明を受けてい

るところであります。このスキームにつきまして、政府は国会におきまして、現時点で米軍の利用は考慮外と答弁されているものと承知をいたしております。こうしたことから、特定重要拠点としての受入れが米軍の利用につながるものとは、現時点では我々としては考えておらないところであります。

一方、県といたしましては国に対し、今後協議を進めるに当たりまして、情報公開を可能な限り行うとともに、所在地の首長あるいは県民の皆さんに対して説明を行っていただくように要請をいたしております。

特定重要拠点の指定の受入れ可否の判断に当たりましては、こうした点に関します国の対応を見ました上で、関係します他県などとも情報交換あるいは意見交換をしながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、高知県の港湾における非核平和利用に関する決議の受け止めと今日的意義についてお尋ねがございました。

本県では、県議会におきまして昭和59年に非核平和高知県宣言、平成9年には高知県の港湾における非核平和利用に関する決議がなされております。この決議は高知新港の一部開港を控えまして、本県の港湾におけます非核平和利用の意志が示されたものと受け止めております。今日におきましても、港湾におきます非核三原則を遵守し、非核平和利用を進めていく、こうした意義に変わりはないというふうに考えております。

次に、大阪・関西万博の経費の国民等の負担増に関する考え方、そしてチケットの販売要請に関しますお尋ねがございました。

万博会場の建設費などにつきましては、物価高騰の影響による増額は一定程度やむを得ない部分もあると考えますけれども、関係者において必要な経費を精査いただきまして、予算の合

理化を徹底する必要があるのではないかと考えております。

もう一点お尋ねございました万博の入場チケットについてであります。本年8月に国から全国の都道府県教育委員会に対しまして、入場料金と修学旅行における活用についての周知依頼がありました。これを受けまして、本県教育委員会から県内の市町村教育委員会に対して、8月24日付で情報提供を行ったところであります。また、日本国際博覧会協会から全国の自治体に対して、職員の福利厚生面でのこのチケットの活用について案内がありまして、現在具体的な対応について検討をいたしているところであります。

次に、大阪・関西万博の中止を求める声に対する受け止めと、関西戦略の見直しについてお尋ねがございました。

万博の開催に向けましては、経費の全体像を示し、透明性を持って説明することによりまして、国民の皆さんの理解を得ることが何よりも重要であると考えます。この点につきまして、政府を挙げてしっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

関西圏におきましては、中心市街地における再開発が進みますとともに、外国人観光客が数多く訪れるといった形で経済活力が高まっております。こうした活力を呼び込みますことで、本県経済の底上げにつなげたいという考えは変わっておりません。

そうした中、万博の開催は、関西圏から近距離にあります本県にとりまして、外商拡大、インバウンド観光客の誘致などのために絶好の機会であるというふうに捉えております。したがって、関西戦略におけます万博・IRの位置づけを見直す考えはありません。この戦略に掲げました取組を着実に推進してまいりたいと考えております。

次に、農政に関しまして、食料自給率の向上を法的義務とするということについてのお尋ねがございました。

現在の食料・農業・農村基本法におきましては、食料自給率の目標を含めました基本計画の策定を国の義務と定めまして、その目標は向上を図ることを旨とするとされております。

令和2年に策定をされました現行の基本計画におきましては、平成30年度に37%でありましたカロリーベースの自給率を令和12年度に45%にするという目標が示されております。国民生活に不可欠であります食料を将来にわたって安定的に供給し続けるために、自給率の向上を図っていく、このことは大変重要な政策課題であるというふうに認識をいたしております。現在、基本法の見直しの検討が行われているところではありますけれども、今後の自給率の在り方などにつきまして国民に分かりやすく、議論の過程も含めて丁寧に御説明をいただきたいと考えております。

また、議員からは、計画の達成度の検証結果を国会に報告されるべしといったお話がございました。こうした自給率向上に向けた取組状況に関するチェック機能の強化に向けて、国会の関与の在り方についてどう考えるかという点に関しましては、これはまさしく国政の場で十分に議論をしていただくべき事項であるというふうに考えるところであります。

次に、国に対して思い切った農業関連予算の増額の声を上げ続けるべきではないかとお尋ねがございました。

国の令和5年度当初予算におけます農林水産関係予算は2兆2,683億円でありまして、お話がございましたように、この10年余り同水準で推移をいたしております。本県の農業振興という立場からしますと、この国の予算総額を増額すべきという議論よりは、時々課題に対応した、

求められる施策に対する個々の予算が十分に確保されるということのほうが、より重要ではないかというふうに考えます。

そのため、これまでも本県の実情を踏まえまして、施策の充実強化や必要な予算の確保について、国に対して積極的に政策提言を行ってまいりました。本年度も、原材料や資材などの高騰によりまして生産コストが上昇し、収益が悪化をしている、こういった状況を踏まえまして、持続可能な農業の実現に向けました生産性向上等への支援を提言いたしております。

また、農業の競争力を強化するための基盤整備予算の確保などの要望も行いました結果、これらについて来年度予算の概算要求に反映されているところであります。今後も引き続き時宜を捉えました政策提言を積極的に行ってまいりますとともに、予算化された国の事業を最大限活用できるように取り組んでまいります。

次に、農業におけます価格保障を中心に、各種の所得補償を組み合わせる仕組みを国に求める考えはないかとお尋ねがございました。

農家が安心して営農するため、直接支払いの制度といたしまして、国は中山間地域等直接支払など、いわゆる日本型直接支払といった農家への直接的な支援を実施いたしております。この日本型直接支払によって、特に中山間地域におけます営農活動の継続、あるいは自然環境の保全に資する農業生産活動の促進が図られているものというふうに考えております。

また、様々な価格の高騰が長期化をする中で、農産物におきましては価格への転嫁が十分に進んでいないと考えられますので、国において適正な価格形成に向けた仕組みづくりの検討が続けられているところであります。このため、この仕組みが本県の実情に合ったものとなるように、必要に応じて国に対して提言を行ってまいります。

次に、女性の選択が尊重されるというメッセージと施策展開の必要性についてお尋ねがございました。

本年3月に策定しました本県の女性活躍推進計画アクションプランにおきましては、女性が自らの希望や意思に基づいて人生を選択し、個性や能力を最大限発揮できることを目指すべき姿として掲げているところでございます。

このアクションプランを踏まえまして、本県におけます人口減少対策におきましては、若者、特に若い女性が高知県で活躍をし、高知県で結婚や出産をしたいと選ばれるように、そしてその結果として、県内で結婚・出産を希望する女性が増えていくということを目指して、施策の充実を図りたいと考えております。その上で、その希望をかなえる施策の充実強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組についてお尋ねがございました。

女性に高知を選んでもらうためには、地域に根強く残ります固定的な性別役割分担意識の解消が欠かせないと考えております。このため、まずは男性の育児休業取得が当たり前というような高知県を目指しまして、私自身が先頭に立ち、共働き・共育てを県民運動として強力に推進をし、社会全体の意識改革を図ってまいります。

この県民運動の中では、特に男性側の意識を変えていくことが重要だと考えます。まず、随より始めよといたしまして、県が率先垂範して県庁の男性職員の育児休業取得、あるいは女性管理職の登用を進めまして、共働き・共育ての社会をリードしていくと、そうした決意でございます。その上で、こうした意識改革に賛同いただきます市町村あるいは企業の取組を後押ししたいというふうに考えております。

具体的には、男性の育児休業取得目標を50%

以上とする企業への育休代替職員の配置に対する支援、あるいは企業版両親学級の開催の支援などを行ってはどうかという観点から検討させていただいております。また、男性の育児休業や女性管理職割合の向上に向けまして、高知県ワークライフバランス推進企業として認証される企業を、さらに拡大を図っていきたく考えております。あわせまして、男性の育休取得を推進する企業への一種のインセンティブといたしまして、例えば入札参加資格審査におけます加点の導入などができないか、これを新たに検討したいと考えております。

さらに、市町村が地域の実情に合わせた人口減少対策として実施をいたします共働き・共育での関連施策につきましても、人口減少対策総合交付金などで支援をしたいと考えております。

加えまして、先駆的な企業や市町村の取組、あるいはいわゆる男性インフルエンサーなどのロールモデルにつきます情報を切れ目なく発信していくということによりまして、オール高知の県民運動としての機運を高めたいと考えております。

こうした一連の重層的な取組を私自身が先頭に立って推進していくということによりまして、固定的な性別役割分担意識の解消に向けました目標の達成を目指してまいりたいと考えております。

次に、県行政として、女性の管理職への登用を進めるべきという点についてのお尋ねがございました。

女性の管理職登用につきましては、女性の活躍機会が増えることによりまして、組織の活性化、そして働きやすい職場づくりにつながるものと考えておられまして、県自身も推進をすべきことだというふうに考えております。

本県におきましては、平成28年3月に策定いたしました特定事業主としての行動計画に基づきまして、県庁の管理職に占めます女性割合の

向上に取り組んでまいっております。令和3年4月の改定におきましては、それまで10%以上として設定をしておりました目標値を、令和7年度までに18%以上にするという高い目標値に引き上げまして、女性職員の積極的な管理職登用を行ってまいったところであります。

その結果、知事部局の管理職におけます女性割合は、計画策定前、平成27年度の7.1%から、令和5年度には約2.5倍の17.9%まで上昇をし、目標にほぼ達しているという状況になっております。全国比較が可能な令和4年度のデータで見ましても、本県の女性管理職の割合は、全国の中で18位という位置にありまして、全国的に女性登用が進む中であって、本県が少なくとも後れを取っているというふうな状況にはありません。

また、部長・副部長級につきましても、現在知事部局では部長級で1名、副部長級で10名、計11名の女性職員を配置いたしております。平成27年にはこれが4名でしたので、部長・副部長級の上級の幹部職員につきましても増加をしているということでもあります。

引き続き、キャリアアップに向けました意識醸成、ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境づくりを進めまして、適材適所を基本としながら、女性の管理職登用に意を用いてまいりたいと考えております。

最後に、子供医療費助成についてのお尋ねがございました。

現在、県におきましては、乳幼児期6歳までの医療費無償化に取り組む市町村に対しまして、所要経費の2分の1の財政支援を行っております。これによりまして、乳幼児の保健の向上、あるいは福祉の増進を図るということですが、こうした観点から引き続きこの制度については継続をしてまいりたいと考えております。

現状、こうした県の支援措置に加えまして、

各市町村が主として子育て支援の観点などから、この助成年齢の範囲を上乗せして支援をいただいているという状況だというふうに承知しております。一方で、新年度からは市町村が地域の実情に合わせて実施をいたします人口減少対策を総合的に支援する新たな交付金を創設するということが現在検討しているということは、ただいま議員からも御紹介があったとおりでございます。

この交付金におきましては、基本配分型の部分といたしまして、新規事業や既存事業の拡充を行う場合に、市町村の裁量でどの事業に活用するかということを決められるような、自由度の高いものにしようという線で検討いたしております。したがって、市町村が子育て支援の観点から独自に子供医療費助成の範囲の拡充に取り組む場合には、この基本配分型の交付金を活用いただけるのではないかとというふうに想定をいたしております。

そして、この基本配分型の各市町村への配分の額につきましては、現時点においては、市町村の規模に応じまして300万円から7,500万円程度の規模を想定いたしているところでございますけれども、今後各市町村の御意見なども伺いながら、交付金の全体像や規模、具体的な制度設計を確定してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、適正価格の実現に向けて具体的にどのように取り組んでいくのか、お尋ねがございました。

現在、国では食料・農業・農村基本法の見直しに係る議論が進められており、その中で持続可能な食料供給に向けて、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討するため、8月に適正な価格形成に関する協議会を設置しております。

この協議会では、米、野菜、食肉、飲料の牛乳、豆腐・納豆の5つの品目について流通経路、価格の動向、生産コストの構造などを分析しています。そして、まずは流通経路が簡素で、コストの把握も比較的可能な飲料の牛乳と豆腐・納豆について、それぞれワーキンググループが設置されております。

そのような中で、本県にとって影響の大きい野菜につきましては、流通経路が複雑な上、品目や栽培方法によって生産コストの構成割合が大きく異なるなど検討項目も多く、引き続き協議会の中でコストデータの把握、収集などが検討されていくと聞いております。

本県の野菜で言えば、メインである施設栽培は、野菜の少ない厳寒期に大消費地を含め日本全国に野菜を供給している供給産地ですので、一般的な露地栽培と比べると生産コストは高く、輸送コストもかかっております。このような状況でございますので、全国一律の指標では、本県の実態を反映した価格形成の仕組みにはならないと考えております。

今後は、本県のコストデータなどを積極的に国に示すとともに、国の動きを注視しながら、指標化を含め農産物の適正な価格形成に向けた仕組みが本県の実情を反映したものとなりますよう、必要に応じて国に提言を行ってまいります。

次に、石土池の取水口の対策についてお尋ねがございました。

南国市十市地区は古くから園芸が盛んであり、その農業用水は水源の石土池から揚水ポンプで取水し、配水管を通して44ヘクタールの農地に供給しております。しかしながら、議員のお話にもございましたように、配水管の末端付近の園芸ハウスにおいて、池に大量に繁殖しているホテイアオイの藻くずなどがかん水設備の目詰まりを起こし、一部の農家において営農に支障が

出ていることは確認しております。

このため、応急的な対策としまして、本年度中に配水管の末端部に藻くずを排出するためのタイマー式のバルブを設置することで、農家と土地改良区、南国市の下承を得ているところでございます。今後は、応急的な対策の効果等を検証した上で、取水口での藻くずを除去する施設の整備などの抜本的な対策を検討してまいります。

最後に、地域計画づくりに向けた話し合いへの支援についてお尋ねがございました。

地域計画は、10年後の地域の将来をイメージして、現在栽培している作物の生産振興や担い手の確保をはじめ、今後農地を誰に引き継ぎ、地域の農業をどのように維持・発展させていくのかなどについて、農業者や農地の所有者などの関係者がしっかりと話し合っ、実行性のある計画にしていくことが重要であると考えております。

現在、令和6年度末までの策定に向けまして、県内全ての市町村で話し合いが進められており、県としましても農業振興センターがこの話し合いに積極的に参加しているところでございます。しかしながら、農業をしていない農地の所有者や高齢農家などの参加が少ない地域では、地域計画の策定に向けた話し合いが深まっていないといった課題が見えてきております。

このため、農業委員をはじめとする関係機関の皆様と共に農地の所有者や高齢農家などに呼びかけて、一人でも多くの方に話し合いに参加していただけるよう取り組んでいるところでございます。

今後も、地域計画の取りまとめ役となる市町村職員に対するワークショップ研修などを開催するとともに、話し合いが円滑に進められますよう、農業振興センターがしっかりと支援してまいります。

(子ども・福祉政策部長 山地和君 登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、働く場におけるジェンダー格差の改善についてお尋ねがございました。

働く場におけるジェンダー格差の課題は、女性は男性に比べて非正規雇用に占める割合が高いことや、管理職割合の低さ、平均勤続年数の短さなどが挙げられます。

県では、女性の経済的自立や格差の解消に向けて、令和5年3月に女性活躍推進計画アクションプランを策定し、固定的な性別役割分担意識の解消や、女性が活躍できる環境づくりに企業や関係機関と共に取り組んでおります。

具体的には、正規雇用の拡大に向けましては、高知家の女性しごと応援室やジョブカフェこうちにおいて、求職者と企業とのマッチング支援を行っております。また、管理職への登用促進に向けましては、女性活躍推進セミナーやシンポジウムの開催により多様な人材登用の必要性などについて、県内企業への理解の促進を図っております。

加えて、高知県ワークライフバランス推進企業の拡大や働き方改革トップセミナーの開催、高知県登録働き方改革コンサルタントによる企業支援などにより、働きやすく就業継続できる職場環境づくりを推進しております。さらに、女性のキャリア形成に向けて、女性活躍のためのビジネス講座やセミナーの開催などにより、女性のスキルアップを後押ししております。

今後も、女性活躍推進計画アクションプランにおける取組をさらに充実強化させていくことで、性別による格差をなくし、女性が活躍できる環境づくりを進めてまいります。

次に、県内のケア労働者との賃金格差と、安定的な雇用確保対策に係る支援についてお尋ねがございました。

介護職員の処遇改善につきましては、国にお

いて他の産業との賃金格差を是正するため、平成24年から5回の処遇改善加算を行っております。また、来年2月からは新たに月額6,000円程度の処遇改善が実施される予定となっております。

令和4年度の賃金構造基本統計調査における本県の介護職員の平均賃金は約29万4,000円で、全産業の平均賃金34万5,000円とは約5万円の格差となっております。平成23年は約9万円の格差となっておりますので、処遇改善加算の効果もあり、他産業との賃金格差は縮小しております。

介護職員の賃金は、国が定めた介護報酬を原資としていることから、国において改善が図られるべきものと考えております。このため、国の動向を注視しながら、機会を捉えて全国知事会を通じて、国に対して他産業との格差解消に向けた処遇改善の要望を行ってまいります。

また、処遇改善加算については、県内事業所の取得率が本年4月時点で約88%と、全国平均の約94%と比べ低い状況となっております。介護職員のさらなる処遇改善に向けて、事業所にアドバイザーを派遣するなど、処遇改善加算の取得を支援してまいります。

介護職員の雇用確保対策として、県独自の取組につきましては、中山間地域の介護事業者がホームヘルパーなどを新規雇用した場合の一時金や転居費用についての助成を、本年度から新たに実施しております。引き続き、各事業者に寄り添ったきめ細かな支援に努めてまいります。

最後に、学校健診の結果、受診が必要となった児童生徒の未受診の現状を改善するために、県の子供医療費の助成への考えを改める必要についてお尋ねがございました。

県の子供医療費の助成への考えとしましては、子供の健康を確保する観点においては、住む地域や市町村の財政力に左右されることなく安心

して医療が受けられるよう、国の責任において全国一律に医療費助成を実施することが基本であると考えております。他方で、各市町村における小学、中学、高校までの無償化の年齢拡大は、子育て支援や経済負担の軽減の観点から行われているものと認識をしております。

学校健診の結果、病院等での受診が必要な場合には、児童生徒及びその保護者に対して受診勧告を行い、受診した結果を各家庭から学校に報告いただいております。未受診の児童生徒や御家庭に対しましては、長期休業に入る前に再度の受診勧告を行うとともに、個別に受診を促しております。未受診の理由は、保護者の理解不足が最も多いと認識をしており、引き続き各学校において粘り強く受診の必要性を伝え、未受診の解消につなげていくと伺っております。

お尋ねのありました、未受診の現状を改善するために、県の子供医療費の助成への考えを改める必要性につきましては、お話の高知保険医協会の調査結果からは、医療費助成の有無が未受診に影響することを示す関連性は明確に確認されておりませんが、子供の健康を確保する観点であれば、従来の考え方とおり、医療費助成は国の責任において全国一律に実施すべきものと考えております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 国のキャリアアップ助成金への県独自の上乗せ措置についてお尋ねがございました。

お尋ねのありました国のキャリアアップ助成金は、非正規雇用にある方を対象に、企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員への登用や処遇改善の取組を実施した事業主に対し助成を行う制度です。

国においては、今般の総合経済対策において、非正規雇用にある方の所得向上を図るため、キャリアアップ助成金の支給金額を、中小企業で1

人当たり57万円から80万円に引き上げたほか、加算措置の新設や要件緩和など、大幅な拡充を行ったところ。こうした状況にもありますことから、現時点において県独自の上乗せを行うことは考えておりません。

非正規雇用にある方にとって正社員となることは、所得の向上に加え、雇用の安定にもつながりますことから、県としても多くの県内企業にこの助成金を活用していただきたいと考えております。このため、これまでも県の主催で、キャリアアップ助成金をはじめとする各種制度の活用を促すためのセミナーや相談会を、労働局と連携し開催してきたところ。今後も労働局や商工会議所など関係団体と連携しながら、キャリアアップ助成金の周知徹底と活用促進に努めてまいります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) 会計年度任用職員の処遇改善と正職員化についてお尋ねがございました。

まず、会計年度任用職員の正職員化につきましては、正職員の任用に当たっては、地方公務員法の平等取扱いや能力実証主義の原則に基づき、平等かつ客観的な採用試験によることが必要と考えております。また、会計年度任用職員の職につきましては、総務省から示されたマニュアルに沿って、職務内容や責任の程度に関して正職員と異なる設定としております。これらのことを踏まえ、従前と同様の業務に従事することを前提としながら、会計年度任用職員を正職員として任用することにはならないと考えております。

次に、会計年度任用職員の報酬などにつきましては、正職員の給与改定に準じて改定を行ってきておりまして、加えて来年度からは、正職員と同様に勤勉手当を支給したいと考えております。今議会には、これらの内容を盛り込んだ

給与条例の改正案を提出しており、原案どおり可決された場合には、大半の方の年収が2割程度上昇する見込みとなっております。このことは、相当程度の処遇改善に当たるものと考えております。

今後も引き続き総務省のマニュアルを踏まえながら、会計年度任用職員制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○34番(岡田芳秀君) 2問を行いたいと思いません。

知事から御答弁をいただきましたけれども、最初に選挙のときのあいくち発言でございます。例え話ということをおっしゃったし、またTPOは別にして、参加されていなかった皆さんが聞いたときに、どういう思いで受け止められたのかということで、虚心坦懐に受け止めるというお話でございましたけれども、私はもうはっきりあの発言を撤回すると率直に言われたらどうかということ率直に思いました。

撤回される意思があるのかを知事にお聞きしたいと思えます。

そして、パレスチナ問題ですけれども、外交問題であり、国において対応してもらおうという答弁でありましたけれども、国際問題であっても、やはりこの平和の問題というのは全ての人に関わる問題だと考えます。国と地方の関係は対等だということもおっしゃったし、やっぱり地方自治体のトップとしても、しっかりそういう発信はしていくことが大事だというふうに思います。

そういった点で、ずっと答弁を聞かせていただいて、やはり知事のおっしゃる役割分担ですね、国と地方の、そうした中で今後防衛力強化の重要拠点の問題も出てきますけれども、そういった点でやっぱり自治体のトップとしてしっかり発言をしていくと、メッセージを送るのは、国際問題であっても大事だと私は思い

ます。

そうした市民の声が世界を動かして、この12月12日、緊急特別会合が開かれて、4分の3以上に当たる日、仏、中、ロなど153か国が、ガザの即時停戦を求める決議を採択しています。10月の緊急特別会合と比べて、賛成国が32か国増えています。やはり世界でそういう平和の求める、「ガザに平和」の声が広がっていったという世論が後押ししているというふうに私は思います。

問題の解決をするためにも、即時停戦、そして話し合いを求めるためにも、そうした声はやはり地方からもしっかり国際的にも共同しながら上げていくということが必要だと思いますけれども、その認識を知事に伺いたいと思います。

そして、空港、港湾の軍事利用の問題ですけれども、やはり背景をしっかり押さえておくことが必要だと思うんです。防衛省が今後、陸・海・空3自衛隊を一元的に指揮する組織として、統合司令部をつくることで進んでおります。アメリカの軍の組織にカウンターパートとしてこういった組織編成をしながら、日米同盟の深化を図ってこうとしております。

そうした一連の流れの中で、またアメリカ戦略上の流れの中で、こういう話が出てきていると言わなければなりません。当面、米軍の訓練利用は考えていないというお話でもありましたけれども、しっかりそういった背景を捉えて、県民にきちっと説明をする、そして県民の意思を尊重するという姿勢が求められていると思います。全国知事会では日米地位協定の抜本の見直しを求めていますけれども、そういうことこそまずはすべきだというふうに思っております。

そして、次に農業の問題ですけれども、農業振興部長から丁寧な御答弁いただきありがとうございます。

食料自給率の向上について、私はやはり国が責任を持ってそれを実行していくような立てつけにしていかなければならないと思うし、そして農業予算、1問でも言いましたけれども、この10年、2.3兆円で推移しています。そして、予算規模が増えていく中で、比率としては減っているわけで、本当に地方の農業を振興していくためには、やはり予算措置を国がしっかりとすると、これは地方からもっともっと声を上げていく必要があると私は思います。

この中山間を広く抱える高知県、そして農業が産業の重要な役割を果たしているこの高知県において、やっぱり国にしっかりと予算を確保するように求めていくことが、私は大事だと思っております。これは質問にはいたしませんけれども。

そして、具体的な南国の問題、取水の問題を検討されるということで、よろしくお願ひしたいと思ひますし、地域計画については、南国市で言えば長岡地区で話し合いがされておひまして、こうした話し合いの場を急いで広げていく必要があると思ひます。

10年先の計画、もう10年も待てないというのが現場の状況ですのでね、しっかりと支援をしていただいて、地域の農業をどうするのかという話し合いが広がるように、引き続き支援を強めていただくことを要請したいというふうに思ひます。

あと、ケア労働の問題、賃金格差5万円ということで、来年2月から6,000円上がるということですが、高知県の労働人口の中でこのケア労働、大きな——人数も多いですし、重要な役割を果たしていただいております。しっかりと待遇が改善されて、人材も確保していけるという形で、しっかりとした県の支援を求めて、2問といたします。

○知事（濱田省司君） 岡田芳秀議員の第2問目

の御質問にお答えいたします。

1つは、選挙期間直前の私の発言について撤回をすべきではないかというお話がございました。

第1問目でお答えいたしましたように、発言のTPOを考えていただきますと、まさしくあの発言を行ったその場の方々には、この趣旨は御理解いただいているというふうに思います。事後的に第三者の方々から見たときにどうかという話はあるかもしれませんが、そのことに関しましてはただいま申し上げましたように、真摯に受け止めるという立場でありますけれども、このもともとの発言が私は間違っただけのものとは思っておりませんので、発言を撤回するという考えはございません。

それから、2点目のパレスチナの問題に関しまして、これは国と地方の役割分担の中で、やはり外交問題に関しましては、これは国の専権の範疇に入る部分だということだと思います。この問題に関しましては、これも第1問目で御答弁申し上げましたように、日本政府として国連安保理におきまして、しっかりとした態度を示されているということだと思いますので、これに加えて、地方自治体という立場から何か政府に注文しなければいけないという状況にはないのではないかとこのように考えているところでございます。

以上であります。

○副議長（今城誠司君） 暫時休憩いたします。

午後2時34分休憩



午後3時再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた

します。

29番田所裕介議員。

（29番田所裕介君登壇）

○29番（田所裕介君） 県民の会の田所裕介でございます。議長にお許しをいただきましたので、会派を代表し、順次質問に入ります。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

2020年代は新型コロナウイルスという未曾有の感染症の蔓延からスタートしました。少子高齢化や人口減少、労働力不足などの問題に加え、新型コロナウイルスは国そして地方自治体レベルで様々な問題を顕在化させ、社会経済全体に影響を与えました。本年5月に5類感染症に移行し、一定の終息の方向性が見え、ポストコロナ社会は既に動き出しております。その一方で、新型コロナウイルスによって顕在化した、またそれ以前より継続する社会課題が解決されたわけではなく、今後それらに対し、より一層積極的な取組が求められます。

本県に目を向けますと、新型コロナウイルス感染症蔓延期は、第1期濱田県政の時期と重なり、その対策が主となり知事も大変苦心されたことと思います。第2期濱田県政では、ポストコロナ社会で本県の県勢浮揚に向けてどのような施策を講じられるのか、期待をしているところであります。

また、地方自治体では首長と議会議員とともに住民が直接選挙で選び、首長、議会がともに住民を代表する二元代表制を取っております。二元代表制の特徴は、制度的には与野党関係が発生せず、ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となるということであ

ります。

本県においても二元代表制の原則に基づき、知事と議会が活発な議論や意見交換を行うことで積極的な政策立案をしていく、私自身その一部として尽力してまいりたいと思っているところであります。

新型コロナウイルス感染症によって地方自治体にとって一層重要になった課題が、国との関係性や連携の在り方、つまり地方分権や地方自治であります。新型コロナウイルス対策において、地方分権や地方自治について改めて考える機会を得たと思います。

例えば、感染症法等の改正においては、感染症発生・蔓延時の管内の一元的な対策の実施など、必要がある場合に都道府県が権限を発揮できるように、都道府県の総合調整権限の強化や保健所設置市・特別区への指示権限が創設されることとなり、より地方自治体の状況に応じた施策を取ることが可能となりました。

地方分権については、平成5年の地方分権の推進に関する決議から始まった地方分権改革により、機関委任事務制度の廃止による裁量の拡大、国から地方への税源移譲、農地転用や地方版ハローワークなどの権限移譲や義務づけ、枠づけの見直しなど、地方分権改革が進んできました。

最近では、令和4年12月、第16回地方分権改革推進本部会合で岸田総理が、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものと述べました。「全国的・地域的課題に対応できる質の高い行政サービスの確立を図ることは、国・地方に共通する重要な政策課題である」とし、令和5年3月には計画策定等における地方分権改革の推進に向けて、効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイドが閣議決定をされたところであります。

地方分権改革においては様々な形で取り組まれていますが、現在でも法令の規律密度の高さや従うべき基準をはじめとした国の関与などにより、地方が自ら意思決定するための自治立法権を十分に行使できない現状が続いているとの批判は根強いです。

私自身、少子高齢化や産業振興、人材不足などの地方自治体が抱える問題解決においては、地域の多様性を維持しながら、地域の実情に応じた政策を講じていく必要があると考えています。そのため、トップダウン形式で国が決めた施策をそのまま地方自治体で行うという単純なやり方では、多様かつ複雑化する課題に対応できず、地方創生や県勢浮揚は難しいと危惧しています。このような背景もあり、国と地方の協議の場の充実、国と地方の役割分担の見直し、従うべき基準の見直しなどによる、地方分権改革の推進が必要であると考えます。

そこで、伺いますが、本県のこれからの県政運営を考えたとき、現在の日本の地方自治及び地方分権の課題認識について知事にお伺いをいたします。

これらの課題認識を踏まえてお伺いいたします。これから本県での様々な課題に取り組んでいくに当たり、地方自治体と国との関係性はどのようなものであるべきであるか、これからの地方分権、地方自治について知事の目指すところをお伺いをいたします。

次に、E B P Mについてお伺いをいたします。

人口減少や経済活動の停滞による税収減、少子高齢化による社会保障費の増加、公共施設整備に充ててきた起債の返済が長期的に高止まりする中で、公共施設の老朽化により維持管理経費や施設更新経費が必要になるなど、地方自治体の財政は厳しいと言わざるを得ません。また、厳しい状況でも新しい課題やニーズが出てくることで、それらにも取り組まなければなりません。

ん。本県も例外ではなく、これまで濱田知事も1期目の答弁で、本県は財政的には厳しいということをおっしゃられています。

このような中でも、本県は令和11年度までの財政運営として、今後想定される大規模事業等を踏まえても、事業の効率化や平準化を図る取組を行うことで、財政調整的基金の残高が確保され、安定的な財政運営に一定の見通しを立てることができるかと試算をしているところであります。

しかし、国における財政健全化に向けた取組や、今後の社会保障制度及び税制改革の論議、税収等の動向に大きく左右されることになるため、今回の推計の前提条件は大きく変動する要素があるということも懸念事項として挙げられています。

こうした点を踏まえ、今後の具体的な財政運営については毎年の当初予算編成の中で決定していくこととなっております。令和6年度当初予算編成の考え方としては、財政運営に関する試算結果を踏まえ、適宜必要な見直しを行いつつ、施策の有効性や効率性を一層高めるためのスクラップ・アンド・ビルドやデジタル化の推進を徹底し、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図る対応策を検討することです。

財政が厳しい中で、県勢浮揚や県民の生活を向上させる施策を打ち出すには、限られた資源をどのように予算配分し、目に見える結果につなげていくかということが重要となります。具体的には、財政的に施策を講じるコストと得られる利益の費用対効果を客観的なエビデンスに基づいて判断した上で予算配分、政策の実行がより必要となります。

そこで、お伺いをいたします。本県の財政状況を踏まえた上で、より成果を出していける施策を講じていくに当たり、濱田知事の予算編成におけるポリシーについてお伺いをいたします。

予算編成というのは多分野にわたるものですが、特に本県のような財政的に豊かとは言えない自治体の場合、限られた資源をどのように分配するかということは非常に重要になってくるわけです。

どのような基準でどの施策にどれぐらいの予算をつけるかなど、どのように予算が決定されているのか、総務部長にお伺いをいたします。

また、県民の視点に立つと、自分たちの納めている税金がどのように使われ、自分たちの生活へどのように還元されているかという、政策の目に見える形での成果を期待するところであり、県としては成果を県民に見える形で示していくことは必要であると考えています。例えば、本県の3本柱と言える主要政策のデジタル化、グリーン化、グローバル化について、デジタル化やグリーン化への予算配分は、令和4年から5年にかけて増額となっている一方で、概念的な部分も多く、県民に成果が目に見えにくいという課題があると思います。

そこで、お伺いをいたします。デジタル化について、予算に対する政策の成果をどのように見える化し、県民に伝えていくのか、これまでの取組と今後の展開を総務部長にお伺いをいたします。

また、グリーン化についても、予算に対する政策の成果をどのように見える化し、県民に伝えていくのか、これまでの取組と今後の展開を林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

政策立案及び予算編成に当たっては、PDCAサイクルによって施策の効率性や有効性を高めることに取り組まれていると思います。また、PDCAサイクルを回すに当たっては、KPIの設定が重要となり、本県でも取り組まれているとお伺いをしております。

近年、PDCAサイクルの新たな展開として、1990年代にイギリスやアメリカで進められたエ

ビデンスに基づく政策立案で、先進諸国で用いられているエビデンス・ベースト・ポリシー・メーカーキング、いわゆるEBPMが推進されています。

平成29年2月、政府に統計改革推進会議が設置され、5月に統計改革推進会議最終取りまとめが決定されました。その後、経済財政運営と改革の基本方針2017で、政策、施策、事務作業の各段階のレビュー機能における取組を通じてEBPMの実践を進めることとされました。これが日本での本格的なEBPMの出発点となり、2018年頃から全省庁で推進されているとともに、地方自治体でもEBPMの推進が期待されています。今年度の骨太方針でも、効果的・効率的な支出の推進とEBPM、証拠に基づく政策立案の徹底強化が明記されています。

令和3年6月のEBPM推進委員会、EBPM課題検討ワーキンググループ取りまとめにおいて、EBPMは1つに政策目的を明確化させ、2、その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何かなど、政策手段と目的の論理的なつながりを明確にし、3、このつながりの裏づけとなるデータ等のエビデンスを可能な限り求め、政策の基本的な枠組みを明確にする取組と明記され、また限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するため、EBPMを推進する必要があるとしています。

地方自治体ではEBPMの取組事例として、岐阜県関市のビッグデータを使用した効果的な自治体データベースの作成と多事業展開や、和歌山県における空き家分布の推定、JR在来線の利用促進に向けたデータ分析などがあります。

これらEBPMの推進を加速化している背景としては、やはりコロナ禍において、エビデンスに基づく政策立案などの重要性が改めて認識されたということがあります。EBPMが政策立案の効率性や実効性を高めワイズスペンディ

ングにつながるということから、国や地方自治体で推進される傾向が高まっています。まさに本県のように財政的に豊かとは言えない地方自治体においては、EBPMを推進することでスクラップ・アンド・ビルドも行いながら、施策の効率性や有効性を高めることにつながる可能性があります。

EBPMと、現在多く用いられているKPIは、その目的及び対象範囲が異なるものとされています。KPIの目的は、因果関係には必ずしもこだわらず、政策、施策、事業等の成果や効率を定期的に測定し評価することであり、対象範囲は幅広い政策、施策、事業であるとされています。その一方で、EBPMの目的は、政策と成果の因果関係を明らかにすることであり、対象範囲は効果を検証したい政策となります。

このような違いもあるということをまず認識の上、どちらかみの政策立案手法を使うというのではなく、どちらの手法を使うかということから考え、適材適所で使い分けることが重要であると思います。特に、本県のような財政的に豊かとは言えない自治体では、大型の予算を組んで行う施策の場合、EBPMのような手法を用い予算に見合った効果を得られる政策立案を行うことも検討の余地があると感じます。

令和6年度の予算編成については、人口減少対策等重点施策推進枠を設けるということが明らかになっています。具体的には、若年人口の増加、婚姻数の増加、出生率の向上の観点から人口減少対策を強化する事業、デジタル化、グリーン化、グローバル化の観点から強化する事業などです。今後本県でも客観的なエビデンスに基づいた政策立案が期待をされます。

そこで、伺いますが、本県におけるこれまでのEBPMの活用状況はどうか。また、今後県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図るため、スクラップ・アンド・ビルドも行いながら、

施策の効率性や有効性を高めることを目指すに当たり、どのようにEBPMの活用を進めるのか、併せて総務部長にお伺いをいたします。

EBPMの考え方は、近年急速に推し進められているデジタル化やデジタル人材の育成とも関連します。EBPMの手法としては様々なものがありますが、まずはロジックモデルの作成が挙げられます。ロジックモデルとは、現状と課題を把握した上で、政策遂行によって課題が解決されるまでの論理的な道筋を示したものであり、EBPMを構築する上で重要なものとなります。

国レベルの話にはなりますが、内閣官房によれば、各府省において政策立案総括審議官等が中心となって、それぞれの実情に応じ、ロジックモデルの作成、活用を中心としたEBPMの実践を進めており、事業の性質上なじまないものを除き、作成する意義が大きい新規事業等を中心に取組を進めていると説明をしており、令和3年度においては、予算プロセスにおいて各府省でロジックモデルを作成、活用した事業は402事業でした。

ロジックモデルにおいて、アウトプットからアウトカムへの因果関係を分析する上で重要になるのが、データとデータ分析人材ということになります。つまり、データ入手及び構築とデータを用いてデータ分析を行う技能を持った人材ということになります。例えば、因果関係を分析する因果推論においては、ランダム化比較試験、いわゆるRCT、回帰不連続デザイン、RDD、差分の差分分析、DIDなど、計量分析ができる知識と技術が必要となります。当然のことながら、分析に必要なデータを集める、データベースを整備するという必要も必要となります。

政策立案においては、当然のことながら、以前より各部局が様々な方法で必要なデータを収

集してきたと思います。その中で、令和5年は新しいデータ収集の手法に関連する事業に予算が配分をされました。例えば公共交通マイナンバーカード活用実証事業委託料であります。

そこで、お伺いをいたします。交通マイナンバーカード実証実験では、どのようにデータを収集し、どう活用していくのか、中山間振興・交通部長に伺いをします。

そして、これらデータの整備とともに、実際にデータ分析できる人材を行政としても育成する必要が今後出てくるかと思えます。

今後、EBPMを推進するに当たっては、全てのデータ分析を外注するわけにはいかないと考えていますので、県庁におけるデータ分析できる人材の育成について総務部長にお伺いをいたします。

ここまで予算と政策立案についてPDCAサイクルの新展開として、EBPMに注目してお伺いをしましたが、最後に本県の財政について、本県のかじを取り、本県の方向性を大きく決めていく知事に、このような政策立案の手法についての議論を踏まえてお伺いをいたします。

施策の有効性や効率性を一層高めるため、事務作業のスクラップ・アンド・ビルドやデジタル化の推進を徹底し、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図る対応策を検討するとのことですが、具体的に知事にお伺いをいたします。

次に、担い手不足についてお伺いをいたします。

労働力不足は今後の大きな課題であり、特に団塊の世代ジュニアが65歳以上となる2040年以降を見据え、今から様々な状況を想定し、施策を講じなければなりません。これまで第1次産業や建設業、運送業など一定の業種に特化した担い手不足の問題は課題でした。しかし、2030年以降に迎える労働力不足は、構造的、慢性的な労働供給不足の問題です。社会を維持する生

活維持サービスの運営ができなくなる、生活を維持できなくなるという社会構造に関する問題であり、特定の職業に特化した施策では対応できません。労働力不足に対し、より包括的な分野横断的な取組が必要となります。

リクルートワークス研究所の報告書によると、日本全体で2030年に341万人余り、2040年に1,100万人余りの労働供給が不足し、2040年には東京都以外の全ての道府県において労働供給が不足する状況が推定されています。報告書では、供給不足が4つのパターンに分類されるとしています。4つのパターンとして、1つ目に、2030年、2040年を通じて不足率が高く、早い段階から供給不足が顕在化し継続する地域、2パターン目に、2030年は比較的足りているが、2030年から2040年にかけて急速に供給不足が顕在化する地域、3つ目に、2030年はやや不足しているが、2030年から2040年にかけてその状態を維持する地域、4つ目に、2030年、2040年を通じて比較的不足率が低く推移する地域を指します。

本県は4つのパターン中の2つ目に分類されると想定され、本県以外では例えば北海道、宮城県、岡山県などがこの分類に入ります。2030年の不足率は1桁台であり供給制約は限定的だが、2040年の不足率は約20から30%となり、2030年から2040年にかけて急速に供給不足が顕在化する地域です。データによると、本県では2030年の不足率は9.7%ですが、2040年の不足率は27.5%と予測をされています。

そこで、伺いますが、本県において、2030年から2040年にかけて急速に労働力不足が生じるのではないかと考えられますが、県経済にどのような影響が想定されるのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

労働供給力不足について、リクルートワークスの報告書に基づいて職業別に見ていきます。私たちの生活を担うサービス、生活維持サービ

ス7分類、1に輸送・機械運転・運搬、2つ目に建設、3つ目に生産工程、4つ目に商品販売、5に介護サービス、6に接客給仕・飲食物調理、7に保健医療専門職に、8つ目に事務、技術者、専門職を加えた計8分類についての労働供給力についてです。これら8つの全ての業種で労働供給が不足するとされています。

時間の関係上、全ての詳細な説明は控えますが、例えば輸送・機械運転・運搬職種については、2030年に37.9万人、2040年には99.8万人、労働供給不足が推定され、建設職種では2030年に22.3万人、2040年に65.7万人の労働供給不足が推定されています。これらの業種は私たちの生活を支える基盤です。全ての業種について詳細に質問させていただきたいところではありますが、時間も限られておりますため、幾つかの業種に絞って質問をさせていただきます。

建設業の担い手不足は、道路等のインフラのメンテナンスに影響を与えます。また、南海トラフ地震が想定される本県において、災害後の復旧作業にも多大な影響を与えます。そのため、今後2030年以降の著しい労働供給不足を念頭に備えなければいけません。

そこで、伺いますが、本県において建設業の担い手不足解消に向けてどのような取組を行っているのか、これまでの成果と今後の取組について土木部長にお伺いをいたします。

輸送・機械運転・運搬職種について、既に2024年問題としても顕在化しております。さきの9月議会でも質問いたしましたが、本県の主要な経済政策である県産品の県外や海外への輸出に影響を与えます。また、中山間地域でかつ高齢者が多く居住している地域の場合、地域の足となる公共交通機関やタクシーなどの輸送手段、そして食品など生活必需品を届けるようなサービス等にも影響を与えます。このような点から、担い手確保に向けて取組の強化が必要です。

そこで、お伺いをいたします。公共交通や運輸業における担い手確保についてどのように取り組んでいるのか、これまでの成果と今後の取組について中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

また、少子高齢化が進む本県において、介護サービスに従事する人材不足は重大な問題であります。需要が増加する一方で供給が追いつかない状況が想定されます。リクルートワークスによると、今後全国で平均しても、例えば週4日必要なデイサービスにスタッフ不足で3日しか通えないというような状況が標準的な状態になるとされています。少子高齢化が進む本県は、このような全国平均よりも深刻な状況になる可能性は否定をできません。

そこで、お伺いをいたします。介護サービスに従事する担い手の確保について、どのように取り組んでいるのか、これまでの成果と今後の取組について子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

また、保健医療専門職に従事する担い手の確保についてどのように取り組んでいるのか、これまでの成果と今後の取組について健康政策部長にお伺いをいたします。

担い手不足の解消において大きく貢献する可能性が指摘されているのが、機械化、自動化、つまりデジタル化であります。デジタル化について、人が担う仕事が減少し、また短い時間で仕事を遂行できる可能性があります。労働者の身体的な負荷が下がり、長時間労働になりがちや仕事内容がきついという理由により、担い手確保が難しかった職種でも、職種に対する印象が変化し、担い手確保につながる可能性があります。その一方、デジタル化を進めるに当たり、企業にコストが生じるため、ネックになるという指摘もあります。このような点から、自動化や機械化においては、やはり大企業と中小企業

では異なる課題があると捉え、異なるアプローチが必要であると思います。

中小企業が大部分を占める本県において、中小企業におけるデジタル化推進に当たっての課題と、デジタル化に向けどのように支援していくのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

リクルートワークスの報告書では、担い手不足について、今後生活サービスを維持できなくなるような影響が出ると述べつつも、現在から2030年までの約10年間の猶予があるとし、その時期までに国や地方自治体、企業、個人、それぞれのレベルで対策を取る必要性を指摘しています。

本県でも担い手不足に対して様々な取組を既にスタートし、今後新しい取組も積極的に行っていくと期待しています。今後については、これまでと同様の方法も必要ですが、これまでとは一種異なるような労働に関する考え方の転換も必要になってくると思います。例えば、ワーキッシュアクトという考え方などです。ワーキッシュアクトは、本業の労働、仕事以外の活動に誰かの困り事や手助けしてほしいという気持ち、いわゆる労働需要に力を貸している性質があるということから、共生社会をより促進することで、お互いが支え合いながら労働力不足を補うという考え方であります。

従来の方法に加え、発想や考え方の転換も必要となるほど、現在から2030年までの10年は重要な時期となります。本県において、この10年の時期の多くを濱田知事がリーダーシップを取り県政を運営することとなります。つまり、濱田知事のかじ取りが本県の10年後、20年後の労働力供給問題において非常に重要な影響を与えるということが言えます。

そこで、お伺いをいたします。担い手不足の問題に対して、高知県民の生活を守るためにどのように取り組むのか、その決意も含め、知事

にお伺いいたします。

次に、ビジネスケアラーについてお伺いをいたします。

少子高齢化と、それに伴う労働人口や生産力の低下などの急速な社会環境の変化は、現代日本の最も大きな問題であり、本県においても同様であります。そのような中で、日本政府は少子化対策や子育てなどのこども政策を推進するとともに、高齢者政策にも継続的に取り組んでいます。

このような中、支援が薄いと云わざるを得ないのが、30から50代の働き世代であります。働き世代は、経済活動の基盤となるとともに、子供を育てる世代、そして両親などの介護を担う世代でもあり、この世代を念頭に置いた政策の推進も求められます。高齢化や生産年齢人口の減少が進む中で、仕事をしながら家族等の介護に従事する者、ビジネスケアラーが増加しており、影響が懸念されます。

ビジネスケアラーという言葉を知ると、あたかも新しい概念や課題のように聞こえますが、あくまで仕事をしながら家族等の介護に従事している者を指しており、これまでも社会的な課題として存在していたもので、新しいものではありません。高齢化や人口減少、労働不足など社会構造の変化の中、顕在化した課題であるとも言えます。

2023年3月、経済産業省が日本全体でのビジネスケアラーの人数や経済損失についての将来推計を公表しました。推計では、2030年には家族介護者833万人に対してその約4割、約318万人がビジネスケアラーとなり、ビジネスケアラーの離職や労働生産性の低下に伴う経済損失額は約9兆円に上るとされています。

骨太方針2023においても、ビジネスケアラーの増大等を踏まえた介護と仕事の両立支援の推進が掲げられ、経済産業省では、仕事と介護の

両立を支援できる労働環境の整備に向けて、今年度中に企業向けの指針を作成することとしています。地方自治体でも今後取組を求められると考えています。

介護と仕事をめぐる課題について、2016年に政府が介護離職者数ゼロを掲げるなど、介護離職の防止に焦点を当てた取組が進められてきた経緯がございます。介護休業制度の見直しなどが行われ、これらにより、2010年以降上昇傾向にあった介護離職者数は大きく増加することなく推移しており、介護離職者ゼロに向けて大きく前進していると言われております。そのため、介護離職の防止という点での対策は一定の効果を上げているとも考えられますが、ビジネスケアラーの問題は、介護離職者と比べビジネスケアラーの人数の多さ、損失額の大きさにあります。

さきに述べましたが、ビジネスケアラーの数が2030年には、家族介護者833万人に対してその約4割、約318万人となり、経済損失額が約9兆円に上るとされている一方、介護離職者は約11万人、それに伴う経済損失額が約1兆円と試算をされています。同推計におけるビジネスケアラーは、就業構造基本調査における有業者のうち仕事が主な者、かつ介護を行っている人のみを対象としているため、他の働き方、例えばパートとして働く方等は推計にそもそも含まれておらず、潜在的な数や経済損失は推計された以上となる可能性が高いと考えられます。

2020年時点で、40から44歳の層におけるケアラーの人数は33万人であるのに対し、45から49歳の層における人数は65万人となるなど、家族の介護を行うケアラーの人数が45歳以降に倍増すると予想されます。さらに、45から49歳の層におけるケアラーの人数は、10年後の2030年時点で171万人となり、当該年齢階層の17.9%、およそ6人に1人が介護をしている状態となると

推計をされています。

この45歳以降の年齢層は、企業において事業活動の中核を担う人材、つまり管理監督者やミドルマネジメント、熟練した技能を有する人材である場合が多く、企業の事業活動への影響が生じることは想像に難しくありません。ビジネスケアラーの本人のみならず、同僚や部下、関係部門など、組織における生産性の低下、ひいては事業活動全体に悪影響を与える可能性も大きいことも懸念をされます。

このように、ビジネスケアラーをめぐる潜在的なリスクは大きいにもかかわらず、これまで十分な取組が進められてこなかった背景には、さきにも述べた経済損失額に加え、ビジネスケアラーの労働生産性損失が介護離職より低いと試算されていることが挙げられます。

日本総合研究所によると、ビジネスケアラーの労働生産性損失は1人当たり約27.5%であり、労働力そのものがなくなる介護離職に比べると比較的小さいとされています。そのため企業の課題として捉えられない、そして国や地方自治体としての経済活動に関する問題として捉えられてこなかった背景があります。

これらの背景や経済的影響を鑑みると、ビジネスケアラーへの政策や支援について、介護という課題を福祉分野のみの視点から考えるだけでなく、企業のサイドや労働環境という商工労働分野からの視点も必要となり、分野横断的な取組が課題です。

そこで、お伺いをいたします。仕事をしながら家族等の介護に従事するビジネスケアラーに対して、どのような支援をこれまで行ってきたのか、今後の展開も含め、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

経済産業省のビジネスケアラーの実態に関する調査では、ビジネスケアラー及び企業双方から意見を聴取しています。ビジネスケアラーか

らの意見としては、介護及びそれにまつわる制度に対する知識がないということが挙げられています。そして、現在の勤務先に長期的に働き続けるためには企業からどのような支援があるかという設問では、いずれの属性においても、柔軟に休暇を取得できる制度と、テレワーク、フレックスなど柔軟に働ける環境整備が5割前後となっています。

一方、企業のほうへの聞き取りでは、従業員向けの介護セミナーの実施や、社内外の専門窓口を設置している企業は約1割程度にとどまっており、約五、六割の企業が従業員の現時点での介護の状況について把握を行っておらず、今後従業員に対して介護が必要となり得る親族の状況について把握する予定がない企業は約7割に上っています。これらあくまで経産省による実態調査結果ですが、ビジネスケアラーの知識の問題に加え、企業の体制整備も必要となることが分かります。また、本県特有の事情で言いますと、中小企業が多くなっており、また大企業とは異なる取組が必要となります。

そこで、お伺いをいたします。企業のビジネスケアラーに対する労働環境を整備するため、県はどのように取り組んでいくのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

介護と仕事の両立ということは、日本社会でこれまでも存在していた問題である一方で、改めてビジネスケアラーという概念や問題が顕在化をしています。このような背景から、人口減少や高齢化、労働力不足という問題と関連した、ある種新たな問題として取り組むことが必要であると思います。そして、背景にある社会情勢については、地域差もあることから、地域の実情に応じた政策や支援の在り方を検討する必要があります。

さきに経済産業省の実態調査を紹介しましたが、やはり本県で取組を進めるに当たっては、

中小企業が多い高齢化先進県というような本県特有の事情を踏まえ、ビジネスケアラーの当事者が抱える問題やニーズ、そして企業サイドのニーズを知ることが重要だと考えます。

そこで、お伺いいたします。

県は、企業のビジネスケアラーに対する取組状況やニーズをどのように把握していくのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

最後に、教員のメンタルヘルスについてお伺いをいたします。

子供の自立性を養い、社会形成に参加する資質や能力を育成するという点で教育は重要な役割を担います。しかし、教育の場である学校が抱える課題はより複雑化しています。平成28年度の教員勤務実態調査で看過できない教師の勤務実態が明らかとなり、中央教育審議会では議論が行われ、平成31年に答申が取りまとめられ、国では学校における働き方改革を進めています。

その一方で、学校における働き方改革の成果が目に見えてきているとは言い難い状況です。子供の教育に従事する大きな役割を担っている教員自体が、過剰負担により様々な問題を抱え、休職に至る、離職に至るということが繰り返され、常に人材不足であり、今こそ根本的な問題解決に至る成果につながる取組が求められます。

教員の働き方改革の中でも喫緊の課題が、令和5年2月議会でも質問をさせていただきました教員のメンタルヘルスへの対策です。文部科学省の調査によると、毎年度5,000人前後の教職員が精神疾患で休職していることが明らかになっています。20年度は5,203名に上り、在職者に占める割合は0.57%となっております。休職によって授業に影響が出る、他の教員の負担が重くなったりする問題も深刻であるとされています。国でも対策の強化を図っており、残念ながら本県は該当ではありませんが、モデル事業等を進めております。

そこで、お伺いをいたします。本県で令和4年度に精神疾患が理由で休職している職員数とその割合、そして休職者が増加傾向である背景を県としてどのように分析しているのか、教育長にお伺いをいたします。

令和5年2月議会において、今後のメンタルヘルス対策につきましては、本県の現状に即した具体的かつ効果的な取組を、予防と教員のメンタルケア双方から検討する必要があると考えていること、そして現在事務局内で働き方改革プロジェクトチームを立ち上げ、学校における働き方改革の推進について協議を行っているという点を教育長より御答弁いただきました。また、来年度はこのプロジェクトチームにおいて、教職員のメンタルヘルス対策を主要な協議課題と位置づけ、必要な施策を考えていく旨も併せて御答弁をいただいたところであります。

そこで、お伺いをいたします。事務局内で働き方改革プロジェクトチームを立ち上げ、働き方改革の推進について協議を行っているとのことですが、現在まで特に、教員のメンタルヘルスについてどのような協議がされているのか、協議内容とその進捗を教育長にお伺いをいたします。

そして、さきにも述べましたが、2月議会では来年度、つまり令和5年度に教員のメンタルヘルスを主要な協議課題と位置づけ施策を考えるということを御答弁されておりましたが、その協議を踏まえ、どのような施策を推進していくのか、教育長にお伺いいたします。

また、2月議会では、来年度は次期教育振興基本計画の策定作業を行う予定でもあり、メンタルヘルス対策につきましてもその中に位置づけ取り組むという御答弁を教育長よりいただきました。

そこで、お伺いをいたしますが、次期教育振興基本計画において、教員のメンタルヘルス対

策をどのように位置づけていくのか、教育長にお伺いをいたします。

本県は、少子高齢化や人口減少、それに伴う経済活動の停滞など大きな影響を受けることが予想されます。そのような中で、子供を育てるという環境整備は当然のことながら、子供の教育を担う教職員の労働環境の整備を行わずしては、人口問題などの課題解決には至りません。教員のメンタルヘルス、そして教職員の働き方の問題については、さきにも述べたように、成果が目に見える形での取組が必要となります。

そこで、お伺いをいたします。どのように成果として目に見える形で教員のメンタルヘルスを含む教員の働き方改革を進めていくのか、教育長の決意を含めお伺いをし、私からの第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 田所議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地方自治及び地方分権の課題意識、また地方自治体と国との関係性についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えいたします。

地方行政に携わってまいった経験から、国と地方の関係について振り返りますと、平成12年の地方分権一括法の施行によりまして、それまでの上下・主従の関係から対等・協力の関係に転換をされたところがございます。これに伴いまして、例えば機関委任事務の廃止、義務づけ、枠づけの見直しなど地方分権が大きく前進したものであるというふうに認識をいたしております。

また、その後、私自身が島根県の総務部長として地方行政の一端を担う立場にいた際に、いわゆる三位一体の改革が行われました。この改革では、国から地方への税源移譲、3兆円が所得税から住民税に移譲されるといった一定規模の改革が行われたわけですが、地方の

自主性、自立性の発揮のためには、国庫負担金の見直しこそ必要であったわけではありますが、この点が不徹底に終わったのではないかとこのように考えているところであります。そして、近年では国と地方の協議の場が法制化をされるといった形で、地方分権は一定の進展を見せていると言っているかと思えます。

こうした中、御指摘もありましたように、今回のコロナ禍がございました。このコロナ禍の特に初期におきまして、地方が行います感染防止対策あるいは経済影響対策の細部について、国が何かと関与を試み、かえって現場の迅速な対応を妨げてしまうといったような事態が度々生じたということが私にとっては印象的でした。

このようなコロナ対応というケースも含めまして、全国で同一の水準の行政サービスを確保すべき分野、あるいは場面におきましては、国は専門的、技術的な知見に基づき施策の大枠あるいは基本線を地方に示す。そして、あわせて地方に対して必要な財源を保障すると、こういった枠組みが必要ではないかと思えます。その中で、地方に対しては一定幅のある裁量権を認めるという形が望ましいというふうに考えております。

一方、地方におきましては、自らに与えられました財源、裁量権に基づきまして、柔軟に地域の実情に応じた施策を展開する、こういった形で地方の実質的な自由度を高めるということが重要だと考えております。こうした姿の国と地方の役割分担を実現していくということが、私が考えます目指すべき地方分権の方向であるというふうに考えます。

一方で、地方分権といった場合に、これをより徹底をした考え方もございまして、端的に言いますと、国の地方への関与をなくす、行政水準のレベルの要求も国はしない、その代わり国

は地方に対して財源保障もしないという、言わば分離独立型の地方分権論、これも理論的にはあり得るということだと思います。

この場合には、言わば地方は地方自治なのだから、やりたい行政は住民から負担を募って、自ら実施をすべきだというような議論になるわけでございます。しかしながら、この形の地方分権が進められるとなりますと、大都市部の経済基盤、財政基盤が豊かな団体はこれに耐え得ると思いますけれども、まずは大都市部と地方部で大きな行政レベルの格差が生じてくるであろうと。本県のような財政基盤が脆弱な地方におきましては、必要な行政サービスも維持できなくなるということが現実の問題として懸念されるというふうに考えます。

この点、こうした私流の定義といたしますと、分離独立型の分権論ということを進めていくということに関しては、本県のような行政実態にある自治体からすると、特に注意が必要ではないかというふうに考えるところでございます。

このように地方分権につきましては、その具体的な内容、どういった形での分権を進めていくかということにつきまして、より慎重に議論を進める必要があるというふうに考えます。そうした中でも、地方においては今人口減少をはじめとする構造的な課題が山積をしております、対応に一刻の猶予もないという状況だと思います。

こうした状況にありまして、本県といたしましては、ただいま申し上げました2通りの分権論の中で言えば、前段に申し上げました、実質的に地方の自由度を高める分権、財源の保障は国からするけれども、その裁量度を、地方の裁量の幅を増やしていくと。こういった分権を目指すということに注力をしながら、当面の日々の行政活動におきましては、個別の行政課題の解決に向けまして、地方自らが柔軟に施策を展

開できますように、国に対して具体的な提案を行う、そして提案を受けた国は必要な制度改正、あるいは財源確保を担う、そういった関係を確立していくことが望ましいのではないかというふうに考えております。

次に、本県の予算編成におきますポリシーはどうかというお尋ねがございました。

県政運営の基本姿勢であります共感と前進という考え方の下、予算編成に当たりますとも、私は現場の声を生かすということを重視いたしております。県民の皆さんとの対話を通じて、県政に対する共感をいただきながら、課題の解決に向けて着実に前進する、そのためには、現場の声を生かしていくということが重要であるとと考えております。

また、県政を取り巻く状況は刻々と変化をしております。こうした中で、新しい政策課題に的確に対応していくためには、絶えず県の施策を進化させていく必要がございます。このため、スクラップ・アンド・ビルドの徹底によりまして既存の施策については厳しく見直す一方で、そこから得られた財源を活用して、デジタル化、グリーン化といった時代の潮流を的確に捉え将来を見据えた新しい取組に果敢に挑戦をしていく、そういったことが可能になるような予算編成をしていくということが必要だというふうに考えております。

その上で御指摘もございましたように、本県は全国的に見ましてもいわゆる自主財源に乏しいということ、その結果として、財政運営におきます自由度が高くないということは事実であります。そうした状況を考えますと、できる限り国の有利な財源を確保して事業を展開することのほか、限られた財源の中で最大の効果が得られるような予算とする、そういった事業の組立てを講じていくということも重要であるというふうに考えております。

こうした考え方の下、県勢浮揚と県財政の持続性を両立するということが予算編成に当たって重要だと考えております。県勢浮揚を図るために大きな財政支出をしていくというのは一つの考え方ではありますが、そちらにバランスが傾きますと、県財政の持続可能性という点では問題が生じ得るということでもありますので、このバランスをいかに両立を図っていくかということが大きな命題だと思っております。この点は予算編成方針にも掲げて、県庁内への浸透を図っているところであります。

次に、この県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図る具体的な対応策についてお尋ねがございました。

この県勢浮揚に向けましては、ただいま申しました新たな時代の成長の原動力となりますデジタル化、グリーン化、さらにはグローバル化といった観点から、施策の一層の強化を図ってまいらなければならない。また、物価高騰に着実に対応いたしますとともに、県政の最重要課題であります人口減少対策に不退転の決意で取り組まなければならない、そういった状況に今本県はありと認めております。

来年度の当初予算編成におきましては、こうした施策に重点的に予算、財源を配分していくために、1つにはいわゆるPDCAサイクルをさらに徹底をしていくということ。そして具体的な予算編成の手法としましては、前年度予算から削減をした額の3倍までの予算を要求できる人口減少対策等重点施策推進枠を予算編成の過程で設定をして、各部局から要求を認めると、こういった取組を通じまして事業のスクラップ・アンド・ビルド、時代に合わせた全体としての事業の組替えをより一層進めていくという考え方で対応いたします。

さらに、いわゆる電子申請や電子決裁、RPAの導入などといった行政におけるデジタル技

術の活用は、行政コストの削減、行政の効率化にも大変有用な手段であるというふうに考えております。今年度改定を予定しておりますデジタル化推進計画に基づきまして、より具体的な成果にこだわるといってこの取組も加速をしたいと考えております。

あわせて、議員から御指摘がありましたEBPM——エビデンス・ベースト・ポリシー・メーカーの観点から——の観点は、事業の有効性、効率性の向上に当たって重要であると考えております。したがって、この考え方に沿い、具体的には今後も政策的な事業予算につきましては、この成果指標の設定を求め、そしてその上でこの成果指標、目標の達成状況をデータで確認をしながら、最小のコストで最大の効果を上げるということを目指して翌年度以降の予算の見直しを恒常的に行ってまいらなければならない。そうしたプロセスを続けてまいりたいというふうに考えております。県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立に向けまして、これからの予算編成に全力を傾けてまいります。

最後に、担い手不足の問題に対してどのように取り組むのか、お尋ねがございました。

御指摘もございましたように、本県では今後も当分の間、生産年齢人口の減少が見込まれておりまして、このことが各分野におきましても担い手の不足につながっているというふうに考えております。こうした中にありましても、県民の皆さんの暮らしを守り、県経済を発展させていくということが、このたびの選挙で再び県民の皆様から負託をいただいた、私の大きな使命であるというふうに考えます。

こうした担い手不足につきましては、御指摘もありましたけれども、まずはデジタル技術の活用によりまして省力化を進める、そして労働生産性を向上させていくということが重要だと考えます。このため、デジタル化を県勢浮揚の

ための大きな柱として位置づけまして、あらゆる分野で施策を強力に推進しております。

また、女性や高齢者、さらには障害をお持ちの方など様々な方々に、より一層担い手として活躍をいただくということも大変大事な視点ではないかと考えます。特に、これまで男性中心の職場とされてきた第1次産業、建設業などの分野におきまして、女性の働きやすい環境を整備する、このことにより女性の進出を後押ししてまいります。こうしたほかにも、例えばシルバー人材センターなどを通じました高齢者の就労の促進、さらにはいわゆる農福連携の取組、こういった取組も大事な意味を持つというふうと考えております。

そうした努力をした上で、さらに県外から移住者を呼び込むということ、そして外国人材の受入れをさらに進めていくということで担い手を確保したいと考えておりまして、移住の促進策、あるいは外国人材の送り手となります諸外国との関係の構築、こういったものに今努力をしているところであります。

加えまして、議員のお話にありました相互に支え合いながら労働力を確保する取組につきましては、高知型地域共生社会の地域主体のいわゆるよこ糸として類似の取組を進めております。具体的には、現状では報酬が発生するというものではありませんけれども、例えば郵便局、運送業などの方々によります地域の見守り活動でございますとか、住民参加型の子育て支援などの取組を推進いたしております。こうした地域の多様な主体の参画によります、よこ糸の取組は、特に福祉の分野におきまして不足しがちな人材を実質的に補う効果があるほか、つながりを実感できる、そういった積極的な意味の地域づくりにもつながっていくというふう考えております。

このように一連の担い手確保対策と、高知型

地域共生社会の取組を同時に進めてまいること、持続的な経済成長と併せて、安心して暮らし続けられる高知県を目指してまいります。

私からは以上であります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) まず、どのように予算が決定されているのか、お尋ねがございました。

当初予算編成におきましては、例年10月中旬に公表する予算編成方針により、各部局の予算見積限度額などのほか、特に重視する政策分野といった来年度の大きな方向性を示しております。

次に、この予算編成方針の下で本部会議での議論なども踏まえ、部局において事業の優先順位を検討し、必要と考える予算の見積りを行います。その際、特に重視する政策分野への予算配分につなげる仕組みとして、例えば人口減少対策などの重点施策の見積りに活用できる特別枠を設けることもあるところでございます。

その上で、部局において優先順位づけされた見積りに基づき、予算編成方針の考え方や財源不足の状況などを踏まえ、各事業の予算化や事業規模を判断しております。具体的には一例となりますけれども、課題やニーズに基づく事業の必要性、政策目的に対する手段の合理性、単価、数量の妥当性や費用対効果などについて、できる限り定量的な分析を行い、各部局と議論をしております。このようにして編成された予算案を議会に提出させていただいております。

次に、デジタル化予算の成果の見える化に関して、これまでの取組と今後の展開についてお尋ねがございました。

デジタル技術の活用は課題解決の手段であり、直接的な成果が見えにくいことから、視覚的、直感的に分かりやすい情報発信に努めているところでございます。令和2年度に策定したデジタル化推進計画では、「より便利で、より豊かな

社会へ、デジタルシフト！」をキャッチフレーズとして掲げております。その上で、生活、産業、行政の3つの切り口で、何がどのように変わるのかといった将来のイメージを県民の皆さんにお示ししております。

また、デジタル化関連施策につきましては、予算編成過程で費用対効果を精査するだけでなく、デジタル化推進本部会議などで進捗管理を行いその成果を確認しております。その上で、5段階で評価してホームページなどで公表するなど、成果の見える化を図っております。

このほか、県民の皆さんにデジタル化の恩恵を分かりやすく伝えるために、テレビや県の広報紙を活用してまいりました。来月には県のテレビ特別番組において、中山間地域でのデジタルの活用事例として、高齢者がオンライン診療を、高校生が遠隔授業を利用する様子や感想などを放送する予定でございます。この中では、県内在住の地域おこし協力隊を過去に演じていた特撮番組のキャラクターとして起用することで、幅広い世代に関心を持ってもらいたいと考えております。今後ともSNS、テレビ、広報紙等の多様な広報手段を活用し、効果的な情報発信に取り組んでまいります。

次に、これまでのEBPMの活用状況と今後の活用についてお尋ねがございました。

本県ではこれまで産業振興計画をはじめ、それぞれの計画において各分野の数値目標を明確に掲げ、目標の達成を目指して施策の立案と執行に努めてきました。施策の立案段階におきましては、地域の課題やニーズをアンケート調査などを通じて数値化し、客観的なデータを基にどのような施策が有効か、またその効果は目標に対して十分か、しっかりと分析をしながら事業化につなげております。あわせまして、施策の進捗状況を図るための適切なKPIを設定することを基本としております。

執行段階におきましては、設定したKPIの達成状況を随時確認しながら、年度途中においても必要な改善策を検討するなど、施策の有効性をしっかりと検証しております。加えて、執行中に生じた新たな課題につきましては、立案時と同様にデータに基づく検討を行い、施策のバージョンアップを図っておるところでございます。このように、議員御指摘のエビデンスに基づく政策立案の考え方は、既に庁内に一定浸透しているものと考えております。

今後は、職員研修の機会などを通じて、こうした考え方を庁内においてさらに徹底をしていきます。加えて、予算の査定時においては、この考え方をより意識して、各施策の必要性や有効性をしっかりと精査し、事業のスクラップ・アンド・ビルドを一層推進したいと考えております。こうした取組を通じまして、最小のコストで最大限の効果を上げるべく、県の施策をさらにブラッシュアップしてまいります。

最後に、データ分析ができる県職員の育成についてお尋ねがございました。

県では、平成29年度から情報の整理や分析に役立つ統計学に関する職員向けの研修を実施してまいりました。研修では、統計用語や基礎的なデータ分析手法を学び、データ分析から政策立案までの演習による体験で、現場で生かせる基礎的な能力を習得することを目的として行っております。

加えて、令和元年度からは、データ分析力をさらに向上させ、データを政策立案に生かす力を伸ばすため、新たな研修を実施しております。研修では、実際の統計データを使用した演習を通じて、データを論理的に分析し、事業や政策に活用するための手法の取得を目指しております。さらに、総務省が提供する統計分析などに関するオンライン研修の受講を職員に呼びかけるなど、職員自身のレベルに応じた能力向上が

図れるよう支援もしております。

研修の受講生からは、データを見ることで全国の状況、高知県の現状が可視化できることを痛感した、統計を政策に生かせる仕組みを理解できたといった声が聞かれているところでございます。今後も職員に様々な学習機会を提供することにより、データを活用した事業の分析や政策の立案ができる人材の育成に引き続き取り組んでまいります。

(林業振興・環境部長武藤信之君登壇)

○林業振興・環境部長(武藤信之君) グリーン化予算に対する政策成果の見える化の取組と今後の展開についてお尋ねがございました。

グリーン化に関しましては、地球温暖化が進む中、県民、事業者、行政などが一体となって、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいくことが重要です。その具体的な取組の道筋を示す行動計画として、令和3年度末に脱炭素社会推進アクションプランを策定し、省エネルギーや再生可能エネルギーの推進、グリーン化関連産業の育成など、各般の施策に取り組むこととしております。その上で、成果の見える化については、例えば太陽光発電設備の導入量など関連する170の指標をKPIに設定するとともに、その進捗を脱炭素社会推進本部などで確認し、公表しております。

本年度は、アクションプランの改定に向けて、KPIの達成状況や二酸化炭素の削減見込みなどを取りまとめ、産業、家庭といった部門ごとに分析し、5段階で評価を行いました。その際、図表等を用いて現在の進捗度合いを視覚的に表現し、ホームページで公表するなど、県民の皆様に分かりやすい形で成果が見えるよう努めているところでございます。

こうした取組に加えまして、今後はアクションプランの施策を通じて、二酸化炭素排出量の削減が進んだ事例等について、新たに構築する

脱炭素ポータルサイトをはじめ様々な媒体を通じて発信したいと考えております。

今後ともアクションプランのKPIの達成状況の把握を行い、グリーン化の取組の進捗や成果の見える化に取り組めますとともに、脱炭素の必要性などをしっかりと発信してまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) まず、公共交通マイナンバーカード活用実証事業のデータ収集の方法と、その活用方法についてお尋ねがございました。

現在、中土佐町で実施しているこの実証事業は、マイナンバーカードの活用によりバス利用者の利便性向上を図ることを目的として実施しております。具体的には、中土佐町が実施する65歳以上の方を対象としたバス運賃無料事業において無料対象である65歳以上であるかどうかや、実際にどの区間を乗車したかを乗降時にマイナンバーカードを車載器にタッチするだけで確認できるようにするものです。

データ収集の方法としては、乗降時に車載器でカードを読み取ることで、利用者の乗降時刻の情報を収集、あわせてGPSを活用してバスの現在地情報を随時取得、これを無線通信によりクラウドサーバーに送り、データを記録しているものでございます。収集したデータによりまして、どのバス停で何名の方が何時にバスに乗ったか、あるいは降りたかという乗降データや、バスが定刻どおりに運行できているのかといった情報を正確に把握することができるため、運行のルートや時刻、バス停の位置の見直しなど、より使い勝手のよい路線の構築に活用できるものと考えております。

次に、公共交通や運輸業の担い手確保の取組の成果と今後の取組についてお尋ねがございました。

お話にありましたように、運転手不足は本県

のみならず、都市部を含めた全国的な課題となっております。県では、路線バス運転手の高齢化を見据え、令和元年度からバス事業者が取り組む県内外の採用活動を支援してまいりました。今年度は、県外就職マッチングイベントへの参加回数を増やすなど、取組の強化も図っております。これらの取組を通じて、これまでに移住者9名を含む累計19名の方が県内のバス事業者に就職いたしました。

来年度は、さらなる公共交通の担い手確保に向け、女性やセカンドキャリアの世代もターゲットにした採用活動の支援の強化に取り組むとともに、その対象を地域住民や観光客の移動手段であるタクシーや、運輸業の担い手であるトラック運転手にも広げたいと考えております。

また、トラック運転手につきましては、物流の2024年問題も踏まえ、業界団体と連携して実施している免許取得に対する支援の拡充や、処遇改善につながる適正な運賃収受に向けた荷主への意識啓発にも取り組んでまいりたいと考えております。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) 労働力不足が県経済に与える影響についてお尋ねがございました。

現在の人口動態を鑑みますと、議員御指摘のとおり、今後本県では人口減少と高齢化に伴い、何も手を打たなければ生産年齢人口が著しく減少していくことが見込まれております。

こうした状況を踏まえ、県経済への影響を、まずはマクロの視点から申し上げます。これまで本県経済は労働供給が減少する中であっても、官民挙げて産業振興計画を推進し、労働生産性を引き上げることなどによりまして着実に成長を続けてまいりました。そのことは、県内GDPや1人当たりの県民所得の推移を見ても顕著であります。しかしながら、近年労働生産性の

伸びは徐々に鈍化してきておりますことから、今後もこのトレンドが続けば、労働投入量の減少分をカバーできず、マイナス成長に陥ることが危惧されます。

次に、ミクロの視点から申し上げます。労働力不足が個々の企業に与える影響といたしましては、まず売上機会の損失が考えられますし、次に残業代、外注費等のコスト増による利益の減少、さらには納期の長期化や遅延といったことが挙げられます。例えば、アフターコロナで需要が回復しております旅館やホテル、飲食店においては、既に人手不足に陥っておりまして、全室稼働させることができない、あるいは休業日の設定を余儀なくされるなど、売上機会の損失となって影響が現れております。将来的には、こうしたチャンスロスによる影響が他の産業分野にも広がっていくことが懸念をされております。

今後当分の間、生産年齢人口の増加が見込まれない中、デジタル技術を活用した省力化や、女性や高齢者が働きやすい職場環境づくりの支援といった対策に喫緊に取り組む必要があると考えております。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) 建設業の担い手不足解消に向けた取組のこれまでの成果と今後についてお尋ねがございました。

県では、平成26年に建設業活性化プランを策定し、高校生を対象としたインターンシップや、現場見学会による担い手の確保に取り組んでまいりました。しかしながら、従事者の高齢化が進行するとともに、若者の入職者が少ない状況が続いており、建設業が地域の守り手としての社会的役割を果たしていくためには、担い手確保のさらなる強化が必要となりました。

このため、令和4年2月に建設業活性化プランをバージョン3に改定し、人材確保策の強化

と建設現場のデジタル化による生産性向上の推進を大きな柱に据え、様々な施策の推進に取り組んでおります。

人材確保策については、週休2日制モデル工事の拡大等により働きやすい労働環境の整備を促進するとともに、出前授業の拡大やSNSを活用した情報発信等により建設業の重要性や魅力を伝える取組を強化しております。これらは多少息の長い取組とはなりますが、高校生の県内建設業への就職者数につきましては、当初の目標値を110人としていたところ、令和4年3月の卒業生で115人となり、一定の成果も出てきているところでございます。

さらに、来年度からは女性が活躍するビジネスモデルの経営者向けセミナーの開催や、工事施工に係る書類作成等を担う建設ディレクターの導入を後押しすることにより、女性の就業者を増やしていきたいと考えております。

こうした若者や女性、外国人を含めた人材確保策の強化に加え、ICTの活用による生産性の向上に取り組むことで、担い手不足の解消に努めてまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、介護人材の確保に向けた取組のこれまでの成果と今後についてお尋ねがございました。

県では、これまで高知県福祉人材センターを中心としたマッチング機会の充実や、移住施策と連携した県外求職者の開拓、介護現場の補助的業務を担う介護助手や外国人材の参入促進など、新たな人材の確保に取り組んでまいりました。その結果、令和2年度から4年度までの3年間で福祉人材センターのマッチング数は延べ723人となっており、介護助手など新たな人材の確保による増は77人、外国人材の参入では106人の増となっております。

介護人材の確保は喫緊の課題であり、さらな

る人材の確保に向けて官民協働のプラットフォームを構築し、生産性の向上や人材育成などを一体的に進め、若い世代に選ばれる魅力ある職場づくりを推進してまいります。

具体的な取組としましては、業務効率化やサービスの質の向上につながる介護現場の生産性向上では、ICT、介護ロボットの導入経費への助成に加え、ワンストップ型の総合相談窓口を新たに設置し、事業所へのきめ細かな伴走型支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、職員が段階的にスキルアップしながら活躍できる職場づくりを推進するため、人材育成の体制やキャリアパスの構築に向けた、高知県全体の福祉研修体系の強化を図ってまいります。加えて、将来を担う若い世代の人材確保に向けて、福祉関係者と学校が連携した福祉教育の推進や、学生等を対象とした職場体験の充実を図ってまいります。

こうした取組と併せて、外国人材の参入や柔軟な働き方の普及を促進するなど、介護人材の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、ビジネスケアラーに対するこれまでの支援と今後の展開についてお尋ねがございました。

ビジネスケアラーをはじめとした家族介護者への支援につきましては、各市町村の地域包括支援センターが中心となって、介護保険サービスや家族介護、仕事との両立などの課題への相談支援に取り組んでおります。

県では、これまでセンター職員の家族介護者への対応力向上研修や、県民向けの介護離職防止に向けた研修などを実施してまいりました。また、仕事と介護の両立を支援するため、介護保険サービスの充実や、在宅の高齢者を見守ることができるICT機器の導入などに対しまして支援を行っているところです。

現在、国では仕事と介護の両立に向けたガイ

ドラインを策定するなど、取組を強化しており、こうした国の動向を踏まえ、県としましても家族介護者への支援の取組を一層強化してまいります。具体的には、国が策定した家族介護支援に係る研修プログラムなどを活用しながら、センター職員の相談スキルの向上に向けて研修を充実させてまいります。また、家族介護者の心身の負担軽減や社会的な孤立を防ぐため、家族介護者同士の交流機会の拡大に向けた市町村の取組を支援してまいります。

さらに、県内の企業において、従業員に対する仕事と介護の両立支援の取組が促進されるよう、関係部局と連携しながら、介護保険サービスに関する情報提供や相談窓口の周知などに取り組んでまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) 保健医療専門職の人材確保策におけるこれまでの成果と今後の取組についてお尋ねがございました。

本県の医師や看護師、薬剤師の従事者数は、人口10万人当たりでは全国平均を上回るものの、高知市、南国市で勤務する方が多くを占めるなどの地域偏在があります。県ではこうした地域偏在を解消すべく、医師や看護師に対する奨学金制度を設け、卒業後に県内の指定医療機関などで一定期間勤務していただくといった取組や、キャリア形成支援による定着対策などを実施してまいりました。

その結果、地域偏在の解消には至っておりませんが、県全体としては40歳未満の若手医師は増加傾向にあり、看護職員数も増加しております。また、薬剤師に対しては、本県出身者が多い関西地区の薬科大学と協定を締結し学生のU・Iターンに取り組んだほか、現在働いておられない薬剤師の再就職支援を実施してまいりました。薬剤師は、近年1,700人程度で維持をされております。しかしながら、18歳人口の減少

などに伴い、医学部や看護学校などを希望する学生は近年減少傾向にあり、今後人材確保の困難さが危惧されます。

一方、先んじて高齢化が進行した本県では、都市部と異なり、今後郡部を中心に外来や入院などの医療需要が減少してくることが予想されます。このため、今後の人材確保に向けては、こうした地域医療の将来予測を踏まえて、県医療審議会などの場において医師会などの関係機関と情報共有を進め、必要となる医療従事者の確保に向けて検討を進めてまいらなければならない必要があります。

県としましても、奨学金貸付制度などの継続や、病院に就職する薬剤師への奨学金返還支援制度の創設などに取り組むとともに、地域医療の将来像について、令和7年度までになっている高知県地域医療構想の見直しに向け、県医療審議会などで議論を深めてまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、中小企業におけるデジタル化の推進についてお尋ねがございました。

県内のあらゆる業種において人手不足が生じており、また今後人口減少に伴いさらに深刻化することを考えますと、より多くの企業にデジタル技術を活用し、省力化や生産性の向上に取り組んでいただくことが重要であると認識しております。

デジタル化の取組を進めていく上での主な課題としては、本年度県が実施した中小企業・小規模企業版県政世論調査によりますと、導入コストの負担を挙げる企業が一番多く、次に人材の不足を挙げる企業が多いという結果となっております。

これらの課題に対し、県ではこれまでも導入コストの負担の軽減を図るための県独自の補助金を創設し、導入の後押しを行ってきている

ところ。また、産業振興センターに専門人材を配置し、企業の伴走支援を行うほか、高知デジタルカレッジにおいて人材の育成などにも取り組んでいるところです。これらの取組により県内企業のデジタル化は一定進んできましたが、まだまだ十分ではないと考えております。

このため、今議会において昨年度に引き続き、企業のデジタル化を後押しするための本県独自の補助制度の補正予算をお願いしているところです。また、来年度に向けましては、産業振興センターの支援体制の拡充や、様々な業界団体と連携したセミナーを開催するなどの強化策を検討しているところです。

今後、企業の伴走支援を行っている産業振興センターや商工団体に加え、金融機関など中小企業にとって身近な支援機関とも一層連携を深めながら、より多くの企業においてデジタル技術の活用が進むよう取り組んでまいります。

次に、企業のビジネスケアラーに対する労働環境の整備にどう取り組むのか、またニーズなどをどのように把握するのか、お尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えいたします。

お話のありましたように、今後ビジネスケアラーが増加することで労働生産性の低下を招き、経済に与える影響が大きくなることが懸念されているところです。このため本年11月、国において企業経営と介護両立支援に関する検討会が設置され、企業における両立支援の取組を促すガイドラインの年度内策定や、企業に対する支援策の在り方について議論がなされているところでもあります。

国の試算によりますと、全国のビジネスケアラーは令和2年の約262万人から、ピークとなる令和12年には約21.4%増となる約318万人になると推計されております。本県においても、令和12年には現状から約10.9%増加すると推計され

ており、県としても今後しっかりと対応していかねばならない課題であると認識しております。そのためには、まずは県内の実態や企業ニーズをしっかりと把握していく必要があると考えます。このため、企業訪問などの際に直接お話をお聞きするほか、2年に1回実施しております高知県労働環境実態調査において、広くニーズの把握に努めてまいります。

今後、国の議論の動向を注視するとともに、県内企業のニーズの把握に努め、また福祉部門との情報共有や連携を図りながら、県内のビジネスケアラーに対する労働環境の整備が促進されますよう、県としての支援策について検討を行ってまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、精神疾患で休職している本県の教職員数と割合について、また休職者が増加傾向にある背景についてお尋ねがございました。

本県の公立学校におきまして、令和4年度に精神性疾患により休職した教職員数は60名で、全教職員に占める割合は0.84%となっております。この精神性疾患により休職した教職員数の推移を見ますと、令和元年度は48名で全教職員に占める割合は0.65%、2年度は35名で0.48%、3年度は45名で0.62%となっております。年度によって変動はあるものの、近年は増加傾向にあると捉えております。

教職員の精神性疾患の背景、要因については個人個人によって様々とは思いますが、文部科学省の調査におきましては、多様化、複雑化する教育課題への対応や、保護者や同僚との人間関係、さらに最近ではコロナ禍における児童生徒や教職員間のコミュニケーションの取りづらさなどが要因として示されております。

また、本県では今年度、教育委員会事務局内に設置している働き方改革推進プロジェクト

チームの取組の一環として、令和4年度の病休・休職者について、その要因調査を実施いたしました。その結果、教科指導や学級経営、また児童生徒への対応、さらに管理職や同僚等との関係といった項目の割合が上位となっており、このことはさきの文部科学省の調査とも符合するものと受け止めております。

次に、働き方改革推進プロジェクトチームにおける協議内容と進捗、またそれを踏まえた施策の推進についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをさせていただきます。

本年度、働き方改革推進プロジェクトチームでは、若年教員のメンタルヘルス対策に焦点を当て、これまでに6回の協議を重ねております。その中で、先ほど申し上げました病休・休職者の要因分析なども踏まえ、学級運営の負担軽減、教科指導の負担軽減、そして対人関係における悩みの解消などの観点で、対応策について議論を深めてきたところであります。

その上で、来年度に向けましては、新たに小学校の新規採用教員に授業づくりや学級経営、また児童等への対応についての支援や助言を行うサポート教員を配置することや、心理の専門職が学校訪問による相談対応を行うなどの相談体制の強化に取り組んでいくことを考えております。あわせて、教員の負担軽減のための教員業務支援員の配置の拡充なども引き続き行っていきたいと考えており、必要となる予算について来年度予算の要求に反映させているところであります。

次に、次期教育振興基本計画における教員のメンタルヘルス対策の位置づけについてお尋ねがございました。

教員のメンタルヘルス対策は、本県の教育振興、充実を図っていく上で基礎となる取組だと捉えております。このため、次期教育振興基本

計画において、政策構築の観点の一つと考えております学びの充実のための基礎・基盤の整備における中心的な施策として、メンタルヘルス対策を位置づけ、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

最後に、メンタルヘルスを含む教員の働き方改革の成果を目に見える形で進めていくことについてお尋ねがございました。

県教育委員会では、これまで教育振興基本計画の横断的な取組の一つとして働き方改革を位置づけ、統合型校務支援システムの活用促進や、教員業務支援員の配置の充実などにより、教職員の業務負担の軽減に取り組んでまいりました。その結果、教員の時間外在校等時間が減少するなど、一定の改善傾向も見られるところであります。

しかしながら、教員の多忙化解消はまだ十分ではなく、また若年者を中心にメンタル面に不調を来す教員も増加傾向にあります。こうした状況により、全国的にも課題となっております、教職を目指す若者の減少がますます加速化していくことを大変危惧しております。

このため、次期計画におきましても、学びの充実の基盤となる重要な政策として働き方改革を位置づけ、先ほど申し上げました新たなメンタルヘルス対策も含めて、全力で取り組んでまいります。また、取組を進めるに当たっては、目に見える形で効果、成果をはかることのできる適切な指標を設け、PDCAサイクルをしっかりと回しながら実効性のある取組にしてまいります。

○29番（田所裕介君） 各質問におきまして御答弁本当にありがとうございました。本定例会は第2期濱田県政初めての議会ということでございまして、今回予算編成、政策立案、また担い手確保、ビジネスケアラー、メンタルヘルスと、県政運営における私が思う主要課題についても

お伺いをさせていただいたところであります。

予算編成や政策立案について聞かせていただきましたけれども、興味がある方が多い一方で、非常に目に見えづらいというところは思うところでありまして、非常に分かりにくい分野であるなど思ったところでもありますけれども、これ御丁寧に御答弁をいただきまして、本当に感謝を申し上げます。

この中でも私は何回も申し上げましたが、EBPMについて御答弁いただきまして、質問の中にもありましたけれども、財政状態が厳しい自治体においてスクラップ・アンド・ビルドを行う、また効率的な予算の使い方を行う上でも、やっぱりこのEBPM、お話の中でEBPMでも意義があるんじゃないか。その中でもそういう考え方は、概念としてはないけれども、考え方としては序内の中で共有ができていてというような、そういう頼もしい御答弁もあったところでもあります。

やっぱり今のやり方、予算編成のやり方、そしてしっかりこの予算が適正に使われている、何を根拠を持って、そしてどれだけの成果がどれぐらいの割合で出ているのかというところをしっかりと検証しながら、特に財政状況が厳しいこういう自治体はやっていかなければならないと思います。本文の中にもありましたけれど、PDCAであったりKPI、そして全部をEBPMに変えろということではなくて、部分的に施策に応じて導入をしっかりと行っていただきたいと思えますし、今のものを継続しながら、さらに磨き上げていただきたいと思うところでもあります。

そこで、2問目に行かせていただきますけれども、EBPM導入の検討の余地、お考えについて知事よりお伺いをしたいと思います。

そして、それに加えて、政策立案や予算、そして担い手不足の質問にも関連するところであ

りますけれども、県として政策を立案する予算を配分していく上で、やはり数値として目に見えるシミュレーションや数値設定はお願いしたいと思えます。例えば、労働力不足についてはどの程度労働力が不足して経済損失があるかということなど、データとデータ分析の特に人材も必要になるかと思えますけれども、技術があれば一定シミュレーションできると思えますので、それを行った上で推定や目的数値を明らかにして、政策立案し予算配分する、これは何よりも必要だと思えます。

やっぱりプロセスを踏まないと、ただ予算をつぎ込んでいただけと見られがちで、そのような状態になる可能性もありますし、そこは多少なりとも様々データ、今までも集積した経緯もあるかと思えますので、今後これもEBPMと関連いたしますが、その活用をどうかお願いしたいと私からの要請でございます。

また、ビジネスケアラールでございますけれども、さきにも述べましたが、この語句を聞くと、まるで新しい概念かのようなのですが、本当に顕在化してきただけでありまして、今までもあった社会課題であるかなど、このようなことを思うわけでございます。やっぱりこれをただの福祉分野のところという関わりでなくて、これまだ国の方向性も出ていないので、なかなかあれですけども、やっぱり企業の意識の醸成、機運醸成といいますか、改革も必要に非常になってくると思えますし、これから労働力はしっかり確保していくとなれば、何より必要になってくると思えます。

その中でも先ほどありましたが、労働実態調査の中で全体像をつかんでいくと、福祉のほうは今の窓口にしっかりつかんでいくというところで、当然連携はされていかれることかと思えますけれども、よりしっかり実態を、もう既に多分支援をするチャンネルはあるかと思

ますので、そういうところで言うと、やっぱりしっかり実態をよりつかめるような調査をできるようなことも検討していただきたい。それをすることによって、ビジネスケアラーという概念がちょっと周知をされていって、新たにそういう意識が変わってくるというようなことが今までもありました。ヤングケアラーもそうでした。カスタマーハラスメントにしてもそうでした。

何かを取り組むことによって、それを周知していくことによってそういう意識が変わってくる、また上がってくるということもあろうかと思いますので、これから国の方向性も見えたら、そういうことも検討していただきたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

それと、最後に教員のメンタルヘルスにつきましてお答えをいただきました。肌感覚でも非常に増えてきているような、本当に学校は戦々恐々としながら運営をしている、本当全力でやっているんだなと感じるところもあると思えます。

御答弁の中で、非常に具体的にお答えをいただいたところありがとうございました。まさにプロジェクトチームにおける協議内容によって、それとやっぱりこれからそういうサポート教員を入れていくことであったり、支援員を入れていくことであったりという様々な施策があったんですけども、これはやっぱりなかなか現場のほうは、この対策が目に見えていないんじゃないかなというのは感じます。

今回、次期教育振興基本計画にも中心施策と位置づけて全力で取り組むと、非常に前向きな御答弁をいただいたと思っておりますが、さらにやはり具体的に今後どういうところにどのような手だてが必要なのか。先ほどお答えいただいたところをもう少し深掘りでも構いません。お考えでも構いませんので、教育長、教えていただければと思います。

以上で2問といたします。

○知事（濱田省司君） 田所議員の第2問にお答えいたします。

いわゆるEBPM、エビデンス、証拠に基づく行政管理ということに関してでございます。

今総務部長からも答弁、私からも答弁申し上げましたように、県の行政の中で、既にいわゆるEBPM的な行政手法というのは相当程度事業の執行段階、予算段階通じまして導入しているというふうに自負いたしております。私自身も常日頃の例えば産業振興計画、日本一の健康長寿県構想あるいは南海トラフ地震の行動計画、そういったものに関しまして、その他グリーン化等もそうでございますけれども、成果の指標を事業の活動指標とは別に、最終的に社会がどう変わっていくかということに関する成果指標を設定してもらい、その達成状況をPDCAサイクルの中で絶えず確認をするといった形で、このEBPMの手法は導入させていただいていると思えます。

個別のテーマについて申しますと、例えば私は1期目に特に関心を持ってやってまいりました糖尿病の重症化予防、透析予防のような事業につきましては、これもお話しございましたけれども、こういった防止プログラムを設定するに際しまして、対象となるような、介入をしないグループとの関係でのデータ比較により、おおむね今のプログラムを実施すれば透析導入を5年程度遅らせる効果が見えてきたと、そういう可能性が専門家の間でも分析として出てきたということでございます。

こうした様々な分野について行っておりますEBPM的な手法につきまして、より県民の皆様に分かりやすく紹介をしていくということ、そういったことに努めてまいりたいというふうに思っております。

例えば、産振計画などにおきましても、この

P D C Aをする際に、目標の達成状況を一覧から、例えばSからDというような形で5段階で提示をして、その達成状況について分かりやすく一覧性を持ってお示しをするといったような努力もしてまいりました。今後さらに各分野におきまして、こうしたE B P Mの手法を取り入れ、また県民の皆様に分かりやすく P Rをしていくということについて意を用いたいと思っております。

○**教育長（長岡幹泰君）** 次期教育振興基本計画、これを策定するに当たっても、少しお話ししましたけれども、現場の教員の声とか、そういったものも聞かせていただきました。あるいは学校長からの声。そういった中でやはり今若者、若年の教員のメンタル面が心配である、あるいは経験が少なく不安なところが見られるといったようなお話もいただいているところです。

そういったことで、これまでの各学校の中で若者を支える仕組み、例えばメンター制度であったり教科部会であったり、縦持ち制度であったり、そういったものをつくってまいりました。そして、ただそれだけではなくて、これからは例えば市町村教育委員会の協力も得まして、各市町村ごとで若手が集って話ができる機会を設けていただく、そういったところに県からも行って不安や悩みを聞くことも行いたい。そして、さらに先ほど言いましたように、県としてはサポート教員を配置するとか、あるいは心理の専門家に学校訪問、行ってもらって直接話を聞くとか、そういったことを学校、そして市町村教育委員会、県として精いっぱいのことをやっていきたいというふうに考えております。

○**29番（田所裕介君）** ありがとうございます。本当に現場へ足も運んでいただけるところ、やっぱり現場の方とよくお話しいただいて、本当に効果の、成果のあるというか、本当に要因は様々あるというお話で、そのとおりでござ

いまして、非常に対応が難しいです。相談窓口を構えるだけとか、L I N Eのやつもやっているとありますが、それだけじゃなかなか解決に行かなかつたりするので、ぜひそういう取組を強化していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

本当に御答弁いただきましてありがとうございます。今日お聞かせいただいた取組が、より一層進むことを御期待申し上げまして、私の一切の質問を終わります。どうもありがとうございます。ありがとうございました。（拍手）

○**議長（弘田兼一君）** 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明16日から18日までの3日間は議案精査等のため本会議を休会し、12月19日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○**議長（弘田兼一君）** 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月19日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時46分散会

令和5年12月19日（火曜日） 開議第3日

出席議員

1番 竹内健造君
 2番 戸田宗崇君
 3番 上治堂司君
 4番 桑鶴太朗君
 5番 土森正一君
 6番 榎尾絢子君
 7番 久保博道君
 8番 上田貢太郎君
 9番 今城誠司君
 10番 金岡佳時君
 11番 下村勝幸君
 12番 田中徹君
 13番 土居央君
 14番 横山文人君
 15番 西内隆純君
 16番 加藤漠君
 17番 弘田兼一君
 18番 明神健夫君
 19番 三石文隆君
 20番 畠中拓馬君
 21番 依光美代子君
 22番 大石宗君
 23番 武石利彦君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 岡田竜平君
 29番 田所裕介君
 30番 橋本敏男君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君
 34番 岡田芳秀君
 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 井上浩之君
 総務部長 徳重覚君
 危機管理部長 中岡誠二君
 健康政策部長 家保英隆君
 子ども・福祉政策部長 山地和君
 文化生活スポーツ部長 岡村昭一君
 産業振興推進部長 沖本健二君
 中山間振興・交通部長 中村剛君
 商工労働部長 松岡孝和君
 観光振興部長 山脇深君
 農業振興部長 杉村充孝君
 林業振興・環境部長 武藤信之君
 水産振興部長 松村晃充君
 土木部長 荻野宏之君
 会計管理者 池上香君
 公営企業局長 笹岡浩君
 教育長 長岡幹泰君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会会長 澤田博睦君
 公安委員長 古谷純代君
 職務代理者 高清水善弘君
 警察本部長 高橋慎一君
 代表監査委員 五百藏誠一君
 監査委員 高橋慎一君
 選挙管理委員長 土居秀喜君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 中島勝海君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 飯田志保君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第3号)

令和5年12月19日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和5年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第4号 令和5年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第5号 令和5年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第6号 令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第7号 令和5年度高知県電気事業会計補正予算
- 第8号 令和5年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第9号 令和5年度高知県病院事業会計補正予算
- 第10号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の

一部を改正する条例議案

- 第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 令和6年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第16号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第17号 高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定に関する議案
- 第18号 高知県立美術館の指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立文学館の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第25号 高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第26号 県有財産(高知中央産業団地)の処分に関する議案
- 第27号 野根海岸海岸災害復旧工事請負契約の締結に関する議案
- 第28号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・

安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第29号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長（弘田兼一君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

小田切泰禎公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、古谷純代公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」から第29号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上29件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

21番依光美代子議員。

(21番依光美代子君登壇)

○21番（依光美代子君） おはようございます。一燈立志の会、依光美代子でございます。会派を代表し、通告に従って質問をいたします。

最初に、改めまして濱田知事、このたびの2期目の御当選、誠にありがとうございます。これから4年間、高知県のために精いっぱい働いていただけること、大変期待申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に知事の政治姿勢について伺います。

私は女性として、生活者の視点にポイントを絞ってお伺いいたします。4年前、1期目の選挙のとき、知事は故郷高知を元気にしたいと述べておられました。ところが、就任直後に襲ってきたのが新型コロナウイルスの猛威です。公約に掲げた取組が思うように進まず、歯がゆい思いをされたことと推察いたします。2期目の選挙においては、力強く共感と前進を強調されました。知事のお人柄と豊富な行政経験が共感を生み、県勢を前進させていただけることと期待をしております。

県勢を前進させる鍵は、人口減少対策だと思います。選挙戦において知事は、人口減少を克服し、元気で豊かな高知を実現すると訴えられました。当選後は、人口減少対策を最優先課題としてオール高知で取り組みますと。そして、女性の働く場の環境整備と、若年人口の流出回復を図りますと力強く宣言されました。その声を私は頼もしくお聞きしました。

そこで、お伺いいたします。最初に、女性の働く場の環境整備についてです。知事は、人口減少対策と女性の問題が密接不可分だと理解しておられる。知事の発言こそジェンダー平等、機会均等の社会実現に向かう決意表明だと私は理解しました。トップがそのような考え方をしてくれるということは、高知県にとって、高知の女性にとって極めて大切なことだと思います。再選を決めた直後に知事がそんな宣言をしてきたことを、私は高く評価したいと思います。

女性の働きやすい環境整備こそ少子化対策に

もなり、人口減少傾向に歯止めをかけることにつながります。高知県の11月1日現在の人口は、男性31万5,168人、女性35万509人の66万5,677人です。注目したいのは、男女別人口の社会増減の数値の動きであります。12年前の平成23年の県外転出は、男性668人、女性771人、その差は103人でしたが、それが令和4年には、男性548人、女性が934人、その差は386人と増加をしています。これが何を意味するかといえば、女性の県外流出がますます起きているということを表しております。

私は、働く環境の問題が最も大きいと思います。都会に比べると、高知県には安定して働ける場所が多くはありません。女性の場合は特にそうです。男性は仕事、女性は家庭という性別役割分担意識はまだ存在します。それが企業の採用枠にも影響しているように見えます。

採用だけではなく、職場に入った後も男性優位という現状がございます。周りの女性からそのような声を聞くことは少なくありません。何より近年の県民意識調査でも、男性が優遇されているという声が多く寄せられています。

ある女性は、高知県で約10年働いた後、東京に出て派遣社員をしています。お給料が格段にいいし、女性が働きやすいからです。お給料の面も含め、女性が働きやすくなれば、男性も働きやすい環境になります。つまり、女性の働きにくさを解消する取組を進めれば、県外流出に一定の歯止めがかかるということです。

知事は、女性の働く場の環境整備を口にされました。そのとおりだと思います。女性の働く場の環境整備を推進することこそが人口減少の抑止力になるように思います。県庁内では、男女平等の意識改革が随分進んできた実感しております。ジェンダー平等、機会均等が進めば、これはまさに知事の言われる共感と前進が一步進むことは間違いございません。

女性が輝けば地域が変わります。女性の活躍が活力ある職場づくり、まちづくりにも不可欠だと思います。私は、まず県庁自身が積極的に女性に目を向けてほしいと願っております。県庁の試みが遠からず高知県全体に波及すると信じております。来春には、多くの幹部職員が退職を控えております。県の計画では、管理職における女性の割合、目標数値を令和7年度までに18%以上としております。

知事は、女性の管理職登用についての現状と今後についてどのようにお考えでしょうか、併せて具体的データもお示しいただきたいと思っております。初日の岡田芳秀議員の質問と重複するところもございますが、これは大切なことですので、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、女性の県外流出に歯止めをかけるための、女性の働く場の環境整備をどのように進めていくのかも併せて知事にお聞きいたします。

次に、人口減少対策として、青年の翼・バスの復活についてお伺いをいたします。少子高齢化の進行に伴い、高知県では自然減の拡大傾向が継続しています。全国に比べて15年先行している状況でございます。県としては、移住促進などの取組も推進しておりますが、依然として社会減も続いています。

高知県の人口減少の原因は、大きく分けて3つあります。1つ目は、若年人口の減少。これは進学や就職時の県外流出です。特に、若い女性の流出が顕著となってきております。

2つ目は、婚姻数の減少です。平成24年の婚姻数は3,257組でしたが、令和4年には2,189組と10年間で1,068組減少し、過去最少となりました。率でいえば32.8%、つまり3分の1も減っています。

3つ目は、出生率の低下です。未婚化、晩婚化の進行に加え、仕事と子育ての両立の厳しさ、育児不安、経済不安などが背景にあります。県

も市町村も様々な支援を講じてきたものの、令和4年の出生数は3,721人と過去最少、全国最低となりました。合計特殊出生率は1.36で、前年の1.45から大きく低下しています。以上の3点が理由となって、高知県の人口減少に歯止めが利きません。何らかの対策が必要と考えます。

第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の市町村との意見交換の場で、子育て支援より若者の出会いの場をつくる必要があるという意見が出たと聞いております。私も同感です。出会いがなければ結婚はできません。結婚しなければ子供はできません。若者も育ちません。この問題に対し県も取組を進めておりますが、マッチングシステムの活用、婚活イベントの実施、婚活サポーターの育成などです。できる限りの力を注いでいることは十分分かっているのですが、期待するほどの効果にはつながっておりません。

そこで、私からの提案ですが、以前に実施していた青年の船のような試みができないでしょうか。半世紀前、当時の溝淵増巳知事は、人づくりのために青年の船を企画しました。予算がない中で費用を捻出し、日本最大の客船をチャーターしました。溝淵知事の期待どおり、青年の船は高知県を支える多数の人材を育てました。半世紀前には人口自然減という悩みもありませんでした。令和の悩みは人口減です。そこに対処していく必要があります。

半世紀近くも前の話ですが、青年の船に参加した若者たちは、寝食を共にすることで互いの人となりを理解して交際し、結婚へと発展していった人も少なくありません。もちろん時代背景は違いますが、酌み取るべき教訓はあると思います。

そこで、令和風の青年の翼、青年のバスのような出会いの機会の創出を検討できないでしょうか。大手旅行代理店は、高知空港から屋久島

や八丈島にチャーター便を飛ばすツアーを度々実施しております。座席数100席程度のジェット機をチャーターすれば、ふだん行けないような場所に参加者を連れていくことができます。特に、隠岐諸島や壱岐、対馬のような離島に行くのはお手の物です。近い場所ならばバスを使うのもできます。バスならもっと簡単にイベントを構築できると思います。しっかりした予算を組み、魅力的な行き先を構えれば、参加希望者を募ることは難しくないと考えます。

この取組は少子化対策につながると考えます。参加対象者は20歳から40歳までとして、つまり男性と女性のマッチングです。参加者自身に企画段階から参画してもらいます。人をつなぎ、お世話をする、企画を考え、段取りをし、実行する。そのような一連の行動をしてもらうことで、いろんな角度からお互いの人柄や価値観を知ること、やがては結婚に結びつく可能性があります。

今期、知事は、最優先課題として人口減対策へギアチェンジして取り組むと言われました。県人口は、知事1期目の4年間で約3万3,000人減少しています。減少速度は上がってきております。人口減対策は待ったなしの状況になっており、小さなことの積み重ねが必要です。

青年の翼のような青年期の若者の自己研さんにつながり、継続した交流を持てる自然な形の出会いの機会を増やしていただけないか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

こうした出会いの機会は、若者の人材育成や、若い層の地域や業種を横断する青年ネットワークづくりにもつながる可能性があります。かつて青年の船の参加者が高知県を支えたように、高知県の課題に向き合えるような人材育成となり、将来的には高知県にとって基礎体力になると私は思います。コミュニティー機能や地域文化の衰退を食い止めるのは、政策よりも人であ

ります。高知県の再生のためにも、前向きにお考えいただきたいと思います。

次に、産後ケアについてお伺いいたします。

私は先日、高知市のはぐあすというところへ行ってまいりました。いのち育みサポートはぐあすといいます。中心的な活動は産後ケアです。出産後、多くのお母さんは一人で赤ちゃんの面倒を見ています。昔と違って、今の主流は核家族です。頼る人がおらず、必死に子育てしているお母さん方は少なくありません。

赤ちゃんは、今にも壊れそうなほど小さくかわい存在です。大事に育てようとすればするほど、ゆっくり御飯を食べることも、お風呂にゆっくり入ることも、何よりゆっくり寝ることができません。お母さんは、これでいいのかな、大丈夫かなと不安の中で子育てをしています。身近に相談相手がいないお母さんにとっては、その不安は大変なものだろうと思います。不安が高じると、ますます眠れません。余裕がなくなります。精神的にも追い詰められます。はぐあすは、そのようなお母さんのケアをすることができます。はぐあすに行けば休息が取れます。子育ての相談をすることもできます。育児の練習もできます。お母さん同士の交流もできます。

自分の経験からも、これは大切な施設だと思いました。このような施設がどんどん増えていってこそ、高知県の子育て環境が底上げされると思います。胸を張って、高知県で子供を産みましょう、育てましょうと言えらと思います。

いいことづくめようですが、問題は利用料金です。通所と宿泊があり、自費で払おうと思えば通所は1日2万円、宿泊は1日4万円、2日目以降は2万円となると、普通の家庭では到底払えません。ありがたいのは、市町村が補助を出していることです。これによって、例えば高知市に住んでいる方であれば、自己負担は通所で2,000円、宿泊で4,000円。越知町であれば

通所が2,000円、しかし宿泊は5,000円です。

問題は、住んでいる市町村によって負担額が大きく変わることです。2,000円で利用できるお母さんがいる一方で、補助がないために1日2万円を払わないといけないお母さんがいる。これでは高知県として胸を張ることができません。

子育て環境の整備は人口対策には欠かせません。産後ケア施設を普通に利用できるようになれば、子育て環境は大きく改善されると思います。

知事は、最優先課題を人口減対策に置くのならば、産後ケアも重要課題として目を向けて、利用者の自己負担をゼロにしてほしいとは言いませんが、せめて自己負担が県民一律になるよう汗をかいていただけないでしょうか、知事にお聞きいたします。

次に、知事に子育ての御経験があるかどうかは存じませんが、近年は父親の産後鬱が増えていようです。男性の育休取得者が増え、育児参加が進む中で、父親の産後鬱のお話を聞きます。

父親の不調になる要因は複合的だと言われております。仕事との両立の厳しさに加えて、過度な男らしさを自らに求めてしまうという背景もあります。男は弱さを見せたらいけない、子供ができたなら頑張らなければいけないといった、無意識に抱く規範や期待だったりするそうです。完璧主義で真面目な人ほど注意が必要です。育児をきっかけにメンタルヘルス不調を起こす男性の多くは、責任感が強いがゆえに弱音を吐けない人に多いようです。当事者は症状に気づきにくく、周囲が気づいてあげることが大事です。母親の産後鬱と異なり、自治体が把握する体制がないため表面化しにくく、放置すれば子供の虐待などにつながる危険性もあります。

高知県では、必然的に若い人は共稼ぎが主流です。共稼ぎでないと家庭が維持できないと言っ

てもいいと思います。仕事の余裕もないのに赤ちゃんを育てないといけない、近くに相談する親族もない、疲れもたまり、精神的にゆとりがない状況に追い込まれるという構図です。そのようなお父さんも、はぐあすのような施設があれば利用できます。相談もできるし、仲間をつくることもできます。

そこで、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。父親の産後鬱に対してどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、ファミリー・サポート・センターについてお伺いをいたします。

共稼ぎをしながら子供を育てている御夫婦には、急に残業になった、保育園に子供を迎えに行けないという局面が必ずと言っていいほどあります。風邪で子供が保育園を休むのに、どちらも仕事を休めない、子供の面倒を見てくれる人がいないということも度々あります。先ほど申したように、高知県では共稼ぎの家族が少なくありません。子供の面倒を見るために仕事をやめてしまえば、家庭が維持できないのです。

会社を休めない、子供の面倒を見る人がいないというパニックのときに手を差し伸べるのがファミリー・サポート・センター事業です。万が一のときに子供を預けたい依頼会員と、子供の面倒を見る援助会員を登録しておきます。講習を受けた人が援助会員になって、自分が住む地域で活動するわけです。

実は私も援助会員に登録しています。今日お迎えに行くとというSOSがあれば保育園に迎えに行くと、自宅で子供を預かります。非常にいい制度だと思います。何度も子供さんの面倒を見させていただきましたが、お母さんもお父さんも本当に助かったと言って喜んでくれます。

県下のファミサポの活動状況を見ますと、制度が広まったせいか、あるいは共稼ぎが増えたせいか、依頼会員に登録する人が徐々に増えて

きています。このファミリー・サポート・センター事業は県内の14市町で実施されております。しかし、実際に制度を利用する人は少ないのです。登録者数と利用者数が反比例の傾向にあるのです。依頼会員の登録者は多いのに、依頼していないという図式です。

利用率は、四万十町では31%ですが、その他の市町では僅か3%から18%です。利用しているお母さん方から伝わってきたのは、利用料金の問題でした。子供を預けたときの利用料金は1時間600円、土日、祝日と時間外は700円です。3時間預けると約2,000円、8時間預けると5,000円ほどになってしまいます。これが負担なのです。

お母さん方の中には、最低賃金でパート勤務の方が少なくありません。そのような方にとっては、この利用料金が重荷になっているのです。あるお母さんは、年末は会社が特別に半額補助してくれることになったと、うれしそうに言っていました。しかし、そんな会社はまれです。多くの会社は、黒字を出すために必死の経営を続けています。余裕がありません。会社にも従業員にも余裕がなくなって、そのしわ寄せが子供に来てると懸念を感じております。

私は、子育て環境の整備には、子育てをしながら安心して働けることが欠かせないと思います。その鍵の一つがファミリー・サポート事業です。しかしながら、その利用料金が払えない人が増えていると私は感じております。そのような現実を知事は御存じでしょうか。

人口減対策に取り組むのであれば、この利用料金をせめて半額にするくらいの県の支援があってもいいのではないのでしょうか。働くお母さん方にとって、これはせっぱ詰まった問題です。知事の見解をお聞かせください。

次に、県内のファミリー・サポート・センターでは、依頼会員と提供会員の引き合わせのお手

伝いや、子育ての援助を受けたい依頼会員が安心して育児の手助けをお願いできる提供会員を養成する講習会や研修を行っております。そして、会員同士の交流会も行っています。事業を行うに当たり課題も多く、大変御苦勞をされております。

県の主導により、県内の14市町のファミリー・サポート・センターが意見交換や、連携して課題解決ができる仕組みづくりができないでしょうか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

次に、認知症予防についてお伺いします。

認知症についてですが、2021年の論文で、アルツハイマー型認知症の年間コストは、1人当たり約350万円だと数値が発表されました。医療費のほか公的介護費、家族の介護コスト、介護辞職に伴うコストを足し合わせた金額です。

2012年に462万人だった認知症患者は、2025年には700万人に増えると予測されています。高知県の認知症高齢者数は令和17年まで増加を続けます。令和7年には65歳以上人口のうち5人に1人が認知症になると推計されております。認知症による経済的負担を押し下げることが、国や自治体の重要な課題になっています。といっても、今の医学では認知症をなくすことはできません。完全になくすことはできませんが、認知症になる人を減らすことはできます。

例えば、高知市では平成14年から、いきいき百歳体操を普及しています。これは筋力を高める運動ですが、筋力を高めることで、寝たきりになることを防ぎます。必然的に認知機能の維持を図ることができます。いきいき百歳体操開始当初は市内2か所だった会場は、現在は市内360か所に広がっています。高知市だけではありません。いきいき百歳体操は県内各地に広がり、全国に広がり、今では全国43都道府県、500以上の市町村の1万4,000か所を超える会場で行われ

ているそうです。

医療費や介護費の上昇は、保険料、介護保険料となって住民に跳ね返ってきます。つまり、それぞれの自治体が知恵を絞って住民の健康を維持することは欠かせません。筋力強化の体操によって住民自身が自分たちの健康を維持する百歳体操という高知市のこの試みは、すばらしいと思います。

そこで、私からの提案ですが、県ぐるみの認知症予防の取組を始めてはどうかということでございます。私は、鳥取大学医学部の浦上克哉教授の認知症予防のとりとり方式についての講演を聞きました。浦上教授は、認知症予防は発症前だけでなく、発症後に進行を遅らせることも予防の一つであると、鳥取県と鳥取大学、そして伯耆町がタッグを組んで開発したのです。とりとり方式認知症予防プログラムです。特徴は、運動、知的活動、座学の3つを組み合わせることで認知症予防を図ることです。2016年からスタートし、既に認知症予防に効果があったという成果が出ています。

具体的には週1度、2時間の教室に4か月参加してもらって、医学的なエビデンスが得られたと報告されております。実験のフィールドは伯耆町でしたが、鳥取県はこのプログラムを鳥取県全域の介護施設などに広げようとしております。

お話を聞き、この取組を高知県でもできないだろうかとは私に思いました。とりとり方式は、きめ細かくプログラムが組まれているのが特徴です。当然、実践にはまず指導者の育成が欠かせません。逆に言えば、とりとり方式を輸入し、指導者の育成に力を入れれば普及を図ることができます。認知症を防ぐことは、本人にとっても家族にとっても自治体にとっても重要な課題であります。

とりとり方式というやり方が既にあるのです

から、それを導入して認知症予防に一步踏み出してほしいと考えます。予算は、さほどかかりません。やる気さえあればできます。私は、とっとり方式の導入が最も認知症予防の近道だと考えます。

そこで、認知症予防について具体的にどういう手だてを考えておられますか。とっとり方式を導入するお考えはないでしょうか、知事にお聞きいたします。

次に、認知症対策として、認知症の人が地域で安心して住み続けられるよう、支援体制を充実させるための認知症サポーターの養成を行っております。令和5年度の目標値8万人を目指し、取り組んでおります。令和4年12月現在では6万9,081人を養成しております。私自身も認知症サポーターの一人です。

県下では年々認知症サポーターを増員していますが、活躍できる場がありません。この現状を健康政策部長はどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

次に、連続テレビ小説あんぱんを契機とした観光振興などについてお伺いいたします。

牧野富太郎博士を描いたNHKの連続ドラマらんまんは、高知県にとっては極めてありがたいものでした。出身地の佐川町や牧野植物園を中心に観光客も伸びましたし、何より高知県のイメージアップにつながったと思います。

高知県にとってさらなる喜びは、再来年の連続テレビドラマに、やなせたかしさん夫婦を描くあんぱんが選ばれたことです。すばらしい作品になるであろうと期待にわくわくしております。

もちろん、番組を楽しみに待っているだけではいけません。観光客の方々に高知県まで来てもらう流れをつくること、そのための受入れ体制を整えること。県として、やることは山積みしております。あんぱん放送の2025年春まであ

と僅か1年少々です。時間はございません。

やなせたかしさんは香美市香北町の出身で、南国市と高知市で育ちました。首都圏の学校に進んだ後、戦争に行かれ、戦後は高知市で働いてから東京に出ました。やなせたかしさんは、10年前に亡くなったばかりですので、やなせさんゆかりの場所が、整備は行き届いているのでしょうか。早急にゆかりの場所を抽出し、それらの場所を巡るツアーコースを整備する必要があると思います。

香美市香北町にはアンパンマンミュージアムという拠点がありますが、点ではなく面に広げする必要があります。それをするのは県の役目だと思います。JR四国との連携など、県が汗をかくべきことは少なくないはずです。やなせたかしさんゆかりのツアーコースを整備する際、最優先に取り組むべきは、アンパンマンミュージアムの最寄り駅、JR土佐山田駅にエレベーターを設置することです。

数年前、地元住民が約5,400人の署名を添えた請願書を提出しました。まだ実現に至っていません。県外からアンパンマン列車でやってきた家族連れが、駅にエレベーターがないと知ったらどう思うのでしょうか。高齢のお年寄りや階段を見上げてショックを受けるでしょう。ベビーカーをついたお母さんも同様です。都会から来た人たちにとって駅にエレベーターがあるのは当然過ぎるほど当然のことです。JR四国と話し合い、場合によっては県と香美市の3者が連携してエレベーターを設置することを考えてほしいと思います。

やなせたかしさんゆかりの香美市や南国市は、高知龍馬空港に隣接しています。朝ドラあんぱんの放送に合わせ、空港からアンパンマンミュージアムに向かう移動手段を何らか考えることはできないでしょうか。やなせライオンがある後免野田小学校など、やなせさんゆかりの場所に

寄ってもいいと思います。

らんまんとあんぱんの違いはファン層の違いです。小さな子供のいる家族連れにとって、やなせたかしさんを巡る旅は一生の思い出になるはずです。周遊手段の整備は、観光客にとっても、地元経済にとってもプラスになると思います。そこで、まず県としての姿勢についてお聞きします。

あんぱんの放映に合わせ、県としては地元との連携についてはどのようなことをお考えでしょうか、知事にお聞きいたします。

次に、土佐山田駅へのエレベーター設置について、県としてはどのようにお考えでしょうか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

また、ツアーコースの整備や、空港からアンパンマンミュージアムへの移動手段の検討についてのお考えを観光振興部長にお聞きいたします。

あんぱんの放映は、観光はもとより、教育にも地域のイメージアップにもつながると思います。県としては、何より迅速な対応が必要です。ぜひ前向きな御答弁を期待しております。

次に、アンパンマンバスに関連して質問をさせていただきます。アンパンマンバスの地球温暖化対策の取組です。JR四国バスは、令和3年からJR土佐山田駅と香北町のアンパンマンミュージアムを結ぶアンパンマンバスにおいて、環境に配慮した持続可能な燃料を使用しております。使用しているのは微細藻類のユーグレナ——ミドリムシのことです。これから抽出された油と使用済みの食用油を混合したバイオ燃料です。物部川沿いの緑豊かな自然の中を走るには最高の燃料だと思います。ユーグレナは、その葉緑素で二酸化炭素を吸って酸素を出します。ユーグレナによる光合成の能力は熱帯雨林の数倍あり、地球温暖化対策に有効だとされています。ユーグレナの持つ油はジェット燃料にもな

るそうです。

私は、やなせたかしさんのキーワードは優しさだと思います。環境に配慮した燃料を使用する、自然にも人にも優しいJR四国のアンパンマンバスは、全国に先駆けて地球温暖化対策に取り組んでおります。このことは、自然豊かな高知県のイメージと重なり、県のイメージアップにつながると思います。

そこで、こうしたユーグレナを使った取組と、バス事業者における地球温暖化対策を意識した取組について中山間振興・交通部長はどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

最後に、高知広域都市計画区域内の古家対策についてお伺いします。

当区域内には自治体が4つあります。高知市、南国市、香美市、いの町の4市町であります。今回は香美市の事例を取って質問いたします。都市計画区域に旧山田町が指定されたのは昭和24年でした。その後、高知市を中心とする一体的な生活圏を高知広域都市計画区域として指定されたのは昭和45年です。都市計画区域に指定されたことにより、建築基準法の接道規定などの適用区域も併せて変更となりました。このことが今、古家対策に影を落としております。

都市計画との整合性は大切ですが、古家を持つ子供世代の切実な問題に耳を傾ける必要があると思います。例えば、幅が小さくて建築基準法上の道路とみなされない道、いわゆる赤線道などに敷地が接した古家があります。このような建物は、接道がないとみなされて建て替えができません。近年、そのような建物や土地を相続した子供世代が、建て替えや有効活用しようとするケースが増えています。

県の担当課へ相談に行くと、建築基準法の道でないから建て替えは不可能ですと言われます。法律をしゃくし定規に読めばそうかもしれませんが、古家を放置しておいたら防災上もよくあ

りません。しかも、業者に売るわけでもなく、商売をするわけでもなく、先祖代々のその土地に新しい家を建てようとするだけです。

高知県には、同様の事例が多々あると思います。都会と同じ運用では、高知県はどんどん寂れてしまうのではないのでしょうか。子供世代がせっかく建て替える気になったのですから、もう少し現実に即した法律の運用があってもいいように考えます。

次のケースです。老朽化した家を解体した子供世代の方がおられました。更地になった土地に新たに家を建てようとしたところ、県の担当課に言われたのは、その場所に以前家があったことを証明せよでした。証明のため航空写真を見せたそうです。昔の住居が写っている航空写真です。それを見せたにもかかわらず、担当課の見解は、倉庫で使われていたかもしれないでした。私が見る限り住居の写真です。できない理由ばかり言われ、最終的な回答は建て替えは不可能でした。

法律はともかく、心情として考えると、都市計画区域の指定以前から住居として使われている場所に、子供世代が建築できないのは不都合ではないのでしょうか。ある人は窓口で、旧家屋に対する建築許可を受けたときの証明を出してくださいと言われたそうです。考えたら分かると思いますが、都市計画区域に指定される前から家はそこに建っておるんです。ということは、建築確認申請なんてしていません。その時代には、建築許可は必要ないのです。

香美市の場合、建築確認の受付台帳が昭和24年から36年まで存在していません。台帳が存在するのは昭和37年からです。36年分までの台帳がないということは、それまでは行政にも都市計画区域内に入ったという認識がなかったかもしれません。

土木部長にお聞きしたいのですが、建築確認

台帳は県にはあるのでしょうか。あるとすれば何年分からあるのでしょうか。ほかの3市町には、そうしたものが何年分からあるのか、それも併せて教えていただきたいと思います。

家を建てるということは、そこに人が住むということです。建築費も自分たちで出すということです。人口減が進む中、県としてはこんなありがたいことはないと思います。あれがないから駄目だ、これがないから駄目だと言うのは簡単です。できない条件を連ねるのはやめてほしいと私は思います。そうではなく、どうすれば最もいい結論に導けるのかを考えてほしいです。

行政の裁量幅というのかもしれませんが、そうであるのなら、どうすれば建てることができるかを考えられないのでしょうか。子供世代の中には、自分の所有物でありながらどうすることもできない、このような大変な思いをするならば、国庫へ返納も考えるという声も聞いております。

県は地域の活力を維持するため、そして移住・定住対策を推進するために空き家の活用を掲げております。空いている家に入ってもらふことと、古くなった家を建て替えるのは表裏一体です。両方組み合わせるとこそ地域の再生が図られると思います。今後、子供世代が建て替えようとしたとき、建て替えられない建物や土地が増え続けていくと思われまます。大切なのは人口減に歯止めをかけることです。家が建っていた場所に家を建てるのは当たり前行為です。それによってその地域の人口が増えるのであれば、県にとってもありがたい話です。

古家を建て替えたいという子供世代がいたとき、どうすれば建てるができるかを第一に考えるべきと思いますが、土木部長のお考えをお聞きします。

最後に、幅が小さい道にしか接していない敷

地においても、古くなった家を建て替えるという当たり前のことができるように、柔軟な運用を検討することはできないでしょうか、土木部長に併せてお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 依光議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県庁におきます女性の管理職登用の現状と今後についてお尋ねがございました。

知事部局におけます女性管理職の割合の変遷を見てみますと、データにより確認ができます。20年前の平成15年度は6%でありました。その後、長らく1桁台で推移をいたしておりましたが、平成29年度に初めて10%に達して以降、なお上昇傾向を続けております。これは、平成28年3月に策定をいたしました特定事業主行動計画に基づきまして、県庁における女性の活躍推進に係る取組を進めてきたことが契機となっているというふうに考えております。

計画では、議員御案内のとおり、令和7年度までに18%以上という目標値を設定いたしております。直近の令和5年度の女性管理職の割合は、20年前の約3倍に当たる17.9%にまで上昇しており、ほぼ目標に達している状態です。また、全国比較が可能な令和4年度におきましても、本県の女性管理職の割合は47都道府県中の18位という地位にありまして、継続した取組による成果が一定程度出ているというふうに認識をいたしております。

女性が活躍できる高知県を目指しまして、引き続き県庁におきましても女性管理職の登用、働きやすい職場づくりなど率先した取組を進めてまいります。

次に、女性の働く場の環境整備についてお尋ねがございました。

女性が活躍できる働きやすい環境の整備に向

けましては、まず女性から人気の高い事務系企業、あるいはIT・コンテンツ企業などの誘致をさらに進めてまいります。また、これまで男性中心とされてまいりました1次産業や建設業などにおきましても、デジタル技術の重点的な導入、さらには女性デジタル人材の育成の強化などによりまして、女性の進出を強力に後押しいたします。

さらに、職場におきます女性用トイレ、あるいはキッズルームの整備など、女性が働きやすい環境整備に取り組む企業への支援を検討いたしております。こうした取組と併せまして、女性に高知を選んでもらうためには、地域に根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消が不可欠であるというふうに考えます。

このため、男性の育児休業取得が当たり前という高知県を目指しまして、私自身が先頭に立ち、共働き・共育てを県民運動として強力に推進をし、社会全体の意識改革を図ります。まずは、隼より始めよといたしまして、県が率先して男性の育児休業取得、あるいは女性管理職の登用を進めますとともに、県民運動に賛同いただく企業や市町村の取組を後押しします。

具体的には、共働き・共育ての実現に向けまして、男性の育休取得代替職員の配置ですとか、企業版の両親学級の開催への支援のほか、多様な働き方の導入支援の強化などを検討いたしております。

さらに、男性の育休取得が進んでおります企業や市町村へのインセンティブといたしまして、例えば入札参加資格の審査におきます加点、あるいは新たに設けます市町村交付金における割増し措置の導入などを新たに検討したいと考えております。加えて、先駆的な取組や男性インフルエンサーなどのロールモデルを切れ目なく発信していく、こういったことで、オール高知の県民運動としての機運を高めていく考え

であります。

こうした重層的な取組を通じまして、女性の働く場の環境整備を進め、若い女性が生き生きと仕事ができ、生き生きと生活ができる、そんな高知県を目指してまいります。

次に、いわゆる産後ケアの利用者の自己負担についてお尋ねがございました。

産後ケアは、母親の心身のケア、育児のサポートを受けますことにより、心身の疲労回復や育児不安の解消などに効果のある大変重要な取組であると考えます。母子保健法の改正によりまして、令和3年4月から産後ケアの実施が市町村の努力義務とされましたけれども、本県では令和2年10月から全ての市町村で実施がされております。

一方で、産後ケア事業はサービスに係ります内容や利用料金の水準、さらには自己負担の割合について国の統一的な基準はございません。産後ケアの施設と市町村の合意によりそれぞれ決定されている、そういった状況でございます。

このため、議員の御指摘ありましたように、同じ施設で同じサービスでありながら、市町村ごとに利用料金に差が生じることがございまして、この点については、県としても是正の必要があるのではないかというふうに考えます。

今後は、県が市町村の区域を越えた広域的な調整を行いまして、産後ケア施設との委託契約を一括して行うなどの方法により、他県の先行事例も研究をいたしまして、利用料金の均一化などに向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ファミリー・サポート・センターの利用料金への支援についてお尋ねがございました。

ファミリー・サポート・センターは、地域の支え合いにより子育てを支援する会員制の仕組みでありまして、御紹介もありましたように、現在県内14市町で実施がされております。利用

料金は、各市町村ごとに1時間当たり600円程度に設定をされておりますけれども、議員から御指摘ありましたように、センターの利用者の間には料金の負担軽減を求める声がございます。

現在国におきまして、独り親家庭などに対しましては、利用料金の2分の1の助成が行われており、この制度が10市町で活用されております。県といたしましては、安心して御利用いただけますように、初回の利用料金を独自に全額助成いたしてございまして、利用促進につながっているところであります。

こうした支援に加えまして、県内企業がファミリー・サポート・センターなどの子育て支援サービスの利用料金を、福利厚生事業として支援しようとする場合に、県としての新たな助成も検討をしているところであります。さらに、現在検討中の人口減少対策総合交付金におきましても、市町村が地域の実情に合わせ、子育て支援の観点から独自の助成制度を新設または拡充する場合に、この交付金を活用していただくことも可能としたいというふうに考えております。

こうした一連の取組によりまして、子育て家庭の負担の軽減をいたしまして、ファミリー・サポート・センターのさらなる利用促進を図ってまいります。

次に、認知症予防の取組についてお尋ねがございました。

運動不足などの生活習慣、あるいは糖尿病などの特定の疾患、さらには社会とのつながりの希薄さ、こうしたことが認知症発症のリスク要因と考えられておりますので、このリスクを低減する取組が重要だと考えております。

県におきましては、生活習慣の改善や疾病予防に向けまして、高知家健康パスポートを活用した健康づくり、あるいは特定健診の受診の勧奨、さらには人工透析の導入時期の延伸を図る

ための介入などの事業に取り組んでいるところでございます。

議員からお話がありましたとっとり方式では、3つの活動、第1に運動、第2に座学による認知症についての学習、第3にいわゆる脳トレーニングゲーム、脳トレと言われるものですが、こういったものなどの知的活動、こうした3つの活動が一体的に取り組まれておまして、認知機能の改善などに一定の効果があったというふうにお聞きをいたしております。

本県における取組の状況でございます。あつたかふれあいセンターを例に取りますと、いきいき百歳体操などの運動が55か所ある全てのセンターで実施をされております。一方、座学が26か所、知的活動が29か所で実施をされているところでありまして、これら3つの活動を全て実施しているセンターは18か所ある、そういうのが県内の現状でございます。

こうした実態を見ますと、高知県内におきましても、いわゆるとっとり方式と同趣旨の認知症予防の取組は、既に一定程度実施されているものと考えております。今後、まずはそれぞれのあつたかふれあいセンターにおけます3つの活動の成果を比較分析したいと考えております。その上で、3つの活動を全て行うことで、顕著に成果につながるということが確認をできた場合には、これらを体系的に行うように工夫を凝らしてまいりたいと考えます。

最後に、連続テレビ小説あんぱんの放映に合わせた地元との連携についてお尋ねがございました。

あんぱんの放映によります追い風を最大限生かしていくためには、県と地域が対応方針を共有し、官民が一体となって対策を講じていくことが重要であります。このため、ドラマの放送が発表された直後から、市町村や広域の観光組織、観光関連事業者の方々と対応策などについ

て協議を進めてまいりました。

特に、多くの来客が予想され、早急な対応が必要となります、やなせさんゆかりの地のハード面での整備、あるいは渋滞対策などにつきましては、物部川流域の3市と具体的な検討を既に行っております。また、より面的に広く周遊を促していくといった観光振興の取組につきましては、広域観光組織の物部川DMO協議会が中心となりまして、県や市、地元の観光関係者を交えた検討を行っております。

県といたしましては、こうした地域での受入れ環境の整備や周遊促進の取組につきまして、引き続き関係する皆様との協議を重ねながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、県全域への誘客を促していくという観点からは、来年度から始まりますどっぴり高知旅キャンペーンにおきまして、ドラマと連動したセールスプロモーションを行ってまいりたいと考えております。

大きくは、ただいま申し上げました役割分担の下で、県と地域がスクラムを組みまして、あんぱんの放映をしっかりと地域の活性化につなげていけますように、スピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、青年の翼のような、自己研さんにつながり、継続した交流を持てる出会いの機会を増やすことについてお尋ねがございました。

青年の翼は、県内の若者が県外や国外に赴き、見聞を広め交流を深めるため、昭和54年から平成5年まで県において実施しましたが、現在は行っておりません。

他方で、国では世界各国の青年との交流を通じた人材育成を目的に、青年国際交流事業を実

施しております。この事業に参加した本県在住の方を中心に、高知県青年国際交流機構が組織され、海外交流の経験を生かした社会貢献活動に継続して取り組まれております。

議員のお話にありましたように、若者の自己研さんにつながり、継続した交流や多様な出会いの機会を創出することは、大変有意義な取組であると認識をしております。

そうした取組としましては、地域の若者同士がスポーツや学習、地域貢献活動を行う青年団活動や、地域イベントを主催する若者グループなどが行う様々な活動があります。県では、こうした活動に対しまして組織の強化や事業活動への支援を行うことで、交流機会の拡大を図ってまいります。

また、今年度から自然な交流の機会として、趣味や興味に応じた体験の場を提供する社会人交流事業を実施しております。これまでに7回開催し、241名の参加があり、様々な出会いの機会が広がっております。

このほか、民間グループが企画した貸切りバスを利用した婚活ツアーも実施されており、日常とは異なる環境であることから人気は高く、参加者からも好評をいただいております。

こうした取組は、人口減少対策としても重要ですので、今後も継続性のある交流機会の拡大に努めてまいります。

次に、父親の産後鬱についてお尋ねがございました。

母親の産後鬱と同様に、父親も子供が生まれた後の生活の変化や、仕事と育児の両立のための心身の負担増などを要因に、心の健康状態に不調を来す父親の産後鬱の発症が懸念をされております。その背景には、育児に対する知識不足や、誰にも相談できずに不安や悩みを抱え込むなどの課題があると考えております。

父親の産後鬱に対しましては、発症する前の

予防が重要であることから、県としましては父親が気軽に相談できる体制づくりや、父親に対する育児等に関する情報発信、父親同士が交流する機会の確保などに取り組んでまいります。

まず、相談体制につきましては、市町村の子育て世代包括支援センターにおいて、専門職が父親の困り事を聞き取りながら、子育て家庭に寄り添った相談支援を行ってまいります。

また、機会を捉えて、父親の産後鬱も含めた育児に関する情報発信を行うとともに、県が作成しましたパパの本を子育て家庭に配布し、育児に活用いただいております。加えて、孤立の防止や心身の負担軽減を目的に、父親が参加しやすい両親学級や父親同士の仲間づくりの取組など、市町村が実施する交流機会の確保を支援してまいります。

こうした取組を通して、父親の産後鬱を防ぎ、安心して子育てできる地域づくりに取り組んでまいります。

最後に、ファミリー・サポート・センターが連携して課題解決ができる仕組みづくりについてお尋ねがございました。

ファミリー・サポート・センターは、現在14市町で実施されており、子供の送迎や預かりなど、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、会員同士の支え合いによる子育て支援を行っております。県では、地域の支え合いによる子育て支援活動の活性化を目的に、市町村やセンター職員を対象とした研修会を毎年開催し、意見交換や好事例の情報共有を通じて活動への支援を行っております。

また、各センターでは、会員同士の相互援助活動のマッチングや提供会員に対する講習会、会員同士の交流会などを実施しております。支え合いの子育て支援活動をさらに活性化させるためには、議員のお話のように、センターが相互に連携する仕組みづくりは重要と考えており

ます。現在、幡多・高幡地域では、4か所のセンターが定期的に意見交換を行うとともに、登録会員同士の交流会を合同で開催するなど、広域的なネットワークづくりが進んでおります。

県としましては、このようなブロック単位でのネットワークづくりを県が主体となって各地域で進め、課題解決の助言を行うアドバイザーを派遣するなど、センター同士が連携して課題解決ができる仕組みづくりに取り組んでまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) 認知症サポーターの活動の現状についてお尋ねがございました。

サポーターの皆さんの活動は、あくまでも強制的なものではなく、個人ができる範囲の取組となります。具体的には認知症に対して正しく理解し、偏見を持たず見守りなどの活動を行っていただくこととなります。

県内では、金融機関やタクシー会社、スーパーなどの事業所において、事業所ぐるみで気になる方に声をかけていただいている状況がございます。認知症を正しく理解して行動できるようになったことで、積極的な声かけにつながったり、支援が必要な方にとっては安心感があつたとお聞きしております。

このように社会全体で認知症の方や御家族を支える存在の意義は非常に大きく、県といたしましてもサポーターの皆さんの活動内容について、改めて情報発信をさせていただきたいと考えております。

今後も県民の皆さんにサポーターの活動内容を広報することなどを通じて、サポーターの皆さんに日々御活躍いただけるような環境を整えてまいりたいと考えております。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) まず、JR土佐山田駅へのエレベーター設置についてお

尋ねがございました。

JR土佐山田駅は、改札口、ホームとも1階部分に整備されておりますが、改札口がある1番ホームから2番、3番ホームに渡る、あるいは2番、3番ホームから1番ホームに渡るためには、御指摘のように線路をまたぐ跨線橋の階段を上る必要がございます。

このため、当駅では車椅子の方や高齢者、ベビーカーを利用する子供連れの御家族など、階段の利用が困難な方は、お申出によりまして駅係員が介助しながら、ホーム西端のスロープから線路を横切る専用通路を通りまして、それぞれのホームの間を移動することとなっております。

仮に、土佐山田駅にエレベーターを設置する場合は、跨線橋に併設する形で2か所設置することになると考えられますが、令和元年度にJR四国からは、エレベーターは1日当たりの平均乗降者数、原則3,000人以上の駅に優先して設置しており、土佐山田駅はその基準に達していないこともあり、整備は予定されていないとの答えがあつたところです。

現在のJR四国の経営環境は、コロナ禍や物価高、燃料費の高騰の影響などから厳しい状況にあり、跨線橋の改修も含めた数億円規模の投資をちゅうちょすることも考えられますが、今後NHKの朝ドラあんぱんの効果により乗降者数の増加が見込まれることを踏まえ、まず改めてJR四国に対して年内にもエレベーター設置の可能性や、駅の利便性、安全性の向上の考え方についてお話をお伺いしたいと考えております。

次に、バス事業者におけるユーグレナを使った取組と地球温暖化対策についてお尋ねがございました。

お話のありましたユーグレナ燃料は、ユーグレナが成長する過程で二酸化炭素を吸収するこ

とから、環境に優しい燃料と言われており、この燃料を活用した路線バスの運行は、全国的にも数少ない取組として、環境負荷の低減だけでなく、高知県の先駆性のPRにもつながるものと考えられます。

また、ユーグレナ燃料は、今のところ大量生産ができず、1リットルおよそ1万円と大変高価ですが、一般的なバス車両のディーゼルエンジンを特段の改修も行わず使用できるため、初期投資が不要というメリットもございます。

県としましては、これまで電気バス、ハイブリッドバスの導入など、事業者の地球温暖化対策に対し国の交付金も活用しながら支援をしております。今後は、今回御紹介のあったユーグレナ燃料の活用についても、県内の他のバス事業者に広く周知し、地球温暖化対策を意識した取組のさらなる拡大を図ってまいります。

あわせて、NHKの朝ドラあんばんをきっかけに来高される観光客の皆様にも、こうした取組への共感がいただけますよう、自然豊かな高知では環境に優しいバスが運行されていることも周知していきたいと考えております。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) 連続テレビ小説あんばんに関して、高知空港からのツアーコースなど、移動手段の充実についてお尋ねがございました。

あんばんの放送を見たことがきっかけで本県を訪れた観光客の方にとりましては、やはり、やなせさんのゆかりの地が目的地の一つになるものと思われまます。こうしたことを踏まえますと、高知空港から直接目的地に移動できる手段を確保することや、効率よく周遊できるツアーコースを豊富に準備しておくことが重要ですので、現在運行事業者などとの協議を行っているところです。

少なくとも、やなせさんが少年時代を過ごし

た後免町の商店街や、生誕地であり御夫妻のお墓のある、やなせたかし朴ノ木公園、またお話のありました、やなせたかし記念館を高知空港から直接周遊できるツアーコースの整備は必須だと思っております。

また、こうしたコースづくりの際には、龍河洞などの観光地や道の駅などを巡るコース、あるいはやなせさんの足跡にとことんこだわった巡回コースなど、バラエティーに富んだツアーコースを数多くつくっていきたいと考えております。

こうしたことで、より広い周遊の促進と観光消費額の拡大につなげていきたいと思っております。今後バスやタクシーの運行事業者や地元関係者の方々と具体的な協議を早急に進めてまいりたいと考えております。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、県と高知市、南国市、いの町には建築確認台帳が何年から保管されているのかのお尋ねがございました。

建築確認の事務は県と高知市で行っており、県では通知書の発送簿を昭和25年から、建築物の概要が分かる建築確認の記録を昭和36年から保管しております。また、高知市では昭和41年から保管されております。

香美市と同様に、南国市といの町は、県が行う建築確認の受付事務を行っております。その記録が、南国市では昭和44年から、いの町では昭和53年からそれぞれ保管されております。

次に、古い家の建て替えに関し、県の考えと、建築基準法の接道規定の柔軟な運用についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

都市計画区域内では、建築物の敷地は原則として幅4メートル以上の道路に接していなければならないことが建築基準法で定められております。これを満たさない場合には建築確認申請

とは別に、接道規定について特例としての許可を受けるための申請が必要となっております。

本県ではこの特例について、壁や屋根の防火性能を高めるなどの条件を満たせば、住宅の建て替えと増築を許可しており、これまでも古い住宅の建て替えに一定の配慮をしてきたところがあります。

許可の際には、元の住宅が適正な手続を経て建てられたことが分かる資料の提出を求めています。建てられてから年月が経過し、そういった資料は用意できない事例が生じてきております。このことは、先ほど議員の御指摘のあったとおりでございます。

このため、今後は個々の事情をより丁寧にお聞きするとともに、特例の根拠となる資料の確認を柔軟に行うなど、住宅所有者に寄り添った対応をしてまいりたいと考えております。

○21番（依光美代子君） 2回目の質問をさせていただきます。

女性の登用についてですが、昨日岡田芳秀議員への答弁でも感じたことですが、先ほど知事がデータに基づいて、いろいろお話をしてくださいました。少し私は疑問を持ったところです。

知事は、今期人口減少対策と女性の問題を密接にリンクさせてこそ、女性活躍が推進されるとおっしゃいました。そのためにも女性の働く場の環境整備が重要であると訴えられ、その声を私は聞き、知事が新しい一步を踏み出そうとされているということに大変期待をしたところでございます。

がしかし、少し聞いていただけますか。県職員の採用時には男女ほぼ同数だと思います。そして、近年は女性が40%前後となっております。それなのに女性管理職の割合の数値は——これって疑問に思いませんか。令和3年の改定で、確かに先ほど知事が言われたように、10%以上を、令和7年18%以上という高い目標値にされ

て、積極的に女性の管理職を登用してこられたと、それは大変いいこととあります。現在、全国上位だからいいということをおっしゃられたけれど、それで本当にいいんでしょうか。この数字に女性の意見は反映されているのでしょうか。

女性職員の多くは、県庁という男性社会の中で働くことの大変さを感じながら努力をし、一生懸命頑張っておられます。県庁という男性社会で、男の人や幹部の人は当たり前と思っていることでも、当たり前でないことがたくさんあるんです。例えばです。女性活躍のアクションプランや子育て支援など、女性のための施策の多くは男性中心の意見で決められているのと同じですか。政策決定の場に女性が少ない、いないんじゃないかということを思うんです。

だから、現実を反映していないという声が女性職員の中からも聞こえてきます。なぜ女性を登用しないのか、私は男性社会の問題点がそこにあるように感じております。多様性の欠如は、女性、そして立場の弱い人への配慮が足りないのではないのでしょうか。知事、この議場を御覧になってください。ここに並んでおられる中に女性が何人いらっしゃいますか。

ある幹部の方が、まだ女性には管理職になる適任者がいないと話したそうです。私はそれを聞き、がっかりしました。違うでしょう。自分たちの尺度に合う人物がいないということと、県民に必要な人物とは違います。幹部の発言が事実だとしたら、女性を育てていないのではないですか。あるいは育ててこなかったということだと思います。

組織の強さは多様性だと私は思っております。自分たちの尺度に合う人物だけを評価するような組織であっては困ります。知事、そうですね。自分と異なる発想や考え方を持つ人こそ尊重する組織であってほしいと思います。

そこで、知事にお伺いします。今の任期のう

ち、ここに並ぶ幹部職員の何割を女性にするおつもりでしょうか。また、女性の働く場の環境整備も同じです。女性の意見が反映されておりますか。幾ら予算を使っても新たな一歩を踏み出さないと、絵に描いた餅になります。よりよくするためには、末端の人たちの苦勞を知っておかないといけないと思います。痛みが分かる人、特に女性の細やかな視点が重要だと思います。

女性は多様化の指標だと思います。施策の決定の場に女性は最低でも、本来は半数、男女同数がいいんですが、なかなか難しい。せめて3分の1は必要だと思います。知事のお考えを併せてお聞きいたします。

そして、認知症予防について少しお聞きいたします。あつたかふれあいセンターで、55センターあっていろいろやっている、この3つの認知症の取組を18か所やっている、そこを調査して、それによって分析をしていければ、また工夫をして検討していくということをおっしゃられました。ぜひ、この認知症への対策、本当に急がねば大変です。こうしてやっているけれど、年々増加している状況でございます。効果があれば、少なくなっているはずですが。少なくなれなかつても、抑制して抑えていく、そういう兆候があれば、私も今回出しません。それが無いから、今回出したところでございます。

そして、認知症サポーターさんに講習を受けることで個人が理解をし、そのことによって支援ができるということをおっしゃいました。それはとてもいいことだと思いますが、そのサポーターを養成する講習の中で、どうすれば認知症が防げるか、そして認知症になっても抑えるためにも、こういうことが分かっておれば抑えていくことができる、そういうことを知ってもらおう。知った上で認知症や家族の方に支援ができれば、それは自分のためにもなり、地域の高齢

者などのための認知症予防につながっていくと思います。

また、そういう教室を続けるためにも、やっぱり指導者さんを育てる。今地域でやっている高齢者教室って、どんどん少なくなっているがです。だから、そのためにもそれが必要だと思います。

そして、最後になりますが、広域都市計画区域の件ですが、12月13日に接道に関する緩和策が可能となった法が施行されたということですので、ぜひ引き続いて関係市町と連携して、よりよい方策を進めていくことを要請しておきます。

そして、知事にですが、ぜひ新たな一歩を踏み出せるためにも、ぜひ思い切って副知事を2人制として1人は女性を登用して、先ほど言われたように、日本一女性が生き生きと活躍できる高知県の実現を目指すことを求めまして、私の質問を終わります。

○知事（濱田省司君） まず、県庁職員、さらには副知事も含めた女性登用をというお話をいただきました。

議員のお話がありましたように、現在の環境の中で県庁がその力を最大限に発揮するためには、男女比も含めました多様性の尊重ということがぜひとも必要だというふうに思っております。そうした中で、目指すべき最終的な姿としては、議員から御指摘ありましたように、新規採用のレベルが女性が4割に達しているのであれば、最終的にはその水準を目指していくというのが目指すべき方向であるということではあるかと思えます。

ただ、現実には職員の人事配置ということを考えますと、一言で言うと適材適所と申しますが、これまでいろんな経緯は、お叱りもいただきましたけれども、現実には一定の職位で一定の経験を積んできていると、トレーニングを受けてい

るということが、やはり一定の職責を果たしていくというためには必要不可欠だという点は、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

そうした中で、今女性管理職という、いわゆる課長級以上というところで見ましたときに、2割近いところまでやっと上昇してきているということでございますので、方向としてはこれをさらに伸ばしていきたいということでございます。

ただ、現実の、特に私の任期中どの程度を目指していくかという数値目標に関して申し上げますと、やはりただいま申し上げました、それを担う言わば予備軍といえますか、その前のトレーニングを積んでこられている職位で、どの程度女性が現に占めているかということも考えて、現実的に達成可能性がそれなりにあると考えられるような目標でないと、これは意味をなさないと考えますので、そうした実情も踏まえて、この目標を設定してまいりたいというふうに思いますし、そうした点で、先々の最高幹部職員への女性の登用ということを考えましたときに、その前段階の職位の女性の登用ということ、今までのところ心がけているところでもあります。

副部長級は10名既に登用いたしておりますし、今お叱りございましたが、こういった人事制度の企画の中核になる人事課長も本年度から女性を登用ということで、いろんな形で種まき、ないしはそれを育てていくところの努力はいたしているところでございますので、議員お話しありました女性副知事の登用なども含めまして、今任期中にどうということを今の段階で申し上げられる段階ではありませんけれども、今までの成果も踏まえまして、できる限り多様性を尊重した組織になっていくと、していくという観点から、女性の登用にさらに努めたいというふうに思っております。

もう一点、あったかふれあいセンターなどの

認知症予防の取組に関してでございます。

これは御答弁申しましたとおり、今の県内のあったかふれあいセンターでの実情をよく分析して、効果があるかどうかというところを、より精査をした上で対応を決めたいと思っております。これは今議会でもいわゆるEBPM——エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング——エビデンス、証拠に基づく政策形成、これが求められている時代でございますから、より因果関係を精査して、何が決定的にこの効果を上げる要因であったかということ、本県の事例をベースにして分析する作業が不可欠だと思いますので、これを速やかに行った上で、今後の対応を決定いたしたいと思っております。

○議長（弘田兼一君） 依光議員に確認しますが、認知症の部分は質問でしょうか。

（21番依光美代子君「はい」と言う）

どなたに対する質問ですか。

（21番依光美代子君「すみません。健康政策部長との、サポーターに対しての講座の内容」と言う）

分かりました。

○健康政策部長（家保英隆君） 認知症サポーターの研修内容等については、当然最新の知見とか、そういうのに基づいて、きちっと講習会の内容とかを精査はしていかないといけないと思っております。活動自体は、寿命の高齢化に伴いまして、後期高齢者なり80歳以上の方が非常に増えていきますので、どうしてもそういう方々は認知症になる割合が多いということも踏まえて、対応のどういうふうなことをサポーターの方に期待するのかも含めて、少し学習内容、研修内容は検討してまいります。

○議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午後1時再開

○副議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

4番桑鶴太郎議員。

（4番桑鶴太郎君登壇）

○4番（桑鶴太郎君） 自由民主党、越知町・佐川町・日高村選出の桑鶴太郎でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問を行わせていただきます。

濱田知事の1期目は、コロナ禍や物価高騰といった厳しい状況に対処してこられ、共感と前進を県政運営の基本姿勢として邁進されてこられたと思います。

2期目の県政運営に当たっても、デジタル化では、デジタルによる人口減少社会への挑戦を掲げられ、関連施策の強化を通じて大都市部との距離など本県が抱える物理的なハンディを克服し、産業の生産性と生活の利便性の飛躍的な向上につなげられる、グリーン化では経済と環境の好循環の創出、グローバル化では県産品の輸出拡大やインバウンド観光の振興といった海外に目を向けた取組を一層加速され、県経済の立て直しはもちろんのこと、元気で豊かなあつたかい高知県を実現し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

現在、県政における最重要課題は人口減少対策だと思います。昨年の出生数が47都道府県で最少の3,721人になるなど、若年層を中心とした人口の減少に歯止めがかかっておりません。若者の人口、とりわけ女性の若年人口を増加させ、持続可能な人口構造に転換できるよう、不退転の決意で臨まれると、知事は提案説明でも述べられておりましたが、高知県の歴史や文化を

さらに前面に押し出し、地域の風習など移住者とのマッチングなども図っていくなど、様々な課題は山積しておりますが、2期目となる濱田県政の発展に向けた具体的な取組について質問してまいりますので、よろしく願いいたします。

令和5年もあと12日で終わろうとしておりますが、私にとっても、皆様にとっても、この令和5年という年は選挙、選挙、選挙と、本当に選挙が多い年だったと思います。春の地方統一選挙を皮切りに、先月末の知事選挙まで各種選挙がございました。その中で、今年イレギュラーではございましたが、参議院議員補欠選挙もありました。本当に広い高知県、徳島県の両県で代表者1人を決める選挙でした。私も選挙応援を行う中で切に感じましたが、知事も広く感じられたと思います。

高知県、それに隣県の徳島県を1人の国会議員がカバーし、意見を集約し、国に伝えていくということはなかなか難しいことだと思います。文化や風土の違い、風習の違いなど様々な課題が山積しております。それだけでなく政治に興味がない、誰がやっても同じといったような意見など、今回の選挙には自分の県の代表ではなく県外の候補者が立候補しているから自分たちに関係がないといった声も聞きました。

そういった要因により、より多くの政治離れが進んでいることが、投票率の低下にもつながっていると私は感じております。特に、中山間地域が多い高知県、徳島県の両県の県民の声は届きにくくなってきております。1県1人の国会議員をと訴えていくためにも、やはり合区制度解消は訴えていくべきだと私は思います。

また、我が党青年局では先月末に、高知県、徳島県だけでなく、鳥取県、島根県の4県の青年局と合同で、参議院議員選挙での合区制度解消の要望に上京をしておりました。その中で、

やはり我々だけでなく、県、市町村の首長の方々とも合わせ、参議院議員選挙での合区制度解消を訴えていく必要があると強く感じております。

そこでまず、昨年の9月議会で今城議員もお聞きしておりますが、参議院議員選挙における合区制度に対しての知事の御所見をお聞きします。

近年では、各種選挙における投票率は低下が続いており、知事選挙でさえ投票率は42.47%と、これまでで最も低い投票率でございました。その中でも、特に若年層の投票率の低下が顕著です。若者の政治離れや、政治に対する無関心さといったことが社会問題となっております。

こうしたことを背景に、今後の選挙啓発の在り方について、国や社会の問題を自らの問題として捉え、自ら考え、自ら判断し行動していく主権者を育てる主権者教育を意識した啓発事業を行うべく、対策が急がれているところだと思います。県でも小学生から大学生まで様々な対策を講じられてきているところだと思いますが、もう一步踏み込んだ施策を考えていかなければならないと思います。

そこで、若い世代の方々が選挙に、政治に興味を持ってもらうために、出前授業など学生に対して授業の一環で行っていくことが大事であると感じておりますが、若い世代に対しての啓発事業の取組や成果について選挙管理委員長にお聞きします。

また、各種選挙において順位づけは存在しておらず、いずれの選挙も地域の、高知県の種々の意見を伝えていく重責を担った代表者を定める大事な選挙となるため、各種選挙毎の果たす役割や必要性等も伝えていくことで若い世代に理解してもらい、投票率を上げていくことが必要だと感じております。

そこで、今後の啓発事業において、どういった部分に注力していかれるおつもりか、選挙管

理委員長にお聞きします。

また、本県では、農業分野をはじめ様々な分野でデジタル化を推し進めておられますが、選挙に対するデジタル化として、例えばスマホでできるデジタル投票などが考えられますが、デジタル化は暮らしの中に少しずつ溶け込みつつある中で、まだまだ浸透し切れていません。

身近なデジタル化として、スマートフォンなど、タブレットなどが挙げられますが、そういった身近なデジタルツールを利用した投票が必要ではないでしょうか。私たち世代にとってもそういったデジタルツールを活用できていると自慢できる状態ではありませんが、デジタルとともに成長してきた若い世代にとっては、なくてはならないツールとなっており、我々よりも容易に活用できる身近なものへととなっております。

そういった若者の使い慣れたツールを利活用することが可能となるのであれば、若い世代の政治、選挙に無関心な層に対してのきっかけづくりとなっていくのではないのでしょうか。そのためには若い世代に負けないように、我々若者たちの親世代も必死に学んでいく必要が出てきますが、今後のことを考えると、早急に取り組んでいくべき課題ではないかと感じております。

投票に行ったことのある方であれば御存じのことと思いますが、投票所の入り口から投票箱に投票するまでの立会人の人数や、アナログな投票方法に戸惑った方もいらっしゃるのではないのでしょうか。投票所によっては、引換えから投票までのアナログ感は、この令和においても変わっておらず、デジタル化にすることによって得られるメリットが、投票所の運営側、投票する住民側双方、どちらにとっても生まれてくるのではないかと感じております。

私の生まれる前から行われている、過ちの起らない手法であることは理解しておりますが、変わることで生まれるメリットについても、デ

メリットを最小限に抑えていきながら、国における早急の検討が必要だと感じております。

次に、子育てについてお聞きします。

先日、今議会一般質問での我が会派横山議員の代表質問に対し、知事からは人口減少対策総合交付金の大枠が示され、市町村への力強い後押しが示されたところですが、県の最重要課題である人口減少に歯止めをかけていくためには、妊娠から出産期の対策も大事ですが、生まれてからの育児期も大切と感じております。

若い世代の子育てへの不安や、移住者の子育ての不安が解消されることは、高知県の人口減少に少しでも歯止めがかけられるのではないのでしょうか。私も4人の子供を持つ親として、まさに子育て真っただ中の身であります。上の子は22歳で、今年の春からは新社会人となりましたが、次の子が二十歳の学生と17歳の高校生、そして一番下は11歳の小学5年生がおります。

子供というのは、時に予期せぬ行動をするものであります。特に、10歳未満の子供は、予期せぬ熱が出たりけがをしたりと、予期ができないことが多くあります。そのたびに保育園や小学校から連絡が入ります。親は、仕事を抜け出し迎えに行き、場合によっては、急遽仕事をお休みをいただくことになってしまい、職場にも穴を空けてしまうことが多々ありました。

また、10歳以上の子供でも、子供を1人で家に置いておくことは虐待だと疑われ、子育てしづらい現状もあると思います。私が生まれ育った中山間地域では、以前では地域の子供は地域で育てるといった風習がありました。休校や風邪などで子供だけで家にいるときでも、近所の方や親戚のおじやおば、さらには祖父や祖母にも見守っていただいております。

最近では、中山間地域でも地域の子供に声をかけるのも変質者に間違われてしまったりと、なかなか声をかけにくくなってしまっていて、地域

の子供は地域で育てるといったことは難しくなっているのではと感じております。特に、高知市内では御近所付き合いも希薄になったとお聞きしております。

そんな中、子供を育てていく中で、幼少期の支援策は充実してきていると感じておりますが、子供が中学生、高校生に進学するにつれて、制服や教科書、そして部活動に入れば部活動に必要なものなど、様々に経費がかさんでくるものであります。親は子供たちの夢や目標をかなえるために様々な努力をされてきておりますが、その中で医療費への負担は家計にも大きな影響を与えております。幼少期は風邪などの病気になりやすく、子供が成長していくと、骨折などがで病院にお世話になってくると思います。

そこで、医療費負担への助成は自治体によってまちまちではありますが、県内で統一的に18歳まで拡充することはできないものなのでしょうか。また、拡充を図りたい市町村への県の支援について知事の御所見をお伺いいたします。

次に、県内の待機児童についてお聞きします。県内の待機児童数は年々減少傾向にはありますが、毎年年度途中時点で一定数待機児童が発生しております。産休明けなど仕事復帰を機に子供を預けられる方々がおり、各園はその都度保育士の確保などに奔走されていると聞いております。

そこで、年度途中での待機児童の解消に向けた県独自の支援の現状はどのようなになっているのか、教育長にお伺いします。

また、小学生に上がると、市町村等が運営する放課後児童クラブというものがあります。放課後児童クラブによっては、土曜日に開所していても隔週の開所となっている場合などがあり、土日など関係なく働いておられるサービス業や小規模事業者の保護者さんの中には、毎週土曜日の開所を希望される方々もいらっしゃいます。

毎週土曜日の開所は、特に中山間地域のサービス業や小規模事業者にとっても、働き手確保や人材不足の影響軽減につながるのではないかと感じております。

そこで、放課後児童クラブの土曜日開所について教育長の御所見をお伺いします。

次に、病児保育についてお聞きします。病児保育に対して、自治体では前もって予約を入れていただかないと見れませんと言われ、急な発熱により急遽仕事を休まなくてはならなくなった親御さんが悲痛な思いを言われておりました。子供の急病は前もって分かるものではございません。病気になるだろうと予測して、事前に病児保育に予約を入れるということは不可能だと、全くもってそのとおりだと思いました。

子供の病気は突発的なものが多いわけでありますから、病気になった日でも見てくれるところがあれば、仕事に穴を空けることなく働けますし、仕事場にも迷惑をかけることが軽減されると思います。

そこで、人口減少で働き手不足が課題となっている中、若い世代が安心して子育てできるよう、病児保育の充実を図っていくことは、異次元の子育て支援にもつながり、重要だと考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

次に、県ではこれから移住者を増やしていかれるとお聞きしております。私が住む町では南海トラフ大地震を想定し、津波被害を避けるために、津波被害想定地域からの移住者も増えてきております。知り合いや友人も違う地域に住まわれており、また風土や文化、風習が違う地域に来ての子育てには不安ばかりでございます。相談するにしても、誰に相談すればいいのか分からないといった声を聞いております。

そういった方々が子育てをしていく中で、地域の様々な情報を入手しながら育児に奔走されております。情報社会の中、多くの情報が錯綜

しており、どの情報が正しいのか分からず、県が進めておられますファミリー・サポート・センター事業の情報も知らない方もおられます。ファミリー・サポートの利用件数は、延べ件数では多くの御利用をいただいているようですが、そこでこのファミリー・サポートの情報が移住者を含めて、初めて子育てをする妊婦さんなど、子育て世帯にはどのように発信されているのでしょうか。

ファミリー・サポート・センター事業をはじめ子育て支援に関する情報を、もっと効果的に発信できないものか、子ども・福祉政策部長にお伺いします。

次に、多様化する子育てについてお聞きします。子育てにも多様性があり、様々な形の御家庭があります。その中で、働きながら育児をされている御家庭は多く、育児と仕事の両立は以前からの課題となっていたと思います。

まずは、男性の育児参加が重要になってきていることは認識しておりますが、そこで男性の育児参加を促すことなど、子育て世帯のニーズが多様化している状況で、多様化する子育て世帯に向けた子育て支援施策をさらに強化していくことが必要と感じておりますが、どのように取り組んでいかれるのか、子ども・福祉政策部長にお伺いします。

そして、子育てと仕事の両立支援を進めるため、働き方改革に取り組む企業を県としてどのように支援していかれるのか、商工労働部長にお聞きします。

近年の状況を鑑みれば、子育てと仕事を両立させていくことの重要性はもちろん御承知のことと思いますが、先ほどから述べておりますとおり、現在においても子育てを行う親は漏れなく、子供の急な発熱やけがを起因とした急なお休みを取る必要が出てきたときに、職場に迷惑をかけてしまう、同僚に仕事の負担がといった

ふうを感じ、後ろめたさを感じながら子育てを行っております。少子高齢化が著しい高知県において、子育てを行っている世代が子育てしやすい職場環境づくり、職員の意識改革も行っていただきたいと思っております。

仕事に穴が空いてしまうことは、職場にとっても職員にとっても痛手となることは理解しておりますが、車の運転と同じように、かもしれないといった想定を職場全体がしていくことで、子供の熱が出て想定外の休暇を取得した職員のフォローの仕方などをしっかりできる職場が増えることにより、子育てしやすい環境が整い、少子化の現在から少しだけでも前に進んでいくことができるのではないのでしょうか。高知県に住む全ての方が安心して子育てができる環境づくりが、元気で豊かなあったかい高知県につながればと願っております。

次に、中・小規模事業者についてお聞きします。高知県の約9割を占める中・小規模事業者に対し、これまでも様々な支援をしていただき、頭が下がるばかりなのですが、今回は事業承継の取組状況や成果、またやむを得ず廃業を選択する事業者さんへの対応についてお聞きします。

特に、中山間地域ではコロナ禍以降、中・小規模事業者の皆様の現状については、国、県をはじめとした各施策を活用しながら、販路拡大や新規事業へのチャレンジ等を行っているところではありますが、一方でデジタル化、デジタルトランスフォーメーション化といった流れは、今まで実施していなかった事業所にとっては、挑戦を続けておられる状況となっております。

事業を継続し発展させていく中で、各施策を活用していくことは有用であるため、高知県での施策については引き続き実施していただき、より実情とマッチしたものを検討いただきたいと思いますところでございます。

そういった施策や支援団体による支援につい

ては、国や県、市町村により若干の差異等がありますが、創業、第二創業、デジタル化、販路拡大や新規事業創出、事業承継やMアンドA、人材確保や副業人材確保といったあらゆるニーズに対して補助施策や支援先が存在しており、支援を受ける環境が整っていることに関しては助かっていると思えますし、今まで以上に支援を続けていただきたいと思っております。

ここ最近、事業を継続される小規模事業者の持続的な支援をとった、我々小規模事業者にとってはとてもありがたい時代となっておりますが、小規模事業者の高齢化や担い手不足も進み、デジタル化の潮流に乗れず、そのまま廃業を選択するといった事業者も一定数存在しております。

また、コロナ禍後売上げが戻らず、倒産、廃業といった選択を行う事業者も存在しております。そういった地域の小規模事業者には事業承継・引継ぎ支援センターが相談窓口になり、事業の引継ぎやMアンドAの相談に乗っていただく形となり、地域の事業として存続のために取り組んでいただいていると認識しております。

そこで、県では、地域の生活や雇用を支えておられる事業者さんが次の世代への引継ぎを検討することなく廃業しないために、廃業から引継ぎへを合い言葉に、事業承継・引継ぎ支援センターや商工会、商工会議所などと連携して取組を進めておられることと承知しておりますが、この取組状況や成果について商工労働部長にお聞きします。また、相談に来られた事業者さんの中には、成約に至らず、やむを得ず廃業を選択する事業者さんもいるのではないかと思います。そのような事業者さんに対してどのような対応をされておられるのか、併せてお伺いします。

次に、高知県における中・小規模事業者の販路開拓支援についてお聞きします。

商工会議所や商工会の伴走型小規模事業者支援推進事業がスタートして以降、小規模事業者の販路開拓への取組支援が充実し、地産外商への足がかりとなる形が一定できつつあります。一昔前は、参加するにはハードルの高かった商談会への参加等も可能となり、着実に成果の出ている事業者も多くあり、大変助かっていると感じております。

そういった商談会での自社商品アピールの場は、販路拡大を行う上で必要不可欠なことと認識しておりますが、実際に商談会において高評価を受けた事業者さんの中でも、相手の求める生産量を指定期間内に製造できない、設備が整っておらず、指定される衛生基準を満たすことができない、相手の言い値で取引すると利益が出ないといったケースも耳にいたします。

そういった際に、自社努力でどうにかできればよいのですが、現状での生産量増加や、HACCP対応のための施設整備等に投資できず、諦めざるを得ない状況も発生していると思います。商品の評価と事業規模、設備の整備状況に必ずしも一致せず、また発展する際の投資箇所も事業所によって異なるため、ステップアップの仕方も様々ですが、取引先はそこまで考慮してくれない現状もあります。

そういった際に、事業者さんは選択できない選択肢を選ばざるを得ない状況となりますが、本来は選択することのできた道というものは多くあったのに、きっかけやタイミングの問題だった、違う場所での商談会であればよかったといったケースもあると思います。自身ではいい商品だと思っていましたが、バイヤーの評価は高くなく、一から商品を練り直す場合もあると思いますが、バイヤーの意見は辛辣で、担い手がない小規模事業者にとって、再チャレンジする気力も失ってしまう事業者もいるかもしれません。

小規模事業者が高知県内や首都圏で開催される物産イベントなどでの試食販売を通じての消費者の生の意見といったものは、大変重要と感じております。補助金を活用せずに販路を広げていこうとした際には、自費での商談会への参加や出展等もありますが、小規模事業者が首都圏等への物産イベントや商談会へ参加するとすると、個々の負担も大きく、販路拡大したくともできない状況も発生しております。また、人件費や旅費を考えると、収支をプラスに持っていくには障壁が存在することを以前より私自身も感じておりました。

そういった補助施策の充実も必要なことだと考えておりますが、まると高知などアンテナショップを活用した事業者支援についても、より一層検討いただきたいと思います。現在、銀座のまると高知において、店舗での販売を通じたテストマーケティングや店頭催事の募集、また来年開設が予定されております関西圏アンテナショップにおいては商品の募集も行われており、事業者にとって活用できればありがたいメニューとなっております。そういったアンテナショップの取組の情報を、アンテナショップを運営する地産外商公社から積極的にPRしていただきたいと思います。

そこで、アンテナショップを活用した事業者の販路開拓にどのように取り組んでいかれるのか、産業振興推進部長にお伺いします。

次に、食品衛生法の改正による手作り漬物の製造販売の課題と、その対応について県の見解をお聞きいたします。

私も子供の頃から、母や祖母が作ってくれた手作りの漬物に親しむとともに、商工会青年部時代に様々な場所へお伺いする中で、地元の産直市やお店、イベントなどでの地域のお年寄りやおばあさん特製の手作り漬物を大変おいしくいただけてきました。

そうした中で、先日の地元紙にも掲載されておりましたが、食品衛生法の改正に伴い、2024年6月以降は専用の加工場など衛生的な環境で製造された漬物以外は販売できないこととなり、生産者の方からは困惑と落胆の声が上がっております。

仁淀川流域でも多くの農家さん、家庭の味として、日曜市や地域の産直市などで販売をしてくれており、こうした手作りの漬物やお総菜は、田舎に住むお年寄りの生きがいや楽しみとともに、中山間地域に暮らす方々の貴重な収入源でもあります。

確かに、食中毒による死亡事故など法改正の背景は理解するところではありますが、一方で先ほど述べました中山間地域における高齢者の生きがいと収入源が奪われるようなことになれば、中山間地域再興を目指す本県としても、また生き生きと生活のできる高知県を目指す濱田県政としても残念な結果となるのではないのでしょうか。

県は、その対応として、必須となる製造施設やHACCPの必要性について研修等を行い、事業継続への支援に取り組んでいることは承知しておりますが、そもそも自分の家で作っていたものを別の場所に出向いて製造しなければならないことや、許可制となり新たな設備投資が必要となることを踏まえ、製造を諦めるといった生産者さんの声も聞きます。

そこで、新たに営業許可が必要となった漬物製造業の許可取得に向けて、生産者さんへのどのような対応を図っていくのか、健康政策部長にお聞きします。

また、道の駅や産直市などに並ぶ漬物を少量でも生産している農家の生産者さんが、引き続き漬物の製造販売ができるよう支援を検討してもらいたいと思いますが、産業振興推進部長にお伺いしまして、私の第1問とさせていただきます。

ます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 桑鶴議員の御質問にお答えいたします。

まず、参議院議員選挙におけます合区制度に対する所見についてお尋ねがありました。

10月に行われました参議院議員補欠選挙の投票率は、本県、徳島県ともに過去最低となりました。特に、自らの県の候補者が不在であった徳島県では23.92%と大変厳しい結果となりました。こうした結果は、自らの県から代表を選べないことなどに起因をいたします県民の政治に対する関心の低下あるいは失望など、合区制度の弊害を如実に示しているものと受け止めております。

合区は、地方の声の重要性よりも、1票の価値の平等が憲法解釈上圧倒的に重視をされてきたという経緯が背景にございます。言うまでもなく、1票の価値の平等は尊重されるべきであります。しかしながら合区は現在対象となっている4県にとどまる問題ではありません。こうしたことから、先月にも全国知事会として、衆参両院議長をはじめ憲法審査会の会長などに、次回の参議院議員通常選挙における合区の確実な解消を求めてまいったところであります。

合区の解消は、本来憲法改正によることが本筋だと考えますが、次回選挙までの時間的な制約を考えますと、当面の対応としては、現在与野党間で模索がされております法律改正による対応が現実的であろうと考えます。具体的には、年明けに召集をされます次の通常国会におきまして、参議院の地域代表的な性格を明確化し、各都道府県1人は代表を選べるといった内容の法改正の成立が図られることが不可欠であると考えます。

引き続き、全国知事会などの枠組みを通じました関係者への働きかけを行いますとともに、

御提案にありましたように、県内の市町村の皆さんにも呼びかけをいたしまして、合区制度の固定化は断じて容認できないという姿勢で国に訴えかけてまいる考えであります。

次に、医療費助成の拡充を図りたい市町村への支援についてお尋ねがございました。

現在、県におきましては、国の考え方と同じように、病気などで受診機会が多い乳幼児——6歳までの乳幼児の健康を確保するという観点から、医療費の無償化に取り組みます市町村に対して所要経費の2分の1の財政支援を行っております。これに対して、小学校の就学後は、主として子育て支援という観点から、各市町村の判断によりまして、助成対象を最大18歳まで拡大しているというのが現在の状況であると考えております。

しかしながら、子供の医療費は、本来住む地域や市町村の財政力に左右されず、県内はもとよりであります。全国どこでも安心して医療を受けられますように、国の責任において対応すべきものというふうに考えます。このため、全国一律での子供の医療費助成制度の創設に向けまして、引き続き全国知事会とも連携をし、積極的に政策提言を行ってまいりたいと考えております。

一方で、来年度から県内の市町村が地域の実情に合わせて実施をいたします、人口減少対策を総合的に支援する交付金の制度を創設するような方向で検討を今しております。この制度におきましては、基本配分型の部分といたしまして、新規事業、あるいは既存事業の拡充を行う場合に、市町村の裁量で活用する事業が決められるといった自由度の高い交付金を設けることを考えているところであります。

現在、その制度設計の検討を進めておりますけれども、市町村が子育て支援の観点から独自に子供医療費助成を拡充するという場合には、

この基本配分型の交付金を活用いただけるような制度とすると、そういうことを想定いたしているところでございます。

私からは以上であります。

(選挙管理委員長土居秀喜君登壇)

○選挙管理委員長（土居秀喜君） 若い世代に対する選挙啓発の取組や成果、また今後の啓発事業についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

県選挙管理委員会では、学校を訪問する選挙出前授業や、議員の皆様にご協力をいただいて開催しております若者と議員の座談会などの啓発活動を行っており、参加者からはおおむね好意的な感想をいただいております。しかしながら、今年4月の県議会議員選挙では10代の若者の投票率が17.37%と、過去に類を見ない低水準となったことから、秋の知事選挙に向け強い危機感を持って新たな啓発にも挑戦してまいりました。

具体的に申しますと、大きく3つの取組を行いました。1つは、選挙まんがコンテストの開催です。若年層になじみやすく、まんが王国・土佐を標榜する本県ならではの取組として行いました結果、多くの応募があり、その最優秀作品を新たに常時啓発用ポスターとして活用いたしました。

2つ目として、出前授業における生徒自らに政治や選挙の重要性について考えてもらうグループワークの導入です。これをきっかけに、春野高校の生徒さん方が学園祭の催しの一環として、知事選挙の本格的な模擬投票を実施することにつながりました。

3つ目は、高校における期日前投票所開設や、投票立会人あるいは投票所事務従事者への高校生の登用の推進です。10月に行われました参議院議員補欠選挙における10代の投票率は21.59%と、昨年の通常選挙からは6.6ポイント下落し

たものの、この選挙で初めて高校に期日前投票所を開設した四万十市では、逆に9.98ポイント上昇する結果となりました。今後は県教育委員会とも協力しながら、他の市町村でのさらなる設置を推進してまいりたいと考えております。

これら一連の取組に、県選挙管理委員会としましても一定の手応えを感じているところです。しかしながら、今回の知事選挙では、10代の投票率は現在集計中ですが、全体の投票率としましては42.47%と過去最低を記録し、投票率の低迷に歯止めがかかっていない状況です。

今後の取組としましては、県内の高校3年生全員を対象とした意識調査を実施することとしており、先月末に各学校へ依頼を行ったところです。調査では、当事者である若者自身による低投票率の受け止めや、家族の投票意識が生徒本人に与える影響など、若者の生の声を聞くこととしております。年度末までには調査結果を取りまとめ、効果的な啓発の検討に活用してまいりたいと考えております。

投票率の向上に特効薬はありませんが、今後も工夫を重ねながら、引き続き愚直に粘り強く取組を続けてまいります。

(教育長岡幹泰君登壇)

○教育長(岡幹泰君) まず、年度途中での待機児童の解消に向けた県独自の支援の現状についてお尋ねがございました。

本県の待機児童数は、令和5年4月1日時点で6人と、子供の数の減少に伴い、近年減少傾向にございます。その一方、育児休業からの復帰や仕事の都合により、年度途中からの入所を希望する保護者も多くいらっしゃると承知しております。こうした希望に対して、保育士の確保ができないなどの理由から速やかな受入れに至らず、結果、年度途中においてより多くの待機児童が発生している状況でございます。

このため、県教育委員会では、年度途中から

の入所に備えて年度当初からあらかじめ保育士を加配する市町村に対して、県独自の補助を行っております。本年度は、この補助制度を活用し、14市町村、40か所の保育所で保育士が加配されております。あわせまして、こうした加配も含め、保育所等において必要な保育士を円滑に確保できるよう、求職者と保育職場とのマッチングなど人材確保の取組も進めているところであります。

県教育委員会としましては、今後も次元の異なる少子化対策に関する国の動向も注視しながら、待機児童の解消も含め、安心して子育てできる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、放課後児童クラブの土曜日開所についてお尋ねがございました。

放課後児童クラブは、仕事などで保護者が日中いない家庭の児童が放課後等に安心して活動できる居場所であり、実施主体は市町村となります。また、その運営に関する費用の3分の2は、国と県で支援をしております。

現在、本県では20市町村に186の放課後児童クラブが設置されております。このうち、土曜日の開所について見ますと、ほとんどのクラブで実施されておりますが、毎土曜日に開所しているクラブは全体の4分の1にとどまっております。このため、議員のお話にもありましたように、保護者の希望に必ずしも応えられていないケースもあり得ると考えます。

放課後児童クラブの開所日の設定は、実施主体である市町村の判断になりますが、子育て家庭のニーズなども適切に把握し、地域の実情に沿ったクラブ運営をすることが求められるところであります。

また、土曜日のクラブ実施などにより、開所日数が一定以上となる場合には、運営費の加算措置もございます。こうしたことを改めて市町村に周知し、地域の実情に沿った放課後児童ク

ラブの運営を促していきたいと考えております。

最後に、病児保育の充実についてお尋ねがございました。

病気の子供や病気の回復期にある子供を病院や保育所等で一時的に保育する病児・病後児保育事業は、現在県内9市町村、22施設で実施されております。実施主体は市町村であり、県、国がそれぞれ財政支援を行っているところであります。国が示す本事業の実施要綱では、その利用に当たっては、まず保護者に子供をかかりつけ医などで受診してもらい、その上で施設側が受け入れる流れとされております。

その際、例えば発熱の原因など、医師による病状の確認や施設側の受入れ体制の整備などに時間を要し、当日中に受入れができないケースもあると承知しております。こうした事前の確認は、病児や病後児を安全に預かる上では必要な配慮であり、受入れに一定の時間を要することはやむを得ないものと考えられます。

他方、働きながら子育てできる環境づくりを進める上では、子供が病気のときに利用しやすい預け先があることは、休暇を取得しやすい職場づくりとともに重要なことと考えております。国においても、こども未来戦略方針などにおいて、病児・病後児保育の安定的な運営や、予約システムの導入などICTを活用した利便性の向上への財政支援の充実を進めるとされています。

県教育委員会としましては、こうした国の財政支援の積極的な活用を働きかけるなど、今後も市町村が行う病児・病後児保育の充実に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、子育て支援に関する情報の効果的な発信についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、子育て支援

に関する情報は、県や市町村に加え、地域の事業者や子育てサークルなど様々な情報があり、保護者の方々が気軽に必要な情報を取得できることが大切です。

現在、県では子育てに関する情報発信の手段として、妊娠・出産・子育て応援サイト、こうちプレマnetや、SNSを活用したプレマLINE、子育て応援の店などを紹介する高知家子育て応援パスポートアプリを運営しております。

こうちプレマnetは、昨年10月にリニューアルを行い、今年度のアクセス件数は昨年度の約2倍に増加する見込みとなっております。引き続き、アクセス件数の増加に向けて取り組むとともに、ファミリー・サポート・センターなどの行政情報に加え、子育てなどに困ったときの対処の方法や相談先など、妊娠期から子育て期の方々に必要な情報を提供してまいります。

また、今年10月にスタートしました子育て応援アプリは、現在2万人以上にダウンロードされるなど、多くの方に利用していただいております。行政からの情報に加え、子育て支援施設や子育て応援の店からの情報などを発信しております。今後は、このアプリを活用して、身近な子育て支援サービスの情報を的確にお届けする機能や、仕事や育児の両立支援につながる機能を充実し、利用の拡大に努めてまいります。

こうした取組を通じて、さらに効果的に子育て支援情報を発信することで、子育て家庭の孤立を防ぎ、安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりにつなげてまいります。

次に、男性の育児参加を促すなど、子育て支援策の強化についてお尋ねがございました。

子育て世帯のニーズが多様化する中、共働き・共育てを県民運動として強力に推進していくため、特に男性の育児参加を促す取組を強化してまいります。県内企業への支援としましては、男性従業員の育児休業に伴う代替要員確保への

支援や、従業員の仕事と育児の両立を企業の福利厚生制度によりサポートする場合への助成、企業版両親学級の開催等による職場内の意識啓発の強化などの検討を行ってまいります。

また、地域子育て支援センターの土日の開所を拡大し、父親が参加しやすいイベント等を開催することで、男性の利用促進につなげたいと考えております。さらに、高知家子育て応援パスポートアプリを活用して、プッシュ型で情報発信するとともに、先駆的な取組や男性インフルエンサーなどのロールモデルを切れ目なく発信していくことで、男性の子育てを支援してまいります。

加えて、子供連れの方や妊娠中の方に優先案内を行う、こどもファスト・トラックの取組や授乳室の設置など、子育て家庭に優しい環境整備に取り組む企業への助成など、新たな施策を検討してまいります。

これらの取組を通じて、社会全体で子育て家庭を応援する環境づくりにつなげ、男性の育児休業の取得は当たり前という共働き・共育てを推進してまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、子育てと仕事の両立支援を進めるため、働き方改革に取り組む企業をどのように支援するのか、お尋ねがございました。

県では全ての世代が活躍し、多様な方々がそれぞれの状況に応じて働くことができる高知県を目指し、これまでも働き方改革の推進に取り組んでまいりました。このうち、子育てと仕事の両立支援については、経営者向けセミナーや男性の育児取得キャンペーンの開催などのほか、県独自の制度でありますワークライフバランス推進企業認証制度の中で次世代育成支援部門を設け、取組を促進してきたところです。その結果、県内企業の男性の育児休業取得率は、

令和元年度の7.6%から令和5年度の速報値では28.7%と大きく上昇したほか、次世代育成支援部門の認証企業数も徐々に広がりつつあるところです。

しかしながら、多くの女性や若者が高知に残り活躍していただくためには、子育てと仕事の両立支援をさらに充実強化していく必要があると考えております。このため商工労働部では、第5期産業振興計画において働き方改革の推進を柱の一つと位置づけ、子育てと仕事の両立支援についても施策の充実を図っていきたいと考えております。

具体的には、働き方改革の支援を行う高知県登録働き方改革コンサルタントを増員し、企業の伴走支援体制を強化するほか、新たに女性用トイレや休憩室、キッズルームの整備など、女性が働きやすい環境整備に取り組む企業への支援を検討してまいります。

子育てと仕事の両立支援につきましては、商工労働部以外の部においても施策の強化が検討されておりますことから、各部とも連携し、強化された施策もお伝えしながら、多くの事業者において取組が促進されますよう、しっかりと支援してまいります。

次に、事業承継の取組状況と成果、廃業を選択する事業者への対応についてお尋ねがございました。

県内各地で地域の経済と雇用を支えてこられた事業を、地域の資産として次の時代に引き継いでいくことは大変重要であると認識しております。このため県では、事業承継・引継ぎ支援センターや金融機関、商工会などの関係機関と一体となって事業承継の取組を進めているところです。

これまで、機運の醸成を図るためのセミナーの開催や、金融機関や商工会などが後継者の有無を確認する中で、対象となる事業者の掘り起

こしなどを行い、事業承継・引継ぎ支援センターにつなげる取組を行ってまいりました。本年度は取組をさらに強化し、60歳以上の経営者に対してダイレクトメールの送付も行ったところです。

こうした取組の結果、センターへの相談件数は、平成27年度の107件から令和4年度には660件と年々増加し、第三者承継の成約件数は、平成27年度の4件から令和4年度には34件と、徐々にではありますが、成果が出てきているところです。

しかしながら、県全体の事業者数を考えますと、まだまだ十分とは考えておらず、特に事業承継の担い手となる後継者を増やす取組が必要であると考えております。このため、来年度に向け事業承継に関心のある方を、県内だけでなく全国から呼び込む施策の強化を検討しているところです。

一方、お話にありましたように、センターに相談いただいた事業者の中には、成約に結びつかず、やむを得ず廃業を選択される方もございます。多くの事業者にとって廃業の手続きは初めてとなることから、よろず支援拠点や弁護士などの相談先を紹介し、必要な手続きを行っていただくようにしているところでもあります。

引き続き、関係機関と連携を密にし、施策の強化も図りながら、県内の地域地域においてできるだけ多くの事業が承継されますよう取り組んでまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) まず、アンテナショップを活用した事業者の販路開拓についてお尋ねがございました。

アンテナショップは、大都市圏における県産品のショールーム機能としての役割はもちろんのこと、プロモーションや外商活動との相乗効果により、県内事業者の販路開拓につなげるこ

とを目的として設置をしております。

そうした目的の下、銀座に設置しましたまるごと高知は、首都圏において県内事業者が外商に向けて第一歩を踏み出す拠点として活用され、県産品の外商拡大に大きく貢献してまいりました。

こうした成果を踏まえ、来年7月には大規模プロジェクトを契機に経済活力が高まっております関西圏の新たな拠点として、梅田にアンテナショップを開設いたします。この店舗では、首都圏と比べて近距離にあるという優位性を生かし、本県の強みであります食にとことんこだわって、販路開拓の機会を一層拡大してまいります。

具体的には、店舗内の催事スペースのみならず、フロア内にあります共有スペースも活用いたしまして、事業者自らが商品のこだわりや特徴を消費者に直接お伝えし、試食もしていただくなど、旬の食材や自慢の逸品を販売できる機会を積極的に提供したいと考えております。これにより、多くのファンを獲得しますとともに、そのファンを県内事業者のECサイトへ誘導し、県内事業者と関西の消費者を直接結びつけることで販路拡大を図ってまいります。

こうした取組を積極的に活用していただきますため、地産外商公社が事業者に対し直接情報提供を行いますとともに、商工会などを通じてこれまで以上に周知を図ってまいります。県といたしましても、産業振興推進地域本部を通じて、幅広く地域の事業者の皆様へ情報提供を行ってまいりたいと考えております。

今後も、アンテナショップに期待されます役割をしっかりと果たしてまいりますことで、販路開拓にチャレンジする意欲ある事業者の皆様を支援してまいります。

次に、漬物の製造販売を行う事業者に対する支援についてお尋ねがございました。

今回の食品衛生法の改正に伴う対応への支援といたしましては、市町村独自の支援制度に加えまして、県では複数の事業者が共同で行う加工施設の設置や改修に対して、補助制度の周知徹底を図り、活用を促してまいりました。

しかしながら、経過措置終了まで半年と迫る中、議員のお話や新聞報道にもございましたように、自宅で製造を行っております生産者を中心に許可の取得が進んでおりません。そのため、多くの市町村長から、このままでは製造販売を諦める生産者が数多く出て、地域ならではの味の伝承が危ぶまれるといった危機感を持つ声が日に日に高まっております。

このため、県といたしましては、複数の事業者のみならず、個々の事業者でも引き続き漬物等の製造販売ができますよう、早急に支援制度を創設したいと考えております。その際には、地域の実情に応じた柔軟な運用が可能となりますよう、市町村の御意見を伺いながら制度設計を行ってまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) 食品衛生法の改正に伴い、新たに営業許可が必要になる生産者への対応についてお尋ねがございました。

平成30年の食品衛生法の改正は、浅漬けを原因とする死亡事例など、全国的な食中毒事案への対策を強化するため、漬物製造業、水産製品製造業などを新たに営業許可業種に位置づけ、生産現場における衛生管理の徹底を図ろうとするものでございます。

このため、県では道の駅や直販所、市町村などと連携し、事業者の把握を行うとともに、事業者を対象とした講習会を開催し、許可の必要性、施設基準、相談窓口の周知などに努めてまいりました。これまで、漬物製造業を対象とした研修会を令和2年度から現在までの間に合計24回開催し、1,100人余りの皆様が参加されてお

られます。

また、営業許可の取得に当たっては、保健所が随時相談対応するとともに、必要に応じて生産現場に伺い、具体的な改善策の提案を行うなどの対応をしてまいりました。現在、改正法に対応した漬物製造業の許可数は96件であり、今後も以上のような事業者の皆様へ寄り添ったきめ細やかな対応に取り組んでまいります。

○4番(桑鶴太朗君) 執行部の皆様、それぞれ丁寧かつ真摯にお答えいただき、誠にありがとうございます。

子供施策に関してなんですけれども、これから子育てをしていく世代、若い世代が高知県で子育てがしたい、県外に住まれている方も高知県で子育てがしたいと思えるような施策になればと願っております。

また、小規模事業者支援につきましても、中山間地域の事業者や生産者にとりましても事業がしやすく、前に向けるような施策になることをお願いいたします。

また、食品衛生法の改正、漬物の質問につきましてなんですけれども、答弁は本当に生産者さんにとっても大変ありがたい前向きな御答弁をいただけたと思っております。6市町村以外の市町村ともしっかり連携をし、対応していただければと要望しておきます。

また、投票率の向上も、若い世代から投票率を上げていき、親世代にも、子供のほうから親への投票呼びかけをしていくような方法も取っていただければと考えております。

ということで、お願いばかりですけれども、2問目はございません。本当にありがとうございます。これで私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○副議長(今城誠司君) 暫時休憩いたします。

午後2時9分休憩



午後2時40分再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

32番はた愛議員。

（32番はた愛君登壇）

○32番（はた愛君） 日本共産党のはた愛でございます。通告に沿って個人質問をさせていただきます。

まず初めに、知事の政治姿勢について伺います。

政治と金の問題について伺います。連日報道されていますが、自由民主党主要5派閥が、政治資金パーティー券の販売ノルマを超えた分を所属議員にキックバックし、議員側も収支報告書に記載していなかった問題です。収支報告書に書かないということは裏金づくりであり、脱税とも言えます。特に最大派閥である安倍派、清和政策研究会の不記載は2022年までの5年間で約5億円規模になる可能性が指摘されています。さらに問題なのは、犯罪性の組織性です。不記載について派閥から指示を受けたと証言する宮澤防衛副大臣は辞職をされましたが、派閥からしゃべるなど口止めをされたとも証言しています。

そもそも政治資金規正法は政治活動の公明と公正を確保し、民主政治の健全な発達に寄与することを目的として、政治家個人への企業・団体献金を禁止してきました。しかし、事実上企業・団体献金がこのような形で容認され、さらには裏金づくりとなっていたわけです。

本日10時、東京地検特捜部は安倍派、二階派について強制捜査に踏み切りましたが、今後は何に使われていたのか徹底解明と同時に、事業

収入である政治資金パーティー収入についても寄附として位置づけ、企業・団体献金を全面的に禁止する方向へ法改正を行う必要があると思いますが、知事の認識を伺います。

次に、困難を抱える女性支援についてです。

なぜ女性を公的に支援する必要があるのか理解するには、女性が苦しむ社会にあるゆがみを見る必要がございます。家父長思想や男性優位社会が根強く残る日本社会の中で、多くの女性が置かれている暮らしの状況は深刻です。非正規率の高さや性被害の実態は社会問題化され、同時に大きな政治課題ともなっています。

一方、女性の活躍が経済の発展の推進力となることは、企業、財界も認めるところですが、それでも日本で暮らす多くの女性は困難を抱えています。その実態について、2023年1月31日、国連人権理事会の作業部会において、日本の人権状況に関する普遍的定期的審査が行われていますが、今回の審査では、115か国が日本に対して発言を行い、勧告の数は約300です。日本が世界の人権水準に照らし、遅れを指摘されている中には、ジェンダー平等や、女性や子供に対する性的搾取の問題もあります。

この国連の勧告の一部、女性の人権に関わる点を少し紹介したいと思います。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律における配偶者からの暴力の定義において、身体的暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動の具体的内容が不明瞭で被害者救済が不十分、経済的な暴力や社会的隔離が該当する旨を明記するなど、同法の改正が必要であると指摘しています。

また、女性に対する性的搾取について、性的搾取目的の人身取引や性産業の実態把握と対策、被害者の保護が必要である、リベンジポルノ等のインターネット上の被害への対策も必要であるという勧告です。

労働面では、一般労働者の男女間の賃金格差は74.3%であり、前回審査時2017年の73.4%からほとんど改善していない、非正規雇用労働者のうち女性は68%を占めている、女性のうち非正規雇用労働者は54.4%であるのに対し男性は22.2%にとどまる、女性正社員・正職員以外の所定内給与額は年間193万3,000円に対し、男性正社員・正職員の所定内給与額は年間350万7,000円で、女性は男性の55%となっており、雇用形態も給与額も男女格差が大きいと勧告しています。

子育てでは、育児休業取得率は女性が81.6%に対し、男性は12.65%にとどまり、男性は、うち5日未満の取得が28.33%を占めているとの勧告内容が報告されています。このように、男性優位の社会構造の中で女性が置かれている状況は深刻で、改善をしなければなりません。

国内世論、国際世論の高まりの中で2022年5月、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律——女性支援法が成立し、2024年4月から施行されることになりました。この新法は、2021年の厚生労働省の婦人保護事業見直し検討会などの議論を経て、超党派の議員による議員立法として上程されました。背景には、女性や若者が性犯罪、性暴力の被害に遭っている事実が広く社会問題化し、政治課題としても性暴力や性売買の根絶へ支援が強く求められてきたことにあります。これまでの売春防止法では、女性を管理的な上から目線の保護更生という名の処罰対象としており、支援するという概念自体がないこともあり、改善を求める世論も高まっていました。

根本的解決につなげる支援を保障する法整備として、今回女性支援法ができましたが、目的は困難に直面したら支援が受けられ、安心して自立した生活ができるような男女平等社会をつくることとしています。対象者も困難に直面

する全ての女性としており、年代や国籍、障害の有無、文化的背景を問いません。また、性暴力やDVに限らず、居場所の喪失や経済的貧困、孤立なども支援の対象としています。新法は、できるだけどんな相談にも応じ、一人一人の意思を尊重し、多様な機関と連携していくことを行政の役割とし、行政はこれまで以上の支援体制の充実整備が求められてきます。

2023年3月末に国が示した基本方針では、都道府県が新法に基づく基本計画を策定することと義務づけています。現在、県においては計画策定の準備や協議を行っていると思います。

一方で、国は市町村が基本計画を策定することについては努力義務としていますが、最も身近な市町村の役割こそが重要です。地域の女性の実態を把握し、支援課題などを明らかにする点でも、市町村における計画策定の意義は非常に大きいと考えます。女性支援法が絵に描いた餅にならないよう、市町村が意義ある支援に取り組むために、県がどう市町村をバックアップしていくのか、注目と期待があるところです。

知事自身もあらゆる場面で女性の活躍の重要性を述べられ、高知で若い女性が働き、暮らせる希望ある県を目指されていると思いますが、まず女性支援法の意義について県はどう認識され、積極的にどう取り組んでいかれるのか、知事に決意をお聞きします。

今回、女性支援法の制定の一方で、売春防止法の一部が廃止されましたが、改善されなかった点もあります。売春防止法第5条、刑事処分のうち勧誘等の処罰については削除されませんでした。勧誘する者とされる人々、つまり勧誘を強いられている女性たちを救済するのではなく、刑事処分や補導処分の対象として性的搾取の被害者の救済を遠ざけるものだと、日弁連も国連も指摘をしている点です。

売春防止法第5条は削除することが望ましい

のではないのでしょうか、県としての見解を子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

国の基本方針にもあるように、行政機関と民間団体は対等な立場で協働していくことが特徴の一つとなっています。相談、支援の現場は、今や民間なくして包括的な支援はできないのが実態ではないのでしょうか。例えば、暴力から逃げる場として民間シェルターなどの運営がされていますが、公立、民間を問わず、安全な場所の確保は最初に確認される大事な点でもあり、その充実が重要です。

民間団体と行政がよく協議、協働して事業を進めていくことは重要です。計画策定の実行においては、場の設定だけではなく、幅広い関係者の意見が予算や体制強化の面でも反映できる権限を持つ場としていくことが大事だと思います。その考え方や取組について子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

実効性ある女性支援事業にしていくためには、安定的な予算と人材の確保が必要です。令和5年1月、国の有識者会議の議論の中でも、女性相談支援員を市町村に設置することを義務化する必要性を求める意見も出されています。全国的にも現行の女性相談支援員の多くが他の業務との兼務や非正規雇用であり、相談業務の充実を図るためには、さらなる人員確保は重要な課題となります。

県として、女性相談支援員が専門能力を高めることができ、庁内外での連携を進め、支援が必要な女性のために動けるよう、どう具体的な取組を進めていくのか、今後の人員確保策についても子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

次に、教育行政について伺います。

まず、奨学金制度の改善について伺います。現在、専門学校や短大、大学など高等教育に進学している学生の約5割は、返済が必要な奨学

金や教育ローンという名の借金を背負っています。教育に多額の費用がかかる現状は、学生や子育て世代の将来不安を生み、ひいては少子化の原因になっているとも指摘されています。根本的には国こそが十分な教育予算を確保し、専門学校や大学等、高等教育の無償化を行うことです。

また、返済不要な給付型奨学金も拡充することも行うことです。給付型の奨学金制度の対象の多くは非課税世帯であり、つまり課税世帯の多くは給付型が使えません。高知県において課税世帯が利用できる支援制度としては、高知県高等学校等奨学金などがあります。問題なのは、その世帯に返還するめどがあっても、申請条件に満たないとされるケースが存在をしているということです。その原因の一つは連帯保証人の問題です。

現在、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例に基づく高知県高等学校等奨学金貸与者選考事務要領では、連帯保証人の条件を定めており、2人の連帯保証人のうち、少なくとも1人は保護者以外の者で独立の生計を営む成年者と記述しています。この独立の生計を営む成年者とは20歳以上65歳以下の者です。ただし、やむを得ず前記に該当する者を連帯保証人としてできない場合は、申立書を添付すれば、65歳を超え70歳以下の者を連帯保証人にすることができますとしています。

しかし、独立の生計を営む者の年齢を最大70歳までとしても、そういう連帯保証人すら見つからないケースが少なくありません。相談で寄せられる声には、異常な物価高騰が続き、まともに賃金も上がらない社会の中で、もう進学は無理だと諦める声が多く、子供も保護者も苦しんでいます。

ある保護者は、自分たち以外の世帯に連帯保証人を頼めるのは限られてくる、親も年金暮ら

しの70代後半で、頼める兄弟はいない、今の連帯保証人の条件では借りられないと、進学のための資金繰りは本当に大変だと訴えています。

高知県の高等学校等奨学金の連帯保証人の条件設定は、同じ返済型の他の制度と比較しても厳し過ぎではないかと思えます。例えば、社会福祉協議会の教育費の貸付制度では、低所得世帯であることが条件ですが、償還期間は20年、無利子、連帯保証人は不要としています。現在、社会福祉や住宅の分野でも民間の保証団体等を認める時代となっています。

教育行政においても奨学金等の保証人問題については改善が必要ではないでしょうか、どう認識されているのか、改善への取組を教育長にお聞きいたします。

また、償還免除の問題では、県の奨学金条例の第9条には、「教育委員会は、奨学金の貸与を受けた者が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたときは、教育委員会規則で定めるところにより奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる」としていますが、その対象範囲は非常に限定的です。

県の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の第18条では、県が求める返還免除の条件について、奨学金を借りた者が、精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳が必要となる場合について免除ができるとしていますが、その具体的条件とは、常時心神喪失の状況にあるもの、言語の機能を失ったもの、そしゃくの機能を失ったもの、手の指を全部失ったもの、常に床に就いて複雑な介護を要するもの、その他精神または身体の障害により労働能力を喪失したものなどの場合は返還未済額の全額免除ができるとしています。つまり、自力で動けない、食べられない、しゃべれない状態、立ちもはいもできない状態でないと全額免除とならないということです。

さらに、条例施行規則第17条の返還猶予の規定で認められる経済的困窮の範囲についても、給与所得者の場合では年間収入が150万円以下、給与所得者以外の場合は必要経費控除後の所得金額が85万円以下と規定されています。県制度の経済的困窮の定義とは、生活保護水準でなければ猶予にもならず、さらに延滞利子については、何と10.95%も発生します。返還猶予や延滞利子、免除の定義や範囲は、貧困が拡大する県内の社会実態や賃金状況に合っておらず、あまりにも理不尽です。国の制度が不十分ならば、県がお金の心配なく学べる環境をつくっていく責任を果たしていくときです。

支援が必要な世帯が、こぼれることなく利用でき、生活実態に応じ返還ができる制度へ、貸付選考の条件や返還猶予、延滞利子、免除の条件設定などを改善していくことが必要です。県教委の考えと今後の対応を教育長にお聞きいたします。

この間、奨学金の在り方も変化をしてきました。例えば、医師、看護師、介護士、保育士などを目指し学ぶ者に対しては、奨学金を受けた場合であっても、その自治体で一定期間働く場合などは奨学金の返済が免除できるなどの改善がされてきました。また、お隣の徳島県では、徳島県奨学金返還支援制度を設け、若者の県内就業の促進と産業人材の確保を図るために、大学等を卒業後、県内の事業所に一定期間就業した場合、奨学金返還に要する経費を最大100万円支援することとしました。教育における経済的負担の軽減は、人口減少対策や少子化対策としても非常に重要であります。

高知県においても、さらに教育の負担は軽減していく必要があると考えますが、知事にお聞きをいたします。

次に、臨時教員の採用審査と充て指導主事問題について伺います。高知県の小・中・高の学

校現場では、不登校やいじめの重大事態の発生割合が全国でトップ、また発達障害も含め、支援が必要な児童生徒たちの学びを支える特別支援教育コーディネーターの専任配置もゼロ、病休、産休、育休の代替が必要な場合でも配置が十分できていないなど、人手不足は深刻です。課題が山積している教育現場には、十分な教員配置こそ必要です。

まず、充て指導主事問題についてお聞きをします。2022年、代替教員が見つからない状態が1か月以上あった事例が66件ありました。本当に先生はいないのでしょうか。教壇に立たない先生と言われる充て指導主事の数に現在130名を越し、その割合は全国で1位です。

教育長は2022年2月議会で、指導主事は本県の小中学校の学力課題や不登校等、喫緊の課題の解決を図るため配置していると答弁していますが、本来は日常の学校現場にこそ十分な教員配置を行い、学力向上やいじめ、不登校対策に素早く日常的に対応していくことが大事なのではないでしょうか。

教員配置について、まず充て指導主事を現場に返す見直しへ決断が必要だと考えますが、考えを教育長にお聞きいたします。

次に、採用審査制度の見直しについて伺います。県教委が公開している資料から、県内小学校の臨時教員採用の実態を紹介します。2016年では受験者数241名に対し採用者は110名、そのうち臨時教員経験者は76名で、割合は69.1%でした。その後、臨時教員経験者の割合は、2017年53.6%、2018年27.4%、2019年26.7%、2020年16.7%と異常に下がり続けています。

まず、2021年度と2022年度の実態について、正規採用者に占める臨時教員の経験者数の割合は何%か、教育長にお聞きをします。

採用審査制度については、大きく2つの見直しが行われています。1つ、採用審査の日程を

早めることや関西会場での採用審査の実施、2つ目には、臨時教員の採用審査の免除制度の充実として、前年度の1次審査を合格した者は翌年度の1次審査の筆記試験の一部を免除することですが、それでも教員不足は深刻化しています。

新たな改善策を県教委は示す必要がありますが、例えば1次審査の免除は、現在筆記試験のうち教職・一般教養のみです。つまり、専門教科の免除がされていないため、1次審査は結局全員が必要というのが実態です。一方、他県では臨時教員の経験年数に沿って1次審査の全面免除が行われています。そのために県外での正規採用を求めて高知県の臨時教員を辞め、他県で採用される方が少なくありません。

全国的に見ても高知県の臨時教員の採用審査の免除要件は今や遅れており、県内でせっかく経験を積んだ人材を制度の不十分さから県外へ流出させています。この点を県教育委員会はどう受け止めているのか、お聞きをします。また、他県のように一定年数の経験を積んだ臨時教員には、1次審査を全面免除する改善を行うときではないでしょうか、教育長にお聞きをいたします。

次に、医療的ケア児の災害対策について伺います。

24時間365日医療的ケアが必要なお子さんを育てるお母さんから、災害時における電源確保の重要性についてお話を伺いました。南海トラフ地震に限らず、大規模災害が頻発する時代となっていますが、電源確保の問題は、障害の有無にかかわらず生活維持に不可欠な問題でもあります。

在宅で人工呼吸器が必要な方には発電機の支給が行われていますが、それでも当事者の皆さんは、不安は大きいと話します。例えば、停電時の人工呼吸器のバックアップ能力についてお

聞きをすると、内部と外部の交換バッテリーは24時間分、支給を受けた発電機はガスボンベタイプで昼間しか利用ができませんが、約24時間分、個人で整備した住宅用蓄電池が16時間分とあります。つまり、呼吸を維持する電気が3日もつかどうかという状況です。

一般的に災害時の停電復旧には3日はかかると言われておりますので、医療的ケア児を含め在宅療養者にとっては安心できない、非常に厳しい環境と言えます。県としてあらゆる努力はされてきたとは思いますが、さらに当事者や関係組織とも連携し、災害時の電源確保を進める必要があると思います。

例えば、岐阜県は要電源重度障がい児者の災害時等支援ネットワークという形で、災害時の支援が有効に行えるように、市町村に対して実態把握などの調査をお願いし、ネットワーク会議を立ち上げ、医療機関や消防、電力会社、医療機器メーカーも関わり、行政が積極的に支援体制を整備する取組を進めています。また、神奈川県川崎市では、医療的ケア児者への発災時の電源確保事業の中で、市内3か所で市が用意するハイブリッド車から医療機器の外部バッテリーへ充電ができる制度をつくっています。さらに、長野県では、県の社会福祉協議会が医療的ケア児の家庭とEV電源車を持つ市民を日常から把握し、給電ボランティアとして地域でつなぐ事業を始めています。

災害時の電源確保は、避難所や医療機関などの重要拠点だけではなく、在宅医療が必要な現場についても対応していく必要があります。その手段の一つとしても、電気自動車からの給電や電源ステーションの設置なども考えられるのではないのでしょうか。

県として、在宅で医療の継続が必要な方の災害時の電源確保をどう充実させていくのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

また、電源確保と同様に酸素の確保についても高知県災害時医療救護計画の中では、酸素ステーションを各保健医療圏域に1か所以上の開設を想定し、モデル事業を実施し、課題を整理して県内へ展開することとしていますが、その機能を有効にするためには、当事者、関係機関の意見を十分に聞く場が早急に必要だと思います。

県はどのように取り組んでいくのか、今後の取組内容とスケジュールについても健康政策部長にお聞きをいたします。

次に、医療的ケア児を含めた災害時の小児医療体制について伺います。県においては、医療的ケアが必要な方を災害時にどう支え、命を守るのか、実効性ある取組を進めるため、平成27年3月から高知県災害時医療救護計画を策定し、必要に応じて改定もされてきました。今回は、特に子供及び医療的ケア児がこの医療救護計画の中でどう位置づけられ、救護支援が保障されているのかを聞きたいと思います。

昨年6月議会で同様の質問がされていますが、災害時医療救護計画の医療救護活動のうち、県の役割と初動体制では、災害時周産期リエゾンがあり、妊産婦に対する医療救護体制は明確化されています。このリエゾンの中に、小児及び医療的ケア児も含めることを求めた当時の質問に対し、健康政策部長は、県としましても、小児科や産科の医師数が限られている本県の現状を踏まえ、周産期と小児の医療を総合的に調整することが望ましく、小児・周産期リエゾンとして体制を拡充すべきと考えていますと答弁しています。しかし、その後の今年7月に改定された高知県災害時医療救護計画を見ますと、小児、医療的ケア児は盛り込まれず、元のままの周産期リエゾンとなっています。

なぜ医療的ケア児や小児を含めた改定にしなかったのでしょうか。その理由について健康政

策部長にお聞きをします。また、速やかに改定を行い、高知県災害時医療救護計画の中で小児・周産期リエゾンと明記をすべきではないでしょうか、併せてお聞きをいたします。

最後に、物価高騰対策について伺います。

まず、国保の基金について伺います。政府による超低金利政策の結果、円安が物価高騰を深刻にさせています。特に、中小零細事業者は年末を控え資金繰りに苦しんでいます。借りられるものは全て借りた、経費を削るのも限界だとの声をよく聞きます。高知市内でも展望が持たず、倒産となる前に廃業を決断する事業者が増え、生活保護申請も増えていると実感しています。これで若者に魅力を感じてもらえる高知県をつくり、経済面でも立て直していけるのでしょうか。

行政はよく持続可能な財政と言いますが、その横で県経済を支える99%の中小零細事業者は破綻の危機です。持続可能にすべきは、まず県民の暮らし、地域経済ではないでしょうか。

日本年金機構の調べによると、社会保険料を滞納している事業者は今年の3月末時点で14万811事業所あり、そのうち4万6,150事業者が納付猶予を受けているといます。社会保険料の一つに国保がありますが、国保利用者というのは、少ない年金暮らしの高齢者、インボイスによる新たな増税となる自営業者、低賃金と長時間労働で苦しむ非正規労働者です。

国保の被保険者は、物価高騰が一番直撃している世帯でもあります。県内市町村の所得に占める保険料の割合は平均約11%です。例えば、高知市の場合、年収400万円台で子供が2人いる4人世帯なら、年間約40万円を超える保険料を納めることとなります。その一方で、被保険者が納めた保険料が医療給付との関係で使われずに、基金として県には約40億円近く残っています。基金がたまる一方で、被保険者は異常な物

価高騰の中で高い保険料に苦しむという理不尽な状況だと言えます。

コロナ中は、国保制度においても徴収猶予などの影響緩和措置が取られてきましたが、5類移行後は措置は打ち切られています。そもそも国保制度の減免、猶予については、国民健康保険法第77条で、市町村は条例または規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し保険料を減免し、またはその徴収を猶予することができることと各市町村の申請減免の権限を認めています。この解釈から、財源があれば市町村が現場の実態に即した対応を行うことができますが、現在は国保の運営は県と市町村が役割分担をしており、県は市町村から納付金を集めるとしています。その後、使われなかった部分が基金として積まれていくわけですが、それをどう被保険者の負担軽減のために県が還元していくのかが問われています。

次期納付金の算定の際に活用することは当然の流れと思いますが、今回は急ぎ基金を活用し、物価高騰に苦しむ被保険者の現年分にも対応できる負担軽減策を、県として市町村が支援を行えるようなスキームを検討する必要があるのではないのでしょうか、健康政策部長にお聞きをいたします。

次に、市町村が行う生活支援の地域振興券について伺います。今年、生活保護受給者に芸西村から1万円の商品券が給付されましたが、県の福祉保健所から8,000円を超える2,000円分について収入認定する、次回の保護費で減額する旨の説明がされました。

収入認定の根拠として、令和5年4月12日付の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等の生活保護制度の取扱通知が示されていますが、この意味するところは、令和4年9月27日付の厚労省の課長通知にあるように、支給対象者1人につき8,000円以内の額に

ついて収入認定しない扱いとすること、なお額の範囲については、これにより難い場合は厚生労働大臣に情報提供することとあります。

今回のケースは、厚生労働省に情報提供することで全額を収入認定しないこともできたのではないのでしょうか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) はた議員の御質問にお答えをいたします。

まず、政治資金パーティーと企業・団体献金の在り方についてお尋ねがございました。

政治資金パーティーにつきましては、その収入は政治資金規正法上、パーティーへの参加の対価として支払われるものでありまして、寄附とは性質が異なるとされております。

また、政治活動に対する企業・団体献金の在り方は、これまでも数次にわたり法改正が行われまして、現在は政党や政治資金団体に対してのみ認められているというふうに承知をいたしております。

政治資金パーティーを含めました政治資金の在り方につきましては、民主主義のコストをどのように負担するかという観点から、法改正の必要性を含め、国会の各党各会派で御議論をいただくべき問題であるというふうに考えます。

なお、今報道されております政治資金の問題に関しまして、私が持つておる印象をあえて申しますと、この政治資金規正法上の中身云々というよりは、政治資金の収支のありのままの姿を収支報告書に記載すると、そういう制度の基本の部分でルールが守られていないのではないかというのが今の問題ではないかと思えます。そういう意味で、ルールの基本部分に関しての実効性の確保をどう図っていくのかというのが、今回の問題の再発防止のための最大のポイントになるのではないかというふうに感じていると

ころであります。

次に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の意義と今後の取組につきましてお尋ねがございました。

この法律は、性被害や予期せぬ妊娠、経済的困窮、孤立など、女性をめぐる問題が複雑化、複合化していることを踏まえまして、新たな支援の枠組みを構築するために制定をされたものであります。

近年、女性をめぐる社会環境は大きく変化をしているところでありまして、これを踏まえて、従来の売春防止法が、売春をなすおそれのある女子の保護更生を目的としていた、そうした枠組みであったものを、これに基づく支援の枠組みを超えまして、困難な問題を抱える全ての女性を支援対象にしたと、こういう点が評価をされるどころだというふうに考えます。

現在、県におきましてはこの法律に基づきまず基本計画の策定作業を進めております。この基本計画におきましては、住民に身近な市町村や関係機関、民間団体などと連携をした、包括的で切れ目のない支援体制づくりを推進することといたしております。具体的には、女性相談支援センターが核となりました関係者間の支援調整会議を設置いたしますほか、女性相談支援員の市町村への配置の促進、民間団体と連携した相談支援などの充実に取り組んでまいります。

今後は、市町村計画の策定支援にも取り組みまして、県と市町村の役割分担の下、困難な問題を抱える女性への包括的な支援にしっかりと取り組んでまいる考えであります。

最後に、教育におきます経済的負担に関しまして、人口減少対策、少子化対策の観点から、その軽減が必要なのではないかというお尋ねがございました。

教育におけます経済的負担の軽減につきましては、まず第一義といたしまして、将来を担う

子供たちが、経済的な理由で修学の機会を失うことがないようにするという意味で、大変重要な取組だというふうに考えております。また、お話がございましたように、少子化対策、人口減少対策に資するという側面も併せ持つものというふうに捉えております。

このため、本県におきましては、高校生を持つ家庭を対象といたしまして、国の制度に基づき貸与型の奨学金のほか、授業料を支援する就学支援金、授業料以外の教育費を支援する奨学給付金を設けているところであります。

このうち就学支援金につきましては、正規の修学期間、全日制は3年、定時制は4年でございますが、これを超えて在学する場合には、国の制度の支給対象にはならないということにされておりますので、この部分は県単独で支援をするという制度を取っております。

このほかにも県単独の支援策といたしまして、医師、看護師、助産師を目指す大学生などが一定期間県内に就業した場合の奨学金の償還免除制度、あるいは多子世帯に対しまして、国の制度の対象とならない部分の保育料を軽減する制度などを設けているところであります。

その上で、本県の喫緊の課題であります少子化、人口減少を食い止めるためには、さらなる取組も必要だと考えております。このため、国の責任において全国一律で実施すべき制度につきましては、全国知事会とも連携をし、国に対してその充実を求めてまいりたいと考えております。

また、ただいま申し上げましたような県の単独の取組も強化をいたしますために、1つには来年度に向けまして、大学などを卒業し、県内に就職する方を対象とした奨学金返還支援制度の創設を現在検討いたしております。そのほか、教育費の負担軽減を含めまして、市町村におけます人口減少の対策の取組を支援するために、人口減少対策総合交付金の創設についても検討

を進めているところであります。

県といたしましては、こうした取組によりまして、教育におきます経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(子ども・福祉政策部長 山地和君 登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、売春防止法第5条の削除についてお尋ねがございました。

売春防止法第5条は、売春を目的に勧誘等をした者を6月以下の懲役または1万円以下の罰金に処すると規定をしております。この規定に対しましては、検挙者の大半が女性であり、様々な理由で生活基盤を失った背景があるにもかかわらず、こうした女性を処罰することは人としての尊厳を害するおそれがあるといった御意見があるものと承知をしております。また、売春をなくすためには、女性を処罰するのではなく、救済や支援が必要との御意見もあるところであります。

議員からお話のありました売春防止法第5条の削除につきましては、これまでも国会や国が設置した検討会において議論されており、売春防止法の規定の見直しにつきましては、引き続き国政の場で検討されるべきものと考えております。

県としましては、新たに制定された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、市町村や民間団体等と連携を強化し、売春の背景となる困難な問題を抱える女性への支援に取り組んでまいります。

次に、困難な問題を抱える女性への支援について、幅広い関係者の意見を予算や体制強化に反映するための考え方や取組についてお尋ねがございました。

困難な問題を抱える女性への支援には、行政機関とそれぞれの特色を生かした支援を行う民間団体等が協働し、相互に補完し合いながら支

援に取り組むことが重要だと考えております。
このため、本年度末の基本計画の策定に向けましては、民間団体の代表者5名、学識経験者3名を含む協議会を立ち上げ、支援の実態に基づいた御意見などをお伺いしているところです。

この協議会は、次年度以降も継続し、計画の進捗管理を行うとともに、課題や今後の対応について御意見を伺う場として活用し、困難な問題を抱える女性支援のさらなる強化策に反映していきたいと考えております。

加えて、市町村や支援機関、民間団体など関係の御意見を幅広くお聞きし、国の支援策も活用しながら、困難な問題を抱える女性への支援体制の充実を図ってまいります。

次に、女性相談支援員の資質向上や活動に当たっての環境整備、人員の確保策についてお尋ねがございました。

女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性の発見に努めるとともに、女性の立場に立った相談や専門的技術に基づく援助を行うなど重要な役割を担うこととなります。

そのため、県においては、女性相談支援員のスキルアップを図るため、専門的な知識、技術を習得するための研修や勉強会等を行ってまいります。また、支援を行う際に女性相談支援員が孤立することがないように、多機関協働のネットワークの構築など、活動しやすい環境づくりを進めます。

人材の確保につきましては、令和6年4月の困難女性支援法の施行により、女性相談支援員の配置が県は義務、市町村は努力義務となります。女性相談支援員の任用に当たっては、法において、職務に必要な能力や専門的な知識、経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならないとされており、その趣旨に沿って取り組んでまいります。

また、市町村に対しましては、女性相談支援

員の配置を働きかけるとともに、女性相談を担当する職員の資質向上のための研修の実施や、民間団体も含めた支援者同士の連携を促進してまいります。

最後に、生活保護受給者に給付された地域振興券に係る収入認定についてのお尋ねがございました。

議員からお話のありました芸西村の生活支援地域振興券は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、芸西村の住民基本台帳に登録されている全ての住民を対象に、令和5年8月に1万円分が支給されております。

生活保護制度では、厚生労働省通知により、給付金等については、その趣旨や目的を考慮して、8,000円までは収入として取り扱わないこととされており、残りの2,000円は収入として認定され、生活保護費が減額されます。ただし、生活保護の実施機関が、特別な事由があり、特別な取扱いが必要と認める場合には、厚生労働大臣に情報提供した上で、2,000円についても収入として取り扱わないことが可能となっております。

芸西村の事例につきましては、生活保護を所管する安芸福祉保健所において、特別な取扱いは必要ないものと判断し、2,000円分を収入とみなし生活保護費を減額しておりました。しかしながら、県の福祉指導課から厚生労働省に確認したところ、厚生労働省からは国に情報提供があれば対応するとの回答がありましたので、現在県から厚生労働省に対して情報提供を行っております。

現時点では厚生労働省からの回答はありませんが、特別な取扱いが必要と認められる場合に該当する旨の回答があれば、安芸福祉保健所が減額しておりました生活保護費は支給する予定となっております。また、今回の厚生労働省の対応につきましては、県内の市町村に対しまし

て情報提供を行っております。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、奨学金制度における保証人要件についてお尋ねがございました。

奨学金制度は、貸与を受けた方の返還金が原資となって新たな貸与を行うという仕組みで成り立っており、制度を安定的に運営するためには、着実に返還がなされることが必要となります。そのため、高知県高等学校等奨学金においては、貸与申請の際に2名の連帯保証人を求めているところであります。

議員のお話にありますように、社会福祉や住宅の分野における民間団体等の保証につきましては、機関保証制度が導入されております。しかしながら、各都道府県の高等学校の奨学金においては、貸与の件数や金額が小規模であることなどから、保証を引き受ける機関がなく、現在機関保証制度を導入できている都道府県はございません。このため県教育委員会としましては、連帯保証人要件を継続しつつ、他県の動向も引き続き注視してまいりたいと考えております。

次に、貸付選考の条件や返還猶予、免除の条件設定の改善についてお尋ねがございました。

奨学金の貸与に影響が出ないよう、奨学金資金を安定して確保するためには、一定以上の収入を見込める方に対しましては返還を求めることが必要であると考えております。本県の制度において、貸付選考の条件や返還猶予・免除の条件は、中四国各県の基準と同程度のものであると認識しております。

先ほど知事が答弁をされましたとおり、国の制度に基づき貸与型の奨学金のほか、授業料を支援する就学支援金や、授業料以外の教育費を支援する奨学給付金などを通じて、経済的負担の軽減に取り組んでおります。県教育委員会としましては、今後も奨学金制度に加えてこうした

取組を実施することで、保護者の経済的負担の軽減に努めてまいります。

次に、充て指導主事についてお尋ねがございました。

指導主事は、本県の学力課題や不登校等、喫緊の教育課題の解決を図り、また県の教育振興基本計画を着実に推進するために、各学校や市町村教育委員会に対し指導・支援を行っております。そして、海岸部から山間部まで広範囲に学校が点在する本県の状況の中で、各学校や市町村教育委員会の要請に応え、また支援を充実させるために、県及び市町村教育委員会事務局に一定数の指導主事を配置する必要があると考えております。

本年度の国の調査において、学力の向上や不登校の早期把握、対応等に一定の成果が見られたことから、こうした体制によって徐々に教育課題の解決が図られ、より質の高い教育が実施できるものと考えております。

現在、次期教育振興基本計画における教育施策を検討しているところであり、この教育施策を着実に推進するために必要な指導主事数についてさらに精査を行い、適正配置に努めたいと考えております。

次に、令和3年度と令和4年度の小学校教員の採用者数に占める臨時教員の割合についてお尋ねがございました。

まず、令和3年度審査の採用者107名のうち臨時教員は14人で、その割合は13.1%、また令和4年度審査の採用者94人のうち臨時教員は24人で、その割合は25.5%となっております。

最後に、臨時教員の県外流出への受け止めと採用審査の改善についてお尋ねがございました。

本県では、前年度に1次審査を合格した県内臨時教員につきましては、1次審査の全部を免除しているほか、24月以上の県内臨時教員経験を持つ方は1次審査の一部を免除するなど、県

内臨時教員の適正な評価と採用に取り組んでまいりました。

中四国で見ましても、本県と同種の1次審査の全部免除制度を設けているのは4県であり、また経験年数のみをもって1次審査を全部免除している県はございません。また、本県の小学校での受審倍率は令和3年度審査で9.2倍と、全国で最も高くなっております。こうしたことから、制度の不十分さから県内臨時教員が県外に流出しているとの認識はございません。

一方で、学校現場において実践を積み、必要な専門性を持った臨時教員を適正に評価し、採用につなげていくことは大変重要なことだと考えております。そのため、来年度の採用審査については、臨時教員をしながら専門教養審査の準備をすることの困難性、あるいは面接、模擬授業だけで評価することの是非などの観点から、既に見直しを進めているところであります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、災害時の医療継続が必要な方への電源確保についてお尋ねがございました。

人工呼吸器などの医療機器を用いて在宅で療養されている方にとって、災害時、電源の確保や酸素の供給は重要な課題であると考えております。

在宅療養者における電源の確保については、高知県災害時医療救護計画を補完します高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアルにおいて、平時から自家発電機や蓄電池、自動車などを活用した予備電源の確保を推奨しており、自治体や支援者の方へ啓発を図っているところでございます。災害時の早い段階では、こうした平時から確保している予備電源を活用していただくこととなりますが、ライフラインが復旧するまでに時間を要する場合は、御家族や地域の支援者の方から電源の確保支援を得る

こととしております。

県としましては、一人一人の状況に応じて市町村が作成します災害時個別支援計画において、電源確保を含め御家族や支援関係者間の役割分担を明確にした上で、毎年その内容を確認することで電源の確保に備えることができるよう、市町村などへの助言を行ってまいります。

次に、災害時の酸素ステーションの設置について、今後の取組内容とスケジュールについてお尋ねがございました。

災害時に酸素を確保するため、酸素ポンベの備蓄や、平時からポンベを必要とせず、空気から高濃度酸素を生成する酸素濃縮装置の利用を推奨しております。ただ、これらの備えがあっても災害数日後には酸素ポンベの不足が生じることから、酸素については日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門高知県支部と協定を締結し、迅速に療養先へ供給していただけることになっております。

それでもなお停電が長期に及ぶ場合などには、特定の場所に酸素供給が可能な施設を設置することが有効であり、高知県災害時医療救護計画におきましては、酸素ステーション——通称H O Tステーションといいますけれども——の設置を図ることとしております。

計画では、酸素ステーションは保健医療圏域ごとに1か所以上の開設を想定しており、まずは来年度にはモデル市町村を設定し、当事者や医療機関の方にも災害時個別支援計画の策定などを通して御意見をお聞きしたいと考えております。その上で、当該市町村、保健所、酸素取扱業者などと課題整理や具体の設置場所について検討する予定としております。今後、毎年度モデル市町村を選定し、できるだけ早期に各保健医療圏域で設置が可能となるよう、県として支援してまいります。

次に、災害時医療救護計画に医療的ケア児や

小児が含まれていない理由と、今後は明記すべきではないかとお尋ねがございました。

災害時においても、周産期に加えまして医療的ケア児を含めた小児医療を総合的に担う医療提供体制の構築が重要と考えております。こうした観点から、昨年8月以降、県内の医療関係者によるワーキンググループにおきまして、周産期リエゾンに小児、医療的ケア児を含めた体制と活動について検討を進めてまいりましたが、しかしながら医療機関におけるコロナ患者への対応などもあり、関係者の協議に時間を要したことから、本年7月までの同意に至らず、同月に改定した計画に記載することができませんでした。

その後、県の周産期医療協議会において、その活動内容について御承認をいただきましたので、次回となる来年3月に開催予定の県の災害医療対策会議にお諮りし、同計画に位置づけたいと考えております。

なお、医療的ケア児も含めた災害時に在宅で医療継続が必要な方々への支援方策については、既に災害時医療救護計画を補完する高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアルに記載がされております。

最後に、物価高騰対策として、国保基金を財源とした国保世帯への負担軽減策についてお尋ねがありました。

県の国民健康保険事業には、国民健康保険法に基づく国保財政安定化基金と、県条例で設置している国保財政調整基金の2つの基金がございます。

まず、国保財政安定化基金については、法律及び条例に基づき収納不足市町村に対する貸付け、特別な事情があると認められる収納不足市町村への交付、県の特別会計において財源不足が生じた場合に限り処分することができるとされております。

また、県の国保財政調整基金については、条例で国民健康保険事業の財源に不足が生じたとき、保険料水準の著しい上昇を抑制するときなどに取り崩すことができると規定しており、国保の財政運営の安定化を図るための基金という性格上、その用途は限定しております。

こうした条件の下、県国保財政調整基金の活用については、県と市町村で協議を行い、毎年度の納付金水準の上昇の平準化や、令和12年度の県内保険料水準の統一に向けた市町村間の激変緩和策などに活用することとしております。

このため、物価高騰対策を直接の理由とした基金の活用は困難であると考えております。毎年度の保険料水準が著しく上昇し、その抑制について市町村と協議することになった場合には、物価高騰の状況も考慮されるものと考えております。

○32番（はた愛君） 第2問を行います。

まず、政治資金規正法について伺います。

この問題は、不記載という法律違反をしただけではなくて、脱税、利権で政治をゆがめていたということも明らかになりつつあります。国民の怒りは頂点に達しておりまして、内閣支持率は今日の毎日新聞の報道でも16%、各社報道でも2割を切るという勢いです。とんでもない問題なんだというのが県民、国民の怒り、世論です。

国民を欺いて信頼を欠くというような今回の問題、違法性というだけではありません。組織性、そして信用失墜という社会的な影響の大きさ、こういったことを考えると、当然関係者の国民への説明は果たされるべきだと私は思いますが、この国民への説明責任については、濱田知事についてお伺いをしたいと思います。

令和4年の県の選挙管理委員会が公表している資料では、浜田せいじ後援会が11月6日、ザクラウンパレス新阪急高知で開いた政治資金

パーティーでは、約2,700万円の収入があったと報告されています。その一方で支出は約540万円、差引き約2,160万円は後援会の収入です。これを利益率というふうに、事業収入ですので見ますと、濱田知事が開かれた政治資金パーティーはこのほかにもありますので、合わせると利益率は平均88%です。このお金が一体何に使われているのかということが、やっぱり説明責任として果たされるべきではないかと思えます。

あわせて、この政治資金パーティーの県選管の資料では、濱田知事後援会だけではありません。全体で9団体、うち政治家は7人、全てこの9団体の総収入は約8,000万円、支出は2,200万円、つまり収益とされるお金は5,800万円です。これが何に使われていたのかということが今社会的に問われている問題で、知事が答弁で言われた不記載、記載をすれば済むとか、記載をするルールを見直すとかという問題では今やなくなっているんです。

いろんな報道がありますように、知事としてこの政治資金の使い道について、これを県民に説明するという責任があらうかと思えますが、その対応をお聞きます。

そしてあわせて、国会はもちろんですけれども、この問題で疑惑をかけられている政治資金パーティーの収支報告、利益率について、何に使われていたのか、この問題については関係者がきちんと説明をするというのが本来の筋ではないかと思えますが、その点について知事に2問をいたします。

○知事（濱田省司君） まず、後段にお話がございました今回の問題に関しまして、関係者が説明する責任があるのではないかと、この点については、おっしゃるとおりだと思います。刑事告発もされているような状況だということで、今この状況では御説明を差し控えたいというような反応をされていると思えますけれども、やは

り国民の立場に立ちましたら、いろいろな事情はあろうかと思いますが、少なくともしかるべき時期には、当事者からしっかりと説明が行われるべきではないかというふうに考えております。

とりわけ、今回問題になっておりますのは、収入の不記載はもとよりであります、そうしますと支出も不記載ということになっているのではないかということだと思います。そうした場合、まさしく今収支報告書を見た限りでは、何に使われたかということはさっぱり分からないということになっているわけでありまして、収入の不記載部分に対応する支出、この状況についても少なくともその概要は分かりやすく説明がされるべきではないかと思っております。

一方、私の収支報告書について御質問がございました。概略の数字、手元にはございませんが、おおむねおっしゃったような数字かと思えますが、このパーティーは、私は昨年、選挙の前年に行ったものでありまして、選挙の費用に関しましては、様々な経費が臨時的にかかるということもございます。また、日常的には秘書も雇用をいたしておりますので、選挙の年以外にも秘書の人件費、その他政治活動を行う経費がかかるということでございます。

これらにつきましては、各年度の収支報告書の中で支出として、法令に基づきまして報告をしているところでございますので、これは御確認をいただければ分かります。結果、昨年はそうした形でかなりの額を翌年に繰り越すという報告をさせていただいておりますが、今年も収入、支出に関しましては、収入は極めて限定的になると思えますが、支出が秘書の人件費、そして選挙にかかった費用等々ということで、これは期限までに収支報告をさせていただくつもりにしております。その点、それを御覧いただければ、詳細は県民の皆さんに御理解いただけ

るというふうに考えております。

○32番（はた愛君） 最後になりますが、教育委員会の奨学金に対する認識は非常に甘いと思います。延滞利率10%を超えるというこの割合は四国の中でも一番高い、またそういう状況がありますので、ぜひ奨学金の改善もお願いをしたいと述べまして、全ての質問といたします。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明20日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後3時52分散会

令和5年12月20日（水曜日） 開議第4日

出席議員

- 1番 竹内健造君
- 2番 戸田宗崇君
- 3番 上治堂司君
- 4番 桑鶴太朗君
- 5番 土森正一君
- 6番 榎尾絢子君
- 7番 久保博道君
- 8番 上田貢太郎君
- 9番 今城誠司君
- 10番 金岡佳時君
- 11番 下村勝幸君
- 12番 田中徹君
- 13番 土居央君
- 14番 横山文人君
- 15番 西内隆純君
- 16番 加藤漠君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 三石文隆君
- 20番 畠中拓馬君
- 21番 依光美代子君
- 22番 大石宗君
- 23番 武石利彦君
- 24番 西森美和君
- 25番 寺内憲資君
- 26番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 武藤信之君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長者会 成瀬洋君
- 人事委員会長 澤田博睦君
- 公安委員長者 刈谷敏久君
- 警察本部長 高清水善弘君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 中島勝海君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 飯田志保君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第4号)

令和5年12月20日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和5年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第4号 令和5年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第5号 令和5年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第6号 令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第7号 令和5年度高知県電気事業会計補正予算
- 第8号 令和5年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第9号 令和5年度高知県病院事業会計補正予算
- 第10号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 令和6年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第16号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第17号 高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定に関する議案
- 第18号 高知県立美術館の指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立文学館の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第25号 高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第26号 県有財産(高知中央産業団地)の処分に関する議案
- 第27号 野根海岸海岸災害復旧工事請負契約の締結に関する議案
- 第28号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変

更する契約の締結に関する議案

第29号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第2 一般質問
(2人)



午前10時開議

○議長（弘田兼一君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

門田純一人事委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、成瀬洋人事委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

また、小田切泰禎公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、刈谷敏久公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」から第29号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上29件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

7番久保博道議員。

(7番久保博道君登壇)

○7番（久保博道君） おはようございます。自民党会派の久保博道でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

最初に、高知城の国宝化につきましてお聞きをいたします。

御承知のとおり、高知城は戦前の昭和9年に、当時の国宝保存法に基づき国宝に位置づけられておまして、追手門の横には立派な、国宝高知城の石碑が建っております。しかし、昭和25年に文化財保護法が新たに施行され、現在は重要文化財の位置づけとなっています。

一方、全国の現存している12のお城の天守を見たときに同じ江戸時代初期に建立された天守が次々と国宝になっていることから、私は平成27年6月定例会及び平成28年2月定例会におきまして、高知城の国宝化について、当時の教育長に対し御質問や御提案をしたところであります。私は高知城の国宝化は、何よりも県民がふるさと高知県に誇りを持つことにつながると思っています。

そこで、まず知事に高知城の国宝化の意義についてどのようにお考えか、御所見をお聞きいたします。

さて、県では平成28年度から平成30年度まで3か年をかけて、高知城の国宝化に向けての調査であります高知城重要文化財建造物調査事業を当時の教育委員会が行っております。

そこで、まずどのような調査を行ったのか、改めてその内容について、現在は所管が替わっておりますので、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

そして、残念ながら高知城は、1727年の享保の大火により天守を含む大半が焼失し、その後再建をされています。そんなことから高知城の天守は国宝指定の基準を満たしていないという判断をされたとのことですが、その判断内容に

つきまして文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

また、高知城の国宝化につきましましては、大変関心を持っている県民の方々がいらっしゃることもあり、この調査内容について平成31年3月に報告会を開催したとお聞きをしていますが、どのような報告会を行ったのか、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

一方、私は先日、広島大学の三浦正幸名誉教授の記念講演「高知城の天守・御殿と櫓・城門」を高知城歴史博物館で聴講してきました。三浦名誉教授は日本の城郭建築の第一人者であり、建築の国宝に関する文化庁の文化財保護に関しても強い影響力をお持ちの方で、記念講演後に改めてお時間を取っていただき、高知城を国宝にする県民の集いのメンバーと一緒に、高知城の国宝化に向けて有益なアドバイスをいただくことができました。

いただきましたアドバイスの内容は、これまで様々な方からお聞きしていました高知城の国宝化に向けてのアプローチと全く違う内容でした。これまで国宝の対象は他の国宝に指定された城と同様に高知城の天守でしたが、三浦先生のおっしゃるアドバイスの内容は、高知城の本丸にある天守や本丸御殿をはじめとする11の重要文化財の建物群を一まとめにして国宝にすることが可能ではないかという、これまでお聞きをしたことのない画期的な発想でした。

具体的には、当時は武家諸法度により城郭の修復は幕府への届出が必要であり、まずは1727年の享保の大火によって焼失した追手門を除く高知城の再建に向けて、高知城歴史博物館に残されている修復の嘆願書から始まり、修復の箇所を示した絵図などの幕府への許可申請書や返事などの往復書簡を解明することが必要であるとのことでした。言葉を換えれば、往復書簡を解明することによって、再建した高知城が1600年

代初期に建造した当時の高知城を踏襲していることを証明することでした。そして、その上で全国で唯一残存している本丸にある天守などの11の重要文化財の一つ一つの建築物の価値を改めて証明することが必要であり、そのことについては三浦先生が御尽力をしていただけるということでした。

三浦先生の言葉を借りると、さきに述べましたように、本丸にある11の重要文化財を一まとめにして国宝化することのことでした。高知城の本丸は、天守はもちろんのこと、本丸御殿、廊下門、黒鉄門、東西の多聞櫓、土塀などの建物群を完全に残す全国唯一のものであり、それらの個々の価値や重要性を改めて証明することができれば、国宝化も十分に視野に入ることのことでした。

そして、そのためにはこれらのことを学術論文として発表すること、そして調査報告書を作成することが必要であり、このことが国宝としての新しい知見となり得ることのことでした。そしてこのことについて、文化生活スポーツ部と高知城歴史博物館で打合せを行ったとお聞きしていますが、その内容について文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

また、一方で三浦名誉教授がおっしゃっていたことは、国の文化政策として京都や奈良に国宝が集中するのではなく、国策としてインバウンドをはじめ観光振興を考えたときに、地方にも国宝を配置して観光客の誘致を全国各地に図っていこうとしているとのことでした。そんなことから、現在高知県には国宝の建造物は大豊町の豊楽寺薬師堂しかなく、その意味からも、高知城の国宝化についてはきちんと道筋を立てて学術的に整理をすれば、可能性は高いとのことでした。

こうした三浦名誉教授がおっしゃる新たなアプローチの御提言を踏まえ、文化庁や他の専門

家の御意見もいただき、調査に取り組むことにより、国宝化の道が開ける可能性があるのではないかと思います。

今回の御提言を生かして、改めて国宝化を目指して積極的に取り組むことが必要だと考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

そして、実務の動きとして、今後はまずは高知城の再建に向けての往復書簡が所蔵されている高知城歴史博物館と三浦名誉教授及び文化生活スポーツ部との意識合わせや所蔵物の確認が必要ではないかと思います。その上で、必要に応じて次への展開が求められるところですが、このことについて文化生活スポーツ部長の御所見をお聞きいたします。

また、一方では、他県のお城の国宝化に向けての取組を見るまでもなく、そして三浦名誉教授もおっしゃっていましたが、県民の盛り上がりが必要であり、高知城の国宝化に向けての新しい知見の可能性があるのであれば、そのことを広く県民の皆様にもお知らせをして、歴史に関心のある方々に協力を求めることが大切だと思います。私も地区評議員として名を連ねています土佐史談会の皆様も快く協力をいただけたと思います。

そこで、今後は県民の皆様に対する広報と御協力の依頼についてどのように考えているのか、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

最後に、三浦名誉教授の御協力がいただける今回の絶好の機会を逃せば、高知城の国宝化はしばらく遠のくと思います。そんなことから、不退転の決意で国宝化に向けて取り組まなければならないと考えます。直近で国宝になった松江城の場合は、本格的な活動を始めた松江城を国宝にする市民の会の発足から6年目で国宝化を実現していますが、高知城も国宝化の活動をスタートしてから既にそれ以上の時間が経過をしています。ぜひ県民が一つとなって、高知城

の国宝化を実現したいと思います。

次に、地域公共交通の問題を取り上げたいと思います。

最近まで高知新聞に公共交通をテーマにした記事が連載されていましたが、鉄道や路線バス、電車をはじめとする公共交通は、通勤や通学、通院、買物などの日常生活の移動手段として、高齢化の進む本県のみならず全国共通の課題であり、生活に必要不可欠なインフラであります。

そして一方では、スーパーマーケットや病院、介護施設等が独自に運営している、買物客や患者等を送迎するマイクロバス等も見受けられます。また、特に中山間地域が県土の大部分を占める本県では、マイカーがなければ日々の暮らしが大変不便なことは御承知のとおりです。

しかし、高齢化率が36.1%と全国に10年先駆けて高齢化が進む中、全国各地の痛ましい高齢者ドライバーの交通事故を見るまでもなく、今後は運転免許証の返納も進んでいくと思われます。そんなことを考えるとき、県民生活の基本インフラと言ってもよい地域公共交通は、しっかりと維持をしなければならないと思います。

一方、地方交通事業者の大半は、運行費用を運賃収入で補えない赤字運営であり、その運行のための多額の補助金が充てられています。しかし、鉄道やバスが道路や橋やトンネルのような社会資本であるという認識に立てば、その維持や存続に税金が充てられることに違和感を覚える人は少ないと思います。

ただ、税金が使われる以上、その有効性は厳しくチェックされるべきであり、過大な地域公共交通を維持するための必要以上の財政支出は論外となります。そのときに、その財政支出が適正か否かを判断することが求められ、定性的ではなく定量的に証明されるべきであると考えます。

そんな中、近年広まってきている定量的に証

明する手法に、当該地域公共交通が廃止された場合に必要となる医療や福祉、また商業等の多様な行政部門の施策の費用を算出して、当該地域公共交通の多面的な効果を把握するクロスセクター効果という手法があります。

そこで、このクロスセクター効果を貨幣価値に換算する手法とはどのようなものか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

そしてまた、一方では利用客が減少し従来の公共交通機関が結果として輸送力の過剰になっており、交通事業者は交通需要を掘り起こす努力を続けているものの、人口減少が主な原因の場合は利用者の減少傾向に歯止めをかけることは難しいと考えます。

その際には、公共交通機関の供給と実際の交通需要の最適化を図ることが求められ、車両の小型化や運行経路やタイヤの見直しが必要となってきます。あわせて、その時々の実用可能な科学的な知見を活用した、汎用的で効率・効果的な公共交通機関でなければならないと思います。このことについて、中山間振興・交通部長の御所見をお聞きいたします。

そこで、まずは現段階ですが、私が住んでいます春野町では、以前は路線バスが唯一の公共交通でしたが、地域住民の移動手段を確保する仕組みとして、自宅地域から幹線道路沿いの路線バス停、スーパーマーケット、郵便局などまではデマンド型乗合タクシー、そして幹線道路沿いの路線バス停からは既存の路線バスに乗り換えて市内中心部に移動するといった取組を行っています。そして、文字どおりデマンドですので、利用する乗合タクシーの時刻を調べて事前に電話で毎回予約をしなければなりません。

私も利用することがあるのですが、使ってみると割と便利な反面、まだ改良の余地もあるというふうに感じますし、近所の方も同様のことをおっしゃっています。そして、最も残念なこ

とは利用されている方が少ないことです。現段階では、電話で予約するなどアナログですが、利用者の多くがパソコンやスマートフォンにあまりなじみの少ない高齢者が多いことを考えると、この方法が最も現実的で汎用的だと思います。そして、何度か利用すればその利便性を体感すると思います。

この地域公共交通のデマンド型乗合タクシーの主体は市町村ですが、県内の成功例や横展開、また課題をどのように整理しているのか、中山間振興・交通部長にお聞きをします。

また、このような新たな交通手段をより多くの方々に利用していただくためには、地域住民への一層の周知が必要と思いますが、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

そして、次の段階としては、こうしたデマンド型乗合タクシーと路線バス、電車、鉄道など複数の公共交通機関を乗り継いで移動する際、アナログの電話ではなくて、デジタル化された上で、検索、予約、決済を一括でできるようになれば、地域の利用者や観光客の利便性が大きく向上して、公共交通の利用者も増加すると思います。ただ、そのときに大切なことは、デジタル化に慣れていない高齢者に配慮することを忘れてはいけないということです。

そこで、あらゆるものにおいてデジタル化やAIが急速に進展し、国土交通省も日本版Maasを推進していますが、全国においてデジタル化やAIを活用して成功している地域公共交通にはどのような事例があるか、またそれに向けての本県の課題は何か、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

次に、ただ現実問題として、そのような地域公共交通の利便性が高まり利用者が多くなるとしても、一方では、先日も田所裕介議員が質問されたように、バスの運転士不足が以前から言われており、まずは運転士不足の解消が急務だ

と思います。運転士不足の影響は、今年の10月1日のとさでん交通のダイヤの改正においても路線バスの減便が顕著に現れており、そのことが路線バスの利便性の低下につながり、ひいてはバス離れが進む負のスパイラルに陥らないか心配をしているところです。

県のほうでも運転士不足の人材確保について様々な取組をされているとお聞きをしています。バス運転士不足の現状と対策について中山間振興・交通部長にお聞きをします。

次に、地域公共交通であるバスを利用して買物をしたり、また病院や公的機関に行ったりして、様々な人と交流することは、これからますます高齢化が進む中で、介護予防につながると言われています。そんな中、中土佐町では地域公共交通のバスを活用した、公共交通と福祉を合わせた実証事業が令和5年度に予算化されています。この事業は、高齢者などの路線バスへの乗車賃を無料化することにより、社会活動の範囲を広め、生活の質及び福祉の向上を図り、介護予防に寄与することを目的として実施される事業とお聞きをしています。

そこで、公共交通の維持と介護予防に向けて、中土佐町の実証事業の現時点での中間評価はどうか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

この項目の最後に、地域住民を巻き込むことの大切さについてお聞きをしたいと思います。前述しましたように、高齢化がますます進む中において、利用者の増加と介護予防の観点から、これからは誰の力も借りずに普通にデマンド型乗合タクシーや路線バス、電車などの地域公共交通を自らの力で利用する高齢者を増やすことが求められます。それには、車の運転免許証を返納した後ではなくて返納する前から利用して、地域公共交通の利便性を体感していただくことが必要だと思います。

さきの質問でも触れましたが、地域公共交通の存在や使い方、また存続の必要性を理解していただくことが大切だと考えます。健康で豊かな暮らしを確保し、地域の持続可能性を高めていくには、自分たちの地域公共交通は自分たちで残す、そのためにも地域公共交通を利用できる限り乗るということだと思います。そのためにも地域の利用者の御要望や苦情を聞き取りながら、利用しやすくコストパフォーマンスに優れた地域公共交通を実現していくことが求められます。

そして、そのときの大切なポイントは、利用者の輸送を担当する地域交通事業者だけでなく、全てのクロスセクター効果を把握する立場にある行政も関わることだと思います。行政と地域交通事業者が、日頃より利用者である住民の皆様と連携をする姿勢が大事であり、御要望や苦情を吸い上げる仕組みが必要だと思います。このことについて知事の御所見をお伺いいたします。

なお、とさでん交通に、おでかけ電車65という、65歳以上の方が対象の電車が乗り放題となる3か月と6か月の格安定期券が販売されています。この乗り放題の格安定期券がデマンド型乗合タクシーや路線バスでも販売されれば、高齢者の利用客も増える上に、介護予防にも寄与するのではないかと御意見を近隣の高齢者の方からいただきましたが、私はそのとおりだと思います。

次に、教育について取り上げたいと思います。

デジタル化や不登校、非行の問題、地域の過疎化、少子高齢化など子供たちを取り巻く環境は日々変化をしています。

そんな中、子供たちの健全な成長を目指す仕組みや活動としてよくお聞きする言葉に、コミュニティ・スクール、学校運営協議会、地域学校協働活動、地域学校協働本部などがあります。

まずはこれらの言葉の内容や関連性について教育長にお聞きをいたします。

私も地元の春野町におきまして、地域の方からぜひともこれらの活動に参加してはどうかとのお話をいただき、地域と共にある学校づくりと、学校を核とした地域づくりに大に関心があり、事務局に御相談をした上で、春野中学校及び春野東小学校、春野西小学校から成る学校運営協議会と地域学校協働本部に毎回出席をさせていただいています。

出席をさせていただく中でいつも思うことは、学校運営協議会の構成メンバーの19名と、地域学校協働本部の構成メンバーの67名の皆さんは、平日の夕方から夜にかけてお忙しくてお疲れのところ、ほとんどの方が毎回出席をされて、熱心に議論をされています。そして、順序としては、まずは学校運営協議会で確認した学校運営や運営に必要な支援について、地域学校協働本部の各部会で様々な議論を詰めた上で、実践に移しています。

このように、学校運営協議会と地域学校協働本部は車の両輪として一体的に推進することが求められると思いますが、県内の学校運営協議会と地域学校協働本部の設置状況や運営状況はどうか、教育長にお聞きをいたします。

また、一方、他の地域においては学校運営協議会の課題として、委員が固定化したり、学校が提案する経営計画などの承認にとどまり、地域学校協働本部との一体的な取組どころか、十分な議論さえできていないとの声も聞こえてきますが、教育長に御所見をお聞きいたします。

私が出席をさせていただいている春野町の学校運営協議会と地域学校協働本部は、令和4年度に発足して2年目です。そして、事務局を務めている学校関係者も大変熱心に取り組んでくださっていますし、先ほど触れましたように、多くの地域の方々も大変熱心に活動しており、

スムーズに運営が進んでいます。しかし、これから学校の事務局も人事異動がありますし、何よりもこれらの取組のコンセプトである地域と共にある学校づくりと、学校を核とした地域づくりの活動を継続していくことが大切です。

そこで、このコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の理念は素晴らしいものですが、それを地域に根づかせ、ずっと継続していくには、絶え間なくPDCAを回していくことが必要となります。そのときの課題や対策をどのように考えているのか、教育長にお聞きをいたします。

また、一方で、このような素晴らしい取組を県内に広げていくことが大切だと思います。それにはコミュニティ・スクールと地域学校協働活動が一体的になって取り組んでいる春野町のような成功事例を示した上で、横展開をすることが大変分かりやすく効果的だと思います。このことについて教育長に御所見をお聞きいたします。

次に、インバウンドの受入れ体制につきまして御質問をいたします。

私が言うまでもなく、知事を先頭に観光振興部などの頑張りがあって、現在台湾からの定期チャーター便は、11月から来年3月まで冬ダイヤとなり、毎週2便の180人乗りのLCCが就航しており、搭乗率も9割を超して多くの台湾の方々が高知に来ていただいて、県内外の各地を周遊してくださっています。また、一方では、今年度の高知県への大型クルーズ船の寄港は約60回を予定しておりますし、個人で来高していただく観光客を含めて、欧米をはじめ多くの外国の方々を帯屋町アーケードやひろめ市場、また高知城や県内各地の観光地で普通に見かけるようになりました。

このように多くの外国人観光客が高知に来て

いただいていることは紛れもない事実ですが、来ていただく大切な目的の一つは県内経済の活性化であり、平たく言えば、いかに県内に気持ちよくお金を落としただけかということだと思います。

そんな中、県内で外貨を円に両替する場所は、現在クルーズ船ターミナルでの両替機及び帯屋町アーケードの金券ショップの2か所だとお聞きをしています。銀行につきましては、以前はドルやユーロ、また人民元などの両替が可能でしたが、コロナ禍による需要減もあって、外貨と円の両替を昨年の6月末にやめています。一方、四国の他県では、徳島県の阿波銀行は6通貨、香川県の百十四銀行は11通貨、愛媛県の伊予銀行は12通貨、本店や空港の両替機等で外貨両替が可能であります。残念ながら高知県のみ銀行での両替ができなくなっているのが現状であります。もちろん、コンビニのATMで海外のクレジットカードから日本円の引出しは可能ですが、1回当たりの限度額がある上に使えないクレジットカードもあります。

マネーロンダリング対策や費用対効果の判断もあるとは思いますが、2025年には高知龍馬空港が国際ターミナル化されますし、コロナ禍も一定落ち着き、大型クルーズ船や個人の外国人観光客も増えている現状において、高知県内で気持ちよくお金を使っていただくためにも、両替の選択肢を増やす銀行や空港での両替は望まれるところだと考えますが、観光振興部長の御所見をお聞きいたします。

次に、消費税の免税店についてお聞きをします。現在、高知市内では大丸東館地下に免税一括カウンターがあり、そこで京町・帯屋町商店街などの免税対象店舗で購入した物品の消費税の免税処理が可能となっています。御承知のとおり、この免税手続一括カウンターの仕組みは、個々の加盟店での煩雑な免税処理が省力化でき

る大変利便性の高い仕組みとなっており、大型クルーズ船が入港した日などは免税処理をする外国人観光客でにぎわっています。

しかし、台湾からの定期チャーター便や大型クルーズ船、また外国人の個人旅行が増加していることを考えたとき、県内の消費税の免税店舗数は、観光庁調査では今年の3月末現在で126店舗と、全国の観光先進県と比較してまだ満足できる店舗数ではなく、今後は外国人の消費活動を促す上からも、免税店舗数を増やす取組が望まれると思いますが、観光振興部長の御所見をお聞きいたします。

次に、関税に関する免税店についてお聞きをします。御承知のとおり、現在の高知龍馬空港には、消費税の免税店のタックスフリーショップはありますが、残念ながら関税等の免税店のデューティーフリーショップは今のところはありません。先日、私の台湾の知人が定期チャーター便で来高しました。そして、帰国時に高知龍馬空港で最後の買物をしたかったとのことでしたが、関税等の免税のデューティーフリーショップがなくて残念でしたと帰国後に連絡がありました。

2025年に高知龍馬空港に国際ターミナルが実現するときには、旅行客の満足度や消費活動、またさらなる国際線就航を促す上でも、デューティーフリーショップが必要と思いますが、中山間振興・交通部長の御所見をお聞きいたします。

観光に関して最後に、パスポートの取得に対する支援についてお聞きをいたします。御承知のとおり、2025年に高知龍馬空港に国際ターミナルが実現する予定となっています。そうなりますと期待をしたいのが、台湾のみならず、韓国や香港などからの国際線の就航であります。就航といっても、最初から定期便は難しいので、まずは台湾のタイガーエアのように定期チャー

ター便からスタートすると思います。そんなとき、相手国だけでなく、高知龍馬空港を発地とする主に県民の利用客を確保しなければ、当該航空会社の採算性が厳しくなることは容易に想像できます。2025年の高知龍馬空港の国際ターミナル化や、幾つかの外国路線の就航をにらんだとき、そしてそれを継続していくためにも、県民の高知龍馬空港の国際ターミナルを発地とするビジネスや観光旅行、また修学旅行や社員旅行などが求められます。

愛媛県や岩手県、宮崎県をはじめ多くの自治体では、国際就航路線の維持のために、県民のパスポート取得に様々な支援を行っていますが、そんな中、外務省の公表数値から算出しますと、令和4年12月末時点での高知県のパスポート保有率は8.8%と全国40位、四国でも最下位の状況となっています。

そこで、県民のパスポート取得に対する支援制度は、高知龍馬空港への国際線の安定した維持を促し、結果としてインバウンドの促進にもつながると思いますが、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、看護師不足についてお聞きをします。先日も看護師の方々といろいろとお話をする機会がありました。御承知のとおり、再来年の2025年には団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となりますし、昨今の医療の高度化や入院日数の短縮化、また医療の安全に対する意識の高まりなど、看護師を取り巻く環境は大きく変化をするとともに、その役割は多様化しています。このため、質の向上はもちろんですが、量的な確保も強く求められています。

特に、高齢化が進んでいます本県では看護師に対するニーズが高く、中山間地域においては喫緊の課題となっています。一方、県内の看護師等養成施設も少子化で生徒数が減少して定員割れをしているところがほとんどですし、大学

等は県外出身者が多く、また県内出身の学生も卒業後は県外で就職をする生徒も少なくないのが現状であります。

そして、県内に就職をした卒業生については、その就職先の9割近くが中央保健医療圏に、特に6割以上が高知市内に就職をしています。また、令和2年の衛生行政報告例によると、本県の看護職員の総数は1万4,317人となっています。また、4つの保健医療圏ごとの看護師数の割合は、中央保健医療圏が79.2%、幡多保健医療圏が10.3%、高幡保健医療圏が5.2%、安芸保健医療圏が5.3%と中央への偏在が見られます。

今後の看護職員の需要としては、国が示した2025年の推計値において、本県の需要数は1万5,676人と推計されています。県としてはこの総数の確保を目指しながら、4つの保健医療圏ごとの看護職員の確保も図る必要があると思いますが、現在の状況と今後の見通しについて健康政策部長にお聞きをいたします。

次に、令和4年度に県内の看護師等養成施設を卒業して県内に就職した養成所別の割合を見ると、3年課程の養成所では約8割、その他も6割以上となっていますが、大学のみ3割を切っており低迷をしています。

そこで、大学卒業生の県内就職に向けての積極的な取組が必要であると思いますが、対策について健康政策部長にお聞きをいたします。

また、日本看護協会が令和4年度に調査をした結果によりますと、高知県の看護師等の常勤職員における離職率は9.7%で、新人看護師等に関してもほぼ同水準の9.8%とのこと。今後18歳人口が減少していくことから、新卒者の確保が困難になることが見込まれるため、看護師確保対策としては、離職防止、復職支援と定着、潜在看護師等の再就職の促進が課題となっており、離職をしない働きやすい職場環境の整備とともに、潜在看護師等の復職支援の強化が求め

られますが、対策について健康政策部長にお聞きをいたします。

次に、助産師についてお聞きをします。助産師は、助産及び妊婦や褥婦、また新生児への保健指導という役割だけでなく、女性の一生を通じた健康のために大きな役割を担っています。また、正常分娩を取り扱うことのできる助産師の活躍は、分娩を取り扱う医療機関や医師不足から、特定の医療機関に集中しがちな周産期の医療体制を支えることにもつながります。このようなことから、少子化対策、そしてまた移住対策としても助産師の役割が拡大しており、助産師の確保は緊急の課題となっております。

そこで、これまで以上に助産師の確保と専門性の向上に取り組む必要があると思いますが、その対策について健康政策部長にお聞きをいたします。

この項の最後に、保健師についてお聞きをします。保健師が関わる健康課題は、生活習慣病の予防や感染症対策はもとより、健康危機管理、鬱病・自殺対策、発達障害、障害者の自立支援、介護予防、虐待対策など広範囲にわたります。また、県民の乳幼児期から高齢期までのライフステージを通じた健康づくりを推進し、保健・医療・福祉の連携が取れたサービスを提供するためには、保健師の専門性の向上を図るとともに、各分野の保健師同士をはじめ、地域の関係機関や団体などとの連携を高めていくことが求められます。

そこで、このような保健師の広範囲な役割を踏まえ、人材育成の確保について健康政策部長にお聞きをいたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 久保議員の御質問にお答えいたします。

まず、高知城の国宝化の意義についてお尋ねがございました。

高知城は江戸時代以前に建築をされ、今日まで残っている現存天守12城の一つに数えられます、我が国を代表する歴史的建造物であります。議員のお話にありましたように、昭和9年には、当時の国宝保存法に基づき国宝に指定をされたわけではありますが、戦後文化財保護法の制定に伴い、改めて重要文化財に指定をされ、現在に至っております。

全国に数ある城郭の中でも、天守、御殿、多聞櫓などの本丸建造物に加えまして、追手門までがそろって現存しているのは高知城のみであるのは御指摘のとおりであります。また、追手門の前から天守を見上げた姿は誠に美しく、その価値は国宝に指定されております松江城など5つの城と比べましても、勝るとも劣らないものだというふうに思っております。

この県民にとって誇りであり、県のアイデンティティーでもあると、高知のシンボルとも言うべき高知城が国宝に指定されるということになりますと、県民の意識が大いに高揚をし、郷土愛が一段と深まることは間違いないと考えます。全国的にも大きな話題となることで、国の内外におけますプロモーション活動の訴求力が高まり、またインバウンドをはじめとする観光振興の面などでも多大な効果が期待できると考えます。

このように、高知城の国宝化は、これが実現をすれば、県勢の発展を目指す上で大変意義深いものであるというふうに考えております。

次に、今回の新たな御提言を生かして、改めて国宝化を目指して取り組むべきではないかとお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、高知城天守は既に国宝に指定されている5つの城の天守と同様、当初は江戸時代初期に創建をされたものであります。しかし、西暦1727年に焼失をし江戸時代中期である1747年に再建をされた、こう

した経過があるため、5つの城の天守と比べますと、140年ほど新しい建物となっております。また、5つの城において、それらが創建をされた江戸時代初期の建物としての構造や様式などの文化史的意義に注目して、天守のみ、1棟単位で国宝に指定をされているということがございます。

これらを踏まえまして、これまで高知城天守の国宝指定に向けましては、文化庁の御助言などもいただきながら、江戸時代中期の建物としての学術的価値の証明に取り組んでまいったところでもあります。しかしながら、現在までのところ、これを証明する新たな知見となる資料などは見つかっておらないのが現状であります。

一方で、このたびの新たな御提言は、現状の打開に向けました新しい試みにつながるものというふうに認識をしております。すなわち、第1に、再建された高知城が江戸時代初期に建てられた当初のままの姿の本丸を踏襲しているという経緯を証明するということ、そして第2に、江戸中期に再建された本丸の建造物が全て現存しているという希少性に着目をしそれら一つ一つの価値を証明すること。こうした取組を重ねて行うことによりまして本丸全体で国宝の指定を受けようという新しい視点であります。

この試みが結実をするためには、再建当時の藩と幕府とのやり取りを丁寧に解明をするといった形で、従前とは異なる角度からの史料の調査を行いまして、高知城本丸の価値を証明する地道な作業が必要となってまいります。そうした意味で、国宝化への道のりは決して平坦ではないということは承知をいたしております。ですが、今回の御提言を踏まえて、改めて文化庁や専門家の御意見もお聞きをいたしまして、必要とされる史料調査などの取組を再度積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、地域公共交通におきます利用者からの

要望や苦情を吸い上げる仕組みについてお尋ねがございました。

お話にありましたように、持続可能な地域公共交通を目指すためには、運行主体であります事業者が、利用者の要望、苦情を丁寧にお聞きしサービスの向上に向けて取り組むこと、それを通じて利用者を増やし、収益を上げていくということが重要となります。

こうした視点も踏まえまして、国は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律におきまして、市町村に対して事業者や利用者などが参画をする協議会の設置を求めています。現在、県内全ての市町村にこの協議会が設置をされておりまして、その全てに県も参画をしており、事業者や利用者のお話をお聞かせいただいているところでもあります。また、多くの事業者は、この協議会のほかにも独自にアンケート調査、座談会の開催、あるいは戸別訪問などの形によりまして利用者のニーズを把握し、サービスの改善に努めておられるところでもあります。

しかしながら、事業者の資金・マンパワーの不足、あるいはバスから鉄道への乗り継ぎといった異なる交通手段への取組への情報不足などもありまして、把握されたニーズや課題に対して十分な対応ができていないことも考えられるわけであります。このため、市町村域を越えまして、より広域的な交通サービスの在り方に知見を持ちます県が、個々の事業者と個別の意見交換などを定期的実施するといった仕組みが必要ではないかという問題意識を持っております。

さきに述べました事業者や利用者などが参画する協議会での議論に加えまして、ただいま申し上げましたような仕組みを構築することで、より効果的かつ効率的な地域公共交通を実現する取組を後押ししてまいりたいと考えております。

最後に、県民のパスポート取得に対する支援

制度についてお尋ねがございました。

お話にありましたように、国際就航路線を維持するためには、海外からの誘客を促すだけでなく、高知龍馬空港を出発地といたします、いわゆる送客需要を喚起することが重要となります。5月就航の台湾定期チャーター便におきましても、9割を超える搭乗率が評価をされ、就航期間が延長されたわけでありますけれども、航空会社のほうからは、定期便化に向けては個人の旅客の利用が一定程度見込めることが必要であるといった指摘もいただいているところであります。

こうした中、海外送客需要のベースとなります県民のパスポート取得率は、海外からの直行便が就航していなかったということもありまして、議員から御指摘がありましたように、全国的に見ましても低い位置にあるというのが現状であります。このため、今後はさらなる国際線の誘致ということも視野に入れまして、この県民の取得率の向上を図っていく必要があると考えております。来年度に向けまして、新たなパスポートの取得あるいは更新を後押しする制度の創設を検討してまいります。

私からは以上であります。

(文化体育スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化体育スポーツ部長(岡村昭一君) まず、平成28年度から平成30年度までの間に県教育委員会が行った高知城重要文化財建造物調査事業の内容についてお尋ねがございました。

この調査は、高知城天守が建築技術や建築様式に関する学術上の評価が定まっていない江戸時代中期に再建されたものであることから、国宝指定を目指すためには、その時代の建造物全体の研究を行うことのほか、天守の再建が、その後建てられた他の城郭建築の規範となる構造形式の確立や、新たな技術の導入を伴うものであったことの証明といった新たな知見を明ら

かにすることが重要であるとの文化庁の御助言を受けて行われたものであり、専門家の御意見も伺いながら、県内外の様々な資料の調査や、江戸時代中期における他の建物との比較などが行われたものと承知しております。

具体的には、昭和の時代に実施された高知城の解体修理の際の実測図や工事記録写真などの資料を基に、建物の構造や建築技法に関する調査が行われたほか、高知城歴史博物館をはじめ県内外の博物館の資料確認や、城郭が所在する他県の市町村などへの調査も行われたものと承知しております。

次に、高知城天守が国宝指定基準を満たしていないとされた判断内容についてお尋ねがございました。

先ほどお答えいたしました調査におきましては、高知城天守の再建時の記録などの資料は確認できず、その構造や建築技法などの独自性を明らかにするには至っておりません。また、その後の建築物の歴史的発展への寄与といった点などからも、学術的な価値の証明につながる情報は確認できなかったことから、当時県教育委員会においては、文化庁から御助言をいただいております国宝の指定基準を満たす新たな知見、すなわち他の城郭建築の規範となる構造形式の確立や、新たな技術の導入などの価値を示すことは困難であると判断したものと承知しております。

次に、調査内容に関する報告会についてお尋ねがございました。

平成31年3月、県教育委員会により、先ほどお答えいたしました調査に関する報告会が開催され、約50名の方々の御参加を得て、調査の報告に加え高知城の文化財的価値を改めて知っていただく機会とされたものと承知しております。

調査に関しましては、再建された天守の構造及び形式に関する文書や図面などの資料が確認

できなかったことなどから、国宝指定につながる価値を明らかにするには至らなかったことが報告されたものと承知しております。

次に、今回の御提言に関する高知城歴史博物館との打合せ内容についてお尋ねがございました。

今回の御提言は、再建された高知城が、江戸時代初期に建てられた当初の高知城を踏襲していることの証明及び本丸の建造物一つ一つの価値の証明により、本丸の建造物群全体での国宝指定を目指すという、全く新しい試みであります。高知城歴史博物館との間におきましては、まずはこの新たな考え方につきまして情報を共有しますとともに、今後の進め方などについての協議を開始したところであります。今後、引き続き具体的な協議を進めていくこととしております。

次に、高知城の国宝化に向けた今後の取組の進め方についてお尋ねがございました。

県といたしましては、今回の御提言を踏まえ、国宝指定に向けた新たな知見につなげられるよう、まずは証明すべき具体的な学術的価値と、そのために必要な調査の対象や内容などを整理してまいりたいと考えております。これらの整理につきましては、文化庁の御助言をいただきながら、高知城歴史博物館や三浦名誉教授との意識合わせや、所蔵資料の確認などと並行して実施してまいります。

その上で、その後は文化庁の御助言や県内外の専門家の御協力などもいただきながら、高知城歴史博物館と連携し、必要とされる史料調査の実施など、国宝化の実現に向けた取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

最後に、県民の皆様への広報と御協力の依頼についてお尋ねがございました。

平成27年に国宝に指定されました松江城天守につきましても、市民の皆様のご長年にわたる国

宝指定への願いが調査の推進につながったとお聞きしております。このため、高知城の国宝化を目指す上でも、県民の皆様と一体となった取組や、県全体の盛り上がりがかかせないものと考えております。

こうしたことから、先ほど申し上げました史料調査を行う際には、県民の皆様幅広く情報提供をお願いしますとともに、土佐史談会の会員の皆様をはじめ本県の歴史に精通しておられる方々に、調査への協力要請を行ってまいりたいと考えております。あわせて、調査の過程で得られました成果につきましては、随時積極的な広報を行い、高知城の国宝化に向けました県民の皆様全体の機運醸成を図ってまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) まず、クロスセクター効果を貨幣価値に換算する手法についてお尋ねがございました。

地域公共交通でクロスセクター効果を判断する場合、地域公共交通の維持・確保に必要な行政負担と、地域公共交通を廃止したときに必要となる行政負担を比較することになります。このうち、地域公共交通の維持に必要な具体的な行政負担としては、運行に必要な車両や設備等の維持・更新のための経費や運行経費の赤字部分への補助金などが挙げられます。

また、地域公共交通が廃止された場合に必要になる行政負担としては、通学や通院、買物のための代替の移動手段の確保に要する経費などに加え、通勤時の自家用車の使用の増加に伴う道路の整備などに要する費用なども含まれることとなります。この手法を使いそれぞれの負担額を比較することで、一定の条件下で行政による支援の妥当性を客観的に評価することが可能となります。

次に、効率的、効果的な公共交通機関についてお尋ねがございました。

県内では幹線公共交通として、県境や市町村境をまたぐ鉄道や広域バス路線があり、また地域内の公共交通として路線バス、市町村が運営する定時定路線のバス、デマンド型乗合タクシーなどがございます。県と市町村ではこれらを組み合わせながら、より効果的、効率的な交通ネットワークの構築に取り組んでいるところでございます。

ただ、議員御指摘のとおり、当面の間、人口減少が続くことを踏まえ、今後は今ある公共交通を有効に活用してだけでなく、デジタル技術も活用しながら、交通需要に応じた車両の小型化や運行経路の見直しなど、より効果的、効率的な公共交通の実現を目指していく必要があると考えております。

次に、デマンド型乗合タクシーの県内の成功例や横展開、課題についてお尋ねがございました。

デマンド型乗合タクシーは、利用者のニーズに応じた柔軟な運行が可能のため、特に中山間地域など交通需要の少ない地域を広範囲にカバーできる移動手段として、県内12市町村で導入されております。

この県内のデマンド型乗合タクシーの成功例としては、梶原町の取組が挙げられます。町北部の交通空白地の解消を目的に、町と路線バス事業者やタクシー事業者が連携し、地元住民との意見交換を重ね、利用目的や頻度などのニーズを丁寧に聞き取り、その上で1年間の実証運行を実施し導入した、このことによりまして地域住民に安定的に利用される交通機関となっております。

こうした成功例の横展開を図るため、県では地域公共交通支援事業によりまして、運行計画の策定や実証運行を支援するとともに、市町村向けの研修会などで事例の紹介を行っているところでございます。課題としましては、徹底的

な住民ニーズの把握が必要であること、既存の交通事業者との連携や役割分担が必要であることが挙げられます。

次に、新たな交通手段の地域住民への周知についてお尋ねがございました。

地域の公共交通を利用させていただくためには、まず何よりも地域住民の方にその存在や仕組みを広く知っていただくことが重要となります。そのため、県では路線図や時刻表を掲載したパンフレットの配布など、地域住民への広報、周知に対する市町村への財政支援を行っておりますが、デマンド型乗合タクシーのような新しい取組については、実際に利用された方が感じた便利さを周知していくことや、利用したことのない方が感じる不安を解消していくことが必要と考えます。

このため、利用者の体験談の紹介や、実際の運行に使われる車両を使った乗り方教室など、効果的な周知方法を市町村にお示しし、利用の拡大につなげていただいているところでございます。

次に、AIなどデジタル技術を活用して成功している事例と、それらを実県で導入する場合の課題についてお尋ねがございました。

国のデジタル田園都市国家構想推進交付金の採択事例集によりますと、AIによって最適なルートを選択する福島県喜多方市の乗合型デマンド交通、あるいは地域内の公共交通のルート検索からその予約、決済までを網羅する長崎県の地域住民向けMaasアプリの開発といった事例が優良事例とされております。

一方で、こうしたデジタル技術の導入や維持管理には多大なコストがかかること、また高齢者など新技術を導入しても使いこなせない人がいるなどといった課題があるとお聞きしております。高齢化率の高い本県では、新技術を十分に使いこなせない方々への対応が、特に留意す

べき課題となるものと考えております。

次に、バス運転士不足の現状と対策についてお尋ねがございました。

県内の路線バスにおいては、現在の路線運行に必要な人数に対し約30人が不足しており、高速バスや貸切りバスの運転士を路線バスに配置替えすることにより運行が維持されているという状況でございます。また、人員不足に加えまして、2024年問題への対応として、運転士の休息時間を確保するため、始発便の時間を遅らせ最終便の時間を早めるといった減便を実施せざるを得なかった交通事業者も出てきております。

こうした中、県ではバス運転士の高齢化を見据え、令和元年度から、まずバス運転士専門の就職マッチングサイトへの求人情報の掲載、次に県外でのバス運転士専門の就職相談会へのブース出展、さらには県内バス営業所の見学会の開催の3つの取組を実施してまいりました。今年度からは、これまで大阪1回の出展としておりました就職相談会、これを大阪2回、東京2回の計4回に拡充もいたしておるところでございます。

さらに、来年度に向けては、これらの取組に加えまして、セカンドキャリア世代や女性をターゲットとした県内での説明会も開催していきたいと考えております。

次に、中土佐町で実施している実証事業の現時点での評価についてお尋ねがございました。

今回の実証事業はマイナンバーカードを活用し、中土佐町が公共交通の維持と介護予防に向けまして実施しております運賃無料化事業の利用者の利便性向上と、交通事業者の事務作業の軽減を図ることを目的に実施したものであります。先月11月の実績としては、運賃無料化事業を利用された方約600人のうち、マイナンバーカードで乗降された方が約8割となっており、着実にマイナンバーカードの活用が進んでいる

ものと考えております。

また、中土佐町からも、便利になった、利用が楽になったという利用者からの声があり、お出かけの機会の増加や、それによる介護予防が期待できる、このため来年度以降もこの事業の継続を検討しているとの評価をいただいております。

最後に、高知龍馬空港の新ターミナルビルにおけるデューティーフリーショップの必要性についてお尋ねがございました。

現在の高知龍馬空港には、海外に出国する方を対象に免税品を販売するデューティーフリーショップが設置されていませんが、台湾チャーター便の旅客から、その設置を望む声があることは私も承知しております。また、同じ四国内にある高松空港や松山空港にはデューティーフリーショップが設置されており、関係者からは旅行者の満足度向上や消費活動の促進に寄与しているとお聞きしております。

県としましても台湾チャーター便の定期便化や、将来の国際定期便の就航を見据え、また足元のさらなるインバウンド消費を促す上でも、新ターミナルビルにはデューティーフリーショップは必要と考えております。このため、新ターミナルビルの設計に際しては、関係者の声もお聞きしながら、その設置に向けた検討を行いたいと考えております。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、コミュニティ・スクール、学校運営協議会、地域学校協働活動、地域学校協働本部の内容や関連性についてお尋ねがございました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成29年4月に各学校への学校運営協議会の設置が、それまでの任意設置から努力義務化されました。学校運営協議会は保護者や地域住民等を委員とし、学校長が考える学校

運営の基本方針について協議を行い承認すること、また学校運営の改善等に関して意見を述べることなどがその役割となります。そして、この学校運営協議会を設置している学校がコミュニティ・スクールであります。

また、地域学校協働活動は、社会教育法において学校と地域が連携・協働して行う活動として規定され、幅広く地域住民等の協力を得て、学校を含む地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動であります。そして、この地域学校協働活動に協力する地域の住民や団体等が参画する組織が地域学校協働本部であります。

子供たちに、これからの時代に必要な力や地域への愛着と誇りを育むためには、学校と地域が連携・協働し、地域全体で子供たちを支え、見守り育てることが不可欠であります。また、こうした連携・協働した取組は、学校を中心として地域住民のつながりを深め、地域コミュニティの基盤の構築や活性化にもつながるものと考えます。こうしたことから、学校運営協議会と地域学校協働本部が目的を共有し、連携・協働して、それぞれの役割を十分機能させることが求められます。

次に、県内の学校運営協議会と地域学校協働本部の設置状況や運営状況、また課題についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

まず、設置状況につきましては、地域学校協働本部は今年9月時点で全ての公立小・中・義務教育学校において設置がされております。学校運営協議会は本年12月現在で261校、全体の95.3%が設置をしております。また、本年度末には統廃合の計画がある学校を除く全ての学校において設置される見込みとなっております。

このように設置は進んでおりますが、それぞれの運営や活動をより充実させていく必要があると考えております。特に、学校運営協議会に

おきましては、議員が御指摘のとおり、委員の固定化が見られたり、学校運営に関する十分な議論が行われていなかったりする場合があります。また、地域学校協働本部との目的の共有や連携が十分でない状況の学校も見られます。

一方で、取組の意義や役割の十分な理解の下、学校運営協議会で活発な議論が行われ、地域学校協働本部との一体的な取組によって、特色ある魅力的な学校づくりが進んでいる学校、地域も増えてきています。こうした優良事例を県内に広げていくことが必要だと考えております。

最後に、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を継続していくための課題や対策、また成功事例の横展開についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の理念や取組を地域に根づかせ、継続的に推進していくためには、まず学校の教職員や協働活動を行う地域住民等の意識の共有や、取組の意義や役割、期待される効果などについての理解が必要であります。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部とをつなぐ地域コーディネーターの活動や、コーディネーターを委嘱し、コミュニティ・スクールと協働本部の活動の状況把握、そして支援を行う市町村教育委員会の積極的な関わりが必要であります。

このため、県教育委員会では、コミュニティ・スクールや協働活動に関わる教職員や、市町村教育委員会事務局職員をはじめとする全ての関係者を対象とした研修会を実施しております。この中で、参加者が活発な議論を行うための学校運営協議会の在り方や、地域全体で子供たちを見守り育てるための一体的な取組の重要性などについて理解を深めております。

そして、これらの研修会では、先導的な地域の取組も紹介をしており、議員のお話にごさい

ました、多くの地域住民等が主体的に関わる春野地域の取組についても発表をいただいたところでもあります。その中で参加者からは、みんなが当事者意識を持って、学校や地域、子供たちの未来について熟議することが大切、あるいは熱意が地域や学校を動かし子供のために有用な活動につながるということが分かったなどといったお声をいただいております、それぞれの地域や立場で活動や支援を行っていく上で参考となったものと考えております。

引き続き、こうした研修会とともに、個々の取組の状況把握と好事例についての情報発信を行い、本県におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動が継続的かつ実効性を伴って一体的に推進されるよう取り組んでまいります。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) まず、インバウンドの受入れに関して、銀行や空港での両替についてのお尋ねがございました。

御指摘のとおり、昨年7月以降、外貨の両替を窓口で行える銀行は県内にはなく、両替できる場所は高知新港のターミナルと帯屋町アーケードの2か所となっております。この点につきまして、本県の金融機関も含め、四国の主な金融機関にも直接聞き取りをいたしましたところ、キャッシュレス取引の普及により外国人旅行者が外貨現金を持つ必要性が減っていること、国際的なマネーロンダリングへの対応強化のため両替時の本人確認など事務手続の負担がかなり増大しているといったことなどを理由に、銀行窓口での外貨両替業務は縮小する方向にあるというお話でした。

また、両替機を設置している会社の方にもお聞きをいたしました。以前と違って自国の通貨をほとんど持たず必要に応じて手数料の安いATMなどで日本円を引き出すというのが一般的になっていて、外貨同士を両替するニーズは

かなり減っているとのことでありました。

しかしながら、本県の場合はキャッシュレス化がまだまだ十分に進展しているとは言えませんので、外国人旅行者が日本円現金を必要とするケースも多いものと思います。このため、両替所のほか、ゆうちょ銀行やイオン銀行、セブン銀行やローソン銀行、ファミリーマートのイーネットなど、海外のカードで日本円が引き出せる場所の紹介を観光案内所などで、より丁寧に行っていきたいと思っております。

また、高知空港での両替機能につきましては、今後空港の国際化を進めていく中で、海外からの玄関口として両替のニーズが高まってくる可能性があるといったふうに思いますから、両替機の設置につきまして金融機関などとの検討を行ってまいります。

次に、消費税の免税店舗数を増やす取組についてお尋ねがございました。

外国人観光客による県内消費の拡大を図っていく上で、消費税の免税店を県内に増やしていくといったことは非常に有効な手段だと考えております。本県の状況で申しますと、高知市の市街地を中心に免税店が増えてきているものの、県内全域で見ますと、まだまだ広がっていない状況ですので、今後県内全域に免税店を増やしていきたいと思っております。

免税店が増えていかない主な要因といたしまして、免税店になることのメリットがまだ十分に理解されていない、そして免税店としての具体的な手続に関する不安や懸念などが挙げられます。このため、今後は土産物を使う旅館、ホテルや道の駅など関係する事業者や団体などとも協力をし、免税店舗における事例紹介や免税の実務を学ぶことのできるセミナーなどを開催したいと思っております。

また、商店街などで消費税の免税店を表す免税店シンボルマークが店頭には貼られていない

めに、機会ロスをしているケースもあると思いますので、表示の徹底につきましても啓発をしっかり行っていきたいと思っております。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、看護職員の確保について、2025年に向けた現状と今後の見通しについてお尋ねがございました。

本県の看護職員数は、人口10万人当たりでは2,070.4人と、全国平均1,241人の1.67倍と最も多くなっております。一方、地域偏在があることや、看護の現場では多様化する患者ニーズや複雑化する業務への対応が求められ、人手が不足しているといった声も聞かれます。

このような実態を踏まえ、県では地域偏在の解消に向けた奨学金貸付制度やタスクシフト、タスクシェアなど勤務環境の改善に取り組む医療機関などにアドバイザーを派遣するなどの支援を行っております。こうした取組により、県全体として看護職員数は持続して増加傾向にあり、また奨学金貸与者のうち約9割の方が高知市、南国市以外の地域にある指定医療機関などに就職していることから、本県の看護職員数は、国が示す2025年の推計需要数を一定程度確保できるものと考えております。

しかしながら、18歳人口の減少などに伴い、看護学校などを希望する学生は近年減少傾向にあることや、全国に先んじて高齢化が進行した本県では、今後郡部を中心に外来や入院などの医療需要が減少することが予想され、将来に向けては不確定要素があります。今後の人材確保に向けては、4つの保健医療圏の将来予測を踏まえて、県医療審議会などの場において看護協会など関係機関と情報共有を進め、必要となる看護職員の確保に向けて検討を進めてまいらなければならないと考えております。

県としましては、奨学金貸付制度などの継続に取り組むとともに、地域医療の将来像につい

て、令和7年度までになっている高知県地域医療構想の見直しに向け、議論を深めてまいります。

次に、看護師養成大学卒業生の県内就職に向けての対策についてお尋ねがございました。

本県には、高知大学と高知県立大学に看護学科があります。両校に進学される方の内訳を見ますと、県外出身が6割程度を占めております。そのこともあり、卒業後に高知を離れる学生も多く、県内に就職する割合が専門学校などに比べ低くなっております。令和4年度に開催した看護職員就職フェアに参加した看護学生を対象としたアンケート調査では、就職先を決定する際のポイントとして、給与や勤務形態に関すること以外では、職場の風通しがよいこと、新人の教育制度が充実していることなどが挙げられます。

このことから、大学卒業生の県内就職を増やすためには、県内医療機関の職場環境やキャリア形成の支援体制を周知するとともに、実際に医療機関と顔の見える関係を築いていただくことが効果的と考えております。このため、県のホームページに県内医療機関の勤務環境、特徴や魅力などを掲載し、就職活動を行う学生が参考にできるよう、情報提供を行っております。

また、実際に県内の医療機関で就業体験を行いながら、現場で働く看護職員や管理職員などから直接話を聞くインターンシップ事業を実施し、学生が直接、医療機関の雰囲気はもとより、教育体制や福利厚生などの制度を知ることができる機会を設けております。

今後は、これらの事業に参加する大学生を増やすよう、県内大学との連携を一層強化してまいります。加えて、医療機関に対し、学生にとって魅力のある勤務環境づくりやキャリア形成支援に取り組むよう促し、県内の就職率の向上につなげてまいります。

次に、看護職員の離職防止と潜在看護職員の復職支援の対策についてお尋ねがございました。

公益社団法人日本看護協会が実施した病院看護実態調査の結果によりますと、令和3年度の本県の正規雇用看護職員の離職率は9.7%であり、全国平均の11.6%と比べて低くはなっております。

しかしながら、一定数は離職されている方もおり、県では職場環境の整備に向けて、医療機関が自ら取り組む就労環境の改善について支援しております。具体的には、看護部長や事務長を対象として、看護管理に必要な基礎知識と就労環境の改善方法などを習得するための取組などをテーマとした研修会を開催しております。さらに、アドバイザーが医療機関を訪問し、課題に対する解決策を提案するなどの支援などを行っております。

また、潜在看護師等の復職支援については、高知県看護協会にナースセンターを設置し、看護職員の無料職業紹介事業を行っております。あわせて、復職に際し必要な最新知識や技術の習得に関する研修や、就職を希望する施設などで実地研修を受けられる制度を設け、復職への心理的負担の軽減を図っております。

看護職員の離職防止と復職支援は、看護職員確保の重要な施策でありますので、今後とも看護協会などと連携し、取り組んでまいります。

次に、助産師の確保と専門性の向上の取組についてお尋ねがございました。

県内では、県立大学看護学部と高知大学大学院修士課程において、毎年10人程度の助産師を養成しております。そのうちの半分程度の方が高知県助産師確保対策奨学金を利用されており、平成20年の制度創設以来、これまで112人の方が県内で就職されております。その結果、県内で助産師として従事される方は、平成20年の167人から、令和2年には196人と増加しており

ます。

近年、助産師には、妊婦の多様なニーズに応え、安心・安全なお産を提供することだけでなく、産前産後ケアや母子保健に至るまでの地域における子育て世代を包括的に支援する幅広い能力が求められています。こうした観点も踏まえ、県立大学では本年度から新たなカリキュラムに基づく助産師を養成しております。また、卒業後は、助産能力の習熟度ごとに到達目標を設定したキャリアパスが想定されていることから、新人助産師を対象とした合同研修の実施や、必要に応じて県外で実施される研修への参加支援を行っております。

助産師の確保と専門性の向上に向けては、今後とも奨学貸付金制度による確保対策の継続と、高知県助産師会をはじめ県立大学、看護協会など関係機関の皆様の御意見も伺いながら、助産師の皆さんのニーズに合った支援を行ってまいります。

最後に、保健師の人材育成と確保についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、保健師が担う業務は保健・医療・福祉など広範囲にわたり、また近年では感染症や複雑化する住民ニーズへの対応も求められています。こうした状況の中で、保健師はより高度な実践力が必要とされ、体系的な人材育成を進めることが保健福祉施策の推進において大変重要だと考えております。

このため、県と市町村に従事する全ての保健師を対象とした高知県保健師人材育成ガイドラインを平成30年度に改定し、新任期から管理期まで経験年数に応じた専門性の向上を図るための研修を実施しております。また、こうした研修に加え、地域の関係機関や団体などとの総合調整を担う統括保健師の育成も必要と考えており、現在新たに研修プログラムを検討しているところでございます。

人材育成を進めるに当たっては、保健師養成に関わる大学や市町村、福祉保健所の保健師から構成する人材育成評価検討会において、より効果的なものとなるよう、毎年見直しを図ることとしております。あわせて、特に小規模市町村を中心に保健師の人材確保に苦慮する声もあることから、現状把握を行うとともに、引き続き当検討会において実効性のある取組などについて議論を深め、人材確保に努めてまいります。

○7番（久保博道君） それぞれに大変御丁寧で、そして前向きな御答弁をいただきまして本当にありがとうございます。2問はありません。

ただ、御要請をさせていただきたいと思いません。

まず、高知城につきまして、私正直申しまして、1727年享保の大火で焼失をしていますので、新しい知見ということはなかなか、前回の調査を踏まえても難しいのではないかなというふうに、常々半分諦めの気持ちでございました。しかし、先般、先ほど申しましたように、三浦名誉教授の御講演、そしてその後にお話をお聞きしまして、大変先生のおっしゃる内容が説得力があって、そして理路整然としていました。同席をしました高知城を国宝にする県民の集いのメンバー共々、これならひょっとしたらいけるか分からんと、改めて頑張ろうということで、今日御質問をさせていただいたところでございます。本当に前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。

ただ、知事もおっしゃいましたように、なかなか先は厳しい、まだまだ越えなければならぬ作業も多くありますので、時間もかかるかと思えますけれども、行政と、そして県民が一緒になって、一つになって頑張っていきたいというふうに思っています。

そして、地域公共交通につきましては、これぐらい高齢者が多い本県においては、私は一つ

のインフラではないかなというふうに思います。地域公共交通は一つのインフラではないかなと。ただ、税金を補助金として投入するわけですので、そこでやはり定性的ではなくて定量的に計算をした上で、今後予算投入、補助投入をしていかなければならないと思いますので、そのところをしっかりとしなければなりません。そして、もう一つ、AIですとかITですとか、そういうそのときそのときの時代の科学的な知見も活用しながら、地域公共交通を進めていきたいと、進めなければならぬんじゃないかというふうに思います。

そして、教育につきましては、もちろん子供さんを育むのは学校が一義的には一番大切だと思います。しかし、そのときに学校の先生方と併せて家庭、父兄、そしてまた地域の皆さんが一緒になって子供さんを育てていく、このことが本当に私は、自分も経験をしたんですけれども、大事じゃないかな。そして、そのことがひいては地域のコミュニティーの強化にもつながっていくんじゃないかなというふうに思ったところでございます。

そして、インバウンドの受入れ体制について、両替につきましては、これはもう企業のビジネスの御判断ですんで、正直申しまして、少し寂しい気持ちはありますけれども、それはそれで仕方ないかなというふうに思います。ぜひ2025年の国際ターミナル化、また今後のインバウンドの状況を見ながら、検討していただけたらなというふうに思います。

そして、パスポートの支援につきましては本当にありがとうございます。ぜひやっていただきたいというふうに思います。

そして、看護師、助産師、保健師につきましては、私は自分の友人の何人かの医者とも話をしました。その彼らが言うのにも、やっぱり看護師さん、助産師、そして保健師さん、大変な

仕事をされているというふうなことをよく彼らは言います。ぜひ質・量とも確保していただきますようによろしく願いをいたします。

これで私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(弘田兼一君) 暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩



午後1時再開

○議長(弘田兼一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

10番金岡佳時議員。

(10番金岡佳時君登壇)

○10番(金岡佳時君) 自由民主党の金岡佳時です。議長の指名をいただきましたので、ただいまから通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、一言お祝いを申し上げます。濱田知事、再選おめでとうございます。心からお喜びを申し上げます。

私は、近頃の難しい言葉や複雑な理屈を絡めた政治の話はよく分かりません。政治は深掘りすればするほど難しくなり、考えが細部に及びますと際限のない広がりを見せ、よく考えなければ目的さえ見失う迷路に迷い込んでしまいます。政治はもっとシンプルなもので、私といたしましては民のかまどの話が一番理解できる政治の姿だと思っております。政治の手法を論ずる前に、どのような姿を求めるのが大切であろうということでもあります。

濱田知事は、コロナ禍で大変苦勞されました。国の方針に従ってやらなければならないこともたくさんありました。一生懸命対策を進めてき

ても、濱田知事の露出が少ないということで批判を受けることもありました。コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻の影響で県民生活は厳しい状況に置かれております。そうした中でも何とか平穏無事な生活が送れているということは、濱田知事以下県職員の皆様方が懸命の努力をしてきた結果であろうと思います。

人はそれぞれ人柄や性格が違いますので、自分の考えや気持ちを的確な言葉や表現で伝えることは結構難しいものであります。ともすれば、やっている感を見せるパフォーマンスに走りがちですが、そうではなく、今何が必要なのか、どうすれば最も効果的なのかなどを見極め、やらなければならないことを着実にやっていくのが濱田県政であろうと思っております。そういうところを県民はしっかり見ております。そして、それが濱田知事への82%近い支持に結びついたものだと思います。

さらに、その上に立って、県民生活をより豊かに、より快適に、そしてより安心・安全なものにするよう新たな政策を打ち出しているものと理解していますが、濱田県政をよく理解するためには、知事の性格や気持ちを知らなければなりません。

知事御自身の個性や性格を自己分析した上での政治手法と、県民に分かっていただきたい知事の胸のうちをお聞かせいただきたいと思えます。

知事は、県政の最重要課題は人口減少対策であり、特に中山間地域におきまして、若者に残っていただく施策を進めていくと訴えられました。その一環として中山間地域再興ビジョンを策定し、中山間地域再興に取り組んでおります。

その内容は極めて意欲的で、令和9年度の目標として年間移住者数3,000人以上、地域おこし協力隊員数570人、空き家掘り起こし件数1,590件、デマンド型交通の導入34市町村、無医地区

でのオンライン診療体制整備率100%、集落活動センター数83か所、特定地域づくり事業協同組合数17組合、民泊受入れ人数2,500人、県外に進学した大学生のUターン就職率24%、県のマッチングシステムによる成婚数6年間累計200組などの数字を挙げております。ぜひとも実現していただきたい。私もでき得る限りの協力を惜しまず、力を合わせて取り組んでいきたいと思っております。

そこで、私から1つ提案をさせていただきます。こうした数字目標を達成する取組の中で、目標の中に地域の思いも加えていただきたいと思っております。それは、それぞれの地域が長い歴史を持っているからであります。中山間地域の集落は何百年もの間、先人から営々と継承されてきた棚田や畑で耕作することによって守られ、現在に至っております。もともとその土地で育った方々が先祖から継承されてきた土地で耕作するからこそ、その土地に住んでいるのであり、耕作をしなければその土地を離れてしまいます。言い換えれば、農家や林家がその土地で農業や林業を営んでいるからこそ集落が形成され、文化を生み、そして現在に至っております。その土地を耕作しなければ、その集落で住む必要がなくなり、集落から離れていくことになり、集落の存続もできなくなります。

中山間地農業の生産性は低く、十分な収入を得られておるわけではありません。それでも先人から受け継いできた土地を守っていかねばならないという使命感と、生まれ育ってきた土地への愛着などの思いから中山間地域の集落に住み、田畑を守り、集落を形成しております。要するに、集落を守るためには、その土地を耕作する人が必須となります。その土地を耕作する方々がいなくなれば、その土地に住む必要がなくなりますから、それぞれの集落は消滅してしまいます。

中山間地域の集落の方々には、何百年もの間、先祖先人から伝えられてきたその土地の景観を守り、その地域文化や精神文化をも生み出し、国を形成したものと言っても過言ではないと思います。集落が消滅すれば、その地域が生み育んできた文化や伝統も景観も全て失われてしまいます。そして、またその地域で新たな文化や伝統を築いていくためには、気の遠くなるほどの年月がかかります。変えていいものもあるかとは思いますが、後世に伝えていかなければならないものもたくさんあります。いずれにいたしましても、それぞれの集落を残す価値は何事にも変えられないほど大きなものがあると思います。

知事は消えゆく集落をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

問題に対する危機感の大きさと、対策に取り組むスピードは比例する関係にあると思います。危機感の大きなものほど直ちに組み込まなければならず、危機感のそれほど大きくないものは長いスパンで考えられるということでもあります。

中山間地域再興ビジョンを策定し、少子化対策と一体となった新たな中山間地域対策に取り組もうとしていることは、大きな危機感を持っているものと理解いたしますが、中山間地域再興ビジョンのそれぞれの施策は、即刻成果を出さなければならないものと考えていると理解してよいのか、知事にお伺いをいたします。

中山間地域の振興なくして高知県の浮揚なしを合い言葉に、中山間地振興を進めておりますことは高く評価をいたしますけれども、先ほど挙げました野心的な取組も達成しなければ、到底人口減少に追いつきません。そうした中で、幾つか今どうしても取り組まなければならないことについてお伺いをいたします。

まず1つは、先ほども申し上げましたように、集落の存続はいかに棚田や田畑を耕作していた

だくかにかかっております。そのためには、耕作していただくための条件づくりが必要であります。高知県の耕作放棄地の実態を見てみますと、基盤整備の終わっているところは耕作放棄地の面積が少なく、基盤整備の進んでいないところは耕作放棄地の面積が多くなっているという実態があります。そう考えますと、基盤整備を進めることが耕作放棄地を増やさない最善の方法だと思えます。それは、中山間地域の経済の振興につながる投資と考えることができます。

そもそも中山間地域の基盤整備の遅れは、耕作に対する省力化やデジタル化を阻害し、生産性の上昇が要因となり、農業を魅力あるものにできておりません。また、農業機械の運搬時に起こる危険性などもはらんでおります。そして、それは農業へ若い人や女性が参入しにくいものにしております。

国の制度の中に、5ヘクタール以上の田畑であれば受益者負担なしで基盤整備ができる、農地中間管理機構関連農地整備事業があります。がしかし、面積が5ヘクタール以上、集積率が80%以上、そして全農地について中間管理権設定15年以上がなされていることなど、農家の方々が使いづらい制度となっております。もう一つ、農地耕作条件改善事業があります。これも中山間地域では補助率が国、県で65%、市町村と受益者で35%となっており、受益者の負担が重く、いま一つ導入し切れれておりません。そこで、こうち農業確立総合支援事業ではありますが、これは市町村がどれだけ負担をするかにかかっており、県は市町村が負担する経費の2分の1というふうになっております。

中山間地域経済の活性化と中山間地域の若者流出防止、そして集落維持のための投資として農業基盤整備事業を拡充していくことはできないのか、農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

また、農業をやろうとする者にとって、自然を相手にする農業は収入が極めて不安定であります。その中で自然災害やいろいろな病気や虫などの影響により壊滅的な打撃を受けるおそれもあり、よほどの覚悟がなければ農業を職業とすることができません。

以前にも収入保険の支援についてお伺いいたしました。新規就農者をはじめとする農業の方々には収入保険の必要性は感じております。しかしながら、ぎりぎりまで経営している事業者にとっては大きな負担となるので、収入保険に入れないのが現状であります。

農業者にとって最後のセーフティーネットであります収入保険の掛金の助成はできないのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

また、新規就農者にとって、即座に収益を得ることは不可能に近いものがあります。地域の若い方々が地域の中にとどまっていたくためには、当然のことながら仕事が必要であります。そして、先ほども申し上げましたように、期待されるのが農林業への参入であります。特に、農業では棚田や田畑を耕作していただくことがその集落を守ることに繋がります。しかしながら、中山間地域農業での収入は、極めて低く不安定なものであります。おおよその計算でありますけれども、お米を作って10アール当たり10万円、1ヘクタール当たり100万円の収入しかありません。2分の1を経費として見ると、500万円の収入を得るためには10ヘクタールの水田を耕作しなければなりません。

そのように考えてみましても、基盤整備は不可欠であります。基盤整備の上で農業機械の省力化、デジタル化を進め、若い方が参入できるようにしなければなりません。その上でも、生計が成り立つようにするためには、ある一定期間が必要であります。せめて3年ぐらいは所得を保障し、経験を積んでもらわなければ

なりません。

確かに、特定地域づくり事業協同組合の制度はいろいろなことに活用が期待される制度だとは思いますが、しかしながら、この制度も個人でやっている農業者や事業者にとっては簡単に参加できるというものではありません。なぜなら、個人がやっている農業者、事業者には人を雇って経営するだけの収入が上がらないから、自分一人でやっているという現状があります。したがって、組合への派遣利用料を負担することが困難であります。そもそも中山間地域の農業は採算性が悪いというのは、労働生産性が低いということからも明らかであります。

そうした中で、どうやって農業に参入してもらうのか、どうやって地域の若い方などとどまっていたりするのか、農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

また、個人の農家や林家の方々にも特定地域づくり事業協同組合に参加していただくための仕組みづくりが必要だと考えますが、中山間振興・交通部長の御所見をお伺いいたします。

次に、中山間地域に若い方などとどまっていたりするためには、そして集落で住んでいただくためには、安心・安全も大きな要素であります。県は、南海トラフ地震対策として津波避難タワー建設や、いろいろな公的な建物の移設、さらには浦戸湾の三重防護をはじめとする堤防などの整備を積極的に進めてまいりました。その結果、避難路、避難場所の整備は1,455か所で100%、津波避難タワーの整備は123基、98%。南海トラフ地震の想定死者数は、平成25年5月時点で約4万2,000人であったものが、令和4年3月時点で約8,800人と格段に減少してまいりました。令和7年3月には約4,300人まで減少する予定であります。これらのことについては、県当局の積極的な南海トラフ地震対策の結果であり、高く評価をしております。

一方で、中山間地域での地震対策は全くと言っていいほどできておりません。当然のことながら、南海トラフ地震発災時における中山間地域では地震被害が想定されないということではありません。2004年10月23日、新潟県中越地震が発生しました。震源に近い山古志村は最大震度6強を記録し、南海トラフ地震における想定と同じ震度でありました。人口約2,100人の村は、死者5人、負傷者25人、全壊622棟の被害を受け、村内では地滑りが329か所で発生して道路は寸断され、村は孤立いたしました。

安政大地震においても、高知県の中山間地域は大きな被害を受けております。県内各地で地滑りが発生しており、幾つかの自然ダムもできております。その地滑りの跡が棚田になっているところも数多くあります。したがって、南海トラフ地震が起きれば中山間地域においても大きな被害が想定されます。

そこで、中山間地域における南海トラフ地震対策についてどのように考えているのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

中越地震におきましては津波被害がありませんでしたので、救助救援は山古志村など中山間地域に集中されました。しかしながら、南海トラフ地震の発災時には大きな津波被害が想定されております。そのときの救助救援は沿岸部に集中されるものと思われれます。したがって、山間部への救助救援はなかなか手が回らないものと想定され、しばらくの間は地域内で救助救援をしなければならぬと考えます。そこで、最も重要になるのが道路啓開であります。道路は至るところで寸断されることが予想されております。いかに早く道路啓開をしていくのかが、中山間地域における南海トラフ地震対策になるのではないのでしょうか。

そこで、どうすれば迅速に道路啓開ができるのか、津波避難タワーのような事前対策はどの

ようにすればよいのか考えてみますと、取りも直さず道路を広げることにほかなりません。道路の拡幅は道路啓開の時間短縮につながると言われております。

南海トラフ地震対策として幹線道路の拡幅を避難タワー整備と同じように進めていかなければならないと考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

また、嶺北地域では南海トラフ地震発生時の対策として、総合防災対策推進中央東地域本部が情報収集や対応に取り組むことになっておりますが、先ほど申し上げましたとおり、発災時には津波による被害が甚大になるものと想定され、救助救援は沿岸部に集中するものと思われまます。そういたしますと、嶺北の各地域から情報が上がってきたとき、的確に対応できるのかどうか心配されるところであります。沿岸部と中山間地域では、津波と地滑りのように全く違った被害想定をしなければなりません。

そこで、嶺北地域で市町村や応急救助機関が情報共有や対応ができる仕組みが必要ではないかと考えますが、危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

高知県の出生数が3,721人で全国最下位になったと、知事も危機感を持って訴えられておりますけれども、そもそも中山間地域にはほとんどの地域で産婦人科がなく、それぞれの地域で出産することすらできません。せめて健診ぐらいはその地域でできなければ、若い方々に住んでいただくことができないのではないのでしょうか。中山間地域に住む要件として、9月議会でも質問をさせていただきましたけれども、中山間地域再興ビジョンのアクションプランの中に、令和9年度目標値として無医地区でのオンライン診療体制整備率100%としております。

そこで、いま一度改めて質問をさせていただきます。北海道の弟子屈町でやっておられたよ

うなモバイル胎児モニターを使った周産期遠隔医療システムによるオンライン診療ができないかどうか。

弟子屈町では実証実験も終わり、今はやっていないようでありますけれども、高知県においてもオンライン診療の準備をしていく必要がありはしないか、実証実験という形ででも今から始めておかなければならないのではないかと考えますが、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

過疎・高齢化が進む中山間地域では、社会福祉協議会の活動が福祉行政の最後のとりでとなっております。社会福祉協議会は、基本的には民間事業所でありますけれども、実態は各自自治体の福祉行政そのものであります。過疎・高齢化が進む中山間地域では、物理的条件に起因する非効率なサービス実態を踏まえた組織経営が求められ、効率の悪い送迎や生活支援まで踏み込んだサービス提供などの需要が年々増え、特にマンパワーの必要性は増すばかりであります。そのため、社会福祉協議会の組織運営には、常に人材の確保と財源確保の問題が横たわっております。

そうした中、過疎・高齢化のますますの進展は一層の財源難と人材不足を生み、今までのようなサービスの継続が極めて難しくなる状況となっております。

それぞれの社会福祉協議会の必要人材、そしてその育成、さらには財源確保について子ども福祉政策部長の御所見をお伺いいたします。

コロナ禍も新型コロナウイルス感染症が5類になったことによりまして、インバウンド観光の需要も着実に上がってきております。台湾からの国際チャーター便の利用客も順調に推移し、インバウンド観光客の誘致拡大を目指して国際定期便が受入れ可能な新ターミナルを整備することとなり、高知龍馬空港の現在のターミナル

と一体的に整備をするための設計に着手されたと聞いております。これによって、一層のインバウンド観光需要が期待されるところであります。

一方で、クルーズ船も今年度は4月5日のダイヤモンド・プリンセスに始まり、11月28日のダイヤモンド・プリンセスまで45回寄港され、乗客定員数は延べ8万4,623人となっております。特に、乗客定員数4,488人のMSCベリッシマの寄港したときは、総売上げが250万円を超えることがあったと聞いております。それに対し客船ターミナルの物産品等販売店のスペースは8店舗分で、MSCベリッシマの寄港時は毎回抽せんになっていると聞いております。最も多く抽せん漏れした事業者は8回も抽せん漏れをしているようであります。

客船ターミナルを拡張することなどにより、物産品等販売店のスペースを確保し、出店希望者の要望に応えると同時に、インバウンド観光客の利便性を図ることが必要と考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

次に、河川内樹木及びダム流木のバイオマス利用についてお伺いをいたします。

平成30年7月豪雨は、そのとき上流河川でどのようなことが起こったか記憶に新しいところですが、上流の狭隘な河川は流木で埋め尽くされ、川岸は流木が折り重なって堆積しておりました。関係機関の対応によって多くは取り除かれましたけれども、今なお川岸の流木は残され、立ち枯れした河川内樹木も見られるところであります。ダムにおきましてもダム流木が大量に発生し、廃棄物としての処理に苦勞されたものと承知をしております。

県におきましては、公営企業局が管理しているダムの流木処分費が令和2年度1,975万7,000円、令和3年度2,214万5,000円、令和4年度1,533万1,000円と、集中豪雨があった年となかった年

で違いはありますけれども、毎年処分費がかかっているところでもあります。一方で、近年バイオマス発電所が幾つか建設され、稼働をしております。そして、バイオマス発電所の燃料であるチップ需要も増えてきていると聞いております。

そこで、その河川内の流木、そしてダム流木の活用ができないかと考えるところでありますが、昨年3月、環境省で、河川内樹木及びダム流木のバイオマス利用の手引というものが作成されております。それによりますと、まず廃棄物か有価物か、自治体によって総合的に判断され、有価物と判断されれば、河川・ダム管理者もしくは河川法第25条における産出物採取許可を受ける事業者が証明書を発行いたします。そして、事業計画や使用計画書の届出などの要件が満たされれば、一般木質バイオマスとしてFIT制度の買取り価格24円、1キロワットアワー当たりですが、24円が適用されます。

もともとFIT制度で間伐材由来の木質バイオマスを使うことで、1キロワットアワー当たり32円や40円の適用を受けている事業者にとっては、あまり魅力あるものになっておりません。このような河川内樹木や流木、ダム流木を利用した場合、もともとの買取り価格を維持できるようにするべきではないかと考えます。

また、河川内樹木や流木及びダム流木の利用方法は、バイオマス発電所以外にもバイオマスボイラーの燃料などがあります。近年大きな豪雨災害が発生しておりませんので、河川内流木やダム流木の処理についてはあまり議論がされておられませんけれども、一たびかつてのような豪雨災害が発生いたしますと、全く対応ができなくなります。

そこで、河川内樹木や流木、ダム流木について、廃棄物として扱うことに加えて、市町村や事業者と連携し、有効活用を行わなければならないと考えますが、林業振興・環境部長の御所

見をお伺いいたします。

当然のことながら、河川内流木やダム流木は山の状況が密接に関係してきます。切捨て間伐された木は豪雨によって河川に流入する可能性もありますし、適正に管理されていない山は崩壊の危険性があり、崩壊すれば当然、必然的に河川に流入してまいります。ですから、間伐や皆伐を進め、適正に管理をされなければなりません。

そこで、木材の市況などを調査してまいりました。ウッドショック以降、一定の木材価格は維持されているようであります。その要因は円安であります。円安によって外材は輸入しにくくなっているようであります。しかしながら、昨年4月以降、木造住宅着工件数は、現在に至るまで前年同月比マイナスであります。アメリカにおきましても住宅着工件数が減っている状況にあります。したがって、木材価格は大きな為替変動がない限り、現状で推移するものと思われま。

そこで、今のうちに足腰の強い林業にしなければなりません。よく言われておりますのが、サプライチェーンの構築であります。生活用品ではありませんので、工場でどんどん作るというわけにはまいりません。そこで、今問われているのが、いかに安定的に供給していくかということであります。まず、安定的な原木供給がなされなければなりません。そのためには計画的な伐採が必要となります。そして、それぞれの事業者の伐採計画を基に、どんな樹種や大きさのものがどこにどれだけ搬出されるのか、どれだけのものが各製材工場に必要なのか、まとめ上げて、対応する適正な必要量の原木を貯留する必要があります。そして、そのためのストックヤードが必要となります。

そのストックヤードが十分ではないと聞いております。ストックヤードが十分であれば、原

木価格も安定し、伐採や再造林などの山元での作業も年間を通じて平準化できるものと思います。また、当然木材を貯留するわけでありますから、貯留するための資本も必要となります。

こうしたストックヤードの整備について林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

最後に、高知EHRについてお伺いをいたします。

まず、「高知家@ライン」は平成29年から高知大学の主導で、在宅療養用コミュニケーションツールとして稼働を開始し、はたまるねとは平成22年から宿毛市内で稼働していた医療介護連携システムを平成28年に幡多全域での医療効率化を目的としたEHRへ高度化着手、平成30年に稼働しております。高知あんしんネットは平成26年から災害時の診療情報保全基盤の整備を検討、平成28年から県全域EHR構築の検討に着手、先行のはたまるねと全県展開も検討したが困難と判断され、令和元年に別システムとして稼働したものであります。

それぞれいろいろな経過を踏まえ、様々な目的、目標を持って始められたものと思います。一般的には、安全・安心で質の高い医療提供体制の整備、医療機能の分化・連携の促進、重複検査・投薬等による非効率な医療サービス提供の防止などですが、これまでにどのような効果が得られたのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

先ほども申し上げましたが、将来の医療DXの構想として、無医地区でのオンライン診療体制の整備、周産期医療における病院と産婦人科施設間の連携、救急や災害対応連携などが考えられます。さらに、国は来年の秋に紙の保険証を廃止し、そしてまた令和8年頃をめどに全国の医療機関が電子カルテ情報を閲覧可能とする全国医療情報プラットフォームの整備をしようとしております。プラットフォームの接続方法

については、現システムの更新時期などを勘案し、統合するか否かを含めて協議をすとお聞きをしておりますが、目標達成するためには、どういう形が望ましいかを考えながら進めなければならないと思います。

これらを踏まえ、県が目指す将来の目標と、どのようなシステムをどのようなタイムスケジュールで構築していくのか、健康政策部長にお伺いをいたしまして、私の1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 金岡議員の御質問にお答えをいたします。

まず、私自身の性格の自己分析、政治手法と県政への思い、こういった点についてお尋ねがございました。

県民の皆さんからは、私の印象について、優しいそうとか人がよさそうといったような声をよくお聞きいたします。私自身も、自分の性格といたしましては、どちらかといえば自己主張をして相手を説き伏せて自分の意見に従わせるというよりは、相手の意見に耳を傾けまして、共通点を見いだして一緒に物事を進めていくと、そういったほうが居心地がよいと感じる、そんな性格であると思っております。

また、私が理想とする政治手法についてでございますが、県庁内におきましては、強力なリーダーシップを発揮するというよりは、私自身が、あるべき政策の大きな方向性を示した上で、職員には細部や具体的な方法、手法について自分の頭で考えて提案をするように求める、そして最終判断は私が行う、こういった形で組織全体としての能力を最大限に引き出すということが、私の理想とする手法だと考えております。

一方、県庁の外に向けましては、これも派手なパフォーマンスを行って耳目を引くというよりは、むしろ具体的な成果を着実に積み上げて、一步一步確実に前に進んでいくということが何

よりも大事ではないかと思っております。こうした手法は、先ほど述べました私自身の性格にも合致をしているのではないかというふうに考えております。

その上で、御質問ございましたので、県政の在り方に関する私自身の思いを申し上げさせていただきます。中国の故事に鼓腹撃壤という理想の政治を表す言葉がございます。これは中国古代の名君主と言われております堯がお忍びで市中に民情視察をした際に、ある老人がおなかをたたき——これが鼓腹であります、地面を蹴って——これが撃壤であります、拍子を取ってこういう歌を歌っていたということの故事であります。日が出れば仕事をし、日が沈めば家に帰って休む、井戸を掘って水を飲み、田畑を耕して作物を食べる、帝王の力など私には関係ない、こういった歌であったということでございます。これを聞いて、堯は自分の政治が確かにうまくいっているというふうに確信をしたという故事であります。

私はこのように、為政者が殊さらに強大なリーダーシップを演じなくても、国民が政治のことを心配することなく平穏無事な世の中を楽しむことができる、そんな政治が最も理想的な姿なのではないかというふうに感じております。このことは、議員から御指摘ありました、民のかまどの逸話とも一脈通じるところがあるのではないかというふうに考えます。

しかしながら、現実の県政には、深刻化をいたします人口減少をはじめといたしまして、課題が山積をしております。こうした県政課題の解決に向けましては、県民の皆さんに現状を正しくお伝えをし、対話を通じて政策への御理解をいただいた上で、県民の皆さんと心をつなげて共に前進し、着実に成果を出していく、こうした共感と前進の基本姿勢の下で県政を進めまして、元気で豊かな、そしてあったかい高知

県を築いて次の世代に引き継いでいきたいと、そういうふうに考えております。

次に、中山間対策に関連いたしまして、消えゆく集落をどのように考えているかとお尋ねがございました。

本県の中山間の地域地域に、それぞれお住まいの方々々が代々懸命に暮らし続け、紡いできた歴史や伝統文化がございます。社、社にその末永い継続を祈り、感謝をささげてきた祭りがあります。そして、これらを将来につないでいくために懸命に努力されている方々がいらっしゃるわけでありまして。

私自身、県民座談会「濱田が参りました」によります各地域への訪問を通じまして、若者や子供が地域外に出ていき、こうした伝統や文化が途絶えることへの不安の声、そして一方で厳しい状況にありながらも前を向いて必死に頑張っている方々の声を直接お聞かせいただいております。こうした声にしっかり応えるためにも、中山間地域が再び活力を取り戻すための道しるべとなります中山間地域再興ビジョンを策定し、少子化対策と一体となった新しい中山間対策に全力で取り組まなければならないと考えております。

改めて、今回の選挙戦でいただきました中山間地域にお住まいの方々の一つ一つのお声、思いを肝に銘じまして、私自身が先頭に立って、地域が次の世代に引き継がれていくように、しっかりと取り組んでまいります。

最後に、この中山間ビジョンの施策は即刻成果を出さなければならないものと考えているかどうかとお尋ねがございました。

人口減少が著しい本県の中でも、特に若者人口の減少が先行して進む中山間地域におきましては、より重点的な人口減少対策を講じまして、できるだけ早く成果を出していかなければならないというふうに考えております。

このため、策定中の中山間地域再興ビジョンにおきましては、10年後の将来像、目指すべき目標を掲げるだけではなく、4年間のアクションプランそれぞれの施策にも目標を定めまして、その達成に取り組むこととしております。あわせて、取組の毎年の進捗状況を確認し、課題、対応策について、外部の意見もいただきながらバージョンアップを図る、そうした執行体制を取ることといたしております。

御指摘もありましたように、アクションプランでは4年後の目標といたしまして、例えば県外からの年間移住者数3,000人、本県出身の県外大学生の県内就職率24%、無医地区等におけますオンライン診療体制の整備率100%、こういった大変野心的な目標を掲げております。しかし、中山間地域の再興に向けましては、これらの目標は何としても達成をしなければならない、そうした目標だと考えております。

中山間地域の現状を踏まえますと、今回が最後のチャンス、ラストチャンスだと考えておりまして、言わば背水の陣をしく、そうした覚悟で全力で取り組んでまいります。

私からは以上であります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、中山間地域における基盤整備事業の拡充についてお尋ねがございました。

県では農業の効率化を図り、生産性が高まるよう、これまで農地の基盤整備を進めてきており、昨年度末時点で県全体の10アール以上の整備率は52.3%となっております。整備率は地域によって差がありますが、棚田など狭小な農地が多い嶺北4町村における整備率は24.4%と、県全体の2分の1以下の進捗率となっております。

現行の農地中間管理機構関連農地整備事業において、中山間地域では面積要件を2分の1の

5ヘクタール以上と定め、さらにこれが一団の土地でなく、飛び地であっても可能とするなど、要件緩和も図ってきたところではありますが、土地所有者から自己負担への理解が得にくいこと、関係者が多くなるため合意形成に時間がかかることなどが、整備が進んでいない要因と捉えております。

今年度実施しました地域の関係団体等との意見交換におきましても、基盤整備をしていないと農地が守れないといった声や、中山間地域に合った基盤整備が必要といった声が多く寄せられ、地域ニーズに合った事業を再構築する必要性を改めて実感しております。

このため、来年度の予算編成におきまして、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画に位置づけられた担い手を農地の受け手とすることなどを条件に、自己負担を不要とした上で、面積要件を大幅に緩和するよう検討しているところでございます。

条件の悪い農地を生産性の高い農地に生まれ変わらせることで、将来を担う若者などに農業が継承され、中山間地域の活性化につながるよう、今後も地域のきめ細やかなニーズに応じた基盤整備を進めてまいります。

次に、農業者にとって最後のセーフティーネットである収入保険の掛金の助成についてお尋ねがございました。

収入保険は、従来の農業共済制度では対応できていなかった、けがや病気など、農業者の経営努力では避けられない収入の減少にも対応し、農業経営全体をカバーするセーフティーネットとして令和元年に創設されております。一方で、現在の資材・燃油高騰によるコスト高などの状況下では、掛金の負担が大きいと感じておられる方も多く、加入が進んでいないことも承知しております。

こうした状況を受けまして、国は収入保険制

度を改正し、令和6年から新たに、掛金の負担が少なくて補償が充実したタイプを設けております。具体的には、繰越しが可能な積立方式を使わず保険方式だけで、従来からある積立方式を併用するタイプと同じ最大9割の補償を選択できること、結果として、積立金を負担しなくて済むので、負担額は少なくなることなどのメリットがあり、生産者のニーズに沿った改正がされております。

県といたしましては、まずはこの新たに設けられた負担額の少ないタイプの補償内容と掛金等を中心に、農業者への丁寧な説明を行い、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、従来からある積立方式併用タイプのメリットやデメリットも一緒に説明してまいります。なお、その際には補償限度額の設定によって負担額も変わってきますので、最大補償を選択した場合と補償割合を少し下げて設定した場合など、個々の農家の経営方針に合ったメニューを選んでいただけるよう、市町村やJAと連携して加入促進に取り組んでまいります。

最後に、若い方などの農業参入についてのお尋ねがございました。

高齢などを理由に農家数は減少を続け、特に中山間地域におきましては、離農された方の農地の耕作をこれまで引き継いでこられた担い手だけでは、地域の農業を支え続けることは非常に困難な状況になっております。中山間地域の農地を守り、農村を維持していく上では、若い方々の農業参入が不可欠であります。若者を農業に呼び込むためには、しっかりと生計が立てられるようにすることが最低限必要な条件であると考えております。

こうした中で、県内259地区で、将来の農地利用の姿を明確化させる地域計画の策定に向け、10年後の農地を誰に引き継ぎ、地域の農業をど

のように維持・発展させていくのか、地権者や耕作者を交えた話し合いが行われているところがございます。この話し合いの中で、担い手に農地を引き継ぐため、基盤整備が必要とされた農地につきましては、迅速に整備が行えるよう、先ほど申し上げましたように、大幅に事業要件を緩和していきたいと考えております。

さらに、こうして生み出された生産性の高い農地の持つ能力が最大限発揮されますよう、園芸作物ではデータ駆動型農業やスマート農業など、収益性を高める取組を推進し、水稻では寒暖差のある気候を生かした高品質な米の生産を進めるとともに、土佐天空の郷のようにブランド化を図るなど、稼げる農業を早期に実現させ、若い方々の農業参入につなげてまいりたいと考えております。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) 特定地域づくり事業協同組合への農家や林家の方々の参加に向けた仕組みづくりについてお尋ねがございました。

特定地域づくり事業は、組合員となった事業者は協同組合からの派遣によって労働者を確保でき、また労働者にとっては、組合から一定の給与を得ながら、それぞれの事業者の下で技術を学び、将来的には独立したり、その事業を継承することも期待できる取組です。

お話にありました中山間地域の農業や林業は繁閑が大きく、また人を通年で雇用できるほどの収入を得ることが難しいため、適時に安定的に労働者を確保することが困難であります。

一方、この特定地域づくり事業では、地域の事業者の様々な仕事を組み合わせ、年間を通じた仕事を創出するという仕組みのため、組合に参加する個々の事業者は、その経営状況に応じた必要最低限の、例えば一定期間の午前中だけといった労働者確保が可能であり、また派遣

元である協同組合の事業経費の半分に国などからの公費が充てられることから、個々の事業者が負担する利用料を相当程度まで抑えることができる仕組みとなっております。

実際に、この事業で農業など1次産業を主な派遣先としている組合は全国にもございます。また、県内の先行組合においても農家の方々が組合員になっており、今後設立を検討するという市町村からも農家の方からの加入意向があると聞いております。

このため、特定地域づくり事業の活用意向がある県内15の市町村に対し、実際に1次産業の事業者の加入が進んでいる事例を周知するとともに、農業と他の事業者の仕事の効率的な組み合わせ方、あるいはその際の利用料の設定の仕方について具体的な助言を行い、こうした取組を進めることで、農家等の組合への加入の促進を図りたいと考えております。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) まず、中山間地域における南海トラフ地震対策についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生すると、県内全域で震度6を超える強い揺れが発生し、建物倒壊のほか、崖崩れや地滑りといった土砂災害など、中山間地域特有の被害が発生することが想定されます。その結果、道路の通行止めや土砂崩れによる河川のせき止め、さらには集落の孤立が発生し、医療救護活動や支援物資の輸送に支障を来すことが懸念されます。

このうち、建物倒壊への対策については、中山間地域のみならず、県内全域において住宅の耐震化や家具の固定といった室内の安全対策について、啓発を行うとともに、補助金などにより積極的に支援をしているところです。

また、土砂災害対策については、避難所や要配慮者施設の背後地などを優先しながら、急傾

斜地の崩壊対策や砂防施設の整備といった命を守るための取組を進めています。ただ、箇所数も多く、予算の制約もあるということもございますので、時間を要するというふうに認識をしています。

さらに、集落の孤立対策として、道路ののり面対策やヘリポートの整備を行うとともに、発災時に救助救出や物資の輸送が円滑に実施できるよう、道路啓開計画の策定、さらにはドローンの購入なども行っております。

一方で、中山間地域には携帯電話の電波が届かない地域や、光ファイバーの未整備地域が残っています。このような情報通信基盤の地域格差を解消することは、南海トラフ地震対策にもつながるといふふうに考えておりますが、整備には一定の時間がかかるというふうに考えております。このため、避難所などの通信手段の整備について、県の地域防災対策総合補助金による支援を行っております。

中山間地域における南海トラフ地震対策については、国土強靱化予算なども活用したハード整備の推進と併せて、地域での訓練などによる各種計画の検証や見直しを行うほか、自主防災組織の活性化などソフト対策についても着実に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、嶺北地域において市町村や応急救助機関が情報共有を行う必要性などについてお尋ねがございました。

南海トラフ地震発生時には、県の災害対策本部と、県内5か所に災害対策支部が設置され、市町村や自衛隊、消防、警察といった応急救助機関との間で情報共有や連絡調整などを行いながら、災害対応に当たります。

発災初期の被災情報については、迅速な救助救出活動を実施する観点から、市町村は県の災害対策本部に直接報告することを基本としています。しかしながら、発災直後の混乱により、

市町村から正確な情報が迅速に上がってこないことも想定されるため、各地域の災害対策支部は、必要に応じて市町村に情報連絡員やリエゾンを派遣して、被害の状況や支援ニーズの把握を行い、県の災害対策本部に報告するというようにしてございます。

一方、迅速かつ円滑な災害対応のためには、より現場に近い場所で、関係機関が被災状況などを共有する必要があります。このため、災害対策支部や市町村災害対策本部、総合防災拠点において、県や市町村と応急救助機関が参加する応急救助機関活動調整会議を開催し、情報共有や活動の調整を行うこととしております。

また、嶺北地域を管轄する中央東災害対策支部は、南国市に所在しているということに加え、管轄エリアが非常に広いこと、さらには総合防災拠点も南国市や香南市にあることから、被災の状況によっては嶺北地域に現地災害対策本部を設置して対応するという想定をしています。

このため、今後は活動調整会議の訓練や、これまで実施してこなかった現地災害対策本部の運営訓練を行い、課題などを明らかにするとともに、必要に応じて南海トラフ地震応急対策活動要領などを見直し、具体的な内容を盛り込むなど、嶺北地域を含めた中山間地域における災害対応力を充実させてまいりたいと考えております。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、南海トラフ地震対策としての幹線道路の拡幅についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震発生後は、避難や救助、救援物資の運搬等のためのルートを早期に確保することが重要であります。とりわけ中山間地域は倒木やのり面崩壊等により、多くの道路で交通が寸断すると予想されるところでございます。

道路の拡幅は、中山間地域の生活や産業を支える上で最も重要なインフラ整備であることに加えまして、地震発生後の迅速な輸送ルート確保の上でも有効な事前対策の一つとなると考えております。しかしながら、中山間地域には地形が急峻で地質が脆弱な箇所も多く、道路拡幅には多大な予算と時間を要することから、道路の立地や利用状況に応じて、拡幅のみではなく、耐震対策や落石対策等も組み合わせながら整備を進めてきたところであります。

近年は、国の国土強靱化施策を追い風に、その整備を加速してきておりますが、中山間地域では今なお拡幅や防災、地震対策の必要な箇所が多く残っております。今後も国土強靱化関係予算を最大限に活用しながら、引き続き南海トラフ地震対策にも資する中山間地域の道路整備に取り組んでまいります。

次に、客船ターミナルの販売スペースの確保や利便性の向上についてお尋ねがございました。

現在、高知新港の客船ターミナル内の販売スペースは、新型コロナウイルス感染症対応のため通常より店舗の間隔を広く取っていることもあり、最大8ブースとなっております。また、出店の申込みが多数のため抽せんとなった回数は、本年11月までの45回の寄港中22回でありまして、1寄港当たりの最多申込者数は12事業者でした。

今後も出店を希望する事業者が増えることも予想されることから、県といたしましては、より多くの事業者が出店できるよう対応してまいりたいと考えております。具体的には、店舗の間隔を通常に戻すほか、仮設テントの活用や税関手続エリアの一部転用によりまして、販売スペースを拡大したいと考えております。また、キッチンカーの導入や施設の環境整備によりターミナルでの飲食を可能にするなど、利便性の向上にも取り組んでまいります。

なお、ターミナルの拡張につきましては、高知港長期構想に掲げておりますターミナルのある岸壁の整備が進み、2隻同時に着岸できるようになった段階で検討してまいりたいと考えております。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、周産期遠隔医療システムによるオンライン診療の実施に向けた取組についてお尋ねがございました。

お話のありました遠隔胎児モニタリング分娩監視システムは、一定の評価はありますものの、産科医師からは、安定性や安全性が担保され、かつ利用者である妊婦や医療従事者が容易に使い方を習熟できるものでないと、取り返しのつかない事故につながるおそれもあることから、慎重な議論が不可欠との声もあります。

一方、産科施設の減少と偏在が課題である本県にとっては、健診施設や分娩施設から離れた地域の方にとって、また妊婦搬送時の状況把握や医師の負担軽減など、医療提供の面において有効性が示されるのではないかと考えております。

県としては、システムの課題や活用事例を整理し、まずは来年3月に開催予定の県周産期医療協議会において議題とするなど、医療関係者の皆様の御意見をお聞きし、今後の活用に向けた具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、高知EHRの効果についてお尋ねがございました。

まず、はたまるねつとに関しては、高知大学医学部において重複検査、重複投薬の予防効果を分析しております。その結果、患者1人に対し複数の医療機関が抗鬱剤を重複して処方した事例が判明し、20人中14人の処方薬が削減できたと報告されております。

高知あんしんネットに関しては、あんしんネッ

トの運営主体が病院などシステムの利用者に対してアンケート調査を実施しております。この調査は、システムの利用メリットについて回答を求めたものですが、他の医療機関の検査情報を診察に活用することで重複検査を防止できたと、病院・診療所の1割が回答しております。

また、医療機関同士が脳卒中の患者の診療情報などを共有するツール、いわゆる脳卒中連携パスについて、システムの活用により従来の資料のやり取りに比べて、急性期病院では事務作業にかかる時間が患者1人につき65分削減されたと報告されております。

「高知家@ライン」に関しては、数値効果までは分析されておらず、県において利用者の御意見をお聞きしました。ケアマネジャーからは、利用者の体調に関していつでも主治医や薬局に相談できるようになった、主治医からは、デイサービスや訪問看護の情報を治療に生かせるといった声がありました。

このように、EHRの活用効果は一定あるものと認識しており、県においても活用効果などを情報発信してまいります。

最後に、高知EHRの将来目標と今後のシステム構築についてお尋ねがございました。

高知EHRには、診療情報などを医療機関の間で共有することによって、より正確な診断、処置ができるようになるメリットがあります。また、先ほどお答えしましたとおり、重複検査や重複投薬が防止できるなどの効果があると考えております。このため、サービスの提供範囲は県内全域を対象とした取組であることが望ましいと考えます。

現在、幡多圏域の医療情報ネットワークであるはたまるねっとと、幡多圏域以外の医療情報ネットワークである高知あんしんネットの両者により全県をカバーできておりますので、この2つのシステムが持つ医療情報を相互に連携し

て閲覧できるように、県ではシステムの改修について提案し、今年度財政支援をしております。

一方、利用の面では、はたまるねっとは当該地域の病院の93%が加入し、加入者が1万3,393人と幡多圏域の人口の約17%を占めるのに対して、高知あんしんネットは病院の35%が加入、加入者が2万367人と伸び悩んでおります。高知あんしんネットの実施主体からは、周産期等の情報連携、多職種連携などに対応するツールを導入することで、参加医療機関、住民の加入増加を図るとの提案をいただいております。県議会決算特別委員会からは、医療機関等の加入促進に取り組み、システム間の情報共有を図るとともに、将来を見据えたシステムの在り方について検討を望むとの御意見をいただいております。

将来を見据えたシステムの在り方については、国において令和8年度を目途とした、全国の医療機関が電子カルテなどの医療情報を閲覧可能とするための基盤整備が進んでおり、高知EHRなどとの連携が必要になります。このため、全県的な統一システムの構築に向けては、こうした国の動向を踏まえる必要がありますし、システム加入者数の増加などの効果を考慮すべきだと思います。

現在、各システムの実施主体との協議の場について設置準備を進めており、各高知EHRと全国システムの連携のタイミングで全県的な統一システムの整備が可能となるように、県としても協議に関わってまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) 社会福祉協議会における人材確保や人材育成、財源確保についてお尋ねがございました。

市町村社会福祉協議会は、地域における福祉の推進に大きな役割を果たしており、特に中山間地域においては介護サービスや送迎、身近な

生活支援など重要な役割を担っております。しかしながら、市町村からの補助や委託事業の割合が高く、自主財源が乏しいことなどから、組織の運営や人材の確保に苦慮しているところも多いものと承知をしております。

社会福祉協議会が、中山間地域を支える中核機関として引き続き役割を果たしていくためには、議員のお話のとおり、人材確保と人材育成、財源の確保を一体的に取り組むことで、特に若い世代に選ばれる魅力ある職場づくりを進めることが重要であると考えております。

このため、人材確保に向けましては、来年度から官民協働の新たなプラットフォームを構築し、人材育成のための福祉研修体系の強化や、デジタル化の推進による業務負担の軽減を進め、福祉人材の確保に取り組むこととしております。

また、財源の確保につきましては全国的な問題であり、本年5月、全国社会福祉協議会は厚生労働大臣に対し、社会福祉協議会の経営基盤強化等に向けた様々な支援の実施や、社会福祉協議会に係る地方交付税措置の拡充を要望しております。こうした全国的な動きを注視しながら、必要に応じて国への働きかけなども検討してまいります。

県としましては、市町村社会福祉協議会がこれからも中山間地域を支える中核機関として総合的なサービス提供を維持・継続していくことができるよう、高知県社会福祉協議会と連携し、それぞれの実情に即した支援を行ってまいります。

(林業振興・環境部長武藤信之君登壇)

○林業振興・環境部長(武藤信之君) まず、河川内樹木や流木、ダム流木の有効活用についてお尋ねがございました。

河川内樹木やダム流木を木質バイオマスとして活用することは、廃棄物を削減し、環境負荷を低減するものとして意義があるものと考えま

す。

県内におけるダム流木などの活用事例としましては、例えばダム湖に流入した流木を回収し、広く配布している事例があります。また、物部川水系で県が管理するダムにおいては、ダム湖に流入した流木について、木質バイオマス発電の燃料として利用される際に必要となる由来の証明を行うことで、流木が活用されている事例があります。

一方、ダム流木等は、腐朽材や土石の付着した根株などが相当程度含まれていることから、木質バイオマスとしてダム流木等の活用をさらに進めるためには、どのように原材料の質を確保するかなどの課題を整理し、解決していくことが必要と考えております。

これまで、木質バイオマスの利用推進については、県内の市町村や事業者が参画する協議会において、木質バイオマス燃料の供給に向けた課題の整理、解決手法の検討などに取り組んでまいりました。ダム流木等の有効活用につきましても、この協議会において河川管理者を含めた関係者と連携し、木質バイオマスとして活用可能なダム流木等の質の確認や、回収・分別方法などの検討を進めてまいります。

次に、ストックヤードの整備についてお尋ねがございました。

ストックヤードは、形状の異なる原木を規格ごとに選別するとともに、これらを集積することで需給バランスを調整するなど、林業事業者と製材事業者との間で原木流通を円滑につなぐハブ機能を発揮しています。

県内では、製材工場の整備や原木生産の拡大とともに、ストックヤードの新設なども進み、現在は高知県森林組合連合会などにより13施設が運営されています。また、こうした施設の中には、最近の製材工場の大型化や原木流通の広域化の動きの中で、その機能を強化し、原木供

給を円滑化しようとする施設も見られるようになっていきます。例えば、原木を製材工場に安定的に供給する協定取引において、原木を一時的に保管し、供給量を調整する取組が行われております。また、仁淀川流域では、林業事業者と製材事業者とで原木流通情報を共有する仕組みづくりも行われております。

こうした取組は、原木の安定供給に資するものであり、県では原木流通情報を共有するためのシステム構築に向けた助言のほか、原木の仕分装置の導入支援や、ストックヤードの運営に要する資金融通等の措置を講じているところでございます。

一方、県においては、令和4年に73万6,000立米であった原木生産量を85万立米へと拡大することを目標としており、今後増産される原木を県内で円滑に流通させていくことが一層重要となります。そうした中において、ストックヤードの整備については、製材事業者をはじめ関係者による整備の意向などを聞き取りながら、必要な機能やストックヤードの配置バランスなどについて検討してまいります。

○10番（金岡佳時君） どうもそれぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず、知事については、知事のお人柄がよく分かったような気がいたします。私もそういう手法、そうであろうというふうに言わせていただきましたけれども、それでぜひ進めていただきたいというふうに思います。

中山間振興につきましては、もう不退転の決意でやられるということでもありますので、それはぜひともやっていただきたいということで、評価もいたしたいと思います。

ただ1つ、再質問はしませんので、1つだけ。農業振興におきまして、親元就農とか、あるいは新規就農の補助金はあるわけですね。しかしながら、なかなか使いにくいということがあっ

て、今日質問に上げさせていただいております。何か1つやっぱり仕組みを考えていただかなければならないのではないかと。

すぐにこうするという結論は出ないと思いますので、ぜひとも考えていただいて、若い人が就農しやすいような体制をつくっていただきますようお願いをしておきます。

南海トラフ地震につきましても、山にもやっぱり災害は起きますよということで、目を向けておいていただきたいというふうにお願いをしておきます。

いろいろありますけれども、私がいわゆる締めめの質問になっておりますので、最後に皆様方に本当に要望しておいて終わりたいと思います。

今年もあと10日余りとなったわけでございます。私もまた年を取るというふうに思いつつ、それほど悪いこととは思っておりません。それは、多くの知識や経験を上書きするような自分を見ることができるといふことであります。すなわち、継続が成果となって現れるというふうに関心を感じることができるといふことであります。

しかしながら、中山間地域対策と南海トラフ地震対策について言えば、予定どおり進んでいる対策はよいのですけれども、予定どおり進んでいない対策は大変な問題となります。いつかは分かりませんが、中山間地対策や南海トラフ地震対策は、問題の起こる時期や発災する時期が決まっているからであります。

想定している時期やときは、それはいつなのかは分かりません。がしかし、実際に起こる時期や発災する時期は確実に近づいております。そう考えますと、今年予定どおり進んでいない対策は、来年同じことをやっていると間に合わないということになります。遅れば遅れるほど、遅れた時間を取り戻すための施策を加えていくことが必要になってまいります。

来年が本当にいろいろな施策が行われて、そ

してその継続が成果となって現れる年となりますように、そして全ての皆様にとってすばらしい年となりますことを御祈念申し上げまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(弘田兼一君) 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長(弘田兼一君) これより議案の付託をいたします。

(議案付託表及び請願文書表配付)

○議長(弘田兼一君) ただいま議題となっている第1号から第29号まで、以上29件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末238ページに掲載〕



請願の付託

○議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」から請第2-2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」まで、以上4件の請願が提出され、その請願文書表をお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

これらの請願は、請願文書表に記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔請願文書表 巻末242ページに掲載〕



議案の上程、採決(議発第1号 決議議案)

○議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第1号 巻末248ページに掲載〕

○議長(弘田兼一君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「ガザ地区における一刻も早い停戦と人道状況の改善を求める決議議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「ガザ地区における一刻も早い停戦と人道状況の改善を求める決議議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



○議長（弘田兼一君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明21日から26日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、12月27日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月27日の議事日程は、議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時23分散会

令和5年12月27日（水曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 竹内健造君
- 2番 戸田宗崇君
- 3番 上治堂司君
- 4番 桑鶴太朗君
- 5番 土森正一君
- 6番 榎尾絢子君
- 7番 久保博道君
- 8番 上田貢太郎君
- 9番 今城誠司君
- 10番 金岡佳時君
- 11番 下村勝幸君
- 12番 田中徹君
- 13番 土居央君
- 14番 横山文人君
- 15番 西内隆純君
- 16番 加藤漠君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 三石文隆君
- 20番 畠中拓馬君
- 21番 依光美代子君
- 22番 大石宗君
- 23番 武石利彦君
- 24番 西森美和君
- 25番 寺内憲資君
- 26番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 武藤信之君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 小田切泰禎君
- 警察本部長 高清水善弘君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 中島勝海君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 飯田志保君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 大川美千子君



議事日程(第5号)

令和5年12月27日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和5年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第4号 令和5年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第5号 令和5年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第6号 令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第7号 令和5年度高知県電気事業会計補正予算
- 第8号 令和5年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第9号 令和5年度高知県病院事業会計補正予算
- 第10号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 職員の給与に関する条例等の一部を

改正する条例議案

- 第12号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 令和6年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第16号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第17号 高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定に関する議案
- 第18号 高知県立美術館の指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立文学館の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第25号 高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第26号 県有財産(高知中央産業団地)の処分に関する議案
- 第27号 野根海岸海岸災害復旧工事請負契約の締結に関する議案
- 第28号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

<p>第 29 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>請第1-1号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について</p> <p>請第1-2号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について</p> <p>請第2-1号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について</p> <p>請第2-2号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について</p>	<p>議発第8号 持続可能な社会保障制度の確立に向けた適切な財源確保を求める意見書議案</p> <p>追加</p> <p>議発第9号 政治資金規正法の抜本的改正を求める意見書議案</p> <p>議発第10号 政治資金規正法の改正も含めた再発防止を求める意見書議案</p> <p>追加</p> <p>議発第11号 自衛官の命を守る観点から、自衛隊へのオスプレイ配備の見直しを求める意見書議案</p> <p>追加 継続審査の件</p>
<p>追加</p> <p>第 30 号 高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案</p> <p>第 31 号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案</p> <p>第 32 号 高知海区漁業調整委員会の委員の任命についての同意議案</p>	<p>————— ∞∞∞ —————</p> <p>午前10時開議</p> <p>○議長（弘田兼一君） これより本日の会議を開きます。</p>
<p>第 2</p> <p>議発第2号 高知県議会委員会条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 3 高知県選挙管理委員及び同補充員の選挙</p> <p>追加</p> <p>議発第3号 政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書議案</p> <p>議発第4号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書議案</p> <p>議発第5号 認知症との共生社会の実現を求める意見書議案</p> <p>議発第6号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書議案</p> <p>議発第7号 森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書議案</p> <p>追加</p>	<p>————— ∞∞∞ —————</p> <p>諸 般 の 報 告</p> <p>○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。</p> <p>各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。</p> <p>〔委員会審査結果一覧表 巻末284ページ〕 〔に掲載〕</p> <p>————— ∞∞∞ —————</p> <p>委 員 長 報 告</p> <p>○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。</p> <p>日程第1、第1号から第29号まで及び請第1—1号から請第2—2号まで、以上33件の議案並びに請願を一括議題といたします。</p>

これより常任委員長の報告を求めます。

金岡佳時危機管理文化厚生委員長。

(危機管理文化厚生委員長金岡佳時君登壇)

○危機管理文化厚生委員長(金岡佳時君) 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第7号議案から第9号議案、第11号議案、第13号議案、第17号議案から第21号議案、以上12件については全会一致をもって、第14号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1—2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、LPガス料金高騰対策支援事業費について、執行部から、LPガス料金高騰の影響を受けた県内の生活者に対して、本年4月から6月まで実施した事業に引き続き支援を行う。支援額は月800円を上限とし、令和6年3月分と4月分の2か月で合計1,600円を各世帯のLPガス料金から値引きをする形で実施するものであるとの説明がありました。

委員から、前回の事業では、事務費への補助は高知県LPガス協会に対してのみであったが、今回は販売店の事務費も補助対象となっている

ことを評価したい。これは、前回の実施状況を踏まえて対応することとしたのかとの質疑がありました。執行部からは、前は県民への支援をスピード感を持って行うということで実施したが、事務を行う販売店への支援ができていなかった。事業を進める中で御意見をいただき、今回は販売店に対しても事務費を支援することとしたとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、小動物管理センター管理運営委託料の債務負担行為について、執行部から、高知市と四万十市にある小動物管理センターの管理運営を委託するものであるとの説明がありました。

委員から、公募型プロポーザル方式で、これまでどのような方が手を挙げられてきたのか、また競争性が発揮されているのかとの質疑がありました。執行部からは、プロポーザルには毎回二、三者が参加されており、その中にはNPO法人で共同運営したいという提案もあったとの答弁がありました。

委員から、委託先の選定基準には、持続性や安定性などが含まれると思うが、県の考え方や方向性を踏まえた仕様書については、これまでどの何か変更点はあるのかとの質疑がありました。執行部からは、収容動物の飼育環境の改善や健康状態の管理強化、犬のトレーニングなど譲渡に向けた取組の強化などについて変更したとの答弁がありました。

次に、第14号「高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、国民健康保険制度が抱える構造的な課題への対応として、県全体の医療費等を県全体で支える統一保険料を導入するために、必要な規定の整備を行うものである。国民健康保険制度が将来にわたり安定的に運営されるよう、県内における統一的運営方針として定める第3期

高知県国民健康保険運営方針を策定するに当たって、市町村と保険料水準の統一に向けた方向性の合意確認を行い、令和12年度を目標に保険料水準を統一するとの説明がありました。

委員から、市町村によっては合意はしているが、急激な保険料の上昇を心配する声もあるのではないかとの質疑がありました。執行部からは、市町村からは様々な意見をいただいております、保険料水準の統一だけでなく、取り組む内容についても合意確認を行っている。保険料が上がる市町村には激変緩和措置を行うことや、医療費の適正化に向けて県版データヘルス計画を策定することを方針には盛り込んでいるとの答弁がありました。

委員から、今後さらに保険料が上がり、保険料を払えないために資格証明書等の発行が増える可能性もあるが、そういった対応についても県内で統一されていくのかとの質疑がありました。執行部からは、保険料水準が統一される令和12年度に向けて、そういったサービス面についても段階的に統一を行うことで市町村と協議しているとの答弁がありました。

別の委員から、具体的にどれくらい保険料が上がるのかといった丁寧な説明が必要ではないか。例えば、世帯ごとのモデルケースなどにより、住民から見ても分かりやすい資料で説明をしてもらいたいとの意見がありました。執行部からは、現行の保険料が各市町村によって異なるため、どう変わっていくかについては市町村による説明が基本となるが、住民に説明するために必要な情報等については、市町村に提供していきたいとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、高知龍馬マラソン開催費補助金について、執行部から、有料エントリー者が当初見込

んでいた人数を下回ったため参加料収入が減少した。そのため、経費の見直しを行ってもなお収支不足が生じることから、大会開催に必要な経費を補助するものであるとの説明がありました。

委員から、高知龍馬マラソンの経済波及効果は試算しているかとの質疑がありました。執行部からは、毎年行っており、令和4年度の大会では約3億7,500万円の経済波及効果があると試算しているとの答弁がありました。

委員から、宿泊料の高騰など全国的な物価高騰の影響が参加人数の減少につながっていると思われるため、今後の募集人数や経費の再検討をお願いしたいとの意見がありました。

次に、宿毛市総合運動公園陸上競技場の整備事業に対する補助の債務負担行為について、執行部から、同競技場の第3種公認継続に要する改修工事費を宿毛市に補助するものであるとの説明がありました。

委員から、陸上競技場のトラックで使用済みのタータンは再利用されるのか。再利用できるものがあれば、学校や陸上関係者などにぜひ情報提供をお願いしたいと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、整備後の取扱いについては、宿毛市と協議を行っていくとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、子ども・福祉政策部についてであります。

個人情報を含む文書の誤送付について、執行部から、生活保護に関する文書を誤って別の保護受給者に送付する事案が発生した。今後はこうした事案が生じないように、通知書に別の説明文書を同封する場合は、他の文書と分けて作業を行うとともに、複数人による文書の宛先の突合を徹底するなど再発防止に努めていくとの説明がありました。

委員から、複数人でのチェックが確実にできていなかったというのはもってのほかである。大変デリケートな情報であることから、二度とこのようなことが起きないようにしていただきたいとの意見がありました。執行部からは、チェック漏れによる誤送付はあってはならないことであつた。膨大な送付文書を全て複数人でチェックしているが、人によるチェックだけで解決するのではなく、誤送付が起きないように仕組みも検討していきたいとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

県立幡多けんみん病院における個人情報漏えい事案について、執行部から、病院職員が県外で開催された学会に入院患者の診療情報データを印刷して持参し、紛失した。再発防止のため、個人情報の適切な管理や診療情報の院外への持ち出しルールについて、改めて全職員に周知徹底し、今後も定期的な注意喚起や職員の意識啓発に取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、こうした事案が発生する背景には、職員の意識の低さが問題としてあるのではないかとの質問がありました。執行部からは、診療情報という特に慎重な取扱いが必要な情報を紛失したことから、全職員でこのことに対する意識を高められるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

最後になりますが、健康政策部、子ども・福祉政策部、公営企業局において、個人情報の不適切な取扱い等に関する複数の報告がありました。今後このようなことが起こらないよう、緊張感を持って取り組んでいくことを要請いたします。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（弘田兼一君） 下村勝幸商工農林水産委員長。

（商工農林水産委員長下村勝幸君登壇）

○商工農林水産委員長（下村勝幸君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第4号議案、第22号議案、第23号議案、第26号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第26号「県有財産（高知中央産業団地）の処分に関する議案」について、執行部から、分譲方法は公募を行い、提出された事業計画を選定委員会において審査した上で、分譲先を決定したいと考えている。経営内容が健全で安定した企業活動を継続していることはもとより、公害防止対策が確立され、良質な環境を維持できることや、製造品出荷額等の増加や雇用創出が期待できること、また特別評価事項として、SDGsの推進など本県の産業振興に資する取組や事業継続のために、津波浸水想定区域からの移転の場合に加点するなどの項目による審査を考えているとの説明がありました。

委員から、選定委員のメンバーについて質疑がありました。執行部からは、選定委員のメンバーとして、弁護士、会計士、社会保険労務士、金融機関及び県市の関係者を考えているとの答弁がありました。

別の委員から、特別評価事項として説明のあった項目以外に加点となるものはあるのかとの質疑がありました。執行部からは、企業側からアピールポイントがあれば申請いただき、審査を行う考えであるとの答弁がありました。

別の委員から、県内企業を優先するといった配慮は評価項目にはならないのかとの質疑がありました。執行部からは、県内、県外を問わず、

公平性を持って審査を行う方向で考えているとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、園芸用ハウス等リノベーション事業費補助金について、執行部から、既存ハウスの内部設備に加えて、ハウス本体を高度化することで生産基盤の強化を図るとともに、I o Pクラウド、SAWACHIの利用拡大に向けて、環境制御装置等の導入を支援しているとの説明がありました。

委員から、補助対象に露地圃場における環境制御装置の導入が含まれているが、露地圃場におけるSAWACHIへの接続はどのくらい進んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、露地圃場のSAWACHI登録者はかなり少ない。ただ、SAWACHIでは、気象データや市況などいろいろな情報発信をしているので、露地栽培でも活用していただけたらと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、中山間地域における通信費のコストを下げしていく工夫が必要であると思うが、中山間地域でSAWACHIを使おうとした場合の状況はどうかとの質疑がありました。執行部からは、通信費用は農家の負担で運営していくことになっているので、どうしても月額1,000円余りの通信費負担は必要となる。中山間地域でも市町村とも協力し、やる気のある農家をインターネットでつないで、SAWACHIを活用していただくという取組はしっかり進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第22号「高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案」について、執行部から、職員の処遇改善により有能な人材を確保、定着させ、園の管理運営スキル、ノウハウを確実に承継していくこととしているとの説明がありまし

た。

委員から、具体的にどういう処遇改善を実施していくのかとの質疑がありました。執行部からは、賞与や給与の増額などを考えているとの答弁がありました。

委員から、職員が定着し、活躍できるよう、組織の充実を図っていただきたいとの意見がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第23号「田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定に関する議案」について、執行部から、ホームページへの掲載や県公報での告示など、公募により募集を行ったところ、すくも湾漁業協同組合1者から応募があり、候補者選定委員会における審査の結果、すくも湾漁業協同組合が候補者として選定されたとの説明がありました。

委員から、すくも湾漁業協同組合については、組合員の資格審査の問題が発生しているが、指定管理者の指定を受けるに当たって問題は生じないのかとの質疑がありました。執行部からは、現行の指定管理協定では法令違反があった場合は取消しをすることができることになっているが、漁協としては組合員の資格審査を適正に行うよう改善する意思を示し、取り組んでいることから、この問題をもって直ちに指定管理者としてふさわしくないという判断には立っていないとの答弁がありました。

別の委員から、施設の修繕について、小規模修繕と大規模修繕をどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、100万円を超える大規模修繕は県が実施し、それ以下の小規模修繕は指定管理者が行っていくことになっているとの答弁がありました。

委員から、100万円以下の修繕は指定管理者が行うことになるので、小規模修繕を行わずに放置することで結局大規模な修繕になってしまう

ということにならないように目配りをしてもらいたいがどうかとの質疑がありました。執行部からは、年2回モニタリング点検を行っている。その際に地元からの要望や機械の不備、不具合が出てくることもあるので、指定管理者と常に協議をしながら施設の管理を行っていききたいと考えているとの答弁がありました。

最後に、当委員会が所管する農業振興部、水産振興部において、会計検査院の検査の結果、指摘を受けた事案の説明がありました。当委員会として、今後こうしたことが発生しないよう再発防止に取り組むことを要請しました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（弘田兼一君） 上治堂司産業振興土木委員長。

（産業振興土木委員長上治堂司君登壇）

○産業振興土木委員長（上治堂司君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案、第6号議案、第24号議案、第25号議案、第27号議案から第29号議案、以上8件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、観光振興部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、バリアフリー観光相談事業等委託料の債務負担行為について、執行部から、バリアフリー観光に関する相談窓口を設置し、きめ細かな情報提供を行うことで、高齢者や障害者など、誰もが安心して高知県観光を楽しめる受入れ環境を整え、満足度の向上とさらなる誘客につなげるものであるとの説明がありました。

委員から、相談者の要望に応えられなかったような事例について、現場にフィードバックして改善につなげているかとの質疑がありました。執行部からは、相談があった事例については、事業者や施設管理者に全てフィードバックを実施しており、バリアフリーのエリアを広げていくよう取り組んでいるとの答弁がありました。

別の委員から、車椅子の前輪を持ち上げて不整地でのスムーズな移動を可能にする牽引式車椅子補助装置を障害のある方に幅広く利用していただけるよう、相談窓口だけでなく主要な観光施設にも備えていただきたいとの要望がありました。

次に、訪日外国人観光客の満足度を高めるための受入れ環境整備についてであります。

委員から、これからクルーズ船だけでなく外国人の個人旅行が増えてくる中で、旅行者満足度を高めるためにどのような方向性で取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、個人客を呼び込める観光地になることが重要であり、新たな観光戦略であるどっぷり高知旅キャンペーンにより受入れ環境の整備を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、のいち動物公園管理運営委託料の債務負担行為及び第24号「高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案」について、執行部から、施設利用者へのサービスの向上と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入して、のいち動物公園の管理運営業務を委託しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、SNSを活用した新たな入園者確保等の取組は大変評価できる。さらなる磨き上げをしていく中で、設備投資が必要となるようなサービスの向上について、議論は行われてい

るのかとの質疑がありました。執行部からは、のいち動物公園は開園から30周年を迎え、再整備方針の策定を進めており、10年間の施設改修をどのように進めていくのか検討している。また、未開設エリアについては、自然を体験できるよう整備ができないか検討する予定であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、今回の指定管理者は公募を行わないこととしているが、5年後の選定方法はどのようになるのかとの質疑がありました。執行部からは、日々緊張感を持って管理運営に従事していただくため、今回と同様に、都市公園等指定管理者審査委員会で評価していただくことを考えているとの答弁がありました。

次に、高知新港コンテナ利用促進事業費補助金について、執行部から、2社による3航路体制となったことにより、高知新港の利便性は大きく向上した。この体制を維持するため、必要な貨物が集まるまでの一定期間、新規船社に対する支援を強化するものであるとの説明がありました。

委員から、航路を維持するためにはどのような課題があり、解決の見通しはあるのかとの質疑がありました。執行部からは、輸出貨物量は目標を超えて順調に進んでいるが、輸入貨物量は目標の2割弱と苦戦している。来年にはある程度の輸入貨物量が確保できる見通しはあるが、引き続き民間事業者とも協力して精力的に営業活動を行っていききたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

産業振興推進部についてであります。

事業者へのHACCP支援について、執行部から、平成30年の食品衛生法の改正により漬物製造業、水産製品製造業等が新たな営業許可業種に位置づけられ、事業を継続するためには令和6年5月31日までに営業許可を取得する必要がある。県内の市町村において、事業者が営業

許可を取得するために必要な加工場の改修費などに係る費用を支援する際、県も協調して支援することで、地域の事業者のなりわいや産業の下支えを図ることとしているとの報告がありました。

委員から、営業許可を取得していない事業者がどの市町村にどの程度いるのか分からない状況では、事業者を支援する予算措置ができない市町村もあるのではないのかとの質問がありました。執行部からは、今後事業者の市町村分布を把握した上で、該当市町村には県の支援制度の周知徹底を図り、柔軟な予算措置を取ってもらえるように促していききたいとの答弁がありました。

別の委員から、高齢の事業者に支援制度を活用してもらうためには、より踏み込んだ取組が必要ではないのかとの質問がありました。執行部からは、市町村等と連携して、説明会の開催や申請書の作成を支援するなどの伴走支援に取り組んでいききたいとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、営業許可を取得するためには講習会を受ける必要があると思うが、講習会場までの移動が大変な事業者もいると聞くので、ソフト面での支援も必要ではないのかとの質問がありました。執行部からは、関係機関と連携し、地域の公民館など高齢者の方が参加できるような場所での開催を検討していききたいとの答弁がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

中山間地域再興ビジョン素案について、執行部から、中山間地域の10年後の将来ビジョンと、4年間のアクションプランで構成した素案を作成した。中山間地域の再興に向けては、市町村はもとより、地域の皆さん、地域の事業者の皆さんと県が目指す姿や目標を共有し、一体となって取り組んでいくことが何よりも重要であるこ

とから、中山間地域再興ビジョンの実行に当たっては、官民協働、市町村との連携・協調の下、全力で取り組むこととしているとの説明がありました。

委員から、中山間地域再興ビジョンの推進体制を構築していくためには、市町村がエンジンとなってビジョンを回してもらう必要がある。市町村にも司令塔となる担当窓口を設置してもらい、主体的に取り組んでいただくことが重要ではないかとの質問がありました。執行部からは、市町村とのさらなる連携・協調を進めていく上で、市町村においても全体の取組に責任を持って対応する担当窓口を設置いただくよう促していきたいとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（弘田兼一君） 明神健夫総務委員長。

（総務委員長明神健夫君登壇）

○総務委員長（明神健夫君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案については、修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。続いて、第2号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第15号議案、第16号議案、以上6件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決し

ました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、東京事務所の賃借料等の債務負担行為について、執行部から、令和6年度から令和9年度までの4年間の賃貸借契約の更新に係る費用であるとの説明がありました。

委員から、東京事務所を都道府県会館に設置する場合と、現在の場所に設置する場合との、それぞれの利点等についてどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、都道府県会館は中央省庁エリアと隣接しており、国からの情報収集や県の情報発信等においてメリットがあるが、現在の場所はJR山手線や地下鉄へのアクセスがよく、企業訪問等、産業振興支援において利便性が高いことから、現在の場所が最適であると判断しているとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、市町村立学校校務支援システム運用保守等委託料の債務負担行為について、執行部から、令和2年度から市町村立学校で導入されている統合型校務支援システムについて、令和6年度から令和10年度まで継続利用するための契約更新に係る費用であるとの説明がありました。

委員から、今の時代においてはシステム等による校務支援が不可欠となっている。デジタル化により教員の働き方改革を後押しするとともに、確保された時間を教員が児童生徒や保護者と接するために活用してほしいとの意見がありました。執行部からは、システムの活用によって業務の効率化を図り、空いた時間を教員の本来の業務に充てることが主な目的であり、今後も市町村と連携し、システムの活用を推進して

いくとの答弁がありました。

別の委員から、県立学校校務支援システムの運用保守についても同一の事業者が受託しているが、市町村立学校校務支援システムとの統合や、運営保守委託の契約を一つにまとめる等の考えはあるかとの質疑がありました。執行部からは、両方のシステムを同一の事業者が運用保守していることで、双方のデータ連係がしやすい等のメリットがある。今後、契約の更新時期を見計らいながら、システムの統合や契約の一本化等についても可能性を検討するとの答弁がありました。

別の委員から、指導要録など、個人情報を含む情報の管理が重要になると思うが、保管を電子データと紙のどちらで行うかについて、どのような指針の下で市町村への指導等を行っているかとの質疑がありました。執行部からは、情報の保管方法については各自治体が判断することとしているが、県としては、デジタル化による効率化について積極的に周知した上で、電子データによる保管を促していくとの答弁がありました。

次に、基礎学力把握検査等委託料の債務負担行為について、執行部から、県立学校の生徒の学力状況を確認し、教員の指導改善につなげるため、年2回の学力定着把握検査の実施と結果分析を委託するための費用であるとの説明がありました。

委員から、例えば1年生の場合、入学試験が行われた後すぐに検査が行われるなど、生徒にとって負担が大きい。また、全県的に統一して行うのではなく、個々の学校で判断し実施するのがよいのではないかとの質疑がありました。執行部からは、生徒にとって一定の負担はあるが、検査の実施は全校の学力状況の把握や教員の指導改善において必要なものである。また、全国で一定数の生徒が受ける検査であるため、

全国的な指標を基に学力の定着状況を把握する上で重要なものであるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

総務部についてであります。

会計検査院の現地検査の結果について、執行部から、平成29年度、平成30年度及び令和2年度の地方創生推進交付金を活用した補助事業で、補助先の市町村が県からの補助金と国の交付金を重複して充当し、県と市町村の合計交付金額が国の定める補助率を超過したことがあることなどが判明した。当該事案については、令和5年度中に県から国に対して交付金の返還手続を行うとの報告がありました。

委員から、市町村が国と県の補助金を重複して充当していたことについて、県だけで返還するのは適切ではないのではないかとの質問がありました。執行部からは、事例ごとに判断することになるが、今回は、市町村への補助を総括的に取りまとめる立場として、県からの注意喚起に不十分な点があったこと等を勘案し、県が返還を行うこととしたとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



討 論

○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

第14号議案に関し、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

33番細木良議員。

（33番細木良君登壇）

○33番（細木良君） 日本共産党県議団を代表し、第14号「高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案」に対し、反対の立場から討論を行います。

改正案は、2030年度を目標に、県内市町村の保険料水準の統一を目指すもので、具体的には市町村から県への納付金の算定において医療費水準の地域差を反映させないためのものです。つまり、これまで各市町村が健診の充実、いきいき百歳体操や人との交流の促進など健康づくりに努力し、結果として医療費を抑制し、保険料・税負担の軽減に努力してきた取組、また国や県としても、その成果に応じて財政支援をしてきた取組と違い、医療費の多寡にかかわらず、負担を同じにするというコンセプトが変わることを意味します。

また、1人当たりの調定額を見ますと、2022年度の県平均は9万2,392円ですが、平均以下は四万十市の6万9,592円、土佐清水市8万5,668円、宿毛市7万7,734円など25自治体にも及び、医療費が低かった自治体では、大幅な負担増によって暮らしを直撃することになります。

このように、今回の改正は制度の大きな改変であり、大幅な負担増となる住民が多数存在するにもかかわらず、その具体的内容はほとんど県民に知らされておらず、市町村長が基本方針を確認したからといって県議会が条例改正を認めることは、主権者たる県民をないがしろにすることであり、到底容認できるものではありません。保険料を現在の水準からどのように変更するのか、説明責任を市町村に任せていることも問題です。

県がやるべきは条例改正ではなく、まず県民に県の考えを説明し、1回限りのパブリックコメントではなく、しっかりと意見を聞くところから始めるべきだと県の姿勢を正すことが県議会の役割ではないでしょうか。

また、健康づくりを通じて、結果として医療費を抑制するインセンティブをどう確保するのか、努力してきた医療・介護、住民組織の方々にどう説明するのでしょうか。

条例改正についての県の説明資料には、規模の小さな市町村では高額医療費の発生に伴い財政運営が不安定になると理由を示していますが、そもそも保険財政共同安定化事業の全医療費拡大の際には、医療費水準の差は半分を反映する、高額医療費については80万円を超える医療費については県内市町村のプール会計で対応し、医療費抑制のインセンティブの確保と小さな自治体の財政の安定化に配慮する設計となっていました。

それを県単位化の際に、医療費水準の差を全額反映する、高額医療費のプール会計対応を420万円以上に引き上げ、小さな自治体の財政運営に困難が増すように制度改定を進めた結果がもたらしたものであり、小さな自治体の財政の不安定化は、保険料水準の統一の根拠にはなり得ません。まず、高額医療費のプール会計制を従来水準に戻すことに着手すべきです。

また、財政安定化基金とは別に、保険料水準の統一後に保険料が上がる自治体の激変緩和に使うため、40億円を財政調整基金にため込んでいます。まだ決定もしていない保険料水準の統一に備え、県民に過度の負担をひそかに強いるなどあってはならないことです。

そもそも激変緩和というなら、上がる場所も下がる場所も同じように対応すれば、新たな財源は要らず、40億円は物価高で苦しむ県民の負担軽減に使えるわけで、高知県市長会もその活用を求めています。この点でも順序が間違っています。

高知県市長会は今年10月、2030年度統一保険料の推計値が現行の保険料率と乖離が大きい、あまりにも高い、低所得層への影響は必至であ

ると懸念を表明しています。

国民健康保険は国民皆保険の基盤であり、憲法第25条で定められた、健康で文化的な最低限度の生活を医療面から支える極めて重要な制度ですが、年金生活者や非正規の労働者、フリーランスなどが加入者の主体となり、収入が低く、病気にかかりやすい年代が集中していることから、保険料、保険税の負担が被用者保険に比べて極めて高いという構造的な問題を抱えています。

所得に対する保険料負担は、事業主負担を考慮すると、国保は他の被用者保険の3から4倍となり、滞納世帯が1割近くに上るなど、暮らしを圧迫しています。さらに、子供が生まれると保険料が増える、傷病手当金と出産手当金がないなど被用者保険と大きな格差を抱えています。

こうした構造的な問題の解決には公費、特に国庫負担を増やす以外に抜本的な解決の道はありません。全国知事会は、1兆円規模の公費負担増によって協会けんぽ並みに保険料を引き下げのべきと要請してきましたが、今県議会に求められているのは、知事、市町村長とも力を合わせ、県民の暮らしを守るために、国庫負担の抜本的な増額を求め、県民運動、さらに国民運動の先頭に立って奮闘することではないでしょうか。

手続的にも内容的にも県民不在の条例改正には、待ったをかけるのが県議会の責務であることを重ねて訴えて、討論いたします。(拍手)

○議長（弘田兼一君） 12番田中徹議員。

(12番田中徹君登壇)

○12番（田中徹君） 自由民主党の田中でございます。自由民主党を代表いたしまして、第14号議案「高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案」に賛成する立場で討論を行います。

この条例議案は、国民健康保険制度が抱える構造的な課題への対応として、県全体の医療費等を県全体で支えるため、統一保険料を導入するに当たり、必要な規定の整備を行う目的で提案された条例議案です。

国民健康保険は、職場や組合等の健康保険の加入者や、後期高齢者医療制度の加入者以外の方の医療保険であり、国民皆保険制度の最後のとりでと言われています。加入者は、自営業やパート、アルバイトの方のほか、退職されている方が最も多くなっています。このため、年齢構成が高く医療費水準が高い一方で、所得水準の低い方が多いという構造的な課題を抱えています。

また、医療費水準などにより市町村ごとに保険料の水準に格差が生じていることや、小規模な国保では高額な医療費が発生した場合に財政運営が不安定になるといった実態があります。

こうした状況の中、本県における国保の加入者数の推移を見ますと、平成22年度は22万人余りであった加入者数が、令和2年度には16万人余りまで減少しています。この10年間で約6万人、約26%の減少となっており、県の推計では、さらに令和12年度に向けて令和3年度からの10年間で4万人余り、約26%の減少が見込まれるなど、今後もこの傾向は続く見込まれています。このため、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模な国保が今後ますます増加していくことが見込まれています。

加入者相互の支え合いの仕組みである国保では、制度の運営においては規模が大きいほど運営が安定し、逆に規模が小さいほど運営が不安定になります。このため、今後さらに人口減少が進むと、高額医療の発生等により、小規模な国保では保険料が急激に上昇するリスクや、市町村間の保険料格差が拡大することが予想されます。そこで、こうした事態を避けるための対

応を最優先に行っていく必要があります。この国保の構造的な課題は全国的な課題であり、国において国保制度の運営の安定化を図るための制度改革を進めています。

平成30年度からは、各市町村が行っていた国保の財政運営については県が責任主体となり、市町村はこれまでと同様に保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業等を担うこととされました。こうした新たな国保制度がスタートしたことにより、市町村は県に国保事業費納付金を納める一方で、県は各市町村の保険給付費の全額を交付することとなり、これまでに比べると国保の安定的な運営が可能となっています。

しかしながら、市町村ごとの医療費の状況が保険料に反映される仕組みが残っていることから、小規模な国保では医療費の急激な上昇と連動して保険料負担が急増し財政運営が困難となるリスクや、市町村間の保険料水準の格差がさらに拡大する懸念は従来のみならずあります。

このような本県の国保の課題に対応し、持続可能性や被保険者間の公平性を確保するために、執行部は繰り返し繰り返し市町村と丁寧に議論を重ねてきたと承知しています。そして、令和4年8月には、「県内国保の保険料水準の統一に向けた知事・市町村長会議」を開催し、令和12年度を目標に県内国保の保険料水準の統一を進めていくことについて、知事と県内全市町村長とで基本方針として合意しています。

この県内国保の保険料水準の統一は、これまで市町村ごとの加入者が支え合っていたものを、県全体の加入者で支え合う仕組みに転換するものであり、小規模自治体が多く、今後も人口減少が進んでいくと見込まれる本県にとって必要不可欠であり、急がれる対応です。

他方で、この基本方針を取りまとめるに当たっては、市町村によって国保を取り巻く状況等が異なる中、様々な御意見をいただいたとお聞き

しています。このため、この基本方針には令和12年度の保険料水準の統一を目指す上での条件や要望とも言える内容が数多く盛り込まれています。

まず、早期の保険料水準統一を求める意見がある中、市町村ごとの実情に配慮しつつ、被保険者負担の急激な変動を抑制するために、令和6年度から6年間の経過措置期間を設けています。あわせて、統一に伴い負担が増加する市町村に対しては、一定の基準を設けた上で、県の基金を活用した激変緩和措置を講じるとしています。

また、収納率の向上や、市町村ごとの医療費水準の平準化などに向けて、データ分析等に基づく効果的な保健事業の実施等による医療費の適正化に取り組むとしています。そして、こうした市町村からの意見等を踏まえた取組が適切かつ着実に実施されていることを確認するために、令和8年度を目途に取組の中間確認を行い、場合によっては統一の目標年度を含む取組の見直しについて検討するとしています。

この基本方針には、地方分権の観点からは市町村ごとの運営が望ましいと考えることもできるが、人口減少等に対応するために、より大きな枠組みを構築し、安定的な運営を目指していく必要がある、このため、県及び市町村は一つの共同体としての意識を持ち、将来における被保険者全体の利益という視点に立って取組を進めていく旨が示されています。まさに将来を見据え課題を共有し、取組状況を確認しながら課題を克服していこうという思想であり、推進していくべきものと考えます。

そして、今月県が市町村等の御意見をお伺いしながら策定した第3期高知県国民健康保険運営方針において、改めて令和12年度を目標に県内国保の保険料水準の統一を目指すこととされたところと

今議会で執行部から提案がありました第14号議案は、これらの動きに沿ったものであり、適切なものと考えます。目の前に迫った課題への対応を先送りすることは、行政としてかえって無責任とも言えます。

また、厚生労働省は本年10月に保険料水準統一加速化プランを策定し、保険料水準の統一をなるべく早期に達成というスケジュールを示しています。こうした全国的な動きもある中で、小規模な国保が多く、全国に先行して人口減少・高齢化社会に突入している本県では、国保制度の持続可能性を高めるための取組を全国に先駆けて進めていく必要があります。

さきにも述べましたように、執行部はこれまで市町村等と丁寧に議論や協議を重ねてきており、いただいた御意見に対してもしっかりと受け止め、真摯に対応してきていると思います。今後も県におかれましては、市町村と共に保険料水準の統一の意義等の広報を通じて、国保加入者の皆様の御理解をいただき、不安を払拭しながら丁寧に進めていくことを併せて要望しておきます。

以上のことから、今議会で執行部が提出をしております第14号議案「高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案」は賛成すべきものと考えます。何とぞ同僚議員各位の御賛同をいただけますようお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。



採 決

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告の

とおりに決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第13号議案まで及び第15号議案から第29号議案まで、以上27件の議案を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 全員起立であります。よって、以上27件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第14号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願の採決に入ります。

まず、請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第1—2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」

の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決(第30号—第32号)

○議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お

手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末250ページに掲載〕

○議長(弘田兼一君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第30号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」から第32号「高知海区漁業調整委員会の委員の任命についての同意議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田省司知事。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第30号議案は、高知県教育委員会委員の平田健一氏の任期が今年31日をもって満了いたしますため、新たに池康晴氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

次に、第31号議案は、高知県収用委員会委員の西原眞一氏と山下訓生氏の任期が今年31日をもって満了いたしますため、新たに高橋隆氏と長山育男氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

次に、第32号議案は、高知海区漁業調整委員会委員として新たに柴田孝夫氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますよ

うお願い申し上げます。

○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、
質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに
採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めま
す。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第30号「高知県教育委員会の委員の任
命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の議員の起立を
求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 全員起立であります。よっ
て、本議案に同意することに決しました。

次に、第31号「高知県収用委員会の委員の任
命についての同意議案」を採決いたします。

まず、高橋隆氏を高知県収用委員会の委員に
任命することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 全員起立であります。よっ
て、高橋隆氏を収用委員に任命することにつ
いては同意することに決しました。

次に、長山育男氏を高知県収用委員会の委員
に任命することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 全員起立であります。よっ
て、長山育男氏を収用委員に任命することにつ
いては同意することに決しました。

次に、第32号「高知海区漁業調整委員会の委
員の任命についての同意議案」を採決いたしま
す。

本議案に同意することに賛成の議員の起立を
求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 全員起立であります。よっ

て、本議案に同意することに決しました。



議案の上程、採決（議発第2号 条例議案）

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元
にお配りいたしてあります。その提出書を書記
に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第2号 巻末251ページに掲載〕

○議長（弘田兼一君） 日程第2、議発第2号「高
知県議会委員会条例の一部を改正する条例議
案」を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案については、
提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を
省略し、直ちに採決することに御異議ありませ
んか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めま
す。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「高知県議会委員会条例の一部を
改正する条例議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の
議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 全員起立であります。よっ
て、本議案は原案のとおり可決されました。



高知県選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（弘田兼一君） 日程第3、高知県選挙管
理委員及び同補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙は、議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、この選挙は、議長の指名推選によることに決しました。

高知市	高野 亜 紀 氏
吾川郡いの町	田 中 庄 司 氏
高知市	中 川 香 代 氏
高知市	宮 上 佳 恵 氏

を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を、高知県選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、以上の方々が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙は、議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、この選挙は、議長の指名推選によることに決しました。

補充の順位第1位

須崎市	中 村 知 佐 氏
-----	-----------

補充の順位第2位

高知市	山 崎 由 幸 氏
-----	-----------

補充の順位第3位

吾川郡いの町	橋 本 和 紀 氏
--------	-----------

補充の順位第4位

高知市	南 鷹 博 氏
-----	---------

を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を、ただいま申しあげました補充の順位をもって、高知県選挙管理委員の補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、以上の方々が、ただいま申しあげました補充の順位をもって、選挙管理委員の補充員に当選されました。



議案の上程、採決(議発第3号—議発第7号 意見書議案)

○議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第3号から議発第7号 巻末256～
268ページに掲載〕

○議長(弘田兼一君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第3号「政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書議案」から議発第7号「森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書議案」まで、以上5件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第3号「政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書議案」から議発第7号「森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書議案」まで、以上5件を一括採決いたします。

以上5件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 全員起立であります。よって、以上5件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決(議発第8号 意見書議案)

○議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第8号 巻末271ページに掲載〕

○議長(弘田兼一君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第8号「持続可能な社会保障制度の確立に向けた適切な財源確保を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員

会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第8号「持続可能な社会保障制度の確立に向けた適切な財源確保を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第9号—議発第10号 意見書議案)

○議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第9号、議発第10号 巻末273～276ページに掲載〕

○議長(弘田兼一君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第9号「政治資金規正法の抜本的改正を求める意見書議案」及び議発第10号「政治資金規正法の改正も含めた再発防止を求める意見書議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

35番岡本和也議員。

(35番岡本和也君登壇)

○35番(岡本和也君) 議発第9号「政治資金規正法の抜本的改正を求める意見書議案」に賛成の立場で討論を行います。

今年の漢字は、京都市に本部がある日本漢字能力検定協会が一般から募集した中から一番多かった、税が選ばれました。発表した清水寺の森貫主は、国民がシビアに税の行方を見ていると感想を述べています。

国民の暮らしは大変です。4年越しのコロナ禍での経済の停滞の上に、失敗したアベノミクスでの大胆な金融緩和による円安や、ウクライナへのロシアの侵略などが原因の異常な諸物価の高騰に、燃料や電気代の値上げ、さらに社会保障の増税、年金や給与は思ったように上がらない。電気料金の値上げでエアコンをかけることができない、これでは生きていけない。国民の悲痛の声です。

このような国民の暮らしの中、税の集め方、使い方に注目が集まったことが今回の漢字、税に表れています。まさにその税の集め方、使い方を決める国会議員、政治家が政治資金パーティー券をめぐって国民の信頼を裏切る行為を続けていたことが明らかとなっています。

連日の報道にもあるように、自由民主党の主要5派閥が政治資金パーティー券の収入につい

て、販売ノルマの超過分を所属議員にキックバックし、収支報告書に記載していなかった問題です。最大派閥である安倍派の不記載は2022年までの5年間で5億円規模、二階派は同じく約1億円を記載していない疑いがあり、東京地検特捜部が両派閥に対し強制捜査に入りました。

その規模、継続性から裏金をつくる目的で組織的に続けられていたことが強く示唆されており、本件の全容解明、またこの裏金が何に使われたのか徹底した解明が求められます。特捜部は松野前官房長官ら派閥の幹部に任意聴取するなど事態の進展を行っており、この裏金づくりに政治家、国会議員である派閥幹部の関与があったのが大きな焦点となっています。

そもそもなぜこのような問題が起こったのか、そこには政治資金規正法の抜け道の問題が指摘されています。現行の政治資金規正法は、政治家個人に対する企業、団体による献金または寄附は禁止しています。しかし、政党に対するものは温存し、また寄附よりも公開義務が緩く透明性が低いパーティー券の購入という形では、事実上の企業・団体献金が容認され、抜け道となっていると、かねてから指摘されてきました。この問題を放置してきたことが今回の事態の根幹にありました。

今回問題になったパーティー券収入は、建前こそ事業収入ですが、収入から開催経費を引いた利益率は最大で9割と軒並み高く、收容人員を大きく超える枚数を販売するなど、実態として寄附であることは疑いようがありません。パーティー券が寄附よりも公開義務が緩いことで、誰がパーティー券を購入したか収支報告で記載されているものは2割程度にとどまり、その中身が不透明なブラックボックスと化しています。

企業・団体献金の問題点は、国民が主権者の政治参加として行う個人献金とは性質が異なり、営利を目的とする企業や業界団体による政治献

金は、見返りを求める賄賂的性格を逃れられないということです。企業・団体献金が個人の力を超える巨大な財力により政治を左右し、民主主義を不当にゆがめてきたことは、これまでに繰り返されてきた政治汚職事件が証明しています。

また、失われた30年と言われる賃金が上がらないなど経済停滞にあつて、政治による大企業への優遇税制などが続けられた結果として、大企業での内部留保は何と510兆円という空前の規模で積み上がっています。ここにも大企業の利権という影響力が見てとれます。この企業、団体が持つ巨大な資金が政治をゆがめるという根本問題にメスを入れなければ、失墜をした政治への国民の信頼を取り戻すことはできません。

本意見書は、実質的な企業・団体献金であるパーティー券を寄附と位置づけて、加えて企業・団体献金そのものを全面禁止することで政治資金の公平性を確保することを求めています。共同通信社の世論調査では、政治資金疑惑をめぐり、パーティー券収入の過少記載を刑事告発された自民5派閥の説明が不十分だと思うか尋ねたところ、不十分だが86%に達し、政治家を信用することができないとの厳しい声が国民から寄せられています。

国民の政治への信頼を取り戻すためにも、高知県議会として明確な意思を示すことが必要です。本意見書への賛同を求めまして、討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(弘田兼一君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議発第9号「政治資金規正法の抜本的改正を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 起立少数であります。よつて、本議案は否決されました。

次に、議発第10号「政治資金規正法の改正も含めた再発防止を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 全員起立であります。よつて、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第11号 意見書議案)

○議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第11号 巻末278ページに掲載〕

○議長(弘田兼一君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第11号「自衛官の命を守る観点から、自衛隊へのオスプレイ配備の見直しを求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よつて、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

31番坂本茂雄議員。

（31番坂本茂雄君登壇）

○31番（坂本茂雄君） ただいま議題となりました議発第11号「自衛官の命を守る観点から、自衛隊へのオスプレイ配備の見直しを求める意見書議案」について、提出会派を代表いたしまして、賛成の立場から討論させていただきます。

今回このような意見書を提出せざるを得なかった背景には、これまでオスプレイという垂直離着陸輸送機の開発段階から実戦配備後の過程で、アメリカ兵が57人も死亡しているにもかかわらず、我が国の上空を44機のオスプレイの飛行が放置されている中で、11月29日、鹿児島県の屋久島沖において、アメリカ軍横田基地に所属するCV22オスプレイが墜落し、搭乗員8名の死亡が確認されたことがあります。

米空軍特殊作戦司令部は、今回の屋久島沖での墜落事故を受け、機体そのものの問題が事故につながった可能性を示唆しているとして、世界に配備している全ての種類のオスプレイの飛行を停止しました。

現在、日本国内には、アメリカ空軍6機、アメリカ海兵隊24機、陸上自衛隊14機の計44機が配備されており、このうち陸上自衛隊についてはさらに3機を調達し、計17機の配備を予定しています。暫定配備されている木更津駐屯地から、2025年の佐賀空港へのオスプレイ配備に向けた空港整備工事は今年6月に着工し、2025年6月末に完成させるため突貫工事が行われています。

一方で、反対する漁業者の皆さんは、オスプレイの墜落事故が幾度となく発生している現状を指摘し、昼夜を問わずに漁業者が活動してい

る有明海海上で事故が起きた場合、生命、身体に危険が及びかねない上、直接事故に巻き込まれなくても漁業に深刻な影響を及ぼす、不安は漁業者全体が抱えている問題であることから、新駐屯地建設工事の差止めを求めた仮処分の訴えを起こしているのです。

そもそも危険極まりない欠陥構造のオスプレイであるにもかかわらず、ボーイング社が2007年から2018年頃にかけて、海兵隊向けのMV22オスプレイの複合材を製造する際、国防総省が定めた強度に関する検査を実施せず、製造基準を遵守していなかったことも米司法省は指摘しており、この期間に納入されたオスプレイ80機以上に影響があったとされています。

AP通信は、複合材表面の均一の分子結合には一定の温度が必要であり製造基準が遵守されていない場合、強度等を損ない、構造破壊につながる可能性があるとして指摘しています。まさに、このことを見たときに、地上を走る自動車の安全性を支える認証試験をないがしろにし、全車種の出荷停止を迫られたダイハツの事態と比較しても、空を飛ぶオスプレイが国防総省が定めた強度に関する検査を実施せず、製造基準を遵守していなかったとすれば、飛行停止どころか全機撤去するべきではないのかと言わざるを得ません。

米国防総省の研究所でオスプレイの主任分析官を務めたレックス・リボロ氏は2009年6月、米下院の公聴会でMV22オスプレイについて、エンジンが停止した場合に機体の落下によって生まれる風圧でプロペラを回し緊急着陸するオートローテーション、自動回転機能に欠陥があると証言しており、琉球新報のインタビューには、仮に市街地の上空でエンジンが停止する事態が発生したら問題だ、コントロールを失い、どこにでも墜落すると述べ、同機能の欠如について安全性に非常に深刻な穴があると指摘して

います。

オスプレイの事故のたびにパイロットのミスとされることがありましたが、オートローテーション機能の欠陥、エンジンとプロペラをつなぐクラッチが一時的に外れ再びつながるときに衝撃が発生するハード・クラッチ・エンゲージメント、着陸時に巻き上げた砂等をエンジンが吸い込むことで起こる燃焼不良、左右のエンジンが長い翼の両端につけられているため片方のエンジンが停止すれば飛行できないことや、視界不良に悩まされ、機体の再設計をしても問題が修正できない可能性など、多岐にわたる構造的欠陥も指摘され続けてきました。

そして、国内法との関係で見ても、オスプレイは離着陸時に必ずヘリコプターモードにならないにもかかわらず、オートローテーション機能に欠陥があるため、「回転翼航空機は、全発動機が不作動である状態で、自動回転飛行により安全に進入し及び着陸することができるものでなければならない。」という、航空法施行規則附属書第1にある基準を満たしていないこととなります。この基準に当てはまらない航空機は、耐空証明飛行の安全証明を受けられないため、航空法第11条によって航空の用に供してはならないとされています。つまり、本来なら国内法に照らせば違法の疑いが強いのに、日米地位協定により、米軍は日本の国内法を無視して、違法状態であるにもかかわらず運用がされているのです。

アメリカ国防総省は当初、アメリカ国外から400から600機の受注を見込んでいましたが、イスラエルなどオスプレイ導入に高い関心を示していた国が導入を見送り、実際に外国に売れたのは日本の17機のみで、1機当たりのコストも約130億円に膨らみ、ついには2026年を目途に生産ラインが閉鎖される見通しとなりました。墜落を繰り返す欠陥機オスプレイが、あらゆる問

題点を抱えながらも抜本的な改修ができない中で、いつ墜落事故が起きても不思議でないオスプレイが上空を飛んでいる限り、地上に住む私たちは常に生命の危機に直面しているのです。

屋久島沖での事故は、パープルルートと呼ばれる米軍飛行訓練ルート九州・沖縄ルートで起きたもので、高知県など四国を横切るオレンジルートも含め6ルートあり、最低高度60メートルでの飛行が日米合意の下、許されている中、機体に異常が発生した場合、墜落の回避は不可能です。まさにオスプレイの墜落事故は高知県民にとっても我が事なのです。死亡事故の多発は、何よりも運用する自衛官の命を危うくするものであり、世界的にも導入が見送られていること、調達コストが膨らんでいることから、自衛隊へのオスプレイ配備・調達計画の見直しが必要であります。

そして、何よりも防衛装備は国民の命を守るためのものでありながら、乗員だけでなく国民の安全をも脅かすなら本末転倒ではないでしょうか。オスプレイを運用する自衛官の命をはじめ、県民、国民の生命、財産を守るために、陸上自衛隊へのオスプレイ配備を抜本的に見直すよう求める本意見書に対して議員各位の御賛同を心からお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(弘田兼一君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第11号「自衛官の命を守る観点から、自衛隊へのオスプレイ配備の見直しを求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末281ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長（弘田兼一君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長（弘田兼一君） 閉会に当たりまして、一

言御挨拶を申し上げます。

今議会には、国の総合経済対策への対応を図るための令和5年度高知県一般会計補正予算をはじめ、当面する県政上の重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、これらの議案に対し終始熱心な御審議をいただき、おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。

議員各位の格別の御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。また、知事をはじめ執行部の方々並びに報道関係の皆様におかれましては、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

さて、今年を振り返りますと、我々県議会議員にとっては改選の年であり、4月に行われた選挙において新たな県議会の陣容が決まりますとともに、11月には濱田知事が多くの県民の期待を担われ、再選されました。濱田知事の当選を心からお祝い申し上げます。

本県は、新型コロナウイルス感染症の影響から徐々に回復しつつありますが、依然として物価高騰の長期化が県民生活や事業活動へ多大な影響を与えており、一刻も早い影響緩和を図り、今後を見据えた社会経済の構造転換を進めていくことが求められております。また、人口減少対策をはじめ中山間対策や少子化といった困難な課題にも立ち向かっていかなければなりません。濱田知事におかれましては、これまで以上に県民からの負託に応えてくださることを御期待申し上げます。

さて、今年も残り僅かとなりました。議員各位をはじめ執行部、報道関係の皆様におかれましては、一層御自愛の上、皆様お元気で新春を迎えられますよう、また新しい年が県民の皆様にとって希望あふれる明るい年となりますよう心から祈念申し上げまして、閉会に当たっての

御挨拶といたします。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 令和5年12月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和5年度高知県一般会計補正予算をはじめ、高知県税条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員各位には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会は、私にとりましては知事として県民の皆さんから再び信託を賜り、2期目のスタートとなる議会でありました。議員各位からは、2期目に当たっての基本姿勢をはじめ、人口減少対策や中山間地域の再興、子育て支援、教育政策などに関しまして数多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も一層気を引き締め、県勢浮揚に向け邁進をいたします。

2期目の県政運営に当たりましては、共感と前進の基本姿勢をこれまで以上に徹底し、新たな時代の成長の原動力であるデジタル化、グリーン化、グローバル化という潮流も先取りをしながら、県政の進化に果敢に挑戦をしております。

本県において急速に進む人口減少は、地域経済の縮小や中山間地域の衰退といった様々な問題を引き起こしており、その対策に最優先で進まなければなりません。

こうした人口減少対策をはじめとする県政課題に対し、私自身が先頭に立ちまして、第1に、いきいきと仕事ができる高知、第2に、いきいきと生活ができる高知、第3に、安全・安心な

高知という目指すべき3つの高知県像を掲げ、市町村や事業者、そして県民の皆さんと気持ちを一つにして、オール高知で施策を展開しながら、元気で豊かな、そしてあったかい高知県の実現を目指してまいります。議員各位には、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

年の瀬となりまして、何かと慌ただしくなりましたが、議員各位におかれましては御自愛の上、今後とも一層の御活躍をされますことをお祈り申し上げます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



○議長(弘田兼一君) これをもちまして、令和5年12月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時46分閉会